

文部科学省委託事業

「少子化時代に対応した学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究」

令和6年度

**③ 学校の適正規模・適正配置に向けた
都道府県と市区町村の連携の調査研究 報告書**

令和8年3月

株式会社ファインコラボレート研究所

③学校の適正規模適正配置に向けた都道府県と市区町村の連携の調査研究

目次

はじめに	1
第1章 調査研究の概要	3
1 目的	
2 調査研究の範囲	
第2章 調査研究結果の整理	4
1 本調査研究の流れ	
2 都道府県と市区町村の連携の実態	
(1) 全国的な動向の調査, 分析	
(2) 連携状況事例の調査	
(3) 複合化共用化事例の調査	
第3章 様々な課題	29
(1) 各段階毎の課題	
(2) 5つの観点からの課題	
第4章 連携の必要性	46
(1) 課題解決に向けた連携の必要性	
(2) 都道府県と市区町村の意見交換会の例	
(3) 連携の在り方例とその効果	
(4) 複数の連携の組み合わせによる効果	
第5章 さらなる連携	59
(1) さらなる連携	
(2) 公共施設との連携	
(3) 学校に係る総コストの視点	
第6章 まとめ	68

参考資料

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1 アンケート調査結果詳細 | 73 |
| 2 都道府県と市区町村の連携, 複合化共用化事例 | 124 |
| 3 都道府県と市区町村の意見交換会(静岡県)詳細 | 149 |

はじめに

全国の小中学校の児童生徒数は、昭和 57 年度に約 1,753 万人でピークを迎えた後、減少傾向が続き、令和 6 年度には約 920 万人とピーク時から約 48%減少しています。また、令和 6 年の出生数は約 68 万人と統計開始以来過去最低を更新するなど、加速度的な少子化により、今後も児童生徒数の減少が見込まれています。

児童生徒数の減少に伴い、標準規模を下回る学校が増加しており、各自治体では、地域の実情を踏まえ、学校の統廃合、学校施設と公共施設などとの複合化・共用化、小規模校としての存続など、様々な取組が行われていますが、域内に前例が乏しいことから、「検討の進め方」や「参考となる事例」の不足により、「判断に踏み切れない」といった声が全国で共通して存在しています。併せて学校施設の老朽化が進行し、学校施設の改築や改修のタイミングとの検討が必要ななどの課題があります。

このような現在の学校が抱える課題は様々な観点、様々な組織に跨っており、多くの自治体が同じような課題を抱えている状況にあります。これらの課題は、一つの組織、一つの教育委員会内で、一つの自治体で解決できる課題ばかりではなく、首長部局との多角的な連携や、周辺自治体や都道府県を含めた広域的な連携の必要性が増してきています。

特に、都道府県と市区町村との連携については、その重要性や効果が指摘される一方で、「何を連携できるのか」「誰が主導すべきなのか」「どの段階で関わるべきなのか」といった点が明確でないため、具体的な取組に至っていないケースが少なくありません。さらに、都道府県立学校や公共施設との複合化・共用化についても、関心はあるものの、検討の進め方や整理の視点が十分に共有されているとは言い難い状況がうかがえます。

本報告書は、「学校の適正規模・適正配置に向けた都道府県と市区町村の連携の調査研究」の成果を取りまとめたものです。

本事業では、以下の 3 点について情報収集・分析を行いました。

- 1 市区町村における学校の適正規模・適正配置に向けた、都道府県との連携の状況に関する全国的な動向の調査、分析
- 2 市区町村における学校の適正規模・適正配置に向けた、都道府県との連携の状況に関する先進事例の収集、分析
- 3 市区町村立学校と都道府県公共施設(都道府県立学校を含む)との複合化・共用化や連携状況に関する先進事例の収集、分析

さらに、調査結果を基に県と市町との意見交換会を実施し、現場が抱える課題の実情や都道府県との連携・支援に対する意見交換の結果、相互理解が進み新たな連携・支援への進展を把握しました。

本報告書では、以上の調査に基づき、全国的な動向、先進事例、複合化・共用化の状況、市区町村が抱える課題、実務上の連携・支援に対する必要性やその効果などを整理したものです。

今後、学校の適正規模・適正配置や施設の在り方について検討を進める際に、「同じ課題を抱える自治体が他にもある」ことを認識し、都道府県と市区町村がそれぞれの役割を踏まえながら、市区町村の抱える複数の課題に対して連携して対応することで生まれる大きな効果を得ることを期待するものです。

令和 8 年 3 月

第1章 調査研究の概要

1 目的

本業務は、人口の少ない地方部を中心に、市区町村単独では学校の設置・運営や再編への対応が困難となる状況を踏まえ、学校の適正規模・適正配置に向けて、都道府県がどのように関与・支援し、市区町村と連携しているのかについて、都道府県と市区町村の連携の在り方や具体的な取組の実態を整理し、今後、学校の適正規模・適正配置に関する検討を進める自治体にとって参考となる基礎的な知見を提供することを目的とします。

2 調査研究の範囲

- (1) 調査研究は、全国の都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会等を対象とし、学校の適正規模・適正配置の検討に関連して実施されている、都道府県と市区町村の連携に関する取組を調査の範囲とします。
- (2) 調査対象とする主な内容は、学校再編や小規模校対策、学校施設の整備・改修、学校施設と公共施設との複合化・共用化、教職員配置や専門人材の活用、財政的支援等に係る、都道府県と市区町村の連携の状況とします。
- (3) 調査は、全国アンケート調査、自治体へのヒアリング調査、都道府県と市区町村による意見交換会の実施状況の整理に加え、各自治体が策定している計画・方針・ガイドライン等の既存資料の整理・分析により行います。
- (4) これらの調査研究を通じて、連携の内容や実施状況、課題及び効果を多角的に把握し、全国的な動向の整理、具体的な事例分析並びに、連携における課題や効果及び今後必要な、さらなる連携の方向性の検討につなげます。

第2章 調査研究結果の整理

1 本調査研究の流れ

本調査研究では、まず全国の市区町村教育委員会及び都道府県教育委員会を対象に、Web形式によるアンケート調査を実施しました。調査では、基礎情報に加え、都道府県と市区町村の連携状況、学校施設の複合化・共用化、学校以外の公共施設との複合化・共用化について、取組内容、働きかけ、効果、課題、並びに実施していない理由や促進策を把握しました。

その結果、連携や複合化・共用化の取組が限定的にとどまっている自治体も一定数確認されました。あわせて、取組が進んでいない自治体についても、その要因を把握し、複数の部局・組織にまたがる調整の難しさ等を含め、検討段階毎の課題を整理するとともに、5つの観点から整理を行いました。

次に、アンケート結果を踏まえ、1)具体的な効果が確認できること、2)具体の学校名等が把握できること、3)公表資料等から取組状況が確認できることを条件として事例を抽出しました。抽出に当たり、連携事例を10件程度、施設の複合化・共用化事例を各2～3件程度選定しました。

これらの自治体に対し、メールによる事前調査を行った上で、オンラインまたは電話によるヒアリング調査を実施しました。その結果、連携事例6件、複合化・共用化事例5件について詳細な聞き取りを行い、事例として整理しました。

アンケート及びヒアリングからは、「何を連携できるかわからない」「連携の進め方が分からない」といった課題が多く確認されました。また、「連携を進めるためには相手からの働きかけが必要」「連携のメリットの周知が必要」という意見も一定数ありました。

例として、静岡県においては、これまでも市町の学校再編等の検討に県職員が参画し助言を行うなど、市町の取組を支援する形での連携が図られてきました。また、生徒数減少が進む県立高等学校施設の活用について、県と市町で教育施策や防災等の観点から検討する動きが見られるなど、連携の可能性を模索してきた経緯があります。

このような背景を踏まえ、静岡県では市町との連携に関する取組を整理し、課題や県に期待される役割を共有するとともに、今後の取組につなげることを目的として、実務者会及び幹部会による意見交換会を実施しました。意見交換会のうち実務者会には、市町の学校教育及び学校施設担当の課長級職員を中心に参加が得られ、市町が抱える課題や、都道府県と連携する上での論点について情報共有及び意見交換が行われました。続く幹部会では、市町教育委員会幹部職員と県教育委員会幹部職員が参加し、連携の意義、具体的な連携手法による効果、並びに今後の連携の方向性について意見交換が行われました。

以上の調査・分析の結果、学校の適正規模・適正配置の検討をはじめ、教育内容の充実、学校施設の整備・維持管理、地域との連携・調整など、学校を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、個々の自治体が単独で対応することには一定の限界があることが確認されました。このため、これらの課題に対しては、都道府県と市区町村がそれぞれの役割を踏まえつつ連携し、人材面、専門的知見、情報、制度運用等を相互に補完・活用しながら対応することが重要と考えられます。

また、教育分野、施設整備分野、地域対応分野など、異なる分野にまたがる課題が相互に関連して存在していることから、個別の課題毎に対応するのではなく、複数の課題を関連付けて捉えながら対応することにより、より効果的な取組につながることを期待されます。

このような観点から、都道府県と市区町村の連携は、今後、市区町村において学校の適正規模・適正配置の検討を進めていく上での重要な手段の一つとして位置付けられるものであり、その在り方や具体的方策について継続的に検討し、充実を図っていくことが必要であると考えられます。

本報告書では、調査結果を踏まえ、第2章において全国的な連携状況及び複合化・共用化の実態を整理し、第3章において具体的な連携事例及び複合化・共用化事例を分析します。また、第4章以降において、連携における課題、連携による効果及び今後のさらなる連携の方向性について考察を行います。

2 都道府県と市区町村の連携の実態

(1) 全国的な動向の調査, 分析

(ア) アンケート調査概要

【調査目的】

市区町村における学校の適正規模・適正配置に向けた、都道府県との連携の状況に関する全国的な動向の調査及び都道府県公共施設(都道府県立学校を含む)との複合化・共用化を含めた先進事例を収集し、学校の適正規模・適正配置に関する検討が、自治体内関係部局や学校関係者、保護者、子ども、地域住民等の理解や協力を得ながら円滑に進められるための参考とするための基礎資料とします。

【調査対象】

- 市区町村教育委員会 総務課(1,741)
 - 都道府県教育委員会 総務課(47)
- (公共施設管理部局は教育委員会を經由)

【調査期間】

令和7年(2025年)7月4日(金)～8月22日(金)

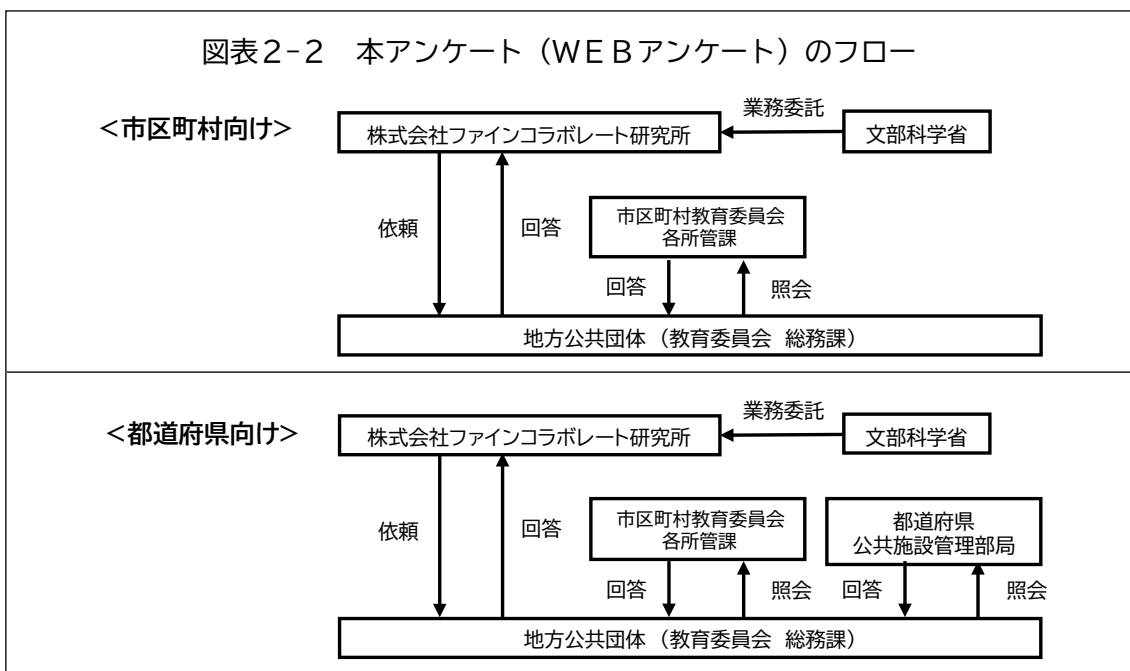
【調査方法】

オンライン調査

【配布・回収】

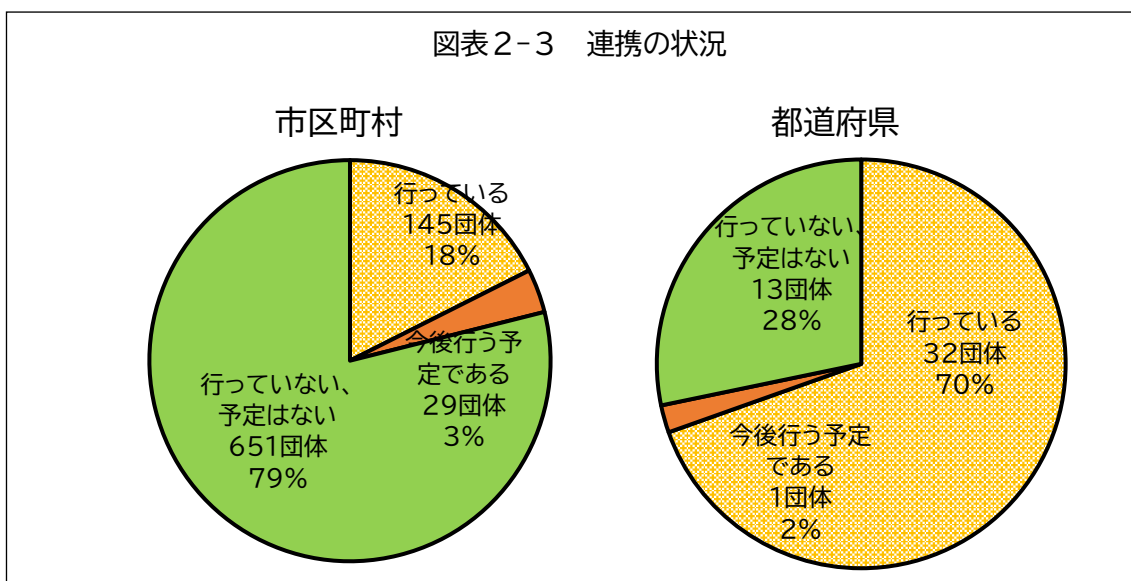
調査対象		配布数	回収数	回収率
市区町村教育委員会	総務課	1,741件	825件	47.4%
都道府県教育委員会	総務課	47件	46件	97.9%
合計		1,788件	871件	48.7%

図表2-2 本アンケート(WEBアンケート)のフロー

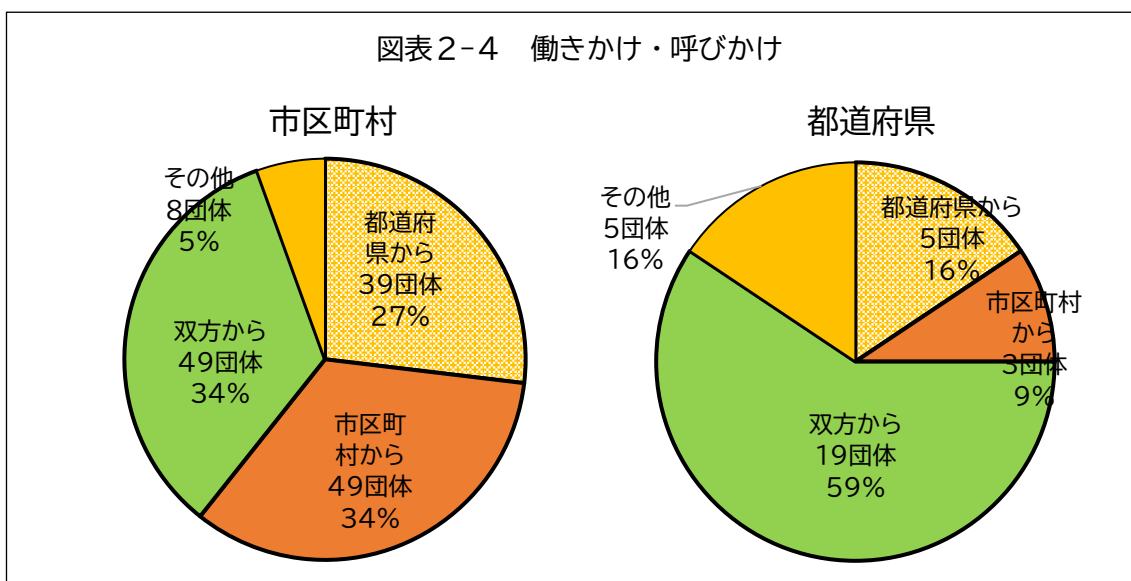


(イ) 都道府県と市区町村の連携

Q: 都道府県と市区町村で、連携を行っていますか？



Q: 働きかけ・呼びかけはどちらから行いましたか？



図表2-3によると、市区町村回答では、18%が都道府県と連携していると回答し、3%で今後連携する予定であると回答しています。すなわち、連携に向けて何らかの取組を行っている、または行う予定がある市区町村は合わせて約2割にとどまっており、79%が連携を行っていないと回答している状況です。

一方で、都道府県の70%が連携を行っていると回答しており、両者の間には取組状況に大きな差が見られます。都道府県側には一定の連携の基盤があると考えられるが、市区町村側ではその取組が広がっていない状況にあり、連携の対象市区町村の拡大が必要となっています。

図表2-4によると、連携への働きかけは、市区町村回答では「双方から」34%と「市区町村から」34%が多く、都道府県回答では「双方から」59%が最も多く、続いて「都道府県から」16%となっています。このことから、連携が実現している事例においては、双方で課題意識を共有し、働きかけを行うことが連携につながっているものと考えられます。

Q:行っている連携の内容を教えてください



図表2-5によると、都道府県と市区町村の連携は、「教職員の配置など人事面での配慮」が最も多く、合計 120 件と突出しています。

次いで多いのは、「授業交流や出張授業の連携」(68 件)、「ICT 機器等の共同調達や施設点検・修繕の共同発注など事務処理面での連携」(58 件)であり、教育活動面及び事務・運営面での連携が一定程度進んでいます。

一方で、「児童生徒数の将来推計の作成」「教育ビジョンの作成」「適正規模・適正配置の方針や再編計画の作成」など、計画策定や将来構想に関する連携は 30 件前後にとどまっており、人的・日常的な連携に比べると実施件数は多くありません。

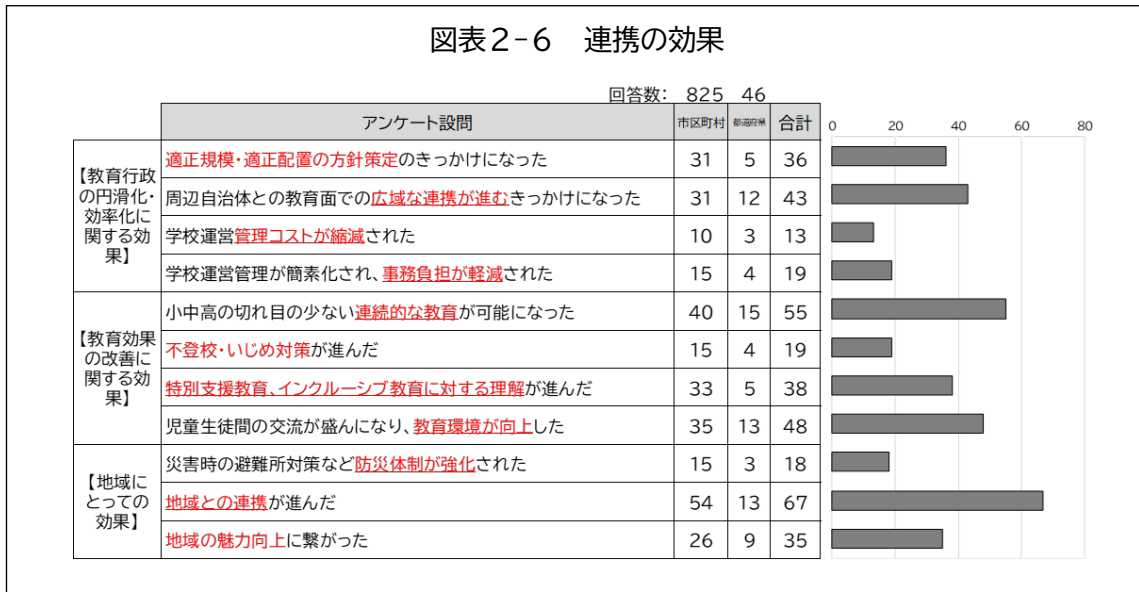
学校再編に直結する「住民関係者との合意形成を連携して進めている」「学校施設整備情報を一元化し、複合化・共用化の検討」といった項目は 10 件台と少なく、施設整備や合意形成に関する連携は限定的です。

小規模校の教育充実に関する学校間の連携では、研修会・研究会の共同開催、授業交流、教科指導や ICT 活用に関する取組が一定数確認される一方、ICT 機器や教材の相互利用は件数が極めて少なく、あまり進んでいません。

以上から、都道府県と市区町村の連携は、「人事面」「授業・研修」「事務処理」などの取組が

進んでいる一方、計画策定、施設整備、合意形成といった効果が現れるまでに長期の継続が必要な取組の連携は少ないことが分かります。

Q:連携の効果を教えてください



図表2-6によると、連携による効果として最も多いのは、「地域との連携が進んだ」(67 件)であり、都道府県と市区町村の連携が、教育分野にとどまらず地域との関係性につながっています。

次いで多いのは、「小中高の切れ目の少ない連続的な教育が可能になった」(55 件)、「児童生徒間の交流が盛んになり、教育環境が向上した」(48 件)であり、教育効果の改善に関する効果が比較的多く認識されています。

一方、教育行政の円滑化・効率化に関する効果のうち、「適正規模・適正配置の方針策定のきっかけとなった」(36 件)や「周辺自治体との教育面での広域な連携が進むきっかけとなった」(43 件)などは一定数見られるものの、「学校運営管理が簡素化され、事務負担が軽減された」(19 件)、「学校運営管理コストが縮減された」(13 件)は少ない結果となりました。

防災に関する効果については、「災害時の避難所対策など防災体制が強化された」(18 件)と一定数の回答があるものの、地域連携や教育環境改善と比べると限定的です。

以上から、都道府県と市区町村の連携による効果は、コスト削減や事務効率化といった財政面・業務面の効果よりも、教育の連続性の確保、教育環境の向上、地域との関係強化といった教育の質的な効果として認識されている傾向が強いと言えます。

Q:都道府県と市区町村で連携を進めていない理由を教えてください



市区町村の回答は、「何を連携できるかわからないから」(340 団体)、「具体の進め方がわからないから」(205 団体)が多く、どのような連携をどのように進めていけば良いのかがわからないという回答でした。

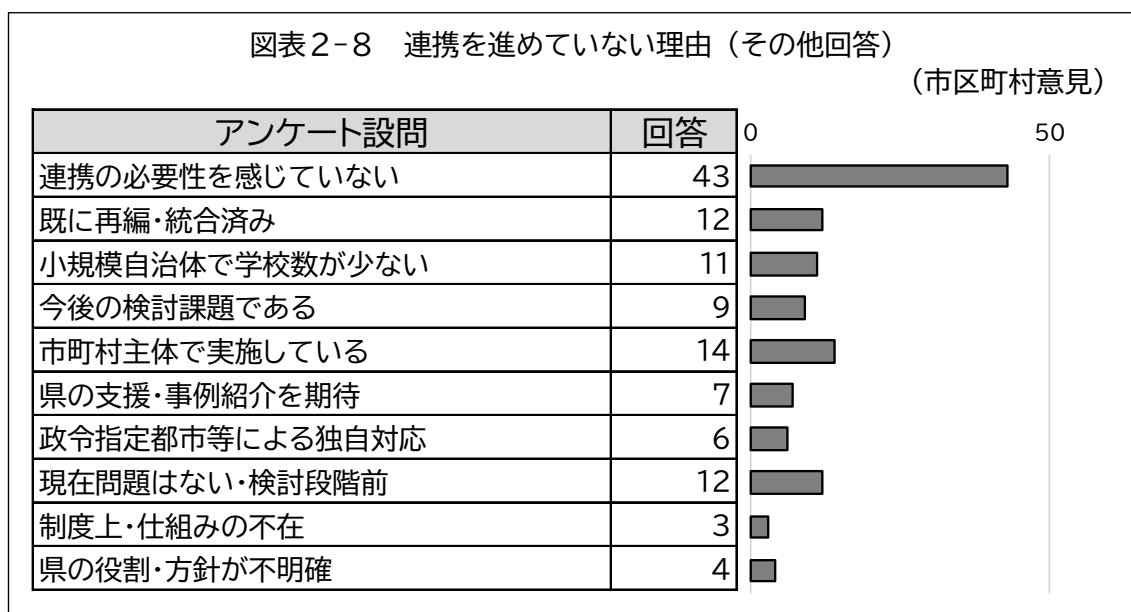
その一方で、両者とも都道府県の回答はほぼなく、連携の仕方について都道府県と市区町村で情報の共有が必要であると考えられます。

次に「調整や協議が複雑・面倒で時間と人手が掛かる」(103 団体)、「連携できると考えていない」(86 団体)が多く、「市区町村から都道府県に連携を提案し難い」(72 団体)、「都道府県と市区町村で方針の違い」(52 団体)の回答から、市区町村は連携自体が困難であると認識している結果でした。

都道府県が連携を進めていない理由の回答数が少ないのは、先述のとおり 46 団体中 32 団体が連携していると回答しているためと考えられます。

都道府県からは「適正規模・適正配置は市区町村の課題であり、都道府県は関与すべきではない」(4団体)、「都道府県と市区町村の方針の違い」(2団体)という回答があり、地方自治体間の考え方の違いを捉えていると考えられます。

〈その他回答(要約)〉



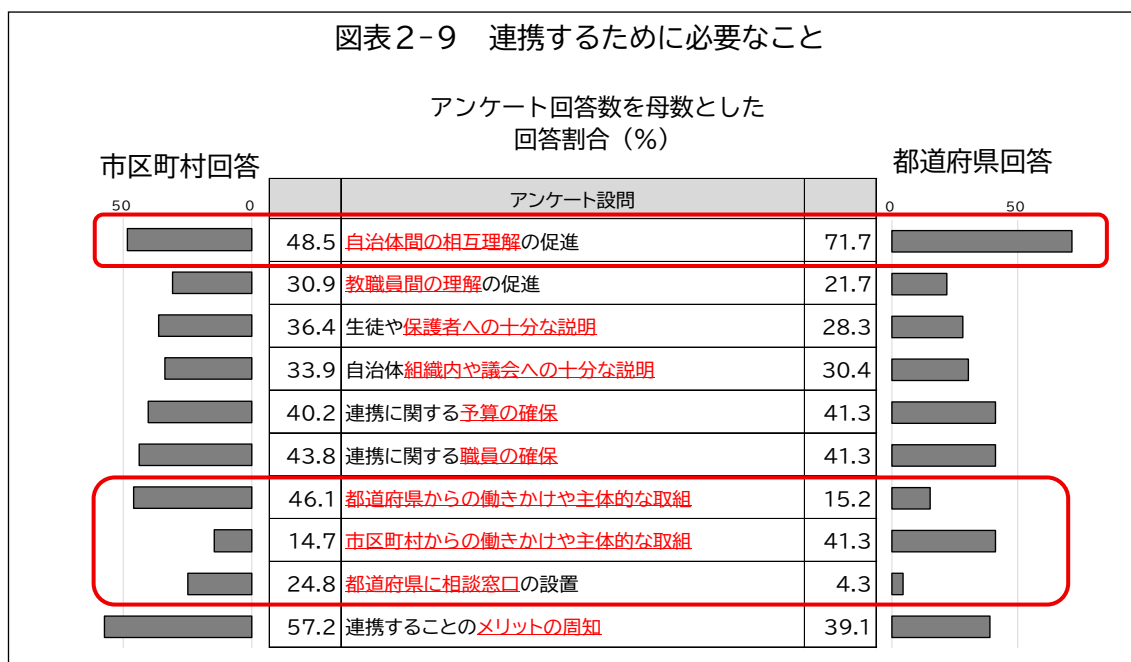
その他の自由記載の回答を見ると、市区町村で最も多い回答は「連携の必要性を感じていない」(43 件)であり、次いで、「市町村主体で実施している」(14 件)、「すでに再編・統合済み」(12 件)、「現在問題はない・検討段階前」(12 件)といった回答が見られ、既存の取組や現状維持を理由として、都道府県との連携を必要としていないと捉えている自治体が一定数います。

一方で、「今後の検討課題である」(9 件)、「県の支援・事例紹介を期待」(7 件)といった回答も見られ、現時点では連携に至っていないものの、将来的な検討や都道府県の関与に一定の期待を寄せている自治体が存在しています。

「制度上・仕組みの不在」(3 件)、「県の役割・方針が不明確」(4 件)といった回答は件数としては少ないものの、都道府県との連携が進まない要因として、制度面や役割整理の必要性に関連する回答がありました。

以上から、都道府県と市区町村の連携が進んでいない理由として、連携の必要性自体が共有されていない場合や、市町村単独で対応可能と認識されている場合が多い一方で、今後の検討や都道府県の支援を期待する自治体もあり、連携に対する認識や置かれている状況にばらつきがあると考えられます。

Q: 市区町村立学校の適正規模・適正配置に向けて、都道府県と市区町村の連携を促進するためにはどのようなことが必要と考えますか？



ここで、都道府県と市区町村の回答の差(ギャップ)を認識しやすくするため、回答割合を左右対称の比較棒グラフで表しました。

「自治体間の相互理解の促進」は都道府県が 71.7%と最も多く回答しているのに対し、市区町村では 50%に満たず、課題認識の差がみられます。

また、「都道府県からの働きかけや主体的な取組」を市区町村の 46.1%が必要と回答したのに対して、都道府県は 15.2%と低く、逆に「市区町村からの働きかけや主体的な取組」を都道府県の 41.3%が必要と回答したのに対し、市区町村は 14.7%と正反対の回答傾向になっています。

このことから、市区町村と都道府県は双方の主体性に課題を感じており、連携の主導権に対する認識のギャップが存在していることがわかります。

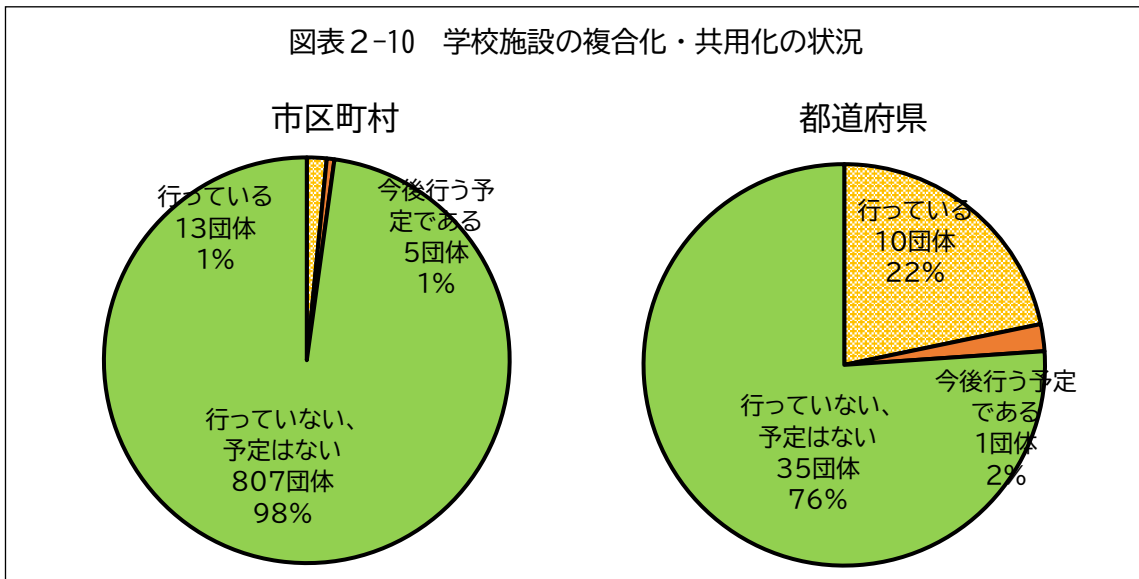
また、「都道府県に相談窓口の設置」は市区町村の 24.8%が回答しているのに対し、都道府県側は 4.3%と課題として認識しておらず、ここにも双方の認識のギャップが表れています。

「連携することのメリットの周知」は市区町村が 57.2%と高い回答割合になっており、連携が進まない理由で最多の「何を連携できるかわからないから」と合わせると、連携の必要性の周知が促進策として有効と考えられます。

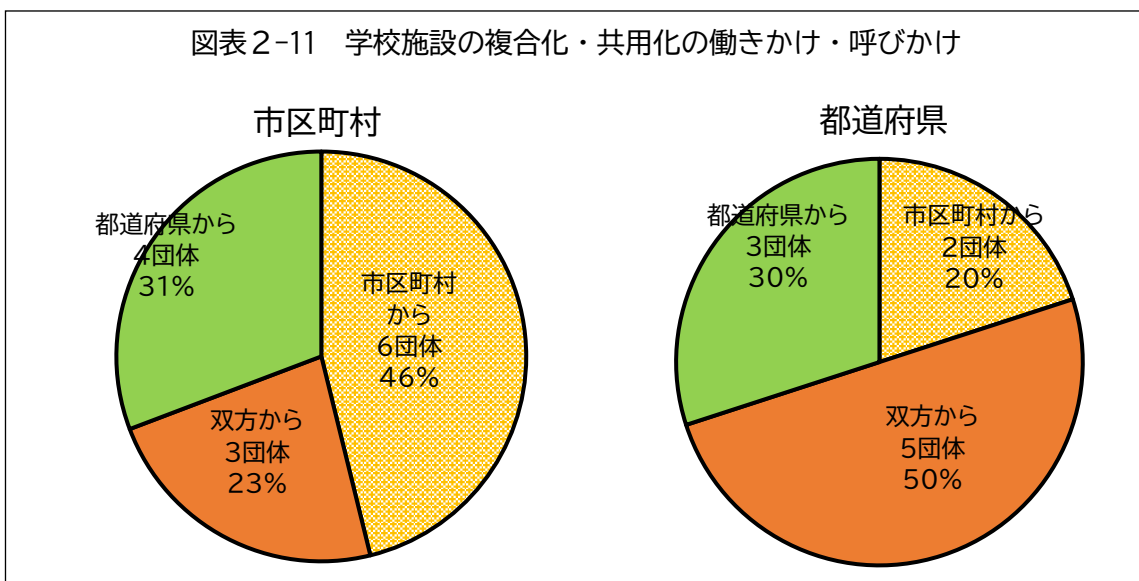
連携促進のきっかけとして、自治体間の相互理解の促進と双方の認識のギャップを埋める目的から、市区町村と都道府県が双方の意見を話し合う意見交換会や協議会等により共通認識を醸成することも有効な手段と考えられます。

(ウ) 都道府県立学校と市区町村立学校の複合化・共用化

Q:学校施設の複合化・共用化をしていますか？



Q:働きかけ・呼びかけはどちらから行いましたか？

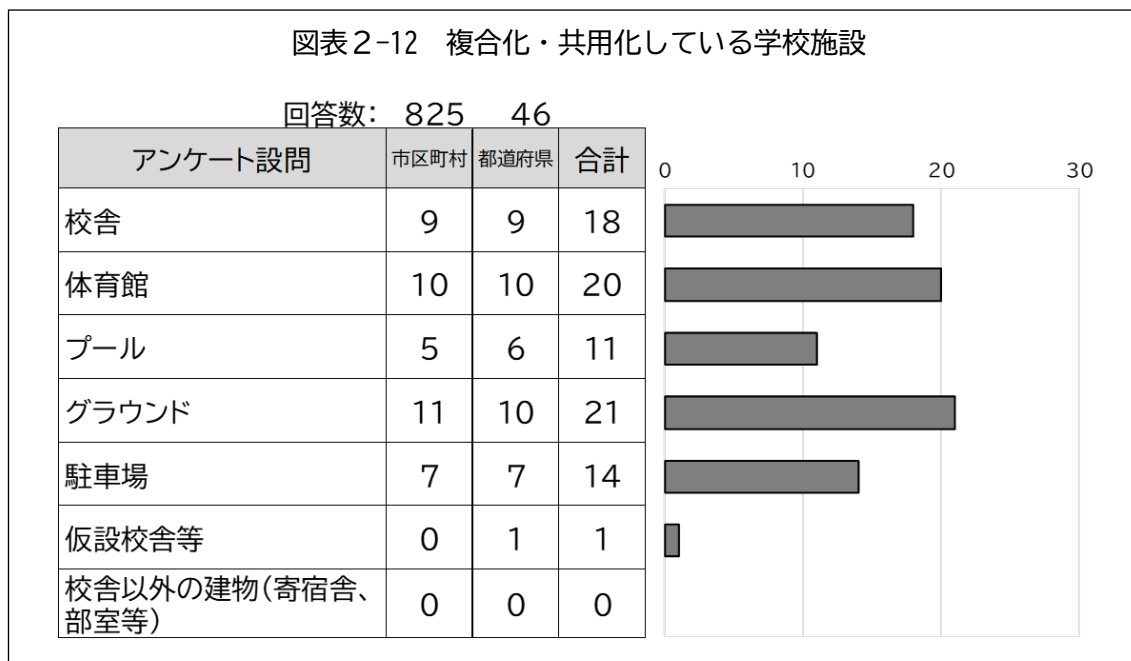


市区町村回答では、1% (13団体)が都道府県立学校と複合化・共用化していると回答し、1% (5 団体)で今後連携する予定であると回答しており、「行っていない、予定はない」が98%、都道府県も76%であり、複合化・共用化は進んでいない結果でした。

複合化・共用化への働きかけは、市区町村回答では「市区町村から」が46%で、「都道府県から」は31%、「双方から」は23%と市区町村主体で実施したという回答でした。

都道府県からの回答では「双方から」が多く、続いて「都道府県から」となっています。

Q:複合化・共用化している学校施設は？

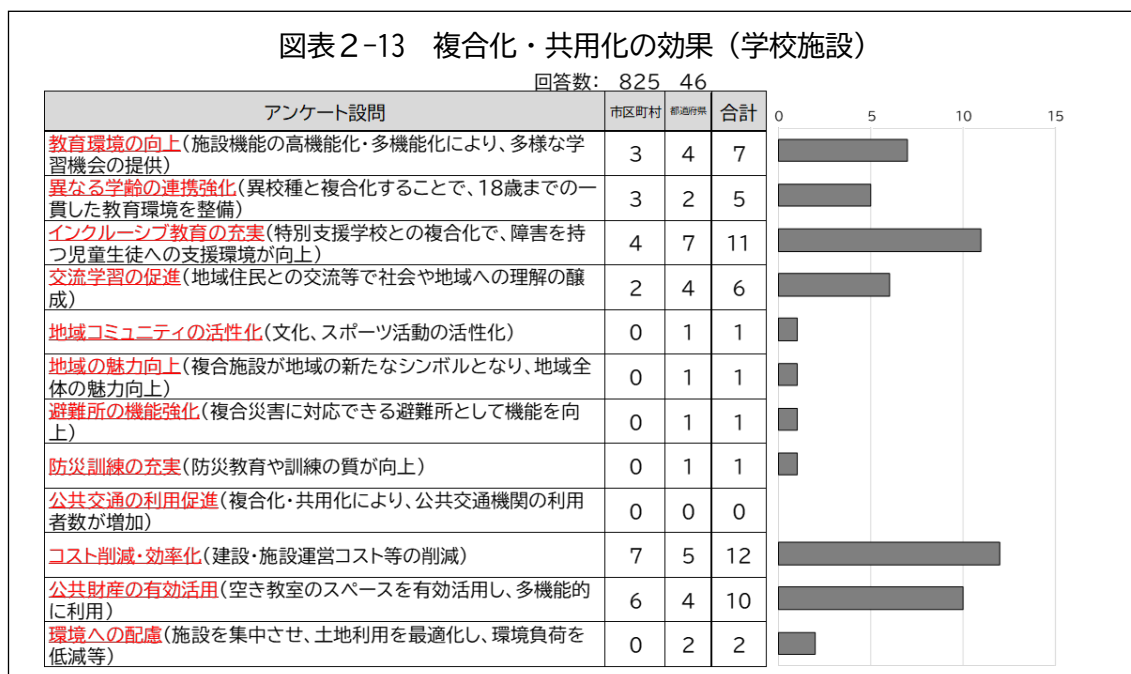


市区町村の回答では、グラウンド(11 団体)や体育館(10 団体)といった体育施設の複合化・共用化が多くなっています。

校舎を複合化・共用化している事例は市区町村で 9 団体ありました。

駐車場(7 団体)、プール(5 団体)以外にも、給食センター、外部トイレという回答もありました。

Q:学校施設を複合化・共用化したことの効果は？



「コスト削減・効率化(建設・施設運営コスト等の削減)」は 12 団体で最も多く、建設・運営コストの削減効果が最も認識されています。

次に、「公共財産の有効活用(空き教室のスペースを有効活用し、多機能的に利用)」(10 団体)が多く、余裕教室やスペースの活用など、施設の多機能利用の効果が認識されています。

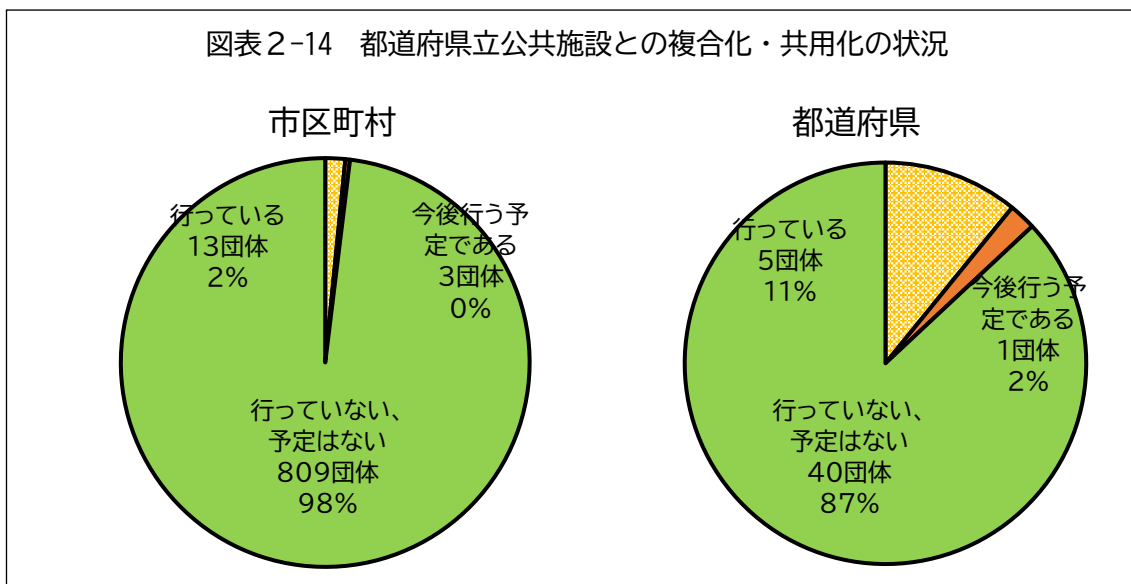
教育面では、「インクルーシブ教育の充実(特別支援学校との複合化で、障害を持つ児童生徒への支援環境が向上)」が11団体あり、特別支援学校等との複合化による支援環境の向上を効果として捉えており、特に都道府県の7団体が効果があったと回答しており、都道府県にとっても、複合化・共用化と今後の特別支援教育の在り方の関連を合わせて考えることの効果が認識されています。

また、「教育環境の向上(施設機能の高機能化・多機能化により、多様な学習機会の提供)」は7団体で、多様な学習機会、施設機能の充実などの効果があったと回答がありました。

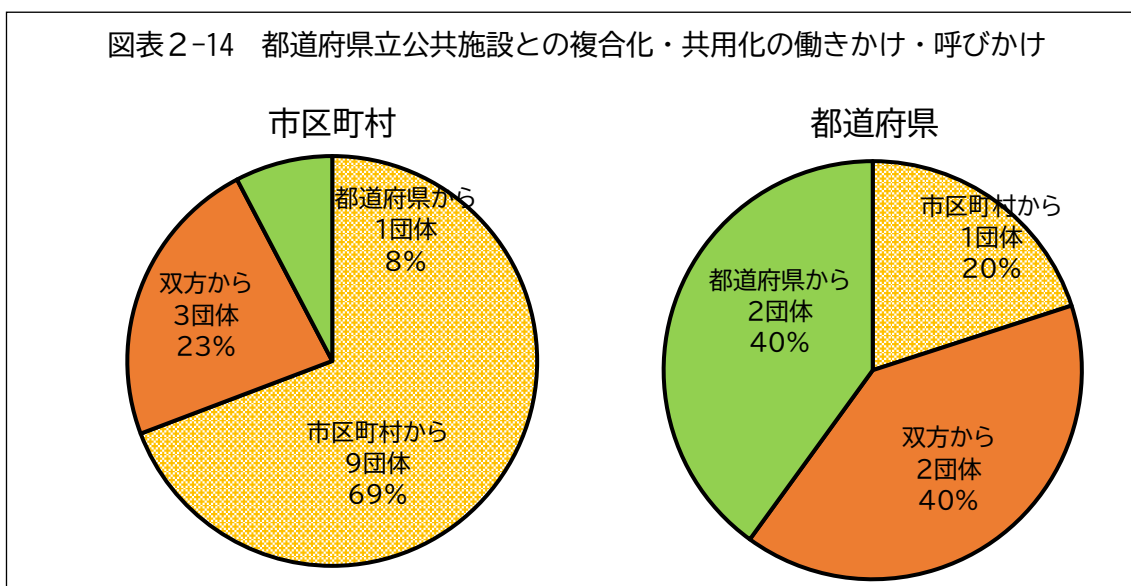
「交流学习の促進(地域住民との交流等で社会や地域への理解の醸成)」(6団体)、「異なる学齢の連携強化(異校種と複合化することで、18歳までの一貫した教育環境を整備)」(5団体)についても、社会性の育成や地域理解の向上、異なる学齢の連携強化の効果があったとの回答がありました。

(工) 都道府県立公共施設と市区町村立学校の複合化・共用化

Q: 都道府県立の公共施設と市区町村立学校で、施設の複合化・共用化を行っていますか？



Q: 働きかけ・呼びかけはどちらから行いましたか？



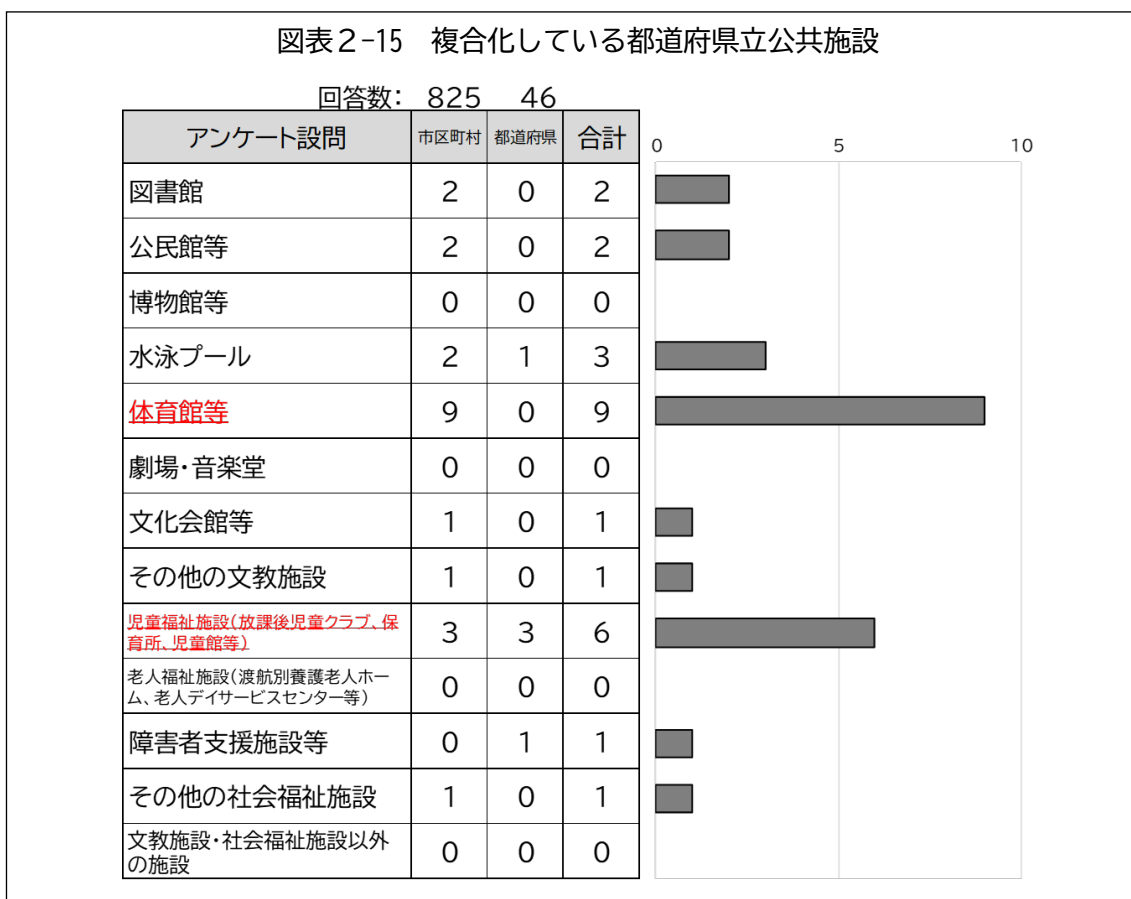
施設の複合化・共用化を「行っていない、予定はない」と回答したのは市区町村が 98%、都道府県が 87%であり、複合化・共用化は進んでいません。

市区町村回答では、2%が都道府県と複合化・共用化していると回答し、都道府県は11%が回答しています。

複合化・共用化への働きかけは、市区町村回答では 69%が「市区町村から」、23%が「双方から」であったのに対し、都道府県は「都道府県から」、「双方から」、「市区町村から」と様々なケースがあるという回答でした。

働きかけ・呼びかけを行っている数は少ないものの、公共施設の複合化・共用化の働きかけには様々なケースがあることが分かります。

Q:複合化・共用化している公共施設は？



体育館等が最も多く、9 団体が回答しており、続いて 6 団体が児童福祉施設(放課後児童クラブ、保育所、児童館等)を回答しています。

他には、水泳プールが 3 団体、図書館、公民館等が各 2 団体、文化会館等、その他の文教施設、障害者支援施設等、その他の社会教育施設等が各 1 団体ありました。

Q:公共施設を複合化・共用化したことの効果は？



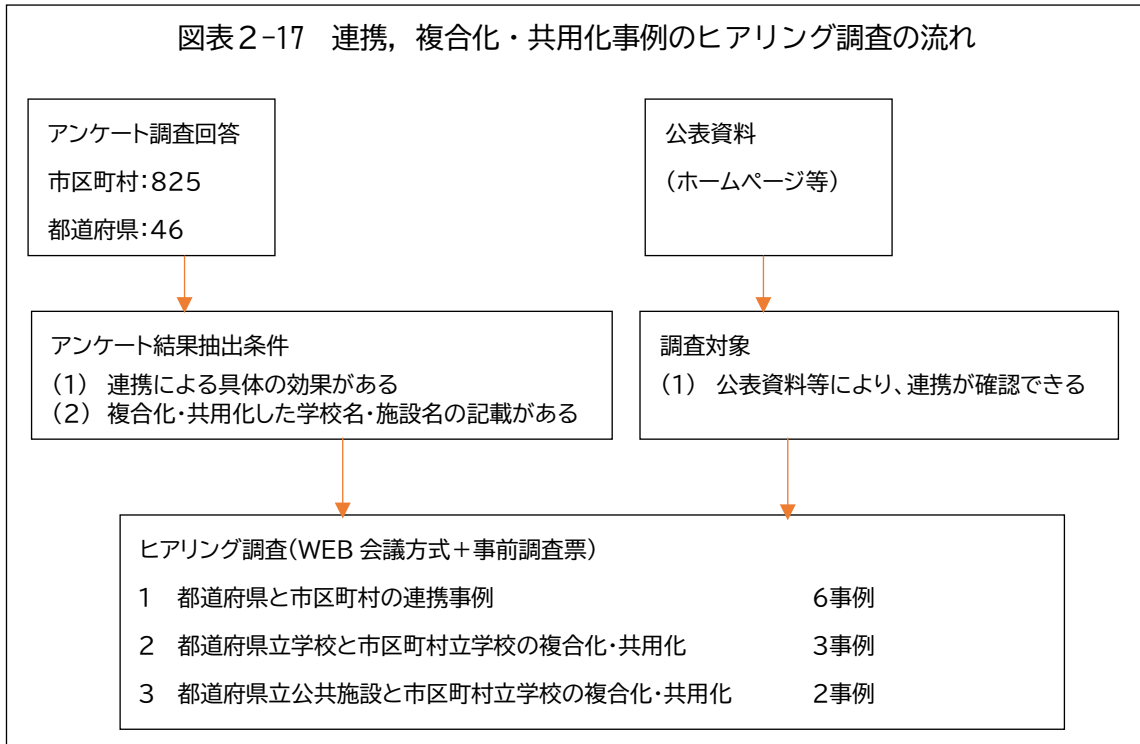
「教育環境の向上(施設機能の高機能化・多機能化により、多様な学習機会の提供)」、「地域コミュニティの活性化(文化、スポーツ活動の活性化)」がそれぞれ 10 団体あり、最も多くなっています。

続いて「コスト削減・効率化(建設・施設運営コストの削減等)」が 6 団体、「子育て支援の充実(保育施設や地域子どもセンターと一体化)」が 3 団体でした。

共用化・複合化の例は少ないものの、教育環境の向上及び地域コミュニティの活性化、コスト削減・効率化に一定の効果があるという結果でした。

(2) 連携状況事例の調査

アンケート調査の結果, 都道府県と市区町村の連携を実施している事例を抽出し, また, 公表資料等から連携が確認できる事例について自治体にヒアリング調査を実施しました。



以下に、ヒアリング調査の結果一覧を示します。

図表2-18 自治体ヒアリング結果（連携）

事例	自治体	連携の内容	連携の効果
事例1	茨城県 鹿嶋市	学校規模適正化基準策定に県の アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準策定に関する論点を明確化できた ● 市の状況に即した考え方の整理を進めることができた ● 結果的に県が示す基準を大きく下回る基準となったが、基準策定にあたり多面的な視点を 得る機会となった
事例2	静岡県 牧之原市	学校再編計画への県の技術的支 援	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金制度に関する助言により 実効性の高い計画となった ● 施設設計に関する県職員による 専門的な助言により、施設規模・仕様が適正化し、コストの抑制につながった ● 地域住民との合意形成に県職員が 参画することで、学校と地域、地域住民同士の交流が活発化した
事例3	福岡県	GIGA スクール端末の共同調達	<ul style="list-style-type: none"> ● 端末単価の低減（スケールメリット） ● 仕様書作成・調整の集約による 事務負担軽減 ● ICTに不慣れな職員でも対応可能な 調達体制の確立 ● 補助金申請・審査・交付手続きの 一元化
事例4	熊本県	県による市町村の働き方改革促進の 支援（学校業務改善活動の実施）	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員のウェルビーイングの向上 ● 時間外在校等時間の縮減意識の 向上 ● トータルの勤務時間の短縮
事例5	鹿児島県	GIGA スクール端末の共同調達と 県域アカウントの付与	<ul style="list-style-type: none"> ● 端末単価・調達関連コスト、廃棄 業務の削減（特に離島で効果大） ● 仕様書作成・入札事務の集約による 事務負担軽減 ● 県内 ICT 運用レベルの均質化 ● 県域アカウント活用による転校・ 進学・異動時等の環境移行の円滑化
事例6	鹿児島県	巡回型通級指導教室の開設	<ul style="list-style-type: none"> ● 最もふさわしい学びの場の提供や 個別最適な学びの実現 ● 遠隔地への通級が減り、保護者の 負担が軽減 ● 離島・へき地における学びの保障 ● 学校間連携により、地域教育力の 向上が期待できる

事例1の鹿嶋市は、小規模校において学び合いや集団形成の機会が限られ、教育環境への不安が高まっていたことから、学校規模の適正化に向けた検討を開始し、市民の理解を得るため、客観的な基準として「学校規模適正化基準」を策定しました。その過程で県職員がアドバイザーとして参画し、制度面や教育的観点から助言を行いました。これにより論点整理が進み、市の実情に即した基準を策定しました。

事例2の牧之原市は、児童生徒数の大幅な減少と社会環境の変化を受け、教育効果と施設

管理の両面を踏まえた学校再編の検討を開始しました。市には建築の専門職員がいなかったことから、県に相談し、一級建築士資格を有する県職員が再編計画策定委員会に参画しました。専門的かつ行政的視点からの助言により、市民説明や庁内調整が円滑化し、実行性の高い再編計画の策定につながりました。

事例3の福岡県は、GIGA スクール構想により導入した学習用端末の更新時期を迎えたことを契機に、市町村の要望を取りまとめて共同調達を実施しています。県が仕様書作成や事業者選定、補助金申請・審査等を担い、市町村が契約・支払いを行う役割分担とすることで、端末単価と事務負担の軽減を図り、毎年度実施可能な安定的な調達体制を構築しています。

事例4の熊本県は、教員の長時間勤務が課題となるなか、県主導で市町村教育委員会・学校と連携し、働き方改革を推進しました。民間人材を「働き方改革支援アドバイザー」として派遣し、業務見直しの助言や事例の共有を実施することで、学校単独では困難な業務改善を後押しし、県内全体で取組を定着させています。

事例5の鹿児島県は、GIGA スクール構想による端末更新を契機に県主導で共同調達を実施するとともに、全児童生徒・教職員に付与した県域アカウントを活用した ICT 環境の統一を進めています。これにより、進学・転校時のデータ引継ぎや教員異動時の環境移行が円滑化し、学習や校務の継続性が確保されたほか、県内全体で ICT 活用水準の底上げと教育環境の向上が図られています。

事例6の鹿児島県は、通級による指導が地理的条件や人材不足により十分に行き渡っていない状況を踏まえ、県が主導して巡回型通級指導教室のモデル事業を実施しました。拠点校に教員を配置し、複数校を巡回して指導を行う体制を整えることで、児童生徒にとって最も適した学びの場の確保や、遠隔地への通級が減り、保護者の負担の軽減が図られています。今後は、通級による指導マニュアルを策定し標準化する予定になっています。

(3) 複合化・共用化事例の調査

アンケート調査の結果、都道府県立学校と市区町村立学校の複合化・共用化を実施している事例を抽出し、自治体にヒアリング調査を実施しました。

(ア) 都道府県立学校と市区町村立学校の複合化・共用化

アンケート調査に回答のあった複合化・共用化の一覧を以下に示します。

図表2-19 複合化・共用化一覧（学校施設）

都道府県立学校と市区町村立学校

都道府県	市区町村	市区町村立学校	都道府県立学校	施設	働きかけ	効果	課題
A	a1	市立小学校	県立特別支援学校(分校)	校舎、体育館、プール、グラウンド、駐車場	都道府県から	・インクルーシブ教育の充実 ・交流学習の促進 ・建設・施設運営コストの削減と効率化 ・空き教室活用による公共財産の有効活用	なし
A	a2	市立小学校	県立養護学校(分校)	校舎、体育館、プール、グラウンド、駐車場	双方から	・インクルーシブ教育の充実 ・建設・施設運営コストの削減と効率化 ・空き教室活用による公共財産の有効活用	・保健室等の配置検討 ・共用部分(昇降口・体育館・プール等)の使用時間調整
B	b	市立中学校	県立養護学校(分校)	グラウンド、その他野球場、サッカー場	市区町村から	・建設・施設運営コストの削減と効率化	なし
C	c	市立小学校	県立特別支援学校	校舎、体育館、グラウンド	市区町村から	・インクルーシブ教育の充実 ・交流学習の促進 ・空き教室活用による公共財産の有効活用	なし
D	d	市立中学校	県立高等学校(分校)	校舎、体育館、プール、グラウンド、駐車場	市区町村から	・異なる学齢間の連携強化による一貫教育環境の整備 ・建設・施設運営コストの削減と効率化	なし
E	e	市立小学校、市立中学校	県立高等学校	校舎、体育館、グラウンド、駐車場	都道府県から	・異なる学齢間の連携強化による一貫教育環境の整備	・学校間調整の必要性
F	f	市立小学校	県立高等学校(分校)	グラウンド	都道府県から	・建設・施設運営コストの削減と効率化	なし
G	g	市立高等学校	県立高等学校	校舎、体育館、グラウンド、駐車場	双方から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上 ・建設・施設運営コストの削減と効率化 ・空き教室活用による公共財産の有効活用	なし
H	h	市立小学校	県立特別支援学校(分校)	校舎、体育館、グラウンド、駐車場	市区町村から	・インクルーシブ教育の充実 ・空き教室活用による公共財産の有効活用	・使用範囲の調整 ・使用ルールの調整
I	i	市立小学校、市立中学校	県立中等教育学校	体育館	市区町村から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上	なし
J	-	市立小学校、市立中学校	県立高等学校	校舎、体育館、グラウンド、駐車場、その他外部トイレ	市区町村から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上 ・異なる学齢間の連携強化による一貫教育環境の整備 ・地域住民との交流による交流学習の促進 ・文化・スポーツ活動による地域コミュニティの活性化 ・複合施設を新たなシンボルとした地域魅力の向上 ・防災教育・訓練の充実 ・建設・施設運営コストの削減と効率化 ・施設集約化による環境負荷の低減 ・小中高連携行事の実施(中高一貫校との違いを含む)	なし
K	-	市町立小学校、市町立中学校	県立養護学校	校舎、体育館、プール、グラウンド、駐車場	双方から	・インクルーシブ教育の充実 ・空き教室活用による公共財産の有効活用	・市町村教育委員会との留意点に関する調整 ・市町村教育委員会との予算面に関する調整
L	-	市立中学校	県立高等学校	校舎、体育館、プール、グラウンド、その他駐輪場・プール付属舎・渡り廊下	双方から	・異なる学齢間の連携強化による一貫教育環境の整備 ・複合災害対応に向けた避難所機能の強化 ・建設・施設運営コストの削減と効率化	なし
M	-	市立小学校	県立特別支援学校(分校)	校舎、体育館、プール、グラウンド、駐車場	都道府県から	・建設・施設運営コストの削減と効率化 ・空き教室活用による公共財産の有効活用	・県と市町の費用負担割合の決定方法
N	-	市立中学校	県立特別支援学校(分校)	校舎、体育館、グラウンド、駐車場	双方から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上 ・インクルーシブ教育の充実 ・交流学習の促進 ・空き教室活用による公共財産の有効活用	・工事期間中の生徒動線の確保 ・停電期間中の調整 ・特別支援学校との複合化に伴うバリアフリー化箇所の検討

※重複があるものは市区町村からの回答を優先した。

- : 特別支援
- : 小学校分校
- : 中高連携
- : 小中高
- : 高校同士

市区町村立学校と都道府県立学校との複合化・共用化は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校(本校・分校)など多様な形態が存在しており、学校種別や設置主体に依らない連携・複合化の可能性があります。

特に、市立小学校・中学校と県立特別支援学校(分校)や県立養護学校(分校)との組合せが複数見られることから、特別支援教育の充実やインクルーシブ教育の推進において、市区町村単独ではなく都道府県との連携が現実的かつ有効な選択肢となっています。

また、市立中学校や市立小中学校と県立高等学校(本校・分校)との組合せも多く、義務教育段階と後期中等教育段階の接続に繋がる施設複合化が検討対象となっていることがうかがえます。今後は、少子化の進行により、高等学校においても生徒数の減少や学級規模の縮小が進む中、都道府県立高校施設の活用や共同利用を通じて、地域における教育機会の確保や地域での高等学校教育の存続を検討をすることも考えられます。

一方で、設置主体が異なる学校を組み合わせる場合、施設整備の主体、管理運営責任、教職員配置、財政負担の整理、意思決定プロセスの調整などが複雑化しやすく、制度的な整理と関係機関との合意形成が必要になることが考えられます。特に、市区町村と都道府県の役割分担を明確にしないまま個別事業として進めた場合、教育方針と施設整備方針の不整合や、事業の長期化・停滞を招く懸念が考えられます。

学校の適正規模・適正配置や施設の複合化・共用化を促進するためには、市区町村立学校と都道府県立学校の多様な組合せについて、制度上の「例外」としての取扱いを見直し、今後の標準的な選択肢の一つとして位置付けることが期待されます。

その実現に向けては、個別の市区町村の判断のみに委ねるのではなく、都道府県が広域的な視点から調整・支援を行い、教育政策・施設整備・財政運営を一体的に検討する枠組みを整備していくことが重要となります。

このような連携体制を前提とすることで、教育環境の向上、特別支援教育体制の強化、地域における学校存続、施設の有効活用、財政負担の適正化など、複数の政策目的を同時に達成する可能性が高まると考えられます。

自治体に対して実施したヒアリング結果を図表 2-20 に示します。

事例 1 の習志野市では、市内の児童が隣接する八千代市の県立特別支援学校まで約 1 時間かけてスクールバス通学しており、渋滞時にはさらに長時間を要するなど通学負担が大きい状況でした。このため習志野市が千葉県に市内設置を要望し、袖ヶ浦東小学校の施設等を活用して県立習志野特別支援学校(小学部)を本校として設置しました。

整備に当たっては、閉園した幼稚園跡施設等を活用し、専用部分と共用部分(体育館、グラウンド等)を区分して運用しています。これにより、通学負担の軽減と児童同士の交流機会の確保を図るとともに、改修工事費と維持管理費等の一部を千葉県が負担することにより、市の施設運営に係る負担が軽減しています。

事例 2 の長野県では、特別支援学校(旧養護学校)の後期課程生徒数の増加に伴う教室不足への対応と、障がいのある子どもが地域で共に学ぶ教育環境づくり(地域化)の推進を目的として、市町村立小・中学校内に県立特別支援学校の分教室を設置する複合化を進めてきました。

取組に当たっては、県教育委員会、市町村教育委員会、設置校、特別支援学校の 4 者による協議体制を構築し、協定書の締結等により施設利用や役割分担を整理しています。既存校舎の空き教室等を活用することで、新たな校舎整備を行わずに学習環境を整備し、施設整備負担の抑制を図っています。

また、通学距離の短縮や保護者負担の軽減を図るとともに、授業や行事を通じた日常的な交流により、インクルーシブ教育の推進につなげています。

図表2-20 自治体ヒアリング結果（学校施設複合化・共用化）

事例	自治体	都道府県立学校	市区町村立学校	複合化・共用化の効果
事例1	千葉県 習志野市	習志野特別支援学校(小学部)	袖ヶ浦東小学校 (既存校)	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学負担の軽減 ● 共同学習・日常的交流によるインクルーシブ教育の推進 ● 市の施設整備・運営負担の軽減 ● 地域に開かれた学校機能の形成 ● 既存公共施設・跡地の有効活用
事例2	長野県	長野県伊那支援学校	駒ヶ根市立中沢小学校 駒ヶ根市立東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的交流によるインクルーシブ教育の推進 ● 教職員間の連携・相互理解の深まり ● 新規校舎整備を行わず施設整備負担の抑制 ● 通学距離短縮・保護者送迎負担の軽減 ● 地域と連携した支援体制の形成
		長野県小諸支援学校	佐久穂町立佐久西小学校 佐久穂町立佐久中学校	
事例3	長崎県	佐世保特別支援学校北松分校	平戸市立田平中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的交流によるインクルーシブ教育の推進 ● 遠距離通学・寄宿舎利用の回避による通学負担軽減 ● 分校設置による地元就学機会の確保 ● 県市分担による運営負担の軽減 ● 特別支援教育の地域拠点機能の形成 ● 既存校舎活用による公有財産の有効活用
		時和特別支援学校西彼杵分校	西海市立大瀬戸中学校	

事例3の長崎県では、近隣に特別支援学校がなく、児童生徒が遠距離通学や寄宿舎生活を余儀なくされていたことから、市立中学校の余裕教室を活用して県立特別支援学校分校を設置する複合化を進めています。

整備に当たっては、県が改修工事を主体となって実施し、市が備品撤去や移設工事、施設の利用調整等を担う役割分担により、既存校舎を活用した効率的な整備を行っています。これにより、地元で学ぶ選択肢の確保や通学負担の軽減を図るとともに、日常的な交流を通じたインクルーシブ教育の推進につなげています。

(イ) 都道府県立公共施設と市区町村立学校の複合化・共用化





アンケート調査の結果、都道府県立公共施設と市区町村立学校の複合化・共用化を実施している事例を抽出し、自治体にヒアリング調査を実施しました。

アンケート調査に回答のあった複合化・共用化の一覧を以下に示します。

図表2-21 複合化・共用化一覧（都道府県立公共施設）

都道府県立公共施設と市区町村立学校

都道府県	市区町村	市区町村立学校	都道府県立施設	働きかけ	効果	課題
A	a	市立中学校(分教室)	児童福祉法に定める児童自立支援施設 	都道府県から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上 ・建設・施設運営コストの削減と効率化 ・保育施設・子どもセンターとの一体化による子育て支援の充実	なし
B	b	町立小学校、町立中学校	公民館等、体育館等  	市区町村から	・文化・スポーツ活動による地域コミュニティの活性化 ・複合施設を新たなシンボルとした地域魅力の向上	・使用責任と管理の問題
C	c	町立小学校、町立中学校	図書館、公民館等、体育館等、文化会館等  	双方から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上	・申請書類作成事務の煩雑さ ・利用場所重複時の調整
D	d	区立小学校、区立中学校	図書館、児童福祉施設(放課後児童クラブ、保育所、児童館等)、その他の社会福祉施設  	市区町村から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上 ・文化・スポーツ活動による地域コミュニティの活性化 ・建設・施設運営コストの削減と効率化 ・保育施設・子どもセンターとの一体化による子育て支援の充実	・施設利用者領域と児童生徒領域に対応したセキュリティ確保 ・施設利用者領域と児童生徒領域に対応した出入口整備
E	e	町立小学校、町立中学校	その他の文教施設、児童福祉施設(放課後児童クラブ、保育所、児童館等) 	市区町村から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上 ・地域住民との交流による交流学習の促進 ・防災教育・訓練の充実 ・建設・施設運営コストの削減と効率化 ・世代間交流による子ども・高齢者支援 ・保育施設・子どもセンターとの一体化による子育て支援の充実 ・異なる学齢間の連携強化による一貫教育環境の整備	・セキュリティ対策
F	f1	町立小学校	体育館等 	市区町村から	・文化・スポーツ活動による地域コミュニティの活性化	・利用者の調整
F	f2	村立小学校	水泳プール 	市区町村から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上 ・文化・スポーツ活動による地域コミュニティの活性化 ・建設・施設運営コストの削減と効率化	・水泳プールの一般利用時間と学校授業時間の調整 ・水泳プールまでの児童輸送手段 ・利用料金の算定と支出方法
F	f3	町立中学校、組合立中学校	体育館等 	市区町村から	・文化・スポーツ活動による地域コミュニティの活性化	・利用者の調整
G	g	市立小学校、市立中学校	体育館等 	市区町村から		なし
H	h	市立小学校、市立中学校	水泳プール、体育館等 	双方から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上 ・文化・スポーツ活動による地域コミュニティの活性化	なし
I	i	市立小学校、市立中学校	体育館等、児童福祉施設(放課後児童クラブ、保育所、児童館等)  	双方から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上 ・文化・スポーツ活動による地域コミュニティの活性化 ・複合災害対応に向けた避難所機能の強化	・施設予約の管理
J	j	町立中学校	体育館等 	市区町村から	・建設・施設運営コストの削減と効率化	なし
A	-	町立小学校(分校)、町立中学校(分校)	児童福祉施設(放課後児童クラブ、保育所、児童館等) 	都道府県から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上 ・施設集約化・土地利用最適化による環境負荷の低減	・物品購入における予算の問題
B	-	市立中学校、市立小学校	障害者支援施設等 	都道府県から	・児童自立支援施設への学校教育導入	なし
C	-	市立中学校、市立小学校	児童福祉施設(放課後児童クラブ、保育所、児童館等)、その他 	双方から	・施設高機能化・多機能化による教育環境の向上 ・文化・スポーツ活動による地域コミュニティの活性化 ・建設・施設運営コストの削減と効率化 ・空き教室活用による公共財産の有効活用 ・長期入院児童への学習支援	なし

 : 自立、障害者支援系  : 児童福祉施設
 : 体育館等  : 公民館、図書館等

都道府県立公共施設と市区町村立学校との複合化・共用化は、単なる施設の共同利用にとどまらず、設置主体及び行政組織の異なる主体間による複合化・共用化の取組である点に大きな特徴があります。

市区町村立学校は、教育委員会が所管し、教育課程の編成や学校運営、児童生徒の安全確保、学習環境の整備等について教育的観点から意思決定が行われます。一方、都道府県立公共施設は、知事部局(首長部局)が所管し、文化振興、スポーツ振興、防災、福祉、人材育成等、広域的・政策的目的に基づいて整備・運営されています。このように、両者は設置主体のみならず、政策目的、意思決定過程、予算制度、管理運営の考え方においても大きく異なります。

回答のあった組合せをみると、学校と文化施設、スポーツ施設、防災関連施設、福祉施設、研修施設等を一体的に整備・活用する事例があります。学校施設を地域の多機能拠点として位置付けることで、施設利用率の向上、重複投資の抑制、維持管理費の縮減、地域住民の利便性向上、防災機能の強化等の効果が期待されています。

また、教育面においても、地域資源を活用した体験的学習やキャリア教育の充実、多世代交流の促進、防災教育の実践的展開等、学校教育の質的向上につながる効果が見込まれる点が回答されています。これらは、市区町村単独で学校施設を整備・運営する場合には十分に確保することが難しく、都道府県立公共施設との連携によって実現し得る効果と考えられます。

一方で、表に示される課題からは、こうした複合化・共用化が制度的・運営的に容易ではないと考えられる面もあります。具体的には、施設管理責任や事故対応の所在、修繕・更新費用の負担区分、利用時間帯や利用者区分の調整、セキュリティ確保、学校教育活動と一般利用の動線分離、運営ルールの策定など、多岐にわたる課題の調整が必要となると考えられます。

特に、学校側は教育委員会の所管であり、教育的配慮を最優先とするのに対し、公共施設側は知事部局(首長部局)が所管し、広域利用や効率性、政策目的の達成が重視される傾向にあります。この組織の違いにより、施設整備方針や運営方針の調整に時間が掛かり、意思決定の遅れや事業化の停滞を招くおそれがある可能性も考えられます。

さらに、学校施設は児童生徒の日常的な生活・学習の場であることから、騒音や利用者の出入り、セキュリティ上の不安、教育環境の質の低下に対する保護者や地域住民の懸念が生じやすく、合意形成に相当の時間と労力を要する点も重要な課題と考えられます。

以上を踏まえると、都道府県立公共施設と市区町村立学校の複合化・共用化は、公共施設マネジメントの合理化や地域機能の強化、教育活動の高度化といった多面的な効果が期待できる一方で、設置主体及び組織体系の違いに起因する制度的・運営的な調整が必要な取組であると考えられます。

この取組の推進のためには、事業の初期段階から、教育的要件、施設機能、管理運営体制、財政負担、防災対応、地域利用の在り方を総合的に整理した上で、関係主体間の役割分担と意思決定プロセスを明確化にして調整することが重要です。

その際、都道府県教育委員会が、都道府県知事部局と市区町村教育委員会の間に立ち、教育的観点と行政的・財政的観点の双方を踏まえた調整を行う「旗振り役」として関与することも、一つの有効な方策として期待されます。

以下に、ヒアリング調査の結果一覧を示します。

図表2-22 自治体ヒアリング結果（都道府県立公共施設複合化・共用化）

事例	自治体	都道府県立施設	市区町村立学校	複合化・共用化の効果
事例1	青森県 青森市	自立センターみらい	青森市立横内小 中学校合子沢分 教室	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設内での学校教育実施体制の確立 ● 生活指導と学校教育の一体的実施 ● 既存公共施設活用による新規施設整備の回避 ● 地域住民との交流機会の創出
事例2	愛知県 春日井市	愛知学園	春日井市立尾東 小学校・中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設内での学校教育実施体制の確立 ● 生活指導と学校教育の一体的実施 ● 既存公共施設活用による新規施設整備の回避 ● 施設職員と教職員の連携による個別支援の充実 ● 県市連携による教育・福祉一体型運営体制の構築

事例1の青森県では、児童自立支援施設の入所児童に対する学校教育の実施が法改正により義務化されたことを受け、県立児童自立支援施設「子ども自立センターみらい」内に、青森市立横内小学校・横内中学校の分教室（合子沢分教室）を設置する複合化を実施しました。

生活指導と学校教育を同一施設内で一体的に行う体制を整えるとともに、既存施設を活用して新たな学校施設の整備を行わずに対応しています。また、地域行事やボランティア活動への参加を通じて、地域住民との交流も行っています。

事例2の愛知県では、県立児童自立支援施設「愛知学園」において入所児童への教育が十分に行えない課題があったことを背景に、施設内に春日井市立尾東小学校・中学校を併設する複合化を実施しました。県と市が協定を締結し、施設利用や管理責任、費用負担等の役割分担を明確化することで、教育と生活指導を一体的に行う体制を構築しています。

また、施設の改修・修繕・維持管理は県が担い、教材や授業用備品等の学校運営に係る部分は市が担うことで、既存の県有施設を活用しながら安定した教育機会の確保を図っています。

(ア) 検討開始段階

検討開始段階は、市区町村が学校の適正規模・適正配置の必要性を認識し、具体的な検討に着手する最初の段階です。この段階では、児童生徒数の将来推計や学校施設の老朽化の状況、教育環境の変化、財政状況などを踏まえ、現状の課題を整理し、「なぜ学校適正規模・適正配置が必要なのか」「どのような方向性を目指すのか」といった基本的な論点を庁内で共有することが想定されます。

市区町村においては、教育分野と施設・財政分野の担当部局が分かれている場合があります。そのため、検討に当たっては、関係部局間で将来推計や施設の老朽化の状況、財政見通し等の基礎情報を整理し、共通の前提条件を確認することが必要となります。

この段階において、都道府県は、老朽化対策に関する技術的助言や補助制度・財源情報の提示を行うことができます。また、相談窓口を設けることで、制度面や技術面に関する照会・確認を行う体制を整えることができます。

都道府県でできる連携・支援の例は以下のとおりです。

図表3-2 検討開始段階でできる連携・支援の例

都道府県でできる連携・支援の例	想定される連携効果
老朽化対策への技術的な助言	建築・設備の専門的知見を活用することで、施設更新の優先順位や実施時期を合理的に判断でき、適正規模・適正配置の検討に向け、建物条件が整理される。
補助制度の創設、補助金情報の提示	活用可能な財源の見通しが立つことで、学校適正規模・適正配置や施設整備の検討が具体化し、事業規模やスケジュールを踏まえた現実的な計画策定が可能となる
市区町村の相談窓口の設置	平時や検討初期段階から相談できる体制が整うことで、市区町村と都道府県の相互理解が促進され、検討着手時の事務負担や心理的な敷居が低くなる

(イ) 「適正規模・適正配置方針」検討段階

適正規模・適正配置方針の検討段階は、検討開始段階で整理した課題や問題意識を踏まえ、市区町村としての基本方針や判断基準を具体化する段階です。この段階では、学校規模の考え方や適正規模・適正配置の方向性に加え、「どのような教育を実現するのか」「地域にとって学校をどのような存在として位置付けるのか」といった教育的・政策的観点を含めて整理することになります。

一方、方針の内容は教育分野にとどまらず、公共施設マネジメント、財政運営、まちづくり、防災計画、交通施策など首長部局が所管する施策とも密接に関係するため、教育委員会内部のみで検討を完結させることは困難です。このため、企画、財政、施設管理、都市計画等の関係首長部局等を早期から参画させ、庁内横断的な検討体制を構築することが有効です。

また、住民説明や合意形成を見据え、都道府県との連携も有効です。都道府県は、教育制度や学校設置基準、施設整備に関する技術的知見、補助制度、他自治体の取組事例等を踏まえた助言を行うことで、市区町村の検討を支援することができます。とりわけ、建築や施設計画に関する専門的知見、将来推計の分析手法、説明資料の構成等について、県が関与することで、検討内容の客観性や説得力が高まり、住民理解の促進や合意形成の円滑化につながることが期待されます。

以上を踏まえると、適正規模・適正配置方針検討段階においては、市区町村内部の部局連携に加え、都道府県による制度的・技術的・情報面での支援を組み合わせることにより、その後の学校適正規模・適正配置の検討や実行を円滑に進めるための基盤形成につながることを期待されます。

都道府県でできる連携・支援の例は以下のとおりです。

図表3-3 「適正規模・適正配置方針」検討段階でできる連携・支援の例

都道府県でできる連携・支援の例	想定される連携効果
方針策定への助言・職員派遣	制度や国の方針を踏まえた実現可能性の高い適正規模・適正配置方針の策定につながる
技術職員の助言派遣（検討会、住民説明会等）	建築・施設・安全面等の専門的知見を踏まえた検討や説明が可能となり、住民理解の促進につながる
複数の市区町村を含めた広域的な検討	広域的な視点から学校配置や通学条件を検討でき、将来的な適正規模・適正配置の選択肢の拡大につながる
特別支援教育等への対応に関する検討（インクルーシブ含む）	小規模自治体単独では対応が難しい特別支援教育等について、広域的な体制整備や支援の質の向上につながる
通学手段とまちづくりの連携	スクールバスや公共交通等と連動した検討が可能となり、安全で持続可能な通学環境の確保につながる
離島・へき地への支援の検討	地理的条件や地域特性を踏まえた支援が可能となり、地域間格差の抑制や教育機会の確保につながる
県立学校や公共施設との複合化、跡地活用の検討	学校適正規模・適正配置と併せて公共施設全体を見据えた検討が可能となり、施設整備費・維持管理費の抑制や公有財産の有効活用につながる
方針策定マニュアルの作成等によるノウハウの蓄積、事例集作成	検討に必要な基礎的水準が底上げされ、適正規模・適正配置基本計画の質の向上や検討スピードの向上、検討着手の促進につながる

(ウ) 「適正規模・適正配置基本計画（市区町村全体）」検討段階

適正規模・適正配置基本計画（市区町村全体）検討段階は、適正規模・適正配置方針を踏まえ、市区町村全域を対象として、個々の学校の統合・廃止・新設や配置の見直し、通学区域の再設定等を具体的に検討する段階です。この段階では、教育的観点に加え、通学距離や安全性、地域コミュニティへの影響、施設整備の時期・規模、財政負担の見通し等について、多面的に検討することが求められます。

また、適正規模・適正配置基本計画は公共施設マネジメントや都市計画、交通施策、防災計画等とも密接に関連するため、教育委員会に加え、企画・財政・施設管理・都市計画・防災担当部局等が参画する庁内横断的な検討体制を構築することが重要です。とりわけ、学校跡地の利活用や複合施設化の検討については、まちづくり施策と一体的に進めることが考えられます。

さらに、計画の実現性や客観性を高める観点から、都道府県との連携も重要となります。都道府県は、学校配置や通学圏に関する広域的視点、施設整備に関する技術的助言、補助制度の活用可能性、他自治体の適正規模・適正配置事例等の情報提供を通じて、市区町村の検討

を支援することができます。また、住民説明資料の作成や合意形成の進め方に関する助言は、住民等の理解促進に資するものと考えられます。

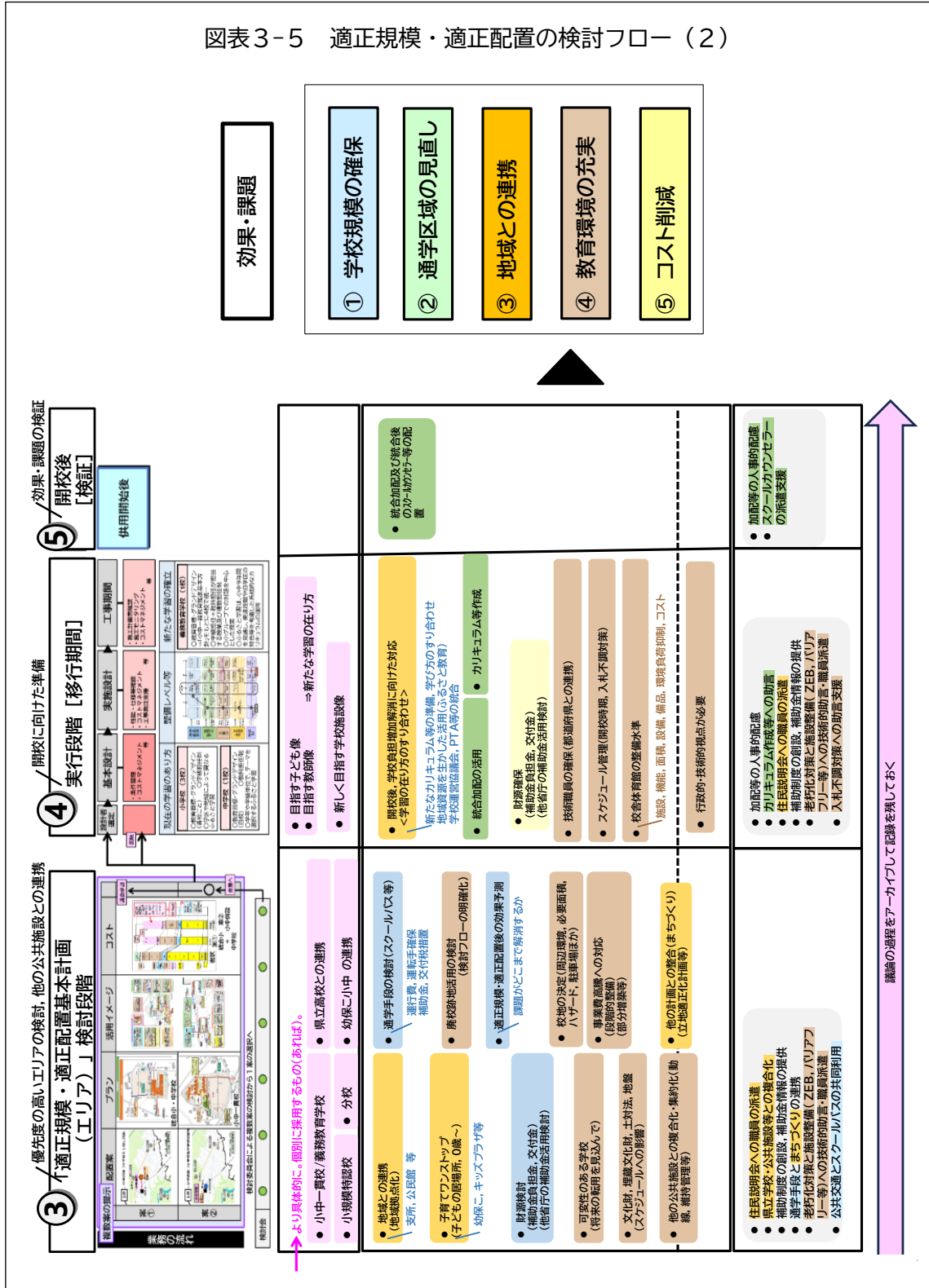
この段階で必要な検討と調整を行い、関係部局及び都道府県との認識を共有しておくことは、次の実行段階における施設整備や適正規模・適正配置の実施を円滑に進める上で有効です。

都道府県でできる連携・支援の例は以下のとおりです。

図表3-4 「適正規模・適正配置基本計画（市区町村全体）」検討段階
でできる連携・支援の例

都道府県でできる連携・支援の例	想定される連携効果
児童生徒推計	将来の児童生徒数の変動を広域的・客観的に把握しやすくなり、学校配置案や適正規模・適正配置時期の妥当性を検証する上で有効となる
ハザード、土地、都市計画情報の提供助言	災害リスクや土地利用制約を踏まえた検討が進み、防災面や立地面のリスク低減に配慮した学校配置・施設整備の検討に資する
通学手段とまちづくりの連携	学校適正規模・適正配置に伴う通学条件の変化を交通施策や地域づくりと併せて検討しやすくなり、安全性と利便性の両立を図った計画策定につながることを期待される
補助金情報の提供	活用可能な補助制度を早期に把握できることで事業費の見通しが立てやすくなり、適正規模・適正配置・施設整備計画の具体化を後押しする効果が見込まれる
県立学校や公共施設との複合化、跡地活用の検討	県立学校や公共施設を一体で捉えた検討が可能となり、公共施設全体の最適配置や公有財産の有効活用に向けた検討に資する
住民説明会等への職員の派遣	都道府県の専門的知見や客観的立場を生かした説明が可能となり、住民理解の促進や合意形成の円滑化に寄与することが期待される
老朽化対策と施設整備（ZEB、バリアフリー等）への技術的助言・職員派遣	最新の技術動向や制度を踏まえた助言を得ることで、新たな施策と連動した合理的かつ将来志向型（脱炭素、バリアフリー等）の施設整備計画の検討が進むことが期待される

図表3-5 適正規模・適正配置の検討フロー（2）



(工) 「学校適正規模・適正配置基本計画(エリア)」検討段階

適正規模・適正配置基本計画(エリア)検討段階は、市区町村全体の学校適正規模・適正配置基本計画を踏まえ、特定の地域や通学圏を対象として、統合校の位置、通学経路、施設整備の内容、開校時期などを具体化する段階です。この段階では、抽象的な方針や配置構想から一転して、個々の学校名や地域名、通学距離、校舎の存廃などが具体化するため、検討内容が住民生活に与える影響が相対的に大きくなると考えられます。

その結果、これまでの検討段階では顕在化しにくかった課題が表面化することが多くなります。具体的には、長距離通学やスクールバスの運行計画、安全対策、特別な配慮を要する児童生徒への対応、学校開校に伴う地域コミュニティの変化や地域行事・防災体制への影響、廃校となる施設の利活用の在り方など、個別具体の課題が現れてくることが想定されます。

また、保護者や地域住民との協議・説明の機会が増加し、意見の相違や不安の表れなどにより、合意形成の難易度が高まる段階となる可能性があります。このため、教育委員会のみならず、企画・財政・施設管理・福祉・交通・防災担当部局等が関与し、多面的な観点から検討を進めることで理解促進につながることを期待されます。あわせて、首長部局との連携もこれまで以上に重要になると考えられます。

さらに、施設改修や建替えの具体設計、事業費の見積り、財源確保、工事スケジュールの調整など、技術的・財政的検討も本格化することが想定されます。このため、専門的知見を有する都道府県による技術助言や補助制度活用に関する支援、事例提供等の連携が有効となると考えられます。

以上を踏まえると、適正規模・適正配置基本計画(エリア)検討段階は、教育政策上の検討から、住民生活や地域構造に直結する具体的な実施準備へと重心が移る転換点となり得る段階です。そのため、これまで以上に都道府県等と連携し、丁寧な説明や専門的支援を得ながら検討を進めることが望まれます。

都道府県でできる連携・支援の例は以下のとおりです。

図表3-6 「学校適正規模・適正配置基本計画(エリア)」検討段階でできる連携・支援の例

都道府県でできる連携・支援の例	想定される連携効果
住民説明会への職員の派遣	都道府県職員の専門的知見や客観的立場を生かした説明が可能となり、住民理解の促進や合意形成の円滑化が期待される
県立学校・公共施設等との複合化	県立学校や公共施設を一体で捉えた検討が可能となり、公共施設全体の最適配置や公有財産の有効活用に向けた検討が期待される
補助制度の創設・拡充, 補助金情報の提供	活用可能な財源の見通しが立てやすくなることで、学校適正規模・適正配置や施設整備の検討が具体化し、事業規模やスケジュールを踏まえた計画策定を後押しする効果が見込まれる
通学手段とまちづくりの連携	学校適正規模・適正配置に伴う通学条件の変化を交通施策や地域づくりと併せて検討しやすくなり、安全性と利便性の両立を図った計画策定につながることを期待される
老朽化対策と施設整備(ZEB, バリアフリー等)への技術的助言・職員派遣	最新の技術動向や制度を踏まえた助言を得ることで、新たな施策と連動した合理的かつ将来志向型(脱炭素, バリアフリー等)の施設整備計画の検討が進むことが期待される
公共交通とスクールバスの共同利用	地域公共交通とスクールバスを一体的に運行する取組により、運行コストの抑制や利便性向上が図られ、中山間地域等における持続可能な移動手段の確保に資する可能性がある

(オ) 実行段階[移行期間]

実行段階[移行期間]は、適正規模・適正配置基本計画に基づき、施設整備や学校開校、児童生徒の移動、教職員配置の変更などを実際に進める段階であり、検討が中心であったこれまでの段階とは異なり、具体的な事務・工事・人的対応が同時並行で発生する段階となります。

この段階では、校舎改修・建設工事の進捗管理、仮設校舎や一時移転への対応、備品・教材の移設、通学手段の確保、スクールバス運行開始、学区変更手続きなど、多岐にわたる実務が短期間に集中することが想定されます。また、開校に伴う学級編制や教職員配置の調整、児童生徒の心理的負担への配慮、新しい学校文化・校則・教育課程のすり合わせなど、教育現場特有の課題が顕在化する可能性もあります。

さらに、保護者・地域住民からの問い合わせや不安の声への対応、工事に伴う騒音・安全対策、想定外のトラブルへの対応など、現場対応力が求められる局面が増加すると考えられます。このため、教育委員会のみならず、施設管理、財政、総務、交通、防災、福祉部局等との連携を密にし、首長部局を含めた庁内調整を進めることが重要となります。

加えて、工程管理や施設技術、法制度、補助金執行に関する専門性が求められることから、都道府県による技術的助言、事業進行管理に関する支援、制度運用面での助言等を得ながら進めることが有効と考えられます。実行段階を着実に進めることは、その後の安定した学校運営や適正規模・適正配置に対する評価にも影響し得る重要な局面となります。

都道府県でできる連携・支援の例は以下のとおりです。

図表3-7 実行段階[移行期間]でできる連携・支援の例

都道府県でできる連携・支援の例	想定される連携効果
加配等の人事的配慮	適正規模・適正配置校の開校準備や新体制構築に必要な人材確保を後押しし、管理運営・教育活動の立ち上げを円滑に進めることが期待される
カリキュラム作成等への助言	開校・適正規模・適正配置に伴う教育内容の整理を進めやすくなり、学習内容や指導方針の不整合の抑制が期待される
住民説明会への職員の派遣	都道府県職員の専門的知見や客観的立場を生かした説明が可能となり、住民理解の促進や合意形成の円滑化が期待される
補助制度の創設、補助金情報の提供	活用可能な財源の見通しが立てやすくなることで、学校適正規模・適正配置や施設整備の検討が具体化し、事業規模やスケジュールを踏まえた計画策定を後押しする効果が見込まれる
老朽化対策と施設整備(ZEB, バリアフリー等)への技術的助言・職員派遣	最新の技術動向や制度を踏まえた助言を得ることで、新たな施策と連動した合理的かつ将来志向型(脱炭素, バリアフリー等)の施設整備計画の検討が進むことが期待される
入札不調対策への助言・支援	市場動向や仕様設定に関する助言等を通じて、入札不調・不落のリスク低減や事業遅延の回避に資する可能性がある

(カ) 開校後[検証]

開校後(検証段階)は、適正規模・適正配置が完了し、新たな学校体制の下で教育活動や学校運営が本格的に始動した後、その効果や課題を検証し、必要な改善を行う段階です。この段階では、適正規模・適正配置が計画どおり実施されたかという形式的な確認にとどまらず、教育の質の向上や学習環境の変化、児童生徒の適応状況、教職員の業務負担、通学の安全性、地域との関係性など、運用面の実態を総合的に把握し、検証することが求められます。

特に、開校直後には、児童生徒の人間関係や学習意欲の変化、不登校やストレスへの懸念、教職員間の役割分担の調整など、事前の計画では想定しきれなかった課題が顕在化する場合があります。また、スクールバス運行や施設利用、ICT 環境、部活動運営などの実務面においても、運用開始後に改善点が明らかとなることが想定されます。

このため、教育委員会は定期的なアンケート調査やヒアリング、学校訪問等を通じて状況を把握し、必要に応じて教育課程や校内体制、支援策の見直しを行うことが重要となります。あわせて、都道府県は広域的な視点から、適正規模・適正配置効果の検証方法や評価指標の整理、他自治体との比較分析、改善事例の共有等を通じて、市区町村の取組を支援することが期待されます。

さらに、検証結果や改善の経過を体系的に記録・蓄積し、将来の適正規模・適正配置や次期計画策定に活用できる知見として整理することは、継続的な学校配置政策を進める上で有効です。開校後の検証段階を通じて、学校適正規模・適正配置を一過性の事業にとどめず、継続的な教育環境改善のプロセスへとつなげていくことが望まれます。

都道府県でできる連携・支援の例は以下のとおりです。

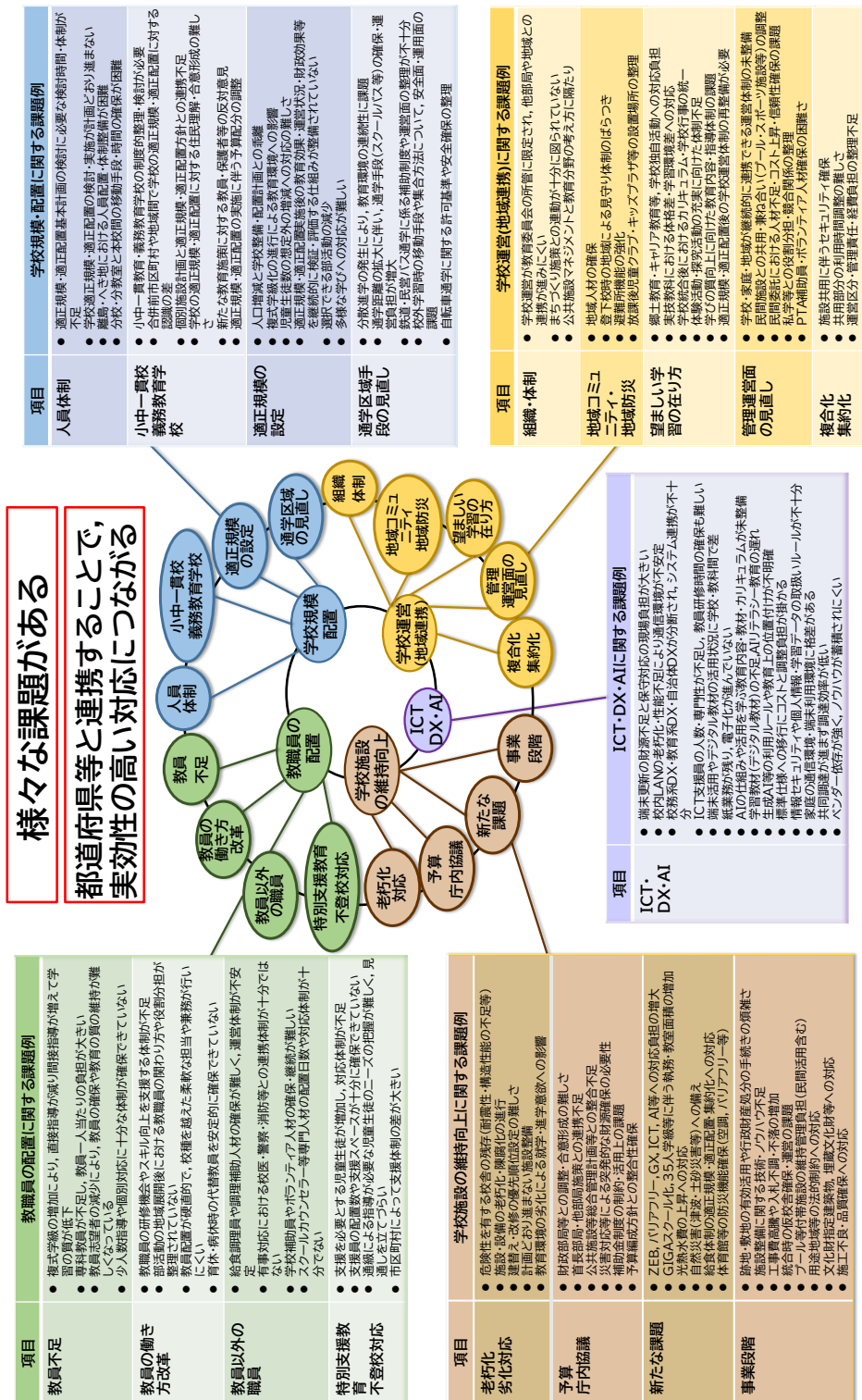
図表 3-8 開校後[検証]でできる連携・支援の例

都道府県でできる連携・支援の例	想定される連携効果
加配等の人事的配慮	学校適正規模・適正配置や新設校の開校後に生じる事務量の増加や体制移行期の業務負担に対応するための人材確保を後押しし、学校運営の安定化や教職員の負担軽減が期待される
スクールカウンセラーの派遣支援	学校開校や通学環境の変化に伴う児童生徒の不安やストレスに対して専門的支援を行うことが可能となり、心理的負担の軽減や不登校・問題行動の予防に資することが期待される

(2) 5つの観点からの課題

本調査研究では、アンケート調査、ヒアリング調査及び静岡県と市町による意見交換会等により得られた知見、並びに、「学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書(令和6年8月)」に加えて、これまでの関連業務において蓄積してきた知見も踏まえ、学校を巡る課題を整理しました。その整理に当たっては、(ア)学校規模・配置、(イ)学校運営(地域連携)、(ウ)教職員の適正な配置、(エ)学校施設の維持向上、(オ)ICT・DX・AIの5つの観点を分析の枠組みとして設定しました。

図表3-9 5つの観点からの課題



また、図表3-9に示すとおり、各課題は5つの観点に横断的に関連しており、課題が相互に影響し合う構造となっています。さらに、都道府県等と連携することで、実効性の高い対応につながることを期待されます。

このような整理から、学校を巡る課題は単一の分野にとどまらず、教育内容、組織体制、施設整備、財政運営、地域社会との関係等、複数の分野にまたがって複合的に存在していると考えられます。

(ア) 学校規模・配置の観点

図表3-10に学校規模・配置に関する課題例を示します。

図表3-10 学校規模・配置に関する課題例

項目	課題例
人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正規模・適正配置検討に必要な検討時間・体制が不足 ● 学校適正規模・適正配置の検討・実施が計画どおり進まない ● 離島・へき地における人員配置・体制整備が困難 ● 分校・分教室と本校間の移動手段・時間の確保が困難
小中一貫校 義務教育学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中一貫教育・義務教育学校の制度的整理・検討が必要 ● 合併前市区町村や地域間で学校適正規模・適正配置に対する認識の差 ● 個別施設計画と適正規模・適正配置方針との連携不足 ● 学校適正規模・適正配置に対する住民理解・合意形成の難しさ ● 新たな教育施策に対する教員・保護者等の反対意見 ● 適正規模・適正配置実施に伴う予算配分の調整
適正規模の 設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口増減と学校整備・配置計画との乖離 ● 複式学級化の進行による教育環境への影響 ● 児童生徒数の想定外の増減への対応の難しさ ● 適正規模・適正配置実施後の教育効果・運営状況・財政効果等を継続的に検証・評価する仕組みが整備されていない ● 選択できる部活動の減少 ● 多様な学びへの対応が難しい
通学区域手 段の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 分散進学が発生により、教育環境の連続性に課題 ● 通学距離の拡大に伴い、通学手段(スクールバス等)の確保・運営負担が増大 ● 鉄道・民営バス通学に係る補助制度や運営面の整理が不十分 ● 校外学習時の移動手段や集合方法について、安全面・運用面の課題 ● 自転車通学に関する許可基準や安全確保の整理

学校規模・配置の観点においては、適正規模・適正配置や配置計画の検討・実施、通学環境の整備等に関して、人員体制、制度設計・合意形成、学校規模の設定、通学区域・通学手段の在り方など、複数の側面にわたる課題が存在しています

。まず、人員体制の面では、適正規模・適正配置検討に必要な検討時間や専任体制の確保が難しいケースがあり、学校適正規模・適正配置の検討・実施が計画どおり進みにくい状況が生じる可能性があります。また、離島・へき地においては教職員や関係職員の確保が難しい場合があり、安定した人員配置や体制整備が課題となることが考えられます。さらに、分校・分教室と本校間の移動手段や移動時間の確保が十分でない場合には、教育活動や学校運営に影響が及ぶおそれがあります。

小中一貫校・義務教育学校に関しては、制度的な位置付けや運用の整理が十分でない場合があるほか、合併前の旧市区町村や地域間で学校適正規模・適正配置に対する認識の差が生じやすく、統一的な方針の策定に時間を要することが想定されます。加えて、個別施設計画と適正規模・適正配置方針との連携が十分でない場合には、施設整備と教育施策の整合性を確保しにくくなる可能性があります。学校適正規模・適正配置に対する住民理解や合意形成には一定の時間と労力を要することが多く、新たな教育施策に対して教員や保護者から反対意見が示される場合もあります。さらに、適正規模・適正配置実施に伴う予算配分の調整も課題となり得ます。

適正規模の設定については、人口増減と学校整備・配置計画との間に乖離が生じることがあり、計画どおりの学校規模を維持することが難しい場合があります。児童生徒数の減少に伴い複式学級が進行することで、学習環境や教育の質への影響が懸念されるほか、想定外の児童生徒数の増減に柔軟に対応することが容易ではない場合もあります。また、適正規模・適正配置実施後の教育的効果や運営状況、財政効果等を継続的に検証・評価する仕組みが十分に整備されていない場合があり、部活動の選択肢の減少や多様な学びへの対応の難しさといった課題が生じる可能性もあります。

通学区域・通学手段の見直しに関しては、学校適正規模・適正配置により分散進学が発生し、児童生徒の人間関係や学習環境の連続性に影響を及ぼすおそれがあります。また、通学距離の拡大に伴い、スクールバス等の確保・運営に係る財政負担や事務負担が増加する傾向が見られます。鉄道・民営バス通学については、補助制度や運営面の整理が十分でない場合があり、安定的な通学手段の確保が課題となることが考えられます。校外学習時の移動手段や集合方法についても、安全面・運用面で課題が生じる事例が見られるほか、自転車通学に関する許可基準や安全確保の考え方についても課題となる場合があります。

以上のように、学校規模・配置に関する課題は、学校適正規模・適正配置の検討・実施体制、制度設計と合意形成、学校規模の設定、通学環境の整備といった要素が相互に関連して生じていると考えられます。また、市区町村単独では対応しきれない場合もあることから、都道府県を含めた広域的な支援・連携が期待されます。

(イ) 学校運営（地域連携）の観点

図表 3-11 に学校運営（地域連携）に関する課題例を示します。

学校運営（地域連携）の観点においては、組織・体制、地域コミュニティ・地域防災、望ましい学習の在り方、管理運営体制、施設の複合化・集約化といった複数の側面から課題が存在しています。

図表3-11 学校運営(地域連携)に関する課題例

項目	課題例
組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校運営が教育委員会の所管に限定され、他部局や地域との連携が進みにくい ● まちづくり施策との連動が十分に図られていない ● 公共施設マネジメントと教育分野の考え方に隔たり
地域コミュニティ・地域防災	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域人材の確保 ● 登下校時の地域による見守り体制のばらつき ● 避難所機能の強化 ● 放課後児童クラブ・キッズプラザ等の設置場所の整理
望ましい学習の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 郷土教育・キャリア教育等、学校独自活動への対応負担 ● 実技教科における体格差・学習環境差への対応 ● 学校統合後におけるカリキュラム・学校行事の統一 ● 体験活動・探究活動の充実に向けた体制不足 ● 学びの質向上に向けた教育内容・指導体制の課題 ● 適正規模・適正配置後の学校運営体制の再整備が必要
管理運営面の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校・家庭・地域が継続的に連携できる運営体制の未整備 ● 民間施設との共用・兼ね合い(プール・スポーツ施設等)の調整 ● 民間委託における人材不足・コスト上昇・信頼性確保の課題 ● 私学等との役割分担・競合関係の整理 ● PTA 補助員・ボランティア人材確保の困難さ
複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設共用に伴うセキュリティ確保 ● 共用部分の利用時間調整の難しさ ● 運営区分・管理責任・経費負担の整理不足

まず、組織・体制の面では、学校運営が教育委員会の所管に限定されやすく、他部局や地域組織との連携が進みにくい状況が見られます。まちづくり施策との連動が十分に図られていない場合があることや、公共施設マネジメントと教育分野の考え方に隔たりが生じていることも、地域全体としての一体的な学校活用を進める上での制約となり得ます。

地域コミュニティ・地域防災の面では、地域人材の確保が課題となる場合があり、登下校時の見守り体制についても地域ごとにばらつきが生じています。加えて、避難所機能の強化や、放課後児童クラブ・キッズプラザ等の設置場所の整理など、防災・子育て支援の観点から学校施設の役割が拡大する一方で、設置場所の整理が十分でないケースも見られます。

望ましい学習の在り方に関しては、郷土教育やキャリア教育、学校独自の教育活動への対応負担が増加しているほか、実技教科における体格差や学習環境の違いへの対応も課題となっています。学校統合後においては、カリキュラムや学校行事の統一、体験活動・探究活動の充実に向けた体制整備が十分でないケースもあり、学びの質の向上に向けた教育内容や指導体制の再構築の必要性が指摘される場合があります。

管理運営面では、学校・家庭・地域が継続的に連携できる運営体制が十分に整っていない場合があり、民間施設との共用・兼ね合い(プールやスポーツ施設等)の調整にも一定の労力を要することがあります。さらに、民間委託に伴う人材不足やコスト上昇への対応、事業の信頼性確保、私学等との役割分担や競合関係の整理、PTA 補助員やボランティア人材の確保など、運営の持続性に関わる課題が生じる可能性があります。

複合化・集約化に関しては、施設共用に伴うセキュリティ確保や、共用部分の利用時間調整、運営区分・管理責任・経費負担の整理などに課題が見られます。これらは、学校を地域拠点として活用する上で重要な論点であり、明確なルールづくりや関係する設置者間の合意形成を丁寧に進めることが望まれます。

以上のように、学校運営(地域連携)に関する課題は、制度・組織の枠組み、地域との関係性、教育内容の充実、運営体制の持続性、施設活用の在り方といった多様な要素が複雑に関連して生じており、学校や市区町村教育委員会のみで対応を完結させることが難しい場合もあると考えられます。

(ウ) 教職員の配置の観点

図表 3-12 に教職員の配置に関する課題例を示します。

教職員の配置の観点においては、教員不足への対応、働き方改革の推進、教員以外の職員体制の確保、特別支援教育・不登校対応の充実といった複数の側面から課題が存在しています。

まず、教員不足の面では、児童生徒数の減少に伴う複式学級の増加により、教員が複数学年を同時に指導する場面が増え、直接指導の時間を確保しにくくなる場合があり、間接指導が増えて学習の質への影響が懸念されます。専門教科を担当できる教員が不足する場合があります、一人当たりの業務負担が増加する傾向が見られます。加えて、教職志望者の減少により安定的な人材確保が課題となるケースもあります。少人数指導や個別対応に十分な体制を整えることが難しい学校もあり、教育の質の維持が課題となる場合があります。

教員の働き方改革の面では、研修機会やスキル向上を体系的に支援する体制が十分に整っていない場合があり、部活動の地域展開後における教員の関わり方や役割分担についても整理が十分でない状況が見られます。また、教員配置が校種や学校単位で固定的に運用されていることから、学校間や校種間をまたいだ柔軟な担当配置や業務分担が行いにくいという課題が指摘されています。育児休業や病気休暇時の代替教員の確保についても十分ではない場合があります、学校運営に影響を及ぼす可能性があります。

教員以外の職員体制については、給食調理員や調理補助員の確保が課題となる場合があります、運営体制が十分ではないケースが見られます。有事対応における校医、警察、消防等との連携体制が十分ではない学校もあり、危機管理上の課題となる可能性があります。さらに、学校補助員やボランティア人材の確保・継続が難しい場合があるほか、スクールカウンセラー等の専門人材についても配置日数や対応体制が十分でないケースが見られます。

特別支援教育及び不登校対応の面では、支援を必要とする児童生徒が増加する傾向がある一方で、支援員の配置数や支援スペースが十分に確保されていない学校も見られます。通級による指導を必要とする児童生徒のニーズ把握や支援計画の立案が難しい場合があります、見通しを持った支援を行いきにくい状況が生じることもあります。また、市区町村によって支援体制や人員配置の水準に差が生じており、地域間で対応状況にばらつきが見られることも課題として捉えられる場合があります。

以上のように、教職員の配置に関する課題は、人材確保の難しさ、業務負担の増加、支援体制の整備状況、地域間のばらつきといった要素が相互に関連して生じており、個々の学校や市区町村のみで対応することが難しい場合もあると考えられます。

図表 3-12 教職員の配置に関する課題例

項目	課題例
教員不足	<ul style="list-style-type: none"> ● 複式学級の増加により、直接指導が減り間接指導が増えて学習の質が低下 ● 専科教員が不足し、教員一人当たりの負担が大きい ● 教員志望者の減少により、教員の確保や教育の質の維持が難しくなっている ● 少人数指導や個別対応に十分な体制が確保できていない
教員の働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の研修機会やスキル向上を支援する体制が不足 ● 部活動の地域展開後における教職員の関わり方や役割分担が整理されていない ● 教員配置が硬直的で、校種を越えた柔軟な担当や兼務が行いにくい ● 育休・病休時の代替教員を安定的に確保できていない
教員以外の職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 給食調理員や調理補助人材の確保が難しく、運営体制が不安定 ● 有事対応における校医・警察・消防等との連携体制が十分ではない ● 学校補助員やボランティア人材の確保・継続が難しい ● スクールカウンセラー等専門人材の配置日数や対応体制が十分でない
特別支援教育 不登校対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援を必要とする児童生徒が増加し、対応体制が不足 ● 支援員の配置数や支援スペースが十分に確保できていない ● 通級による指導が必要な児童生徒のニーズの把握が難しく、見通しを立てづらい ● 市区町村によって支援体制の差が大きい

(工) 学校施設の維持向上の観点

図表 3-13 に学校施設の維持向上に関する課題例を示します。

学校施設の維持向上の観点においては、老朽化対策、予算調整・庁内協議、新たな政策課題への対応、事業実施段階における運用上の課題など、複数の側面から課題が存在しています。

まず、老朽化対策の面では、耐震性や構造性能が十分でないおそれのある校舎が残存しているほか、施設・設備の老朽化や陳腐化が進行している学校も見られます。限られた財源の中で建替えや大規模改修の優先順位を設定することは容易ではなく、計画どおりに施設整備が進まない事例も見られます。こうした状況は、学習環境の質の低下を招き、児童生徒の就学意欲や進学意欲に影響を及ぼす可能性があります。

図表 3-13 学校施設の維持向上に関する課題例

項目	課題例
老朽化 劣化対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険性を有する校舎の残存(耐震性・構造性能の不足等) ● 施設・設備の老朽化・陳腐化の進行 ● 建替え・改修の優先順位設定の難しさ ● 計画どおり進まない施設整備 ● 教育環境の劣化による就学・進学意欲への影響
予算 庁内協議	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政部局等との調整・合意形成の難しさ ● 首長部局・他部局施策との連携不足 ● 公共施設等総合管理計画等との整合不足 ● 災害対応等による突発的な財源確保の必要性 ● 補助金制度の制約・活用上の課題 ● 予算編成方針との整合性確保
新たな課題	<ul style="list-style-type: none"> ● ZEB, バリアフリー, GX, ICT, AI 等への対応負担の増大 ● GIGA スクール化, 35 人学級等に伴う執務・教室面積の増加 ● 光熱水費の上昇への対応 ● 自然災害(津波・土砂災害等)への備え ● 給食体制の適正規模・適正配置・集約化への対応 ● 体育館等の防災機能確保(空調, バリアフリー等)
事業段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 跡地・敷地の有効活用や行政財産処分の手続きの煩雑さ ● 施設整備に関する技術・ノウハウ不足 ● 工事費高騰や入札不調・不落の増加 ● 統合時の仮校舎確保・運営の課題 ● プール等付帯施設の維持管理負担(民間活用含む) ● 用途地域等の法的制約への対応 ● 文化財指定建築物, 埋蔵文化財等への対応 ● 施工不良・品質確保への対応

予算調整・庁内協議の面では、財政部局との調整や合意形成に時間を要するほか、首長部局や他部局が所管する施策との連携が十分に図られていない場合もあります。公共施設等総合管理計画との整合性確保や、災害対応等に伴う突発的な財源確保への対応も求められる中で、補助金制度の制約や活用上の課題、予算編成方針との整合性確保など、制度面・運用面の双方で調整負担が大きくなる傾向が見られます。

新たな課題への対応としては、ZEB やバリアフリー化, GX, ICT, AI 活用への対応負担が増加しているほか、GIGA スクール構想や 35 人学級への対応に伴い、教室面積や事務・管理スペースの拡張が求められる場合があります。加えて、光熱水費の上昇への対応、自然災害への備え、給食体制の適正規模・適正配置・集約化、体育館等の防災機能確保など、従来の施設管理に加えて求められる対応が多様化しています。

事業実施段階においては、学校跡地・敷地の有効活用や行政財産処分の手続きの煩雑さ、施設整備に関する技術・ノウハウの不足、工事費高騰や入札不調・不落の発生などが、事業推進上の課題となる場合があります。また、統合時の仮校舎確保や運営方法の調整、プール等附帯施設の維持管理負担、用途地域や文化財指定建築物等に関する法的制約への対応、施工不良防止や品質確保といった点についても留意が必要です。

以上のように、学校施設の維持向上に関する課題は、施設の物理的老朽化への対応にとどまらず、財政、制度、組織運営、技術的能力など多岐にわたる要素が複雑に関連して生じていると考えられます。そのため、長期的な視点に立った計画的かつ総合的な対応を検討していくことが求められる場合があります。

(オ) ICT・DX・AI の観点

図表 3-14 に ICT・DX・AI に関する課題例を示します。

ICT・DX・AI の活用に関する観点においては、財源・人材・システム基盤・運用体制・教育内容の整備など、複数の側面から課題が存在しています。

図表 3-14 ICT・DX・AI に関する課題例

項目	課題例
ICT・DX・AI	<ul style="list-style-type: none"> ● 端末更新の財源不足と保守対応の現場負担が大きい ● 校内 LAN の老朽化・性能不足により通信環境が不安定 ● 校務系 DX・教育系 DX・自治体 DX が分断され、システム連携が不十分 ● ICT 支援員の人数・専門性が不足し、教員研修時間の確保も難しい ● 端末活用やデジタル教材の活用状況に学校・教科間で差 ● 紙業務が残り、電子化が進んでいない ● AI の仕組みや活用を学ぶ教育内容・教材・カリキュラムが未整備 ● 学習教材(デジタル教材)の不足, AI リテラシー教育の遅れ ● 生成 AI 等の利用ルールや教育上の位置付けが不明確 ● 標準仕様への移行にコストと調整負担が掛かる ● 情報セキュリティや個人情報・学習データの取扱いルールが不十分 ● 家庭の通信環境・端末利用環境に格差がある ● 共同調達が進まず調達効率が低い ● ベンダー依存が強く、ノウハウが蓄積されにくい

まず、財源及びインフラ基盤の面では、端末の更新や保守に係る財源確保が課題となっているほか、校内 LAN の老朽化や通信性能不足により、通信環境が不安定となる学校も見られます。加えて、標準仕様への移行に伴う費用や調整負担が大きいことから、計画的な更新や統一的な環境整備が進みにくい状況が生じている可能性があります。

システム運用の面では、校務系 DX, 教育系 DX, 自治体 DX がそれぞれ独立して導入され、

システム間の連携が十分に図られていない場合が見られます。その結果、業務効率化の効果が限定的となり、紙業務が残存するなど、電子化・自動化が十分に進みにくい状況が生じることがあります。また、情報セキュリティや個人情報・学習データの取扱いに関するルール整備についても、十分でないケースが見られます。

人材及び運用体制の面では、ICT 支援員の人数や専門性が十分でない場合があり、教員が機器管理やトラブル対応を担う負担が大きくなる傾向が見られます。教員研修の時間確保も容易ではなく、端末活用やデジタル教材の活用状況には学校間・教科間でばらつきが生じています。家庭の通信環境や端末利用環境の格差についても、学習機会の不均等につながるおそれがあります。

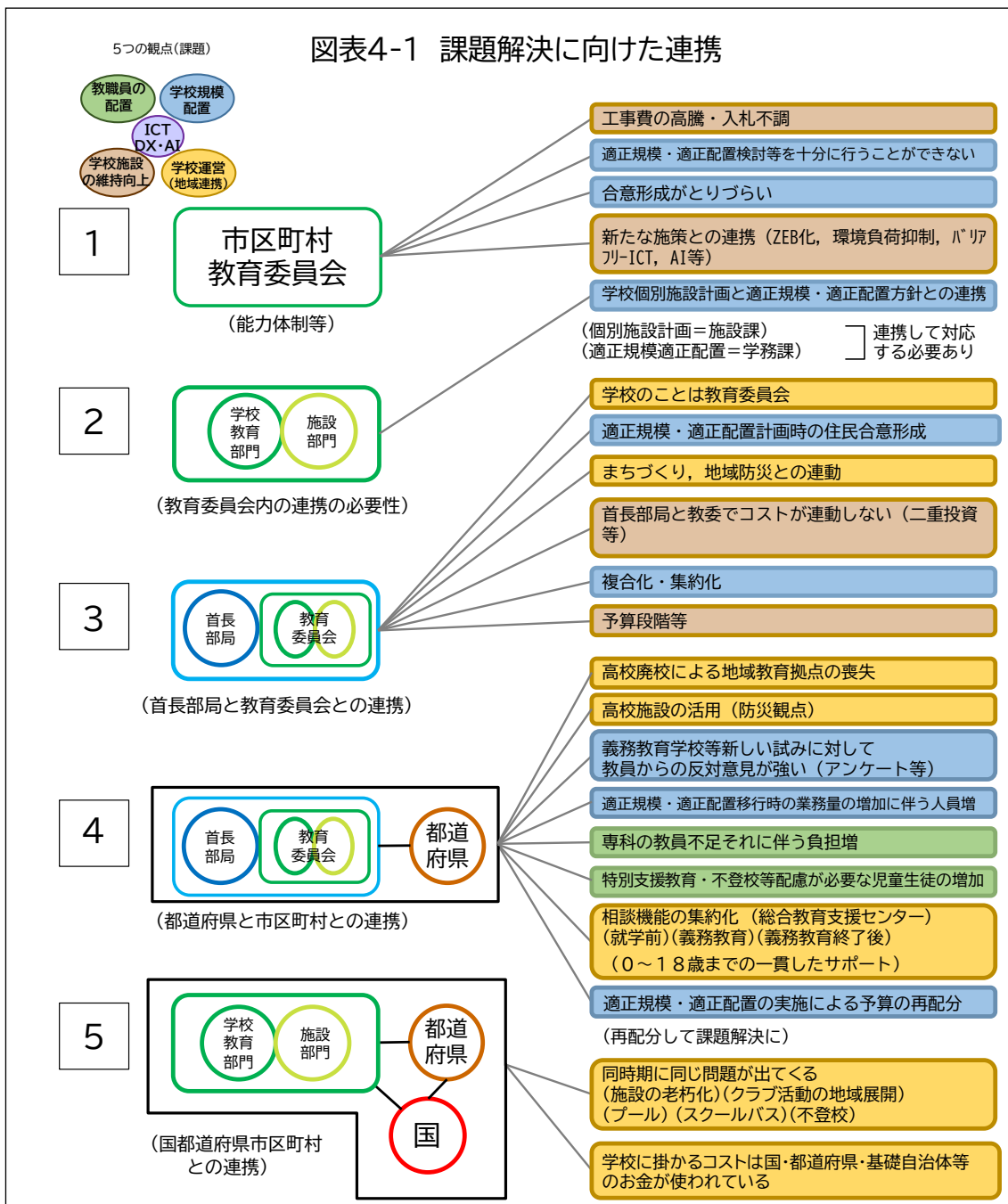
教育内容の面では、AI の仕組みや活用を踏まえた学習内容・教材・カリキュラムの整備が十分でない場合があり、デジタル教材の不足や AI リテラシー教育の遅れが指摘されています。生成 AI 等の利用ルールや教育上の位置付けについても明確でない場合があり、現場での活用が進みにくい状況が見られます。

さらに、共同調達が十分に進まず調達効率が高まりにくいことや、特定のベンダーへの依存が強く、ノウハウが組織内に蓄積されにくい点も、中長期的な運用の安定性やコスト抑制の観点から課題となり得ます。

以上のように、ICT・DX・AI に関する課題は、単なる機器整備やシステム導入にとどまらず、財源確保、人材育成、制度設計、教育内容の更新、運用体制の構築といった多様な要素が相互に関連して生じていると考えられます。そのため、学校や市区町村のみで対応することが難しい場合もあることから、都道府県を含めた広域的な支援・連携を検討する余地があると考えられます。

第4章 連携の必要性

(1) 課題解決に向けた連携の必要性



学校規模・配置, 学校施設の老朽化対策や複合化・共用化, 教育内容の高度化, ICT・DX・AIの活用, 特別支援教育への対応, 通学手段の確保, 地域・防災との連携など, 現在の学校を取り巻く課題は, 教育分野にとどまらず, 複合的かつ構造的な側面を有していると考えられます。

これらの課題は, 単一の組織や市区町村のみで対応することが難しい場合があり, 課題の内容や検討段階に応じて, 教育委員会内部, 首長部局, 都道府県, さらに国を含めた多層的な連携が有効となる場合があります。

すなわち, 「誰が・どの段階で・どの役割を担うか」を整理した上で, 複数の連携形態を組み合

わせながら対応していくことが、実効性の高い課題解決につながる可能性があります。このため、以下では、課題解決に向けた代表的な5つの連携形態(組合せ)について整理します。

(ア) 教育委員会(単課)単独

市区町村教育委員会は、学校設置者として学校運営や施設整備、学校適正規模・適正配置の検討を担う中心的な役割を持ち、日常的に教育現場の課題と向き合っています。

一方で、学校適正規模・適正配置・統合の検討、工事費高騰や入札不調への対応、GX・ZEB・ICT・AI等の新たな施策への対応、住民合意形成などは、高度な専門性や調整力を要する課題が集中していることから、教育委員会単独での対応には限界が生じる場合があります。

そのため、教育委員会内部においても、担当者間の情報共有や体制整備を進めるとともに、必要に応じて外部専門家や関係機関と連携しながら、検討・実施体制を補強していくことが重要となる場合があります。

(イ) 学校教育部門と施設部門の連携

学校の適正規模・適正配置や学校施設の複合化・共用化を推進するに当たっては、教育内容の在り方と老朽化対策等の施設計画の在り方を相互に関連付け、一体的に検討することが重要となる場合があります。

しかしながら、現状においては、学校教育部門と施設部門がそれぞれの所掌に基づき個別に検討を進めることが多く、教育的観点と施設計画・財政計画との整合が十分に図られない場合もあります。その結果、学校教育の基本方針に沿った施設整備の仕様となっていなかったり、計画の修正や設計変更等の手戻りが発生したりするなど、事業の円滑な推進や効率的な予算執行の観点から課題が生じる場合があります。

このため、学校教育部門と施設部門が、計画の初期段階から相互に情報共有を行い、教育課程の編成の方向性、学級編制の考え方、特別支援教育への対応、ICT環境の整備方針、防災機能の確保等を踏まえた施設計画について、組織横断的に検討する体制を構築していくことが望ましいと考えられます。

こうした体制の下で検討を進めることにより、教育施策と施設整備を整合させて推進することが可能となり、現実的かつ持続可能な学校適正規模・適正配置・施設整備の実現につながるものと考えられます。

(ウ) 首長部局と教育委員会の連携

学校施設が公共施設全体に占める割合は高く、学校適正規模・適正配置や学校施設の整備は、教育政策の推進にとどまらず、財政運営、公共施設マネジメント、都市計画、交通政策、まちづくり施策等と密接に関係するものであり、自治体の総合的な行政施策のなかで位置付けて検討することが望ましいと考えられます。

しかしながら、教育委員会と首長部局との間で十分な情報共有や意思疎通が図られないまま検討を進めた場合、予算措置や事業スケジュールの調整が遅れることに加え、公共施設等総合管理計画や都市計画マスタープラン等の関連計画との整合が十分に確保されず、結果として事業の円滑な推進が困難となるおそれがあります。また、地域施策(地域コミュニティ、地域防災計画、地域交通など)との方向性の相違や説明内容の不統一により、住民理解や合意形成に支障を来す場合も想定されます。

このため、首長部局と教育委員会が、それぞれの役割と責任を明確にした上で、学校適正規模・適正配置や施設整備の基本的な方向性について共通認識を形成し、政策方針、財政見通し、施設適正規模・適正配置の方針、事業スケジュール等をあらかじめ共有する体制を構築することが重要となる場合があります。

さらに、学校施策を自治体全体の政策体系のなかに位置付け、公共施設マネジメントの取組や

地域振興施策, 防災計画等との整合を図りながら, 計画的かつ段階的に事業を推進していくことが, 持続可能な教育環境の整備及び地域全体の活力の維持・向上につながるものと考えられます。

(工) 都道府県と市区町村の連携

市区町村が直面する学校の適正規模・適正配置の検討や学校施設整備, 教育環境の充実等に関する課題のなかには, 人的体制の不足, 専門的知見の不足, 財政制約等の要因により, 市区町村単独での対応が困難となる場合があります。

こうした課題に対し, 都道府県は, 広域的な視点及び専門的知見を有する立場から, 市区町村の取組を支援・補完する役割が期待されます。具体的には, 適正規模・適正配置に関する計画策定や検討手法についての技術的助言, 先進的な取組事例や関係制度に関する情報提供, 国庫補助制度や地方財政措置の活用に関する支援, 特別支援教育体制の整備や教職員配置に関する調整等を通じて, 市区町村の取組の実効性を高めることが期待されます。

加えて, 今後の人口減少の進行や学校施設の老朽化, 教育ニーズの多様化を踏まえると, 市区町村が自ら設置する学校施設のみで教育環境を維持・充実させていくには難しくなる場合があることから, 都道府県立高等学校や特別支援学校等の既存施設を, 市区町村の教育施策や地域施策のなかで積極的に活用していくことも有効となります。

具体的には, 余裕教室や未利用部分の活用, 分校・分教室の設置, 特別支援教育やキャリア教育の拠点としての活用, 地域住民との複合利用, 防災拠点としての機能強化など, 都道府県立学校施設を市区町村と共有・連携して活用することにより, 限られた財源のなかでも教育環境の質を確保・向上させられる可能性があります。

また, 学校適正規模・適正配置や通学環境の整備, 防災機能の強化等については, 市区町村の行政区域を超えた調整や検討が必要となる場合もあります。とりわけ, 複数の市区町村にまたがる通学区域の設定・見直し, 分校・分教室の設置・運営, 複数の市区町村を跨いだ広域的なスクールバスの運行体制の構築, 学校施設を活用した防災拠点の整備等については, 都道府県立学校の活用を含めた検討を前提とし, 都道府県が関係市町村間の調整役を担い, 広域的な観点から主体的に関与することが, 事業の実効性及び効率性の向上を図る上で有効であると考えられます。

(オ) 国・都道府県・市区町村の連携

学校施設整備, ICT 環境整備, 特別支援教育体制の充実などの取組においては, 国の制度設計や補助制度が大きく影響しています。

制度変更への対応, 補助要件の解釈, 財源措置の見直しなどについては, 市区町村のみで判断・対応することが難しい場合も多く, 都道府県による情報整理や国との調整が重要な役割を果たします。

国・都道府県・市区町村がそれぞれの役割を踏まえて連携することで, 制度の円滑な活用や事業推進の確実性が高まり, 結果として市区町村の負担軽減と大きな事業効果につながることを期待されます。

(2) 都道府県と市区町村の意見交換会の例

市町と県が連携しながら学校再編等の検討を進める事例として、静岡県の実例があります。例えば、牧之原市では、学校再編に関する審議会等に県職員が参画し、市の検討に助言を行うなど、県が市町の取組を支援する形での連携が図られてきました。また、伊豆地域においては、生徒数の減少が進む県立高等学校の施設について、市町が教育施策や防災などの地域施策の観点から活用を検討する動きがあり、県と市町が連携の可能性を模索した経緯もあります。

このように、学校を取り巻く課題が複雑化する中で、市区町村単独では検討や調整が難しい論点が生じる場合もあることから、都道府県と市区町村が課題認識を共有し、今後の連携の在り方を整理することが課題解決に向けて有効と考えられます。

こうした背景を踏まえ、静岡県では、市町との連携に関する取組を整理し、課題や期待される役割を共有し、今後の取組につなげることを目的の一つとして、実務者会及び幹部会による意見交換会を実施しました。

実務者会は、学校再編や施設整備等に関する検討を担当する実務レベルの職員が参加し、課題の整理や具体的な対応方策、運用上の論点等について意見交換を行いました。続いて行われた幹部会は、教育委員会や関係部局の幹部職員が参加し、実務者会で整理された課題等を踏まえながら、今後の方向性や連携の枠組み、施策推進に向けた基本的な考え方について意見交換を行いました。

実務者会では、県の取組状況や全国の先進事例、アンケート結果を共有するとともに、市町からは建築・設備分野の専門職員不足、再編経験の乏しさ、住民合意形成の負担などの課題が挙げられました。

幹部会では、学校再編は数値基準のみで判断できず、教育の質や地域性、防災面を含めた総合的な判断の必要性が共有され、計画初期段階からの助言、技術的支援、合意形成支援、情報集約など、県に期待される役割が議論されました。

今後は、再編の進捗段階に応じた支援内容の明確化と、市町が早期に相談できる体制整備を進め、県と市町が継続的に連携して検討を重ねていく方針が共有されました。

(ア) 意見交換会概要

図表4-2 静岡県と市町の意見交換会概要

		実務者会(対面, オンライン)	幹部会(対面, オンライン)
目的		少子化時代に対応した小中学校の適正配置と教育の維持向上に係る在り方や課題, 必要な方策についてソフト・ハードの両面から意見交換を行い, 知見の共有や今後の取組につなげる	
実施日		令和7年9月17日	令和7年10月16日
出席	市町 教育委員会 (全35市町)	学校教育, 学校施設担当課長他 (8市町出席)	教育長他教育委員会幹部職員 (9市町出席)
	県 教育委員会	教育部参事, 義務教育課長, 教育施設課長他	教育長, 教育部長, 教育監, 部参事, 義務教育課長, 高校教育課長, 特別支援教育課長, 教育施設課長他
コーディネーター		静岡大学教育学部准教授	—
アドバイザー		(株)ファインコラボレート研究所	静岡大学教育学部准教授 (株)ファインコラボレート研究所
意見交換議題		<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の適正規模・適正配置に向けた連携方策 ● その他の連携方策 	(実務者会での意見報告) <ul style="list-style-type: none"> ● 県から市町への支援(県に期待する役割) ● 県と市町との連携協力

(イ) 実務者会での主な意見

図表4-3 実務者会での主な意見

項目	主な意見
連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と市町の連携が十分に進んでいるとは言えない ● 連携の具体のメリットが見えにくい ● どの段階で県に相談すれば良いかわからない ● 県からの技術職員の派遣や補助金に関する助言により住民説明や合意形成が円滑に進んだ
市町が抱える課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画初期段階における「教育の在り方」と施設再編の整理が難しい ● 再編方針の示し方によって、住民理解や合意形成の成否が左右される ● 建築・設備に関する専門的判断を行う体制が市町内にない ● 小規模校を地域に残す判断と教育効果の整理が難しい ● 特別支援教育の増加や施設老朽化への対応が喫緊の課題となっている ● 津波や土砂災害など、防災面を含めた総合的判断が必要である
市町単独での課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築・設備分野の専門職員が不足している ● 学校再編や新校整備の経験が不足している ● 住民合意形成に多大な時間と労力を要する ● 通学環境, 防災, 教職員配置などの複合的な課題がある
県に期待する連携支援(まとめ)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画方針段階での支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 適正規模・適正配置の考え方の整理 ● 「学びの在り方」と施設再編を結び付けた視点の提示 ● 大規模校・小規模校に関する考え方の整理 2. 技術的な支援(ハード面) <ul style="list-style-type: none"> ● 建築士等の技術職員派遣, 建築設備に関する専門的助言 ● 長寿命化, 複合化・共用化, 空き教室活用等の知見提供 3. 合意形成や運営面の支援(ソフト面) <ul style="list-style-type: none"> ● 住民説明や意見交換の進め方に関する助言 ● 地域学習や社会教育との接続に関する支援 ● 教職員配置や心理的負担への配慮に関する視点の共有 4. 情報集約と自治体間の橋渡し機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 文部科学省以外も含めた補助金情報の整理提供 ● 県内外の先進事例の集約共有 ● 市町が相談しやすい窓口や体制の明確化

(ウ) 幹部会での主な意見

図表4-4 幹部会での主な意見

項目	主な意見
共通認識	1. 適正規模・適正配置は喫緊の課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少は全国及び静岡県において想定を上回るペースで進行しており, 学校の適正規模・適正配置は, 小中学校のみならず高等学校や特別支援学校を含めた共通課題である 2. 数値基準だけでは対応できない課題がある <ul style="list-style-type: none"> ● 学校規模の基準や将来推計といった数値的整理に加え, 以下の観点を踏まえた総合的な判断が必要 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 教育の質を確保する観点 ✓ 教育の空白を生じさせない配慮 ✓ 地域性や防災面への配慮 3. 市町単独での課題への対応の限界
市町からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 合意形成の重要性と丁寧な進め方が必要 ● 小学校再編については地域への影響が大きく, より慎重な検討が求められる ● 学校施設の老朽化が著しく, 教育環境や防災面からも早急な対応が必要 ● 専門家の関与や県・国の支援も不可欠
県からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の適正規模・適正配置は, 単発ではなく, 継続的な議論と整理が必要 ● 学校再編の進捗や課題は市町ごとに異なるため, 段階や状況に応じた意見交換や支援が重要 ● 実務者会及び幹部会での意見は, 今後の県の支援の在り方を検討する重要な材料 ● 市町からの「相談先が分かりにくい」との声を踏まえ, 県の相談体制(窓口)を整理する必要がある ● 学校再編は教育施設/補助金/人事等が関係するため, ソフト/ハードを横断する相談窓口が必要 ● 再編検討の初期段階から, 市町が気軽に相談できる体制の整備が重要 ● 県教育委員会内の関係課(義務教育課, 教育施設課等)の連携を強化し, 市町支援の役割を明確にする必要 ● 学校再編では住民理解と合意形成が不可欠であり, その進め方について県が助言できる余地がある ● 単なる統合ではなく, 子どもたちにとってより良い新たな学校をつくるという発想で合意形成を図る必要がある ● 今後も意見交換会等を活用し, 県と市町が継続的に意見交換しながら「一緒に考える」関係を続けていきたい ● 今回の意見交換を踏まえ, 県として対応や支援の方向性を整理し, 市町と共有していく

(工) 意見交換会まとめ

今回、静岡県と市町が実施した意見交換会は、学校再編や適正規模・適正配置にとどまらず、学校運営、施設整備、通学環境、教職員配置等、市町が直面する多様かつ複合的な課題を共有する有効な場となりました。

特に、市町単独では対応が難しい専門的知見の活用、制度設計の整理、財政面・技術面の助言、住民合意形成への支援などにおいて、継続的、かつ、市町の状況に応じた都道府県の連携・支援の有効性が確認され、市町の課題解決を後押しする実践的な枠組みであることが示されました。

少子化の進行や学校施設の老朽化、教職員不足、地域コミュニティの変化などの課題は、全国の多くの自治体に共通するものであり、本意見交換会で構築された県と市町の連携による検討手法は、他地域においても有効に機能すると考えられます。





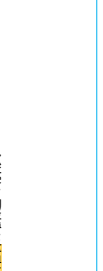
このため、静岡県での取組を一過性の事例にとどめることなく、意見交換会の運営方法や支援内容、連携体制を整理・共有し、全国の都道府県・市町村に展開していくことが重要です。

国においても、こうした取組を好事例として位置付け、横展開を後押しすることで、市町の課題解決力の向上と持続可能な教育環境の整備につながるものと期待されます。

(3) 連携の在り方例とその効果

学校を取り巻く様々な課題は、相互に関連する複合的なものが多く、必ずしも市区町村教育委員会単独で対応できる課題ばかりではありません。特に、教育(ソフト)や施設(ハード)に加え、財政面、地域との関係、通学手段、防災対応等が相互に影響し合う場合には、複数部局・複数主体による調整が必要となることがあります。そのため、課題の内容や検討段階に応じて、首長部局、都道府県、国等と連携し、それぞれの役割を分担・補完しながら対応することが有効となる場合があります。

図表4-4 連携の在り方例と想定される効果

連携の形態	連携の在り方例	想定される連携の効果
 <p>(教育委員会内の連携)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育方針と施設整備方針の連携(学校教育部門と施設部門の組織統合) 2. 学校教育部門と施設部門の組織統合(プロジェクトチーム結成からでも) 3. 適正規模・適正配置方針と学校個別施設計画の連携 4. プールの在り方、部活動(グラウンド等)の地域関係の検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育方針に合致した学校施設の整備 2. 適正規模・適正配置を見据えた無駄のない個別施設計画の見直し(学習環境の向上と施設の安全性の向上) 3. 児童生徒数に適した無駄のない学校施設 4. 維持管理費の縮減、教職員負担の軽減
 <p>(首長部局と教育委員会との連携)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合教育会議を通じて、教育ビジョン、これからの学校像を共有 2. 学校施設と公共施設の複合化共有化 3. 学校を地域コミュニティ化するなど多機能化 4. 公共施設と学校施設の点検清掃等の共同発注 5. 適正規模・適正配置に伴う住民説明会等(合意形成)へのまちづくり部門・建築職員等の協力 6. 地域交通とスクールバスの共同運行 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自治体全体で合意した教育ビジョンの策定 2. 公共施設(財産)の有効活用 3. 地域コミュニティ地域防犯の強化 4. 施設維持管理費の縮減、職員の事務負担の軽減 5. 合意形成が図られる 6. 地域住民の移動手段の確保、効率化、コスト縮減
 <p>(都道府県と市区町村との連携)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教職員(加配など)実態に応じた配属(適正規模・適正配置に伴う事務量増加) 2. 適正規模・適正配置方針策定についてのノウハウ蓄積職員派遣マニュアル化 3. 都道府県が主体でICT機器等の共同調達、全児童生徒に統一アカウントを付与 4. ICT機器などの共同調達、点検修繕を共同発注共通仕様化 5. 都道府県立高校も含め、自治体を跨ぐ広域的な施設の有効活用、跡地利用検討 6. 老朽化対策や施設整備に対する技術的助言や技術職員の派遣 7. 学校施設整備への、文部科学省以外も含めた補助金交付金の情報提供 8. 都道府県に横断的な市区町村相談窓口(フロンティア)を設置 9. 都道府県と市区町村間の連携に関する定期的な協議会(職員交流会)の実施 10. 適正規模・適正配置計画の進捗に伴う住民説明会等(合意形成)への都道府県職員との支援 11. 特別支援教育・インクルーシブ教育不登校対策での連携 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育体制、特別支援教育、不登校対応の充実強化 2. 方針の合意形成、他の自治体への展開 3. 機器調達の効率化と情報セキュリティ利便性の向上 4. 施設維持管理のコスト縮減維持費の効率化 5. 施設維持管理のコスト縮減維持費の削減 6. 施設老朽化対策や整備の着実な推進 7. 施設整備の財源確保と事業の推進 8. 行政手続きの利便性の向上 9. 広域的、共通の課題の共有と取組の一体時推進が可能 10. 学校の適正規模・適正配置に伴う住民合意形成の推進 11. 包括的な教育環境の整備の推進
 <p>(国、都道府県、市区町村の連携)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県職員を市区町村へ派遣する制度(支援義務)の基盤整備 2. 適正規模・適正配置の際に使いやすい補助金の在り方の検討 3. スクールバスへの地域住民、高校生等の混乗 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小規模自治体の専門人材不足を補い、教育行政の質が向上 2. 適正規模・適正配置のインセンティブの強化・財源の有効活用 3. 事務負担、費用負担、運転手の確保の課題の解決
 <p>(都道府県、周辺市区町村の連携)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県立高校と周辺市区町村学校の複合化共有化(ハサード対策、進学先確保) 2. 通学距離が近い学校を活用(総合立学校、施設の共有化) 3. 周辺自治体と連携した広域的な通学支援(スクールバス運行) 4. 教員事務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員派遣(都道府県が委託) 5. 民間活力による働き方改革支援(都道府県が委託) 6. 都道府県が巡回型通線指導教室を開設 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の高校の存続に寄与 2. 広域的なハサード対策(津波、洪水、土砂災害) 3. 公共施設(財産)の有効活用 4. 通学負担の軽減複式学級、分館進学の是正 5. 事務負担、費用負担、運転手の確保の課題の解決 6. 教職員のワエルブーイング向上と負担軽減 7. 特別支援学級へ入籍していた子どもが通級で対応可能など

(ア) 市区町村教育委員会内部における連携

市区町村教育委員会内部において、学校教育部門と施設部門が連携し、教育方針と施設整備方針を整合させながら、学校適正規模・適正配置や施設整備を一体的に検討・推進する形態が想定されます。

具体的には、学校教育部門と施設部門による組織統合やプロジェクトチームの編成、適正規模・適正配置方針と学校施設計画の連動、特別な支援を必要とする児童生徒数の推移を踏まえた施設整備計画の検討、学校施設の地域移行やプール・部活動・グラウンド等の活用方法の見直し等が挙げられます。

これにより、教育方針に合致した学校施設整備の実現、適正規模・適正配置を見据えた個別施設計画の見直し、児童生徒数に応じた過不足の少ない学校施設配置、維持管理費の縮減、教職員の事務負担の軽減等の効果が期待されます。

(イ) 首長部局と教育委員会の連携

市区町村において、首長部局と教育委員会が連携し、教育ビジョンや学校適正規模・適正配置の方向性を自治体全体の政策体系のなかで共有・位置付ける形態が想定されます。

具体的には、総合教育会議等を通じた教育ビジョンや今後の学校像の共有、学校施設と公共施設の複合化・共用化の検討、学校を核とした地域コミュニティ機能の強化、公共施設再編計画との整合、適正規模・適正配置に伴う住民説明会や合意形成における関係部局の協力等が挙げられます。

これにより、自治体全体での教育ビジョンの共有、公共施設(財産)の有効活用、地域コミュニティ及び地域防災機能の強化、施設維持管理費の縮減、職員の業務負担の軽減、合意形成の円滑化等の効果が期待されます。

(ウ) 都道府県と単独の市区町村の連携

市区町村が抱える課題に対して都道府県が支援・補完を行う形態が想定されます。

具体的には、教職員の加配や適正規模・適正配置に伴う事務量増加への対応、適正規模・適正配置方針に関する検討手法や配置算定基準の整理、ICT 機器の共同調達や全県的なシステムへの接続、都道府県立学校施設の活用に関する個別協議、施設整備補助制度の情報提供、専門職員の派遣、定期的な協議の場の設置等が挙げられます。

これにより、教育体制や特別支援教育、不登校対応等の安定化、教員の負担軽減、施設整備の効率化、ICT 環境の標準化、財源確保の円滑化、個別自治体における合意形成や事業推進の円滑化等の効果が期待されます。

(エ) 国・都道府県・市区町村による連携

国、都道府県、市区町村の三者が役割分担して連携し、制度面・財政面・技術面から支援を行う形態が想定されます。

具体的には、国による制度設計・補助制度の整備、都道府県による制度運用支援や技術的助言、市区町村による計画策定・事業実施という役割分担により、職員派遣制度の整備、適正規模・適正配置計画策定支援、財産処分・用途変更・学校設置基準等の制度解釈支援、スクールバスの共同運行等が挙げられます。

これにより、小規模自治体における専門人材不足の補完、教育行政の質の向上、適正規模・適正配置へのインセンティブの強化と財源の有効活用、施設整備の促進、事業実施の確実性向上、事務負担・費用負担・運転手確保等の構造的課題の緩和につながる事が期待されます。

(オ) 都道府県と複数の市区町村による広域連携

都道府県が調整の主体となり、複数の市区町村が共同して広域的な課題に連携して対応する形態が想定されます。

具体的には、県立高校と周辺市区町村立学校との施設複合化・共同利用、通学距離が近接する学校同士の施設複合化・共用化、複数自治体によるスクールバスの共同運行、教員事務支援や働き方改革支援の広域的实施、防災拠点の共同整備、巡回型通級教室の開設等が挙げられます。

これにより、地域の高校存続への寄与、広域的な防災対応力の強化、公共施設(財産)の有効活用、通学負担の軽減や分散進学への抑制、運営コストの縮減、教職員の負担軽減やウェルビーイングの向上、特別支援教育を含む支援体制の補完等の効果が期待されます。

また、これらの連携形態は、それぞれ特定の課題に対して一定の効果が期待される一方で、学校を取り巻く課題は相互に関連していることが多く、単一の連携形態のみで包括的に対応することは難しい場合があります。例えば、施設整備の検討は財政運営やまちづくり施策と密接に関係し、通学環境の整備は交通施策やまちづくり施策との調整を要するなど、複数の観点を同時に踏まえた対応が求められる局面が想定されます。

このため、個別課題ごとに最適な連携形態を選択するだけでなく、課題の性質や検討段階に応じて、複数の課題を組み合わせながら、総合的に連携を推進していくことも必要と考えられます。

(4) 複数の連携の組み合わせによる効果

図表4-5 連携の組み合わせで想定される効果

(個別の課題の連携)			(組合せ)		
連携	連携の内容	効果	連携の課題	組み合わせた連携	想定される効果
県教委 — 市教委	共同調達	<ul style="list-style-type: none"> 配送調整の手間減少 市区町村の事務負担軽減 県内ICT水準の均質化 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調整合意形成の負担 自治体間のシステムの違い 端末稼働保守料組みの整理 補助金終了時の財政リスク 	都道府県と市区町村で 校務・学習システムの共有化 (クラウド共同利用)	<ul style="list-style-type: none"> 運用標準化による負担軽減 ICT活用格差の縮小 費用削減と効率化 学習支援データの一元管理 セキュリティ強化 データ活用とDX推進
県教委 — 市学校	県域アカウン ト付与	<ul style="list-style-type: none"> 転校・進学・異動時のデータ継 続利用 学習履歴等のクラウド保存共 有 			
県教委 — 市教委	特別支援教育 (通級指導)	<ul style="list-style-type: none"> 通級対応範囲の拡大 保護者負担の軽減 特別支援学級増設の抑制 離島・中山間地域の学び保障 	<ul style="list-style-type: none"> 通級担当教員の確保困難 準備期間の不足 財政負担の発生 巡回指導員の移動負担 	都道府県で通級対象判 断の手引き作成	<ul style="list-style-type: none"> 通級判断のしやすさ・判断負担の軽減 支援開始までの時間短縮 支援計画の質向上 人的財政配置の適正化
県教委 — 市学校	特別支援教育 (通級手引きの作 成)	<ul style="list-style-type: none"> 通級判断のしやすさ 教員の判断負担の軽減 判断のばらつきを是正 	<ul style="list-style-type: none"> 手引きの浸透 柔軟な運用 		
県教委 — 市教委	スクールバス 補助	<ul style="list-style-type: none"> 費用負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 運転手・バス置き場の確保 運行ルート(停留所)、時間 乗車要件(4km, 6km他) 	スクールバスの共同利用 (高校生の混乗)	<ul style="list-style-type: none"> 通学費の削減 効率的な運行 地元高校生の通学支援 移動手段の確保
市教委 — 市首長	スクールバス 混乗	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の移動手段の確保 地域の魅力化 	<ul style="list-style-type: none"> 乗車要件(安全性) 運行ルート、通学時間 費用負担 		
県教委 — 市教委	教職員の配置 への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の改善策 地域住民の理解促進 学校運営の円滑化(教員負担 軽減) 	<ul style="list-style-type: none"> 加配教員の確保・人件費 人事と準備期間の調整 加配基準の明確化 自治体間の格差是正 	市区町村支援窓口の設 置 (都道府県の支援体制強 化)	<ul style="list-style-type: none"> 地域実情に即した支援 専門知識経験不足の補完 市区町村間格差の是正
県教委 — 市学校	県職員への派遣	<ul style="list-style-type: none"> 小規模校課題と基準の妥当性 の明確化 教育施策(県の指針)との整合 性確保 	<ul style="list-style-type: none"> 相談事情に応じた支援不足 相談窓口不明確による相談 困難 		
県教委 — 市教委	県職員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 学校の適正規模・ 適正配置計画策定 委員会に県から技 術職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 市町支援の位置づけ不明瞭 個人裁量に依存した不安定 体制 	都道府県と市区町村の 協議体(意見交換会)の 設置	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有の円滑化 新たな連携施策の推進 市区町村の実情に応じた支援 合意形成の促進 地域間格差の縮小 政策整合性の確保
県教委 — 市学校	教員の働き方 改革推進の支 援	<ul style="list-style-type: none"> 教職員のウェルビーイングの 向上 長時間勤務の是正 	<ul style="list-style-type: none"> 業務改善に時間が掛かる 業務委託費用が掛かる 		

都道府県教育委員会と市区町村教育委員会の連携は、個別分野ごとに一定の効果が期待されるだけでなく、複数の施策を組み合わせることで、相互に補完し合い、より大きな効果を生み出す可能性があります。特に、ICT 整備や人的支援、通学支援、制度運用などを一体的な施策として捉えることで、教育施策の実効性や持続性を高めやすくなると考えられます。

例えば、ICT 機器の共同調達、県域アカウントの付与、システムの共同利用を組み合わせることにより、機器整備にとどまらず、運用の標準化、セキュリティ水準の統一、学習データの利活用促進、教育 DX の推進などを一体的に進めやすくなることが考えられます。このように、ハード整備と運用基盤整備を併せて進めることで、継続的な効果が期待されます。

また、特別支援教育においても、巡回通級指導や専門教員の派遣、広域的な受入体制の構築に加え、通学手段の確保やスクールバス支援を組み合わせることで、就学機会の確保や教育の連続性の維持に資する可能性があります。人的支援と移動手段の確保を同時に講じることにより、支援の実効性が高まることも想定されます。

さらに、教職員の加配や配置の支援と、学校教育部門・施設部門の連携、首長部局との政策調整、補助制度の活用支援を組み合わせることにより、学校適正規模・適正配置や施設整備を教育的観点・財政的観点・地域政策の観点から総合的に進めやすくなると考えられます。単独の施策のみでは対応が難しい課題であっても、複数の取組を組み合わせることで進めることにより、事業の円滑化や住民理解の促進、学校現場の負担軽減につながる可能性があります。

このように、県と市区町村の連携は、個々の施策を個別に実施するだけでなく、複数の施策を組み合わせることで体系的に展開することにより、教育環境の向上や学校運営の効率化、財政負担の軽減等に寄与することが期待されます。

今後は、連携施策を個別に検討するだけでなく、学校の適正規模・適正配置、施設整備、教育 DX、特別支援教育、地域公共交通、財政支援等を一体的なパッケージとして捉え、都道府県が市区町村教育委員会や首長部局と連携しながら調整・支援を行う仕組みを整備していくことが、より実効性の高い取組の推進につながるものと考えられます。

第5章 さらなる連携

(1) さらなる連携

第3章で示したように、学校教育を取り巻く課題は、少子化の進行、学校施設の老朽化、教職員不足、特別支援教育への対応、ICT 環境整備、通学手段の確保など、多岐にわたっています。これらの課題はそれぞれが独立して存在しているのではなく、相互に関連し合い、複雑に重なり合っている場合が多いと考えられます。

図表5-1 さらなる連携

想定される連携の効果(メリット)		都道府県
教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> ● 教育方針と施設計画の整合確保 ● 適正規模・適正配置計画の実効性強化 ● 施設条件を踏まえた施策立案 ● 庁内調整の円滑化・時間短縮 	市区町村 <ul style="list-style-type: none"> ● 意思決定の迅速化 ● 二重投資の回避(コスト縮減) ● 財政負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市区町村計画の比較・把握が容易 ● 教育的・技術的助言の効率化(窓口の統合)
市長部局 <ul style="list-style-type: none"> ● 二重投資の回避(コスト縮減) ● 中長期財政通しの明確化 ● 地域コミュニティ・地域防災の強化(学校施設の地域連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市区町村の検討・事務負担軽減 ● 政策的判断の円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な公共施設の効率的配置 ● 補助金等申請対応の円滑化 ● 都道府県立施設との調整円滑化
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育方針と施設計画の整合 ● 二重投資の回避(コスト縮減) ● 管理主体を学校から切り離し(複合化) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転手・車両不足への対応 ● 通学手段の安定的な確保 ● 運行コスト削減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な適正規模・適正配置施策 ● 県立学校施設との調整円滑化 ● 補助金等申請対応の円滑化 ● 適正規模・適正配置ノウハウの蓄積
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育方針と施設計画の整合 ● 計画形成の円滑化(行内・行外) ● 計画決定負担軽減 ● 専門知見の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転手・車両不足への対応 ● 通学手段の安定的な確保 ● 運行コスト削減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転手・車両不足への対応 ● 地域公共交通の持続性確保 ● 運行コスト削減 ● 市区町村格差の是正 ● 県立学校への通学環境の改善
<ul style="list-style-type: none"> ● 検討初期の迅速化 ● 適正規模・適正配置プロセスの標準化 ● 先般事例の回避 ● 合憲形成の円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 二重投資の回避 ● 技術職員不足の補完 ● 議会説明の根拠の補強 ● 政策的判断の円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育環境の市区町村格差の是正 ● 高校・特別支援学校との接続 ● 補助金等申請対応の円滑化 ● 適正規模・適正配置ノウハウの蓄積
<ul style="list-style-type: none"> ● 専門人材不足の補完 ● 施設管理・事務処理の効率化 ● 教職員の専門性の確保 ● 小規模自治体の行政体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政負担の軽減(経費の再配分) ● 維持管理コストの削減 ● 公共施設配置の効率化 ● 単独自治体の財政リスク低減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市区町村支援の効率化 ● 各種補助金審査の効率化
<ul style="list-style-type: none"> ● 業務削減と校務DXの加速 ● 教職員負担の軽減 ● 教員のフェルビリーイングの向上 ● 教育の質向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の離職防止で自治体のイメージアップ ● 教育の質が向上し、地域の魅力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員負担軽減・加配コスト削減 ● 教員の質向上 ● 教育の質向上 ● 教員志望者数の向上
<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職のマネジメント力の向上 ● 小規模校特有の課題への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模校への適切な対応で自治体のイメージアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職負担軽減 ● 小規模校特有の課題への対応 ● 管理職人材の計画的育成
<ul style="list-style-type: none"> ● 県立高校を広域拠点校とし、地域学等の学科設置、人材育成、魅力化支援、中高接続を推進、防災拠点化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年層流出抑制、定住促進 ● 地域の人材育成・担い手確保 ● 高校を核とした交流協会の創出 ● 教育・産業・防災の連携・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域拠点校化で教育水準の維持 ● 特色化による志願者確保 ● 財政・運営負担の削減 ● 広域の人材育成・地域定着促進
<ul style="list-style-type: none"> ● GIGA端末・校務・学習システムの県域共同調達 + 統一アカウント基盤 	<ul style="list-style-type: none"> ● 進学・転校・異動時のデータ活用 ● 端末・システム費用の抑制 ● 調達に係る事務負担の軽減 ● 校務・学習システム導入の迅速化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域の学習・校務データの共有 ● 適正規模・適正配置時のデータ移行の容易化 ● 災害時のデータ復旧の迅速化 ● DX環境の市区町村格差の是正

また、課題への対応主体についても、学校、市区町村教育委員会、首長部局、都道府県教育委員会など複数の組織にまたがるが多く、単一の組織や単一の施策のみで対応を完結させることが難しい場合があります。例えば、学校適正規模・適正配置の検討は教育行政の課題であると同時に、公共施設マネジメント、財政運営、地域づくり、通学交通政策とも密接に関係しています。

このため、個別の課題ごとに単独で対応を行うのではなく、複数の課題を関連づけて捉え、複数の組織が役割分担しながら連携して取り組むことにより、より実効性の高い対応につながる可能性があります。今後は、教育分野に限らず、施設、財政、福祉、交通、DX といった分野を含めた横断的な連携を前提とし、複数の施策を組み合わせてながら課題対応を進める体制を構築していくことが重要と考えられます。

(ア) 学務系と施設系の組織一体化

学校適正規模・適正配置や施設整備の検討において、教育方針と施設計画が別部門で作成される場合には、配置計画や整備時期、財政計画に齟齬が生じやすくなることが考えられます。学務系と施設系を同一組織に統合することにより、教育方針・学校配置・施設整備・財政計画を横断的に整理しやすくなり、適正規模・適正配置と整備の時期調整も円滑に進められる可能性があります。さらに、住民説明資料や基本構想の作成体制を整理することで、庁内外の合意形成が進めやすくなり、事務負担の軽減や計画の実効性向上につながることを期待されます。結果として、学校適正規模・適正配置を単なる施設更新にとどめず、教育施策として一体的に推進していくための体制整備につながる可能性があります。

(イ) 学校施設・公共施設の一体的検討協議会（複合化も含む）

学校適正規模・適正配置は教育分野の課題であると同時に、公共施設マネジメント、都市計画、防災、財政運営とも密接に関係します。教育・財政・施設・都市計画等の部局が参加する常設型協議会を設置することにより、学校適正規模・適正配置と公共施設再編等を同時に検討しやすくなり、施設整備と教育方針の不整合や二重投資のリスクを抑える効果が期待されます。また、学校施設の複合化・共用化を進める場合には、管理主体や運営区分を整理することで、施設運営の効率化や地域利用、防災拠点化など多面的な活用につながる可能性があります。中長期の財政見通しも整理しやすくなり、自治体全体として持続可能な施設配置と教育環境の両立を検討する上で有効となることを期待されます。

(ウ) 都道府県・首長部局による伴走型支援（意見交換会）

学校適正規模・適正配置や適正規模の検討は、教育委員会だけでなく首長部局の財政・施設・地域政策とも深く関係します。また、都道府県や首長部局が計画検討の初期段階から実行段階まで教育委員会と連携して関与することにより、教育方針と施設計画の不整合を抑え、計画の実効性を高めることにつながる可能性があります。さらに、専門的助言や計画策定支援を集約することにより、市区町村の検討・事務負担の軽減や、住民・議会への説明の整理につながることを期待されます。

意見交換会は、個別の施策や制度の調整を目的とするものにとどまらず、市区町村と都道府県がそれぞれの立場で抱える課題や制約、問題意識を共有し、相互理解を深める場として重要な役割を果たすと考えられます。教育内容、学校規模、施設整備、通学環境、財政運営などの課題は相互に関連しており、単一の施策のみで対応することが難しい場合もあります。意見交換を通じて課題構造を複合的に捉えることで、複数の課題を組み合わせることで解決を図る連携の方向性が整理され、結果としてより実効性の高い取組や政策効果につながることを期待されます。

(エ) スクールバス・通学交通の広域共同運行

複数自治体が連携してスクールバスを共同運行することにより、運転手不足や車両整備、運行コストといった課題に広域的に対応できる可能性があります。通学手段の安定的な確保は学校適正規模・適正配置の前提条件となる場合があり、広域連携により教育機会の公平性と児童生徒の安全確保を同時に図ることが期待されます。

また、広域共同運行の検討に当たっては、単独自治体内での「通学と生活交通の混乗」や「スクールバスとコミュニティバス等の運行体系の統合」を進めた上で、自治体間連携による共同運行やダイヤ連携、交通事業者への一括委託等へ発展させることが考えられます。こうした段階的な整理を通じて、運行の効率化や持続可能性の確保を図りつつ、通学環境の安定的確保に向けた広域的な取組を進めやすくなる可能性があります。

さらに、公共交通部門と協働することで、地域公共交通の維持や中山間地域の移動手段確保にもつながり、通学と生活交通の両立を検討する上でも有効となる可能性があります。単独自治体では調整が難しい運行設計や制度整理についても、県や首長部局、周辺自治体と連携することで、持続可能な通学交通体制の構築につながることを期待されます。

(オ) 学校適正規模・適正配置・施設整備ノウハウの蓄積・共有

学校適正規模・適正配置や施設整備は頻繁に行われる事業ではなく、市区町村ごとに経験値や専門性に差が生じやすいと考えられます。都道府県が適正規模・適正配置事例、教育方針に沿った施設の設計仕様、住民説明会資料、課題整理や留意点等を蓄積し共有することにより、検討水準の底上げや検討負担の軽減につながる可能性があります。特に専門職員が不足する小規模自治体では、技術的・制度的な支援を受けることで、計画策定や議会説明を円滑に進めやすくなることを期待されます。適正規模・適正配置プロセスの標準化や補助金申請業務の効率化にもつながり、都道府県域全体で実効性の高い適正規模・適正配置事業を展開できる体制の整備が構築されるものと考えられます。

(カ) 市区町村間の広域連合設置（教育・施設運営等）

複数の市区町村が共同で広域連合を設置し、学校教育と社会教育の運営支援、事務処理、施設管理を一体的に実施することにより、人材不足の補完や事務の効率化、財政負担の軽減につながる可能性があります。単独自治体では確保が難しい専門人材の配置や業務標準化が進むことで、1小学校1中学校の状態の自治体でも一定水準の行政サービスを維持しやすくなることを期待されます。節減した経費を他の教育課題に再配分できる点も重要であり、教育行政の持続性を高める基盤となり得ます。場合によっては都道府県が制度設計や調整に関与することで、より安定した運営体制の構築が図られる可能性があります。

(キ) 都道府県による働き方改革支援

教職員の長時間労働や校務負担の増大は、教育の質への影響や教員確保の困難化につながるおそれがあることから、重要な課題の一つと考えられます。都道府県が民間ノウハウを活用し、市区町村立学校の業務分析、働き方改善計画の策定、研修等を一体的に支援することにより、業務削減や校務DXの促進、教員のウェルビーイング向上につながる可能性があります。これは個別自治体で対応するよりも、都道府県単位で手法を整理・標準化することで、検討水準の向上や支援効率の向上が期待されます。結果として、教職員の負担軽減と教育環境の改善を同時に図る取組として有効となる可能性があります。

(ク) 小規模校向け管理職・人材育成支援

小規模校では管理職が教育・事務・地域対応を兼務するケースがあり、負担が集中しやすい状況が見られます。都道府県が学校規模別に必要なマネジメント手法を整理し、研修や業務支援、人材派遣を体系的に実施することにより、管理職の負担軽減と学校運営の安定化につながる可能性があります。小規模校の運営水準を一定に保つことにより、地域や学校規模による教育環境の格差縮小にも寄与することが期待されます。市区町村単独では難しい人材育成や支援体制を県が補完することで、長期的に安定した学校経営体制の構築につながる可能性があります。

(ケ) 巡回型通級指導の広域展開

離島・へき地では通級指導教室までの移動や送迎が遠距離のため困難となりやすく、特別支援教育の提供に地域差が生じる場合があります。都道府県内の拠点校で巡回型通級指導を実施し、

学校訪問や研修，連絡協議会を通じて運営ノウハウを共有することにより，理解促進や市区町村主体での導入支援につながることを期待されます。児童生徒にとって適切な学びの場を確保しやすくなるほか，保護者の送迎負担軽減にもつながる可能性があります。さらに学校間連携が進むことで，地域全体の教育力向上への寄与も期待されます。

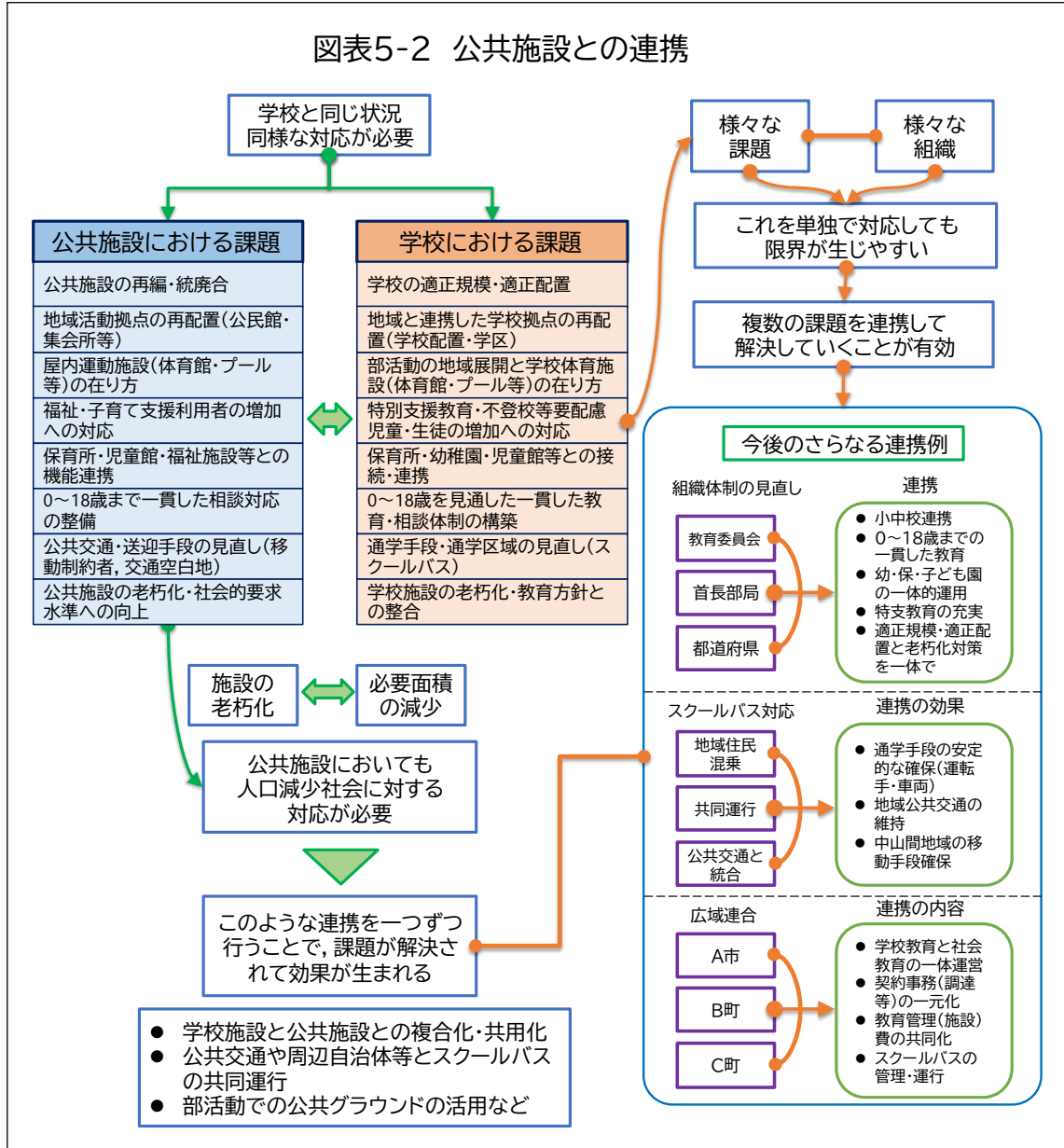
(コ) GIGA 端末・校務・学習システムの共同調達＋県域アカウント基盤

都道府県主導で端末・校務・学習システムを共同調達し，県域 ID を付与・管理することにより，学習・校務データの広域共有や，適正規模・適正配置・災害時の迅速なデータ移行・復旧が可能となる場合があります。市区町村間の ICT 環境格差の是正や，県単位での教育 DX 施策の展開にも資することが期待されます。調達コストの削減，事務負担の軽減，国庫補助申請業務の効率化など財政面の効果も見込まれ，教育政策の PDCA を県域で進める基盤となり得ます。

さらに，ICT 分野においては端末更新やシステム運用に係る経費が継続的に発生することから，これらの取組を一過性の施策にとどめず持続的に推進していくためには，国による補助制度の継続的な支援や制度運用の安定化が重要となると考えられます。

(2) 公共施設との連携

「公共施設の再編」「部活動の地域展開」「特別支援教育」「スクールバス」等の課題は、いずれも学校施設と公共施設、さらには地域サービスの提供体制と密接に関係する課題です。学校と公共施設は、ともに人口減少や施設の老朽化、利用者ニーズの変化といった共通の課題を抱えており、必要面積の縮小や機能の見直しなど、同様の対応が必要とされています。



また、これらの課題は教育委員会のみで完結するものではなく、首長部局の施設管理部門、公共交通部門、福祉部門、また、都道府県、さらには地域団体や民間事業者など、多様な組織と関係しています。そのため、個別の課題を単独で解決しようとしても十分な効果が得られにくく、複数の課題を関連付けて一体的に検討・解決していく視点が重要であると考えられます。

人口減少社会においては、学校施設に限らず、公民館、体育館、図書館、文化施設、福祉施設等の公共施設全体についても、利用者数の減少や施設の老朽化、維持管理費の増大といった共通の課題があります。このため、従来のように施設毎や所管毎に個別に施設の更新や見直しを行うのではなく、再編・統合、機能の集約など施設間の連携を前提とした検討が必要になってきます。

学校施設についても同様に、適正規模・適正配置の検討が進むなかで、余剰施設の発生や機能

の見直し、通学環境の変化などが生じており、これらは公共施設マネジメント全体の課題と密接に関係しています。学校施設と公共施設をそれぞれで独自に最適化を図っても、結果として二重投資や機能重複、利用調整の困難さを招くことも考えられます。

そのため、学校施設と公共施設を地域全体の公共サービスの在り方として相互の関係性を踏まえた検討を行うなど、施設配置や機能分担、複合化・共用化の可能性を含めて一体的に検討を進めていくことが重要であると考えられます。

このような背景から、学校施設と公共施設の複合化・共用化、スクールバスを公共交通や周辺自治体との共同運行、部活動における公共施設の活用など、学校分野と公共分野が連携する取組を段階的に積み重ねていくことが重要になると考えられます。これらの連携は、単に施設やサービスを共有することにとどまらず、限られた人的資源・財源を有効に活用し、地域全体として持続可能な運営体制の構築に資するものと考えられます。

また、こうした連携を一つずつ実行していくことで、学習環境・通学環境の改善、施設維持管理コストの抑制、地域人材の有効活用、児童生徒の活動機会の確保など、具体的な効果が現れることが期待されます。さらに、個別の取組を通じて得られた成果や課題を次の連携に生かすことで、人口減少社会においてより実効性の高い課題解決につながることを期待されます。

(3) 学校における総コストの視点

図表5-3 学校における総コストの視点

- 学校に係る総コストとしては、ハード関連(改修修繕費, 光熱水費等), 学校運営関連(特別支援教育に係る経費等), 新たな学習関連(ICT環境整備等), 人件費(都道府県負担分と市区町村負担分)など, 国, 都道府県, 市区町村がそれぞれ制度上, 財源措置をしている経費が含まれるため, これらを総合的に把握することが重要です。
- いくつかの自治体の試算では, 学校1校当たりの年間コストが概ね3~5億円程度となる例が見られます。

<学校に係る総コスト例>

施設面	更新・改修費	20年間総額(単年度平均)	公立学校施設整備費負担金(真直金/文部科学省) 学校施設環境改善交付金(交付金/文部科学省) 空調設備整備補助交付金(交付金/文部科学省) 教育施設等障害防止対策事業費補助金(補助金/防衛省)
	維持管理	コスト試算より 需用費 消耗品費 修繕料 役務費 手数料 委託料 等	公立学校施設整備費都道府県費(補助金/文部科学省) 事務費交付金(交付金/文部科学省) 学校保健特別対策事業費補助金(補助金/文部科学省)
管理運営面	光熱水費	エネルギー・暖房・給排水・プール浄化装置保守点検 業務委託, 警備業務委託, 等 ガス・電気・灯油・上下水道	要保護児童生徒援助補助金(補助金/文部科学省) 特別支援教育奨励補助金(補助金/文部科学省) 八木地児童生徒援助費等補助金(補助金/文部科学省) 地方スポーツ振興費補助金(補助金/スポーツ庁)
	学校運営費	需用費 印刷製本費 通信運搬費 役務費 使用料 備品購入費 等	公立学校情報機器整備事業費補助金(補助金/文部科学省) 公立学校情報機器活用支援体(補助金/文部科学省) 前年度準備補助金(補助金/文部科学省) 高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金(補助金/文部科学省)
新たな学習	教育振興, 教育支援事業	教材教具, 事務用備品, 図鑑図書, 机椅子等 遠隔授業補助, 体験授業料, 特別支援教育等補助費	その他(公債費) 地方債の元利償還金額 人口等に基づく算定される雇用的行政経費
	ICT推進事業	委託料 補助金 等	算定上の補正係数に用いる数値(例) スワールポート台数 スワールポート台数
教職員	国費 都道府県費 (普通交付税の算定に反映)	プログラム等導入計画支援 等 インターネット接続利用料 校務用パソコン等・校務用プリンター等購入費	
	市費 (※配置・雇用形態により県費の場合もある)	校長, 教頭, 教諭(担任, 特別支援, 専科, 養護, 栄養, 日本語), 非常勤, 事務, 部活指導 栄養士, 調理員 事務, 司書, 用務員 支援員, AIT, 部活動外部支援員 等	
給食関連		給食食材放射性物質測定委託料, 給食衛生管理業務委託, ボイラー点検等	学校施設環境改善交付金(交付金/文部科学省)

● 都道府県と市区町村が連携し, 学校に係る総コストを財源構造も含めて可視化・把握することが重要です

● 教育環境の向上等に向け, 学校適正規模・適正配置により削減が見込まれる経費に加え, 新たに生じる財政需要も踏まえた上で, 限られた財源を必要な施策へ重点的に配分する方針を検討していくことが重要です

関連する補助金等 地方交付税

※国庫補助金・国庫負担金は, 原則として対象事業量や対象経費に応じて交付されるものではないとされています。普通交付税額は, 基準財政需要額及び基準財政収入額の算定に基づき決定されます。一方, 地方交付税は一般財源であり, 個別経費ごとに使途が指定されるものではありません。普通交付税額は, 基準財政需要額及び基準財政収入額の算定に基づき決定されます。このため, 例えば, 児童生徒数, 学級数等の測定単位が変化した場合には, 算定結果として普通交付税額が増減する可能性があります。

学校の適正規模・適正配置を検討するに当たっては, 学校に係る総コストの全体像を把握することによって, 検討の視点を広げることが可能となります。

学校の運営・整備に要する経費は, 校舎や設備の改修・維持管理費, 光熱水費等の施設関係経

費に加え、学校運営費、特別支援教育への対応、ICT 環境整備等の学習関連経費、さらに教職員給与費や給食関連経費など、多岐にわたります。これらの経費は、市区町村のみならず、都道府県及び国がそれぞれの制度に基づき負担しており、学校に係る総コストは三者の財政措置により構成されています。

一方で、これらの経費は、国庫補助金・国庫負担金、地方交付税措置、一般財源支出など、複数の財源制度を通じて措置されています。このため、設置者である市区町村が学校1校当たりの総コストを財源構造まで含めて体系的に把握することは、必ずしも容易ではありません。

複数の自治体の試算例では、学校1校当たりの年間コストが概ね3～5億円程度となる場合がありますが、これは国・都道府県・市区町村の負担を合算した総額を示すものです。こうした総コストの全体像を整理することにより、適正規模・適正配置や運営の検討において、学校の運営・整備に要する財政規模を把握することが可能となります。

このため、学校の適正規模・適正配置の検討や施設の複合化・共用化を進めるに当たっては、学校に係る総コストを国・都道府県・市区町村それぞれの財源構造との関係を含めて整理することが有効です。特に、教職員給与費は国庫負担制度及び地方交付税措置の対象となっており、財政措置額が制度上の算定構造と連動しています。また、ICT 整備費や特別支援教育関係経費についても、複数の補助制度が関与する場合があります。このような経費については、制度構造を含めた整理を行うに当たり、市区町村単独での把握が容易でない場合があります。

図表5-4 20年間の事業計画のイメージ

市区町村	学校名	第1期					第2期					第3期					第4期					
		2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	
A市	小学校		設計	改修	改修		設計	改修	改修													
	小学校													閉校								
	小学校											設計	改修	改修								
	中学校														設計	改修	改修					
	中学校																	閉校				
B市	小学校			設計	改修	改修												設計	改修	改修		
	小学校																	閉校				
	小学校		設計	改修	改修										設計	改修	改修					
	小学校								設計	改修	改修											
	小学校											閉校										
	中学校			設計	改修	改修																
	中学校																					
中学校															閉校							
C町	小学校						設計	改修	改修													
	小学校		設計	改修	改修																	
	中学校													設計	改修	改修		設計	改修	改修		

20年間合計 ○○億円

したがって、学校に係る総コストを踏まえた適正規模・適正配置・整備や運営改善を検討するに当たっては、市区町村単独での検討に加え、都道府県と連携して整理を行うことが有効です。

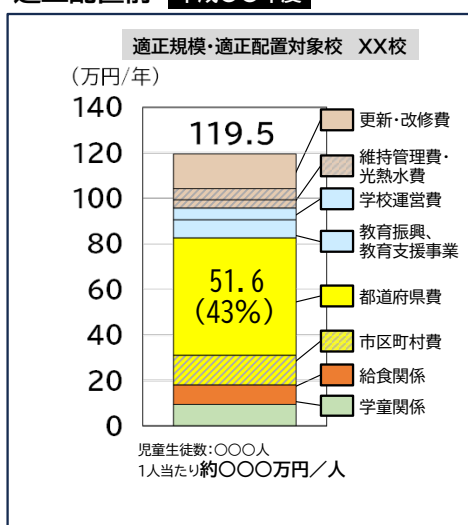
その際、必要に応じて国の制度情報や財政措置の内容も共有しながら、総コストの把握・分析を行うことにより、経費の増減と財源措置との関係を整理しやすくなります。

また、総コストを中長期的に整理するに当たっては、学校施設の個別施設計画等と整合を図りつつ、学校運営費、施設維持管理費、教職員配置、通学支援等を含めた学校経費全体を横断的に捉えた見通しを示すことが有効です。特に、市区町村と都道府県が連携して20年程度の事業見通しを整理し、適正規模・適正配置に伴う学校経費の増減を可視化することにより、現在の支出構造や制度に基づく財源措置との関係を確認することが可能となります。

図表5-5 学校に係るコストの試算のイメージ

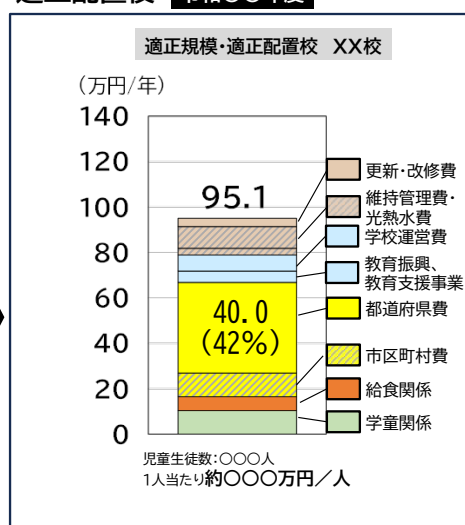
適正規模・
適正配置前

平成〇〇年度



適正規模・
適正配置後

令和〇〇年度



さらに、適正規模・適正配置や運営改善に伴い経費が減少する場合であっても、国庫補助金・国庫負担金は対象事業・対象経費に応じて交付額が決定されており、また地方交付税についても算定要素の変動が交付額に反映される仕組みとなっています。このため、歳出の減少額がそのまま設置者において自由に再配分可能な財源となるものではありません。

したがって、学校に係る総コストの把握に当たっては、経費の増減と財源措置の連動関係を区分して整理する必要があります。その上で、削減となる経費と新たに生じる財政需要の双方を整理し、制度に基づく財政措置を踏まえながら、さらなる課題の解決に必要な経費配分の在り方を検討することが有効になります。

第6章 まとめ

本調査研究は、学校の適正規模・適正配置について、都道府県と市区町村の連携の実態や具体的な取組を整理し、学校の適正規模・適正配置の検討に資する基礎的知見を得ることを目的として実施したものです。

学校を取り巻く課題は、少子化・人口減少、財政制約、ICTの進展、地域社会の変化等を背景に複雑化・多様化しています。これらの課題は教育分野にとどまらず、公共施設マネジメント、地域交通、防災、福祉、行政運営等に横断的に繋がっており、適正規模・適正配置は自治体全体に関わる重要な政策課題となっています。

また、適正規模・適正配置は、構想段階、計画策定段階、実行段階、検証段階へと進む中で、施設整備、特別支援教育、ICT整備、通学手段の確保、住民合意形成等、新たな課題が時系列で現れてくるという特徴があります。

本調査では、こうした課題を整理するに当たり、1)学校規模・配置の観点、2)学校運営(地域連携)の観点、3)教職員の適正な配置の観点、4)学校施設の維持向上の観点、5)ICT・DX・AIの観点を5つの観点から分析を行いました。

その結果、これらの課題は複数の組織、複数の観点が相互に関連し、連動していることが確認されました。一方、多くの市区町村では、専門人材、財源、ノウハウの不足、組織体制の制約など複数分野にまたがる課題があり、それらを横断的に整理し、対応することが難しい状況がみられました。「何を連携できるのか分からない」「進め方が分からない」といった声が確認されたことは、連携の必要性が認識されつつも、具体化の方法が十分共有されていない現状を示しています。

しかしながら、意見交換会の開催、巡回型通級指導をはじめとする特別支援教育分野での取組、再編計画策定への県職員の参画、GIGA 端末の共同調達、教員の働き方改革促進の支援等の先行事例では、都道府県が市区町村と連携することで、市区町村の負担軽減、施策の実効性向上、コストの縮減、教育環境の質的向上等につながっていることも確認されました。

今後は、さらなる連携を進めて、学校を取り巻く課題を実効性ある形で解決していくことが重要と考えられます。例えば、本調査で整理した具体的な連携としては、1)学校に係る総コストを把握し、今後20年程度の事業計画を立ててコストの再配分を検討する、2)広域連合等により周辺自治体と連携して事務負担の軽減等、3)学務系部門と施設系部門を統合することで、適正規模・適正配置計画と老朽化対策の整合性を図る、4)スクールバスを周辺自治体と共同運行、高校生等の混乗、地域交通との統合などが挙げられます。

都道府県と市区町村の連携については、制度や組織、財政の枠組みが異なるため容易とは言えず、相互の理解が必要で、役割や責任の整理など一定の調整が必要で負担を伴います。

しかしながら、本調査で確認された事例からは、連携を進めることにより、複数分野の課題解決に向けた一体的な対応が可能となり、限られた財源の効果的な活用、専門人材の確保、住民への分かりやすい説明、通学環境の安定的な確保など、都道府県と市区町村の双方にとっての効果につながることが確認できました。こうした効果は、個々の自治体単独の取組では達成が難しいものも多く、最終的には学校の適正規模・適正配置を通じた教育環境の質の向上に結び付くものです。

これからの縮小社会において、限られた人材、限られた財源の中で、連携の必要性は増し、その効果は中長期的に見て大きくなると考えられます。その連携を促進し、実質的な成果へとつなげていくためには、市区町村、都道府県、国それぞれが自らの役割を認識し、それぞれの立場で取組を進めていくことが重要と考えられます。

調査研究から得られた、それぞれの関係主体に期待される取組を次に示します。

(1) 市区町村において期待される取組

- 課題を単独で抱え込まない

学校の適正規模・適正配置は、市区町村単独で完結できる課題ではないことを前提とし、早期の段階から都道府県に相談し、課題を共有していく姿勢が重要と考えられます。検討が具体化してからではなく、課題認識の段階から情報提供を行うことが、連携の出発点となります。

また、周辺自治体との情報共有を通じて、解決の糸口を探ることも有効と考えられます。

- 都道府県への積極的な声掛けや課題の提示

都道府県からの支援提案を待つのではなく、自ら課題や検討状況を整理した上で、都道府県に伝え、支援を求めていく姿勢が期待されます。特に小規模自治体においては、人的・技術的支援を得ながら計画を進めることを視野に入れた検討が有効と考えられます。

- 市内の意識共有と横断的な検討体制の整備

学校に関する課題は、教育委員会のみで完結できるものだけではありません。財政・施設・企画・交通部門等の首長部局と共通認識を持ち、公共施設全体の視点も踏まえて「連携を前提とした適正規模・適正配置」を市内方針として位置付けていくことが望まれます。

- 先行事例等を参照し、連携手法を検討する

先行事例やモデル事業を参照し、各自治体の状況に応じた連携手法を検討していくことが有効と考えられます。他自治体の取組を学ぶことにより、具体的な行動につなげやすくなることが期待されます。

(2) 都道府県において期待される取組

- 「待ちの支援」から「働きかける支援」への転換

市区町村との連携は都道府県にとっても重要な取組であり、市区町村からの相談を待つだけでなく、課題を抱えやすい地域や小規模自治体に対して、積極的に情報提供や意見交換の場を設けることが有効と考えられます。

- 連携（支援）の窓口を明確に示す

市区町村にとって相談先が分かりにくい状況は、連携が進みにくい一因となり得ます。そのため、相談窓口や支援内容を明確にし、相談しやすい環境を整備していくことが望まれます。

また、必要に応じて窓口を一本化し、部局横断的に検討できる体制を整備することも有効と考えられます。あわせて、知事部局所管事項についても可能な限り一体的に検討・調整できる仕組みを構築していくことが期待されます。

- 検討初期段階からの伴走支援

適正規模・適正配置の方針検討段階から適正規模・適正配置の実施・検証に至るまで、継続的に関与する体制を構築することは、市区町村の負担軽減や計画の実効性向上に資するものと考えられます。

- 支援ノウハウを蓄積し、モデルとして提示する

都道府県内の適正規模・適正配置事例や支援実績に関する情報を蓄積し、進捗段階に応じた支援手法として整理・提示していくことが有効と考えられます。また、必要な情報を適時に抽出・提供できる体制を整備することも重要です。

(3) 国において期待される取組

- 補助制度の柔軟な運用

学校施設整備に係る補助制度については、適正規模・適正配置の規模や経過を踏まえた運用上の工夫を検討することが有効であり、関連する補助制度を状況に応じて一体的に活用しやすくする整理や明確化を図ることも重要と考えられます。

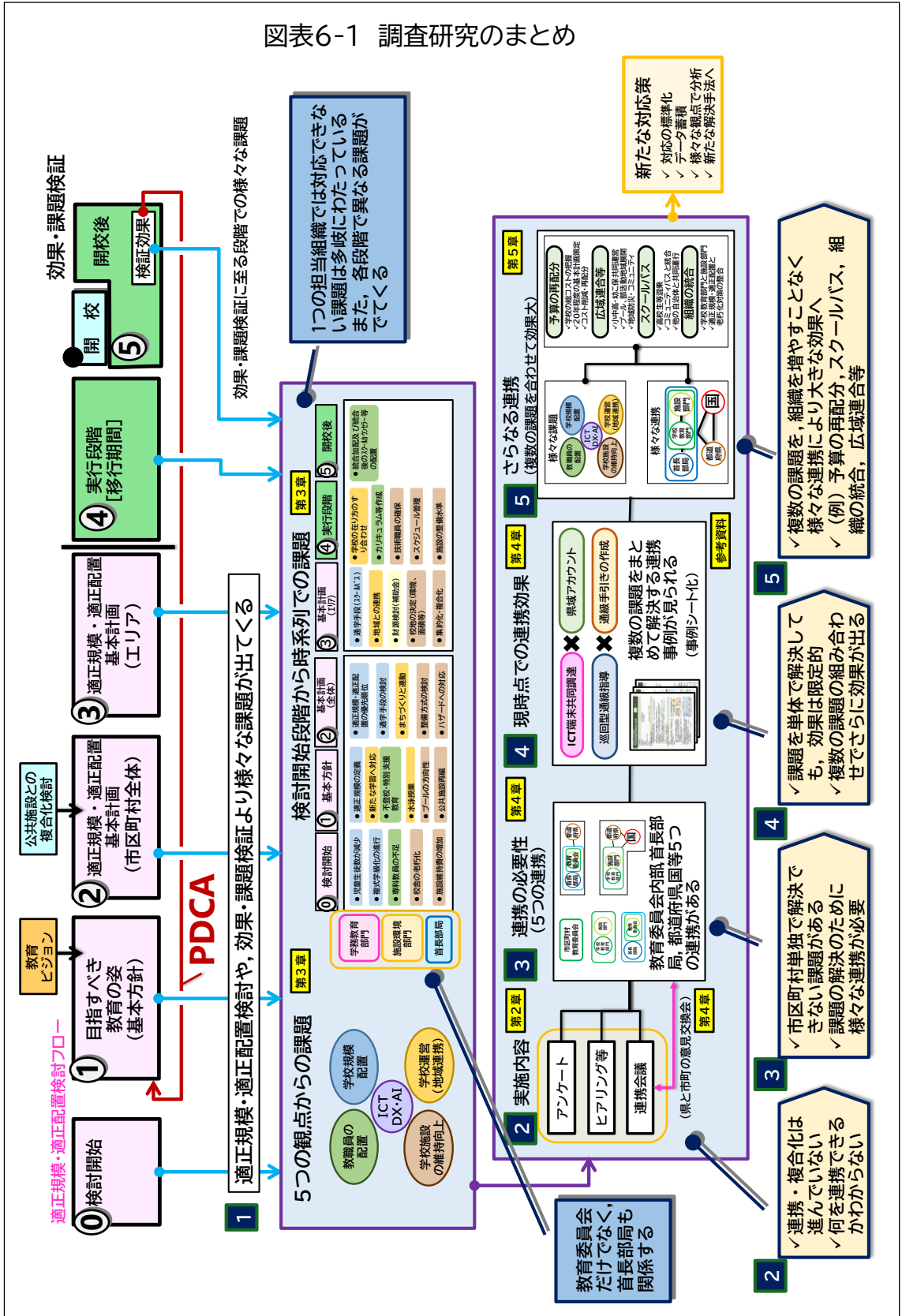
あわせて、申請様式の共通化や手続の簡素化等により自治体の事務負担を軽減することは、連携型事業を継続的に実施しやすい環境整備につながると考えられます。

- 連携推進に関する情報の積極的な提供

学校の適正規模・適正配置を進めるに当たっては、市区町村と都道府県がどの段階で、どのような役割分担の下で連携すべきかを明確にすることが重要と考えられます。国において、連携の形態や進め方、想定される効果や留意点等を体系的に整理し、指針や事例集等の形で提示することが、連携の促進に繋がります。

これにより、自治体が具体的な行動に移しやすくなり、連携の取組が自治体任せにとどまらず、全国的に展開されることが期待されます。

図表6-1 調査研究のまとめ



参考資料

- 1 アンケート調査結果詳細
- 2 都道府県と市区町村の連携，複合化・共用化事例
- 3 都道府県と市区町村の意見交換会（静岡県）詳細

参考資料

1 アンケート調査結果詳細

1 調査の概要

【調査目的】

市区町村における学校の適正規模・適正配置に向けた、都道府県との連携の状況に関する全国的な動向の調査及び都道府県公共施設(都道府県立学校を含む)との複合化・共用化を含めた先進事例を収集し、学校の適正規模・適正配置に関する検討が、自治体内関係部局や学校関係者、保護者、子供、地域住民等の理解や協力を得ながら円滑に進められるための参考とするための基礎資料とします。

(1) 調査対象

- 市区町村教育委員会 総務課(1,741)
- 都道府県教育委員会 総務課(47)
(公共施設管理部局は教育委員会を經由)

(2) 調査期間

令和7年(2025年)7月4日(金)～8月22日(金)

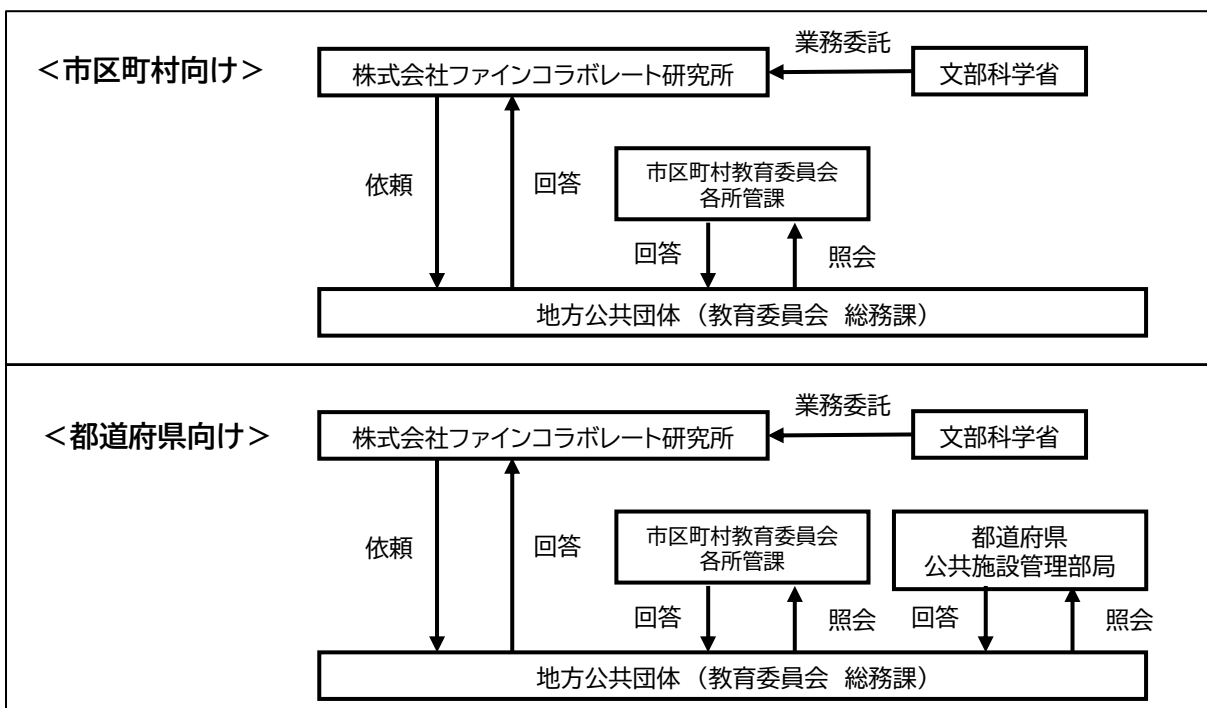
(3) 調査方法

オンライン調査

(4) 配布・回収

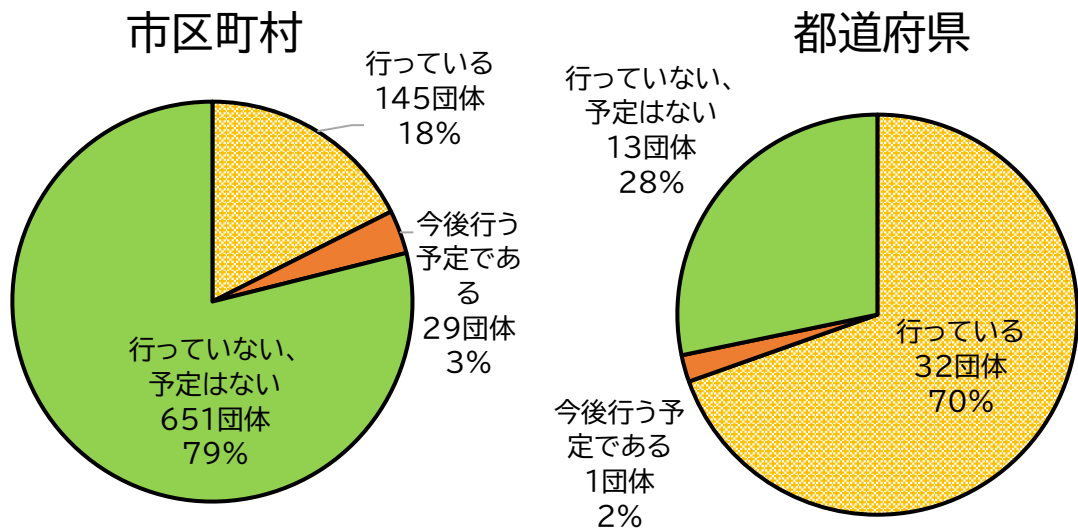
調査対象		配布数	回収数	回収率
市区町村教育委員会	総務課	1,741件	825件	47.4%
都道府県教育委員会	総務課	47件	46件	97.9%
合計		1,788件	871件	48.7%

<本アンケート(WEBアンケート)のフロー>

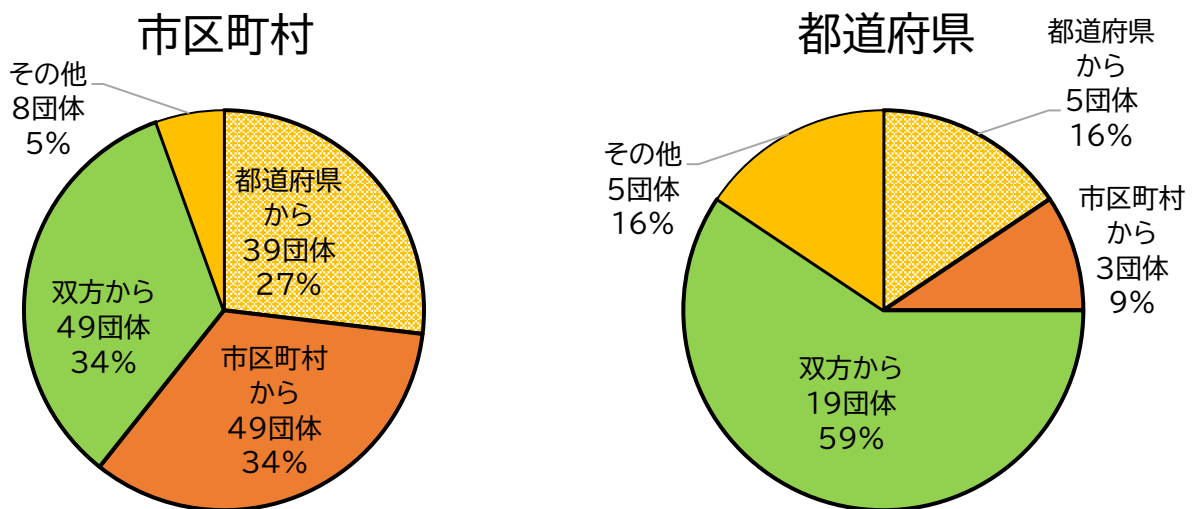


2 都道府県と市区町村の連携

(1) 都道府県と市区町村で、連携を行っていますか？



(2) 働きかけ・呼びかけはどちらから行いましたか？



<考察>

- 市区町村回答では、18%が都道府県と連携していると回答しており、3%が今後連携する予定であると回答していますが、79%が「行っていない、予定はない」と回答しています。
- 一方で、都道府県の70%が連携を行っているとは回答しており、市区町村との連携が一定程度進んでいる状況がうかがえます。
- 連携への働きかけは、市区町村回答では「双方から」と「市区町村から」が多く、都道府県回答では「双方から」が多く、続いて「都道府県から」となっています。
- このことから、双方で課題意識を共有することが、連携のきっかけとなっている可能性があります。

(3)行っている連携の内容を教えてください

回答数: 825 46

アンケート設問		市区町村	都道府県	合計	
学校の適正規模・適正配置の検討に当たった教育委員会間の連携	児童生徒等の将来推計の作成について、連携したり、市区町村を支援	29	0	29	
	教育ビジョンの作成について、連携したり、市区町村を支援している	25	0	25	
	適正規模・適正配置の方針や再編計画などの作成の連携・支援	33	0	33	
	小中学校の再編等に伴う住民等関係者との合意形成を連携して進めている	14	0	14	
	都道府県と市区町村の学校施設建物情報を一元化し、複合化・共用化の検討	8	2	10	
	適正規模・適正配置に関する都道府県作成のマニュアル等について情報共有	21	7	28	
	都道府県が施設整備交付金や補助金ガイドライン整備など、財源の情報共有	18	1	19	
	適正規模・適正配置の知見を有する職員の派遣等、人事面で市区町村を支援	23	0	23	
小規模校の教育の充実の観点からの都道府県教育委員会による支援	都道府県主催で適正規模・適正配置に関する研修会への参加を呼び掛け	13	0	13	
	教職員の配置など人事配置に当たり配慮	96	24	120	
	ICT機器等の共同調達や施設点検・修繕の共同発注など事務処理面で連携	48	10	58	
	教科指導やICT活用等の各種研修会・研究会を市区町村と共同開催	22	0	22	
小規模校の教育の充実の観点からの市区町村立学校・都道府県立学校間の連携	通級に通う児童生徒や、日本語指導が必要な児童生徒を合同で支援体制	23	7	30	
	授業交流や出張授業を連携	50	18	68	
	学校行事(体育祭、文化祭など)を連携開催	19	13	32	
	生徒会同士が交流	17	8	25	
	部活動で共同活動するなど交流	28	8	36	
	通常学級と特別支援学級、特別支援学校とのインクルーシブ教育	21	2	23	
	ICT機器や教材の相互利用	3	1	4	
	小中高の一貫教育に係る接続カリキュラムを連携して開発	12	8	20	
	中学校卒業後の進路情報を共有	23	7	30	
	高校説明会・進学相談会を共同開催	9	3	12	
生徒指導や教育相談に関する協議等の場を設置	28	9	37		
中高生が合同でボランティア活動を実施	12	5	17		

<考察>

1 学校の適正規模・適正配置の検討に当たった教育委員会間の連携

- 適正規模・適正配置の方針や再編計画(33団体)、将来推計(29団体)、教育ビジョン(25団体)の作成での連携が、市区町村からの回答として多くありました。
- 適正規模・適正配置の知見を有する都道府県職員の派遣(23団体)、再編に伴う住民との合意形成についての連携(14団体)の回答があり、人的交流も実施されています。
- 都道府県回答では、適正規模・適正配置方針に関する都道府県のマニュアル等についての情報共有(市区町村21団体、都道府県7団体)が多くありました。

2 小規模校の教育の充実の観点からの都道府県教育委員会による支援

- 教職員の配置などの人事面での配慮(市区町村96団体、都道府県24団体)が、全回答を含めて最も多く、現在最も多く実施されている連携です。
- GIGAスクール端末などの共同調達も、都道府県が主体となって仕様書作成等を実施しています。

(3)行っている連携の内容を教えてください

<考察>

3 小規模校の教育の充実の観点からの市区町村立学校・都道府県立学校間の連携

- 授業交流や出張授業(市区町村50団体、都道府県18団体)が多く、続いて生徒指導や教育相談(37団体)、部活動での共同活動(36団体)、学校行事(32団体)が多くなっています。
- 生徒会同士が交流(25団体)や、中高生が合同でボランティア活動を実施(17団体)するなど、生徒間の交流も実施されています。
- 通常学級と特別支援学級、特別支援学校とのインクルーシブ教育(23団体)についての回答もありました。

<その他回答(要約)>

【学校の適正規模・適正配置の検討に当たっての教育委員会間の連携】

1. 義務教育学校の準備委員会に、必要に応じて都道府県職員がオブザーバー参加。
2. 統合校への加配教員配置や、複式学級のための非常勤講師の加配を実施。
3. 震災被災地として教職員加配や特別支援学級の設置支援を受けている。
4. 統合に伴い、加配教員の配置が行われた。
5. 市内小学校5校に専科非常勤講師を配置。
6. 学校再編に向けた施設改修や通学支援、加配に関する要望を提出。
7. 中学校事務の一部を隣接町へ委託。
8. 統廃合後の教職員配置について連携。
9. 小規模特認校制度の検討に際し、他市町村の事例情報を提供された。
10. 県立高校との提携により教育課題の解決や地域連携を推進。
11. スクールバス運行や加配・講師措置などについて制度活用と連携。
12. 再編中学校と県立高校の連携型一貫教育校を設置。
13. 特別支援教育やICT教育に関して、都道府県が事業や共同調達を呼びかけ。
14. 統廃合支援として人事異動等を実施、県立高校の整備方針も公開。
15. 統廃合時の教職員定数減の緩和や中核教員の任期柔軟化を支援。
16. 教職員配置は行っていないが、中高連携型一貫教育は実施中。
17. 小規模校の教育充実に向け、遠隔教育を含む取り組みを推進。
18. 通学支援補助、スクールカウンセラー配置、教員定数緩和などを実施。
19. 要請に応じて支援を行っている。
20. 高校改革計画に基づき、小規模市町と連携や入試連携を実施。
21. 小規模校の複式学級指導や複数担任制等に関する助言・情報提供を実施。
22. 小規模校支援や市町村との連携の具体事例が記載済み。
23. 中山間地の小規模校魅力化のため、地域コンソーシアムで連携し支援。

(3)行っている連携の内容を教えてください

<その他回答(要約)>

【小規模校の教育の充実の観点からの都道府県教育委員会による支援】

1. 教職員配当基準の見直しや免外解消に向けた非常勤講師の配置を要望している。
2. 小規模特認校の設置および継続に取り組んでいる。
3. 他校教職員の兼務により、小規模校でも専門的指導を受けられる体制を整備。
4. 小規模校の教育研究発表会を開催している。
5. 小中一貫教育施設の一体化に関して、県教委から技術的助言を受けた。
6. 講演会の共同開催や施設利用料の軽減など地域との協働を実施。
7. 学級編成や研究授業に対し柔軟な対応と支援体制を整備している。
8. 支援の根拠が明確でない点に課題がある。
9. 小中一貫教育の優良事例について情報提供を受けている。
10. 小中高連携や一貫教育に取り組んでいる。
11. 一定規模の複式学級に非常勤講師を配置し、授業改善に努めている。
12. 小中学校の人事異動や県立高校の定員調整により教育機会の保障を図っている。
13. 教職員の公募選考制度を活用し、地域ニーズに応じた人事配置を実施。
14. 小規模校の特色ある取組を事例集としてまとめ、情報共有を行っている。
15. へき地複式校の振興会に県が補助し、研究・交流を支援している。
16. 小規模自治体の特色ある取組に対し、補助金を交付している。
17. 複式学級の解消に向け、市町村に教員を配当している。
18. 県が主催する会議等で生徒指導・教育相談の専門的知見を共有している。
19. 非常勤講師の加配やICT研修、プログラミング教育資料の作成など多面的な支援を実施。
20. 複式授業の研修や、遠隔教育による免許外教員への支援を実施している。
21. 巡回型通級指導のモデル事業を実施し、特別支援学校の助言体制も整備。共同調達で端末整備を支援。

【小規模校の教育の充実の観点からの市区町村立学校・都道府県立学校間の連携】

1. 公立高校配置計画の協議会に参加している。
2. 特別支援学校教諭2名を市立小中学校に人事交流で配置している。
3. 小規模特認校制度の周知を行っている。
4. 町教委から県立学校へ人的支援を実施している。
5. 市内中学2年生に向け、県立・私立高校の魅力発信機会を提供。
6. 小中学校での生徒会や部活動の交流、高校生による小学生へのプログラミング講座を実施。
7. へき地で県立高校教員が中学校で継続的に授業を担当している。
8. 毎年夏に市町村立・県立学校関係者が生徒指導・教育相談に関する協議を実施。
9. 中高の教員によるTTや生徒会活動、進学理由紹介などを通じた中高連携を推進。
10. 連携型中高一貫校を中心に、保幼小中高の合同職員会議で相互の取組共有と協議を実施。

(4)適正規模・適正配置にどのような効果がありましたか。

回答数: 825 46

アンケート設問		市区町村	都道府県	合計	
【教育行政の円滑化・効率化に関する効果】	適正規模・適正配置の方針策定のきっかけになった	31	5	36	
	周辺自治体との教育面での広域な連携が進むきっかけになった	31	12	43	
	学校運営管理コストが縮減された	10	3	13	
	学校運営管理が簡素化され、事務負担が軽減された	15	4	19	
【教育効果の改善に関する効果】	小中高の切れ目の少ない連続的な教育が可能になった	40	15	55	
	不登校・いじめ対策が進んだ	15	4	19	
	特別支援教育、インクルーシブ教育に対する理解が進んだ	33	5	38	
	児童生徒間の交流が盛んになり、教育環境が向上した	35	13	48	
【地域にとっての効果】	災害時の避難所対策など防災体制が強化された	15	3	18	
	地域との連携が進んだ	54	13	67	
	地域の魅力向上につながった	26	9	35	

<考察>

1 教育行政の円滑化・効率化に関する効果

- ・ 市区町村では、「適正規模・適正配置の方針策定のきっかけになった」(31団体)、「周辺自治体との教育面での広域な連携が進むきっかけになった」(31団体)が多く回答されました。
- ・ 広域的な連携が進むことについては、都道府県も(12団体)が回答しています。
- ・ また、「学校運営管理が簡素化され、事務負担が軽減された」についても(19団体)から回答があり、連携を行うことで、教職員配置の見直しにつながる効果があったとされています。

2 教育効果の改善に関する効果

- ・ 市区町村では、「小中高の切れ目の少ない連続的な教育が可能になった」(40団体)が多く、都道府県の(15団体)と合わせて、全体の中で2番目に多い結果となっています。
- ・ 次いで、「児童生徒間の交流が盛んになり、教育環境が向上した」(48団体)が多く、教育環境の向上に一定の効果があったことが分かります。
- ・ また、「特別支援教育、インクルーシブ教育に対する理解が進んだ」(38団体)という回答からも、都道府県と市区町村の連携が、さまざまな面で教育環境の向上に寄与しているという結果となっています。

3 地域にとっての効果

- ・ 「地域との連携が進んだ」は、市区町村(54団体)、都道府県(13団体)と最も多く、都道府県と市区町村の連携が地域との連携につながる効果があったことが分かります。
- ・ 次いで、「地域の魅力向上につながった」(35団体)が多く回答されています。
- ・ この結果から、都道府県と市区町村の連携が、地域との連携の進展に関連している可能性があります。
- ・ さらに、都道府県と周辺自治体を含めた広域的な連携を行うことにより、地域全体への効果が波及する可能性があります。

(4)適正規模・適正配置にどのような効果がありましたか。

<その他回答(要約)>

【教育行政の円滑化・効率化に関する効果】

1. 義務教育学校準備委員会に対し、効果的な助言を期待している。
2. 本町には高校がないが、中学生の主な進学先である近隣高校の維持に役立っている。
3. 教員加配により学力・生活習慣の定着や、専門教諭による指導・研修の質が向上している。
4. 複式学級の指導力向上や通級指導教室に必要な人員を配置してもらった。
5. 学校統廃合に関して情報共有がなされている。
6. A県の施策を踏まえて、独自の学校規模適正化基準を策定した。
7. 統合に伴い加配教員が配置された。
8. 学校再編計画策定にあたり、効果的な助言を受けた。
9. 人事協議段階のため、現時点での効果は限定的。
10. 県からの人事支援により、事務負担が軽減された。
11. 学校の将来推計に基づき整備計画を策定できた。
12. 建築専門職が不在のため、県の一級建築士に審議委員を依頼し、専門助言を受けて計画策定を進めた。
13. 県建築士の助言により、庁内や市民の理解が進み、実行性のある計画が作成できた。
14. 基本計画策定前に建築士から助言を受け、課題の明確化と庁内理解を得られた。
15. 適正規模・配置計画に向け、検討項目を洗い出し事業を進行中。
16. 学校統廃合後のカリキュラム作成が円滑に行われた。
17. 適正規模・配置に関する情報共有ができた。
18. 特認校制度に伴う定数や休廃校の基準について協議中。
19. 研修会での情報共有を契機に、他自治体と継続的な相談が可能となった。
20. 小中高連携により進路指導や教育連携が実現した。
21. 端末の共同調達により事務負担が軽減された。
22. 小中学校では教職員配置の合理化、高校では地域に応じた整備計画の実行につながっている。
23. 適正規模・配置の検討に関して市町村教委の支援となった。
24. 複数の市町で小中学校統廃合の計画が検討された。
25. 国や県の手引きを参考に、地域の実情も踏まえて統合検討を進めている。
26. 特別支援学校の新設により、長時間通学や施設狭隘の課題が解消されると見込んでいる。

(4)適正規模・適正配置にどのような効果がありましたか。

<その他(要約)>

【教育効果の改善に関する効果】

1. 中学生の主な進学先である近隣高校の維持に寄与している。
2. 教員加配や人事交流により、個別対応が充実し児童の不安解消につながった。
3. 多様な考えや集団活動の機会が増え、教育の質が向上した。
4. 複式学級での指導が充実し、児童の成長に貢献した。
5. 加配教員により、きめ細やかな児童支援が可能となった。
6. 統合加配教員が配置された。
7. ESD(持続可能な開発のための教育)が充実した。
8. 新校舎での教育活動の開始により、今後の効果が期待される。
9. 適正化後のカリキュラム作成が円滑に進行した。
10. 教職員の配置により、学校運営が安定した。
11. 町教委と県教委の連携により、質の高い研修が実施された。
12. ICT機器の導入により教育の継続性と教職員の負担軽減が図られた。
13. 学級経営・学習指導・生徒指導において効果が見られ、授業力も向上した。
14. 探究学習を通じて地域の多様な関係者との協働的な学びが促進された。
15. 小規模校の統合により、多様な視点を持つ機会が増えた。
16. 教科免許所有者による専門性の高い教育が実施されている。
17. 複式解消により、学年に応じた適切な指導が可能となっている。
18. 研究指定校としての実践により、今後の成果検証が予定されている。

【地域にとっての効果】

1. 【小中学校】新校舎には防災機能が備えられ、地域住民も参加する避難訓練により防災意識が向上した。
2. 共同調達により、自治体規模に関係なく全市町村で同水準のICT教育環境を整備できた。

(5)連携時にどのような問題がありますか。

<回答(要約)>

1 情報共有・基準の不明確さ(5件)

- ・ 市町村ごとの人口・在籍数・施設状況の情報共有が難しい。
- ・ 人事異動により担当者交代時の引継ぎが課題。
- ・ 情報共有の不足。
- ・ 適正規模・適正配置の基準が不明確で、教員加配の実現も課題。
- ・ 実情をどこまで理解してもらえるか、市の裁量がどの程度認められるかが不透明。

代表意見:基準や情報共有の仕組みが不十分で、市町村の実情が反映されにくい。

2 ICT・システム関連(3件)

- ・ ICT端末の共同調達では自治体ごとのカスタマイズができない。
- ・ ICT化においてセキュリティポリシーや進捗状況に差がある。
- ・ 制度や役割、情報整合性、住民対応、人材体制など多方面に課題。

代表意見:共同調達やICT化で柔軟性や整合性が不足し、セキュリティや環境格差が障害。

3 教職員・人的課題(3件)

- ・ 統合時の中核教員配置は3年間のみで支援が短期的。
- ・ 人的資源不足の問題。
- ・ 教職員の多忙化や負担増、施設配置や機能の見直し、責任分担や財政負担が課題。

代表意見:教員加配や人材確保が不十分で、負担増や支援の短期性が問題。

4 制度・権限・調整課題(5件)

- ・ 統廃合が進む際、県が町村に寄り添った対応をするかが懸念。
- ・ 決定権限の違いや成功事例の少なさ、利害の不一致が障害。
- ・ 具体的な連携内容が不明確で、調整や協議に時間と労力がかかる。
- ・ 新規連携や事業実施の準備・負担が重い。
- ・ 県側の動きが見られない。

代表意見:県と市町村の役割や権限が曖昧で、調整や合意形成に時間と負担がかかる。

(6) 都道府県と市区町村で連携を進めていない理由を教えてください

回答数: 825 46

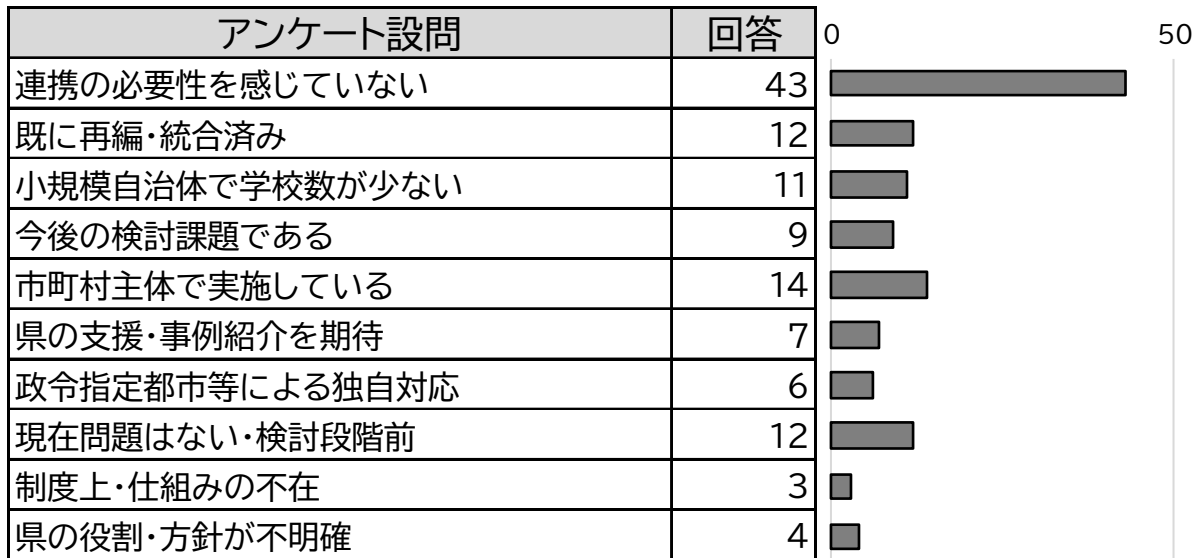
アンケート設問	市区町村	都道府県	合計	
都道府県と市区町村で方針の違いがあるから	50	2	52	
調整や協議が複雑・面倒で時間と人手がかかるから	103	0	103	
連携に関する予算が不足しているから	44	0	44	
市区町村から都道府県に連携を提案し難いから	72	0	72	
都道府県に連携を相談できる窓口がないから	55	0	55	
連携できると考えていないから	86	0	86	
何を連携できるかわからないから	340	0	340	
連携に先立つ協議の時間を作ることが難しいから	75	0	75	
連携にメリットを感じられないから	89	0	89	
連携のデメリットが大きいから	3	0	3	
平時からのコミュニケーションが不足しているから	26	0	26	
施設の維持管理費が増加するから	9	0	9	
セキュリティや安全面で懸念があるから	13	0	13	
児童生徒、保護者、地域等の合意が得られないから	23	0	23	
自治体組織内、議会等の合意が得られないから	15	0	15	
指定管理者、包括管理者等の合意が得られないから	0	0	0	
PFI期間中であり、SPCの合意が得られないから	0	0	0	
具体の進め方がわからないから	205	1	206	
連携よりも、規模の小さい都道府県立高等学校の統廃合を進めるべきだから(都道府県のみ設問)	0	0	0	
適正規模・適正配置は市区町村の課題であり、都道府県は関与すべきではないから(都道府県のみ設問)	0	4	4	

<考察>

- ・市区町村の回答では、「何を連携できるかわからないから」(340団体)、「具体の進め方がわからないから」(205団体)が多く、どのような連携をどのように進めていけば良いのかが分からないという回答が多くみられます。
- ・一方で、これらの項目については都道府県の回答は少なく、連携の進め方に関する認識に差がある可能性があります。
- ・次に、「調整や協議が複雑・面倒で時間と人手がかかる」(103団体)が多く回答されています。
- ・また、「連携できると考えていない」(86団体)、「市区町村から都道府県に連携を提案し難い」(72団体)、「都道府県と市区町村で方針の違い」(52団体)といった回答もみられ、連携の実施に対して課題を感じている団体が一定数存在することが分かります。
- ・都道府県が連携を進めていない理由の回答数が少ないのは、46団体中32団体が「連携している」と回答していることが影響している可能性があります。
- ・都道府県からは、「適正規模・適正配置は市区町村の課題であり、都道府県は関与すべきではない」(4団体)、「都道府県と市区町村の方針の違い」(2団体)といった回答があり、役割分担や考え方の違いが背景にある可能性が示されています。

(6)都道府県と市区町村で連携を進めていない理由を教えてください

<その他回答(要約)>



市区町村側の意見

1 連携の必要性を感じていない(43件)

代表意見:現時点では市のみで完結しており、学校規模適正化で県と連携する必要性はない。

2 既に再編・統合済み(12件)

代表意見:町内の小中学校はすでに統合済みで、連携の余地がない。

3 小規模自治体・学校数が少ないため(11件)

代表意見:1小1中のため、統合や複合化の余地がなく連携は不要。

4 今後の検討課題(9件)

代表意見:今後の児童生徒数の減少を踏まえ、将来的には県との連携が必要になる可能性がある。

5 市町村主体で実施(14件)

代表意見:適正規模・配置の判断は市町村の権限で行っており、独自で対応可能と考えている。

6 県の支援・事例紹介を期待(7件)

代表意見:県が基準や好事例を示すことで、連携のメリットが理解されやすくなる。

7 政令指定都市等による独自対応(6件)

代表意見:政令指定都市として独自の教育委員会を持つため、県との連携は想定していない。

8 現在問題なし・検討段階前(12件)

代表意見:学校規模や配置に現状問題がなく、まだ具体的に検討する段階ではない。

9 制度上・仕組みの不在(3件)

代表意見:県と市町村が連携する仕組み自体がなく、進める枠組みが不十分。

10 県の役割・方針が不明確(4件)

代表意見:県がどのように関わるのか方針が見えず、連携の位置づけが不明瞭

(6)都道府県と市区町村で連携を進めていない理由を教えてください

<その他回答(要約)>

都道府県側の意見

- 市町からの要請がないため
- 現時点では、具体的な検討には至っておらず、その背景や理由についても明確に整理されている状況にないため。
- 特に問題はないと感じている。
- 学校の適正規模・適正配置や、小規模校の教育の充実に特化した連携については、現在、特段の必要性が生じていないため。
- 適正規模・適正配置は一義的には学校設置者(小中学校の場合は市区町村教育委員会)の判断で行われるものであり、県が主体となるものではありません。そのため、現時点では、「県と連携することで解決につながる」と具体的に想定している「市区町村だけでは対応が難しい課題」の内容については、特段整理・提示していません。
- 各市町で適正規模・適正配置に向けて取組を進めており、現状では県の積極的な関与が必要とは考えていない。
- 適正配置・適正規模については、市町村が行っており、県としては市町村の相談内容に対し、関係各課と連携しながら、情報提供を行っているから。
- 本県においては、学校の適正規模・適正配置は市町村の権限に基づく事項であり、都道府県には直接的な権限はありません。また、今まで市町村から本件に関する具体的な依頼や協議要請もなく、本県として連携を進める必要性や機会が生じていない状況にあります。そのため、現段階では都道府県として市町村と連携を進めておりません。

(7)市区町村立学校の適正規模・適正配置に向けて、都道府県と市区町村の連携を促進するためにはどのようなことが必要と考えますか

回答数: 825 46



<考察>

- 市区町村の回答では、「連携することのメリットの周知」(472団体)が多く、都道府県においても18団体が回答しています。
- 続いて、「自治体間の相互理解の促進」(433団体)が多く回答されています。
- また、「連携に関する職員の確保」(380団体)、「連携に関する予算の確保」(351団体)も多く回答されています。
- 「都道府県からの働きかけや主体的な取組」(387団体)は、「市区町村からの働きかけや主体的な取組」(140団体)を上回っています。
- 「生徒や保護者への十分な説明」(313団体)、「自治体組織内や議会への十分な説明」(294団体)も多く回答されています。
- 「都道府県に相談窓口の設置」(207団体)についても一定数の回答がみられます。
- この結果から、連携の促進に向けては、メリットの周知や自治体間の相互理解の促進に加え、職員体制や予算の確保、合意形成に向けた説明等が重要と認識されている状況がうかがえます。
- また、都道府県の主体的な取組を求める回答が一定数みられることから、都道府県の関与のあり方が連携推進に関係している可能性があります。

(7)市区町村立学校の適正規模・適正配置に向けて、都道府県と市区町村の連携を促進するためにはどのようなことが必要と考えますか

市区町村と都道府県の回答割合の傾向



<考察>

アンケート回答数を母数とした回答割合で市区町村と都道府県の回答割合を比較します。

- 「自治体間の相互理解の促進」は、都道府県が71.7%と最も多く回答しているのに対し、市区町村では50%に満たず、回答割合に差がみられます。
- また、「都道府県からの働きかけや主体的な取組」を市区町村の46.1%が必要と回答したのに対して、都道府県は15.2%と低い結果となっています。
- 逆に、「市区町村からの働きかけや主体的な取組」を都道府県の41.3%が必要と回答したのに対し、市区町村は14.7%と、異なる回答傾向となっています。
- このことから、市区町村と都道府県の間で、連携の主体や働きかけのあり方に関する認識に差がある可能性があります。
- また、「都道府県に相談窓口の設置」についても、市区町村と都道府県で回答割合に差がみられます。
- 「連携することのメリットの周知」は、市区町村が57.2%と高い回答割合となっており、連携が進まない理由として多い「何を連携できるかわからないから」とあわせてみると、連携の内容や意義に関する情報提供が求められている可能性があります。
- 連携促進のきっかけとしては、自治体間の相互理解の促進や認識の差の共有に向けて、市区町村と都道府県が意見交換会や協議会等の場を活用し、情報共有を図ることが一つの方策となる可能性があります。

(7)市区町村立学校の適正規模・適正配置に向けて、都道府県と市区町村の連携を促進するためにはどのようなことが必要と考えますか

<その他回答(要約)>



1 制度設計・事例紹介(4件)

代表意見:小規模校間の授業交流や合同授業の制度設計、先進的事例や好事例の紹介が求められる。

2 行政支援・体制整備(6件)

代表意見:県の財政支援や、規模・配置に関する基準の明示、連携体制の見える化などが必要。

3 周知・認識共有(5件)

代表意見:県と市町村の連携内容や事例を周知し、適正規模の考え方を共通認識とすることが重要。

4 人的配置・教員の加配(1件)

代表意見:統廃合の際には教員の加配を充実できるとよい。

5 越境課題への関わり(2件)

代表意見:市境・県境を越えた学校規模適正化は通学距離の課題が大きく、都道府県が中継役を担う必要がある。

6 県の役割・方針を明確に(3件)

代表意見:県が学校統廃合を進めるべきと考えているのか方針が不明で、立場が見えない。

7 政令指定都市の独自性(2件)

代表意見:政令指定都市として独自の教育委員会で事務を行っているが、必要に応じて情報交換は可能。

8 統合済み・統合不可(2件)

代表意見:3小1中の体制で中学校は統合済み。小学校は地域コミュニティ維持の観点から統合は考えられない。

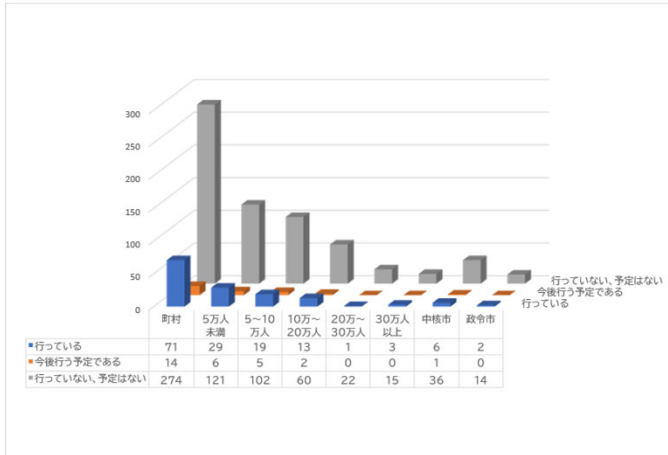
9 認識の共有(1件)

代表意見:「適正」とは何か、県と市町村で認識を共有する必要がある。

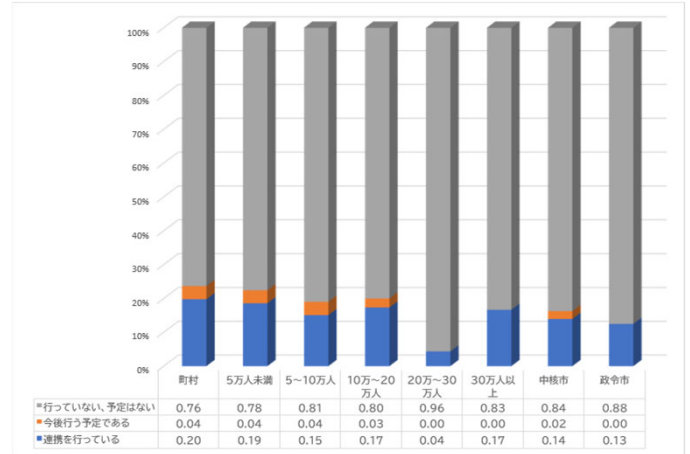
(自治体規模による傾向分析) 都道府県と市区町村の連携について(市区町村回答)

都道府県と連携を行っていますか？

(回答実数)



(回答割合(%))



- 絶対数の多い町村は都道府県との連携を多く行っていますが、回答割合で見ると20万~30万人を除いて自治体の規模に依らず、20%弱で実施している状況です。一方で、概ね80%弱の自治体は連携していない結果となっています。

どんな連携を行っていますか？

(回答実数)

連携の種類	自治体規模	回答数	自治体規模							中核市	政令市
			町村	5万人未満	5~10万人	10万~20万人	20万~30万人	30万人以上			
学校の連携	児童生徒等の将来推計の作成について、連携したり、市区町村を支援	29	21	1	3	1	1	1	0	0	
	教育ビジョンの作成について、連携したり、市区町村を支援している	25	19	4	1	0	0	0	0	1	
	適正規模・適正配置の方針や再編計画などの作成の連携・支援	33	22	7	4	0	0	0	0	0	
	小中学校の再編等に伴う住民等関係者との合意形成を連携して進めている	14	9	4	0	1	0	0	0	0	
	都道府県と市区町村の学校施設建物情報を一元化し、複合化・共有化の検討	8	5	1	0	1	0	1	0	0	
	適正規模・適正配置に関する都道府県作成のマニュアル等について情報共有	21	11	4	5	0	0	0	1	0	
	都道府県が施設整備交付金や補助金ガイドライン整備など、財源の情報共有	18	10	2	3	1	0	1	0	1	
小規模校の教育の充実の観点からの市区町村立学校・都道府県立学校間の連携	適正規模・適正配置の知見を有する職員派遣等、人事面で市区町村を支援	23	14	2	5	1	0	0	1	0	
	都道府県主催で適正規模・適正配置に関する研修会への参加を呼び掛け	13	6	2	2	0	0	0	2	1	
	教職員配置など人事配置に当たり配慮	96	51	21	12	7	0	1	4	0	
小規模校の教育の充実の観点からの市区町村立学校・都道府県立学校間の連携	ICT機器等の共同調達や施設点検・修繕の共同発注など事務処理面で連携	48	37	7	2	1	0	1	0	0	
	教科指導やICT活用等の各種研修会・研究会を市区町村と共同開催	22	14	4	3	0	0	0	1	0	
	通級に通う児童生徒や、日本語指導が必要な児童生徒を合同で支援体制	23	13	4	3	3	0	0	0	0	
	授業交流や出張授業を連携	50	26	9	11	4	0	0	0	0	
	学校行事(体育祭、文化祭など)を連携開催	19	11	4	4	0	0	0	0	0	
	生徒会同士が交流	17	9	6	1	1	0	0	0	0	
	部活動で共同活動するなど交流	28	14	8	6	0	0	0	0	0	
	通常学級と特別支援学級、特別支援学校とのインクルーシブ教育	21	12	5	3	1	0	0	0	0	
	ICT機器や教材の相互利用	3	2	1	0	0	0	0	0	0	
	小中高の一貫教育に係る接続カリキュラムを連携して開発	12	7	2	1	2	0	0	0	0	
中核市・政令市	中学校卒業後の進路情報を共有	23	17	3	2	1	0	0	0	0	
	高校説明会・進学相談会を共同開催	9	5	1	3	0	0	0	0	0	
	生徒指導や教育相談に関する協議等の場を設置	28	17	4	5	2	0	0	0	0	
	中高生が合同でボランティア活動を実施	12	7	2	2	1	0	0	0	0	
合計		359	108	81	28	1	5	10	3		

<考察>

- 人的連携・支援(教職員加配など)については、多くの自治体で実施されており、特に町村や人口規模の小さい自治体で回答割合が高い傾向がみられます。
- また、ICT機器等の共同調達や点検・修繕の共同発注などについても、小規模校の教育の充実の観点から、都道府県教育委員会による支援が一定程度行われています。
- 学校間の連携に関しては、部活動の共同実施、授業交流、生徒指導等において、主に町村など小規模な自治体で連携が行われている状況がみられます。

(自治体規模による傾向分析) 都道府県と市区町村の連携について(市区町村回答)

どんな連携を行っていますか？

(回答割合)

自治体規模		町村	5万人未満	5~10万人	10万~20万人	20万~30万人	30万人以上	中核市	政令市
学校の適正規模・適正配置の検討に当たっての教育委員会間の連携	児童生徒等の将来推計の作成について、連携したり、市区町村を支援	0.06	0.01	0.02	0.01	0.04	0.06	0.02	0.00
	教育ビジョンの作成について、連携したり、市区町村を支援している	0.05	0.03	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06
	適正規模・適正配置の方針や再編計画などの作成の連携・支援	0.06	0.04	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小中学校の再編等に伴う住民等関係者との合意形成を連携して進めている	0.03	0.03	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
	都道府県と市区町村の学校施設建物情報を一元化し、複合化・共用化の検討	0.01	0.01	0.00	0.01	0.00	0.06	0.00	0.00
	適正規模・適正配置に関する都道府県作成のマニュアル等について情報共有	0.03	0.03	0.04	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00
	都道府県が施設整備交付金や補助金ガイドライン整備など、財源の情報共有	0.03	0.01	0.02	0.01	0.00	0.06	0.00	0.06
	適正規模・適正配置の知見を有する職員の派遣等、人事面で市区町村を支援	0.04	0.01	0.04	0.01	0.00	0.00	0.02	0.00
小規模校の教育の充実の観点からの都道府県教育委員会による支援	都道府県主催で適正規模・適正配置に関する研修会への参加を呼び掛け	0.02	0.01	0.02	0.00	0.00	0.00	0.05	0.06
	教職員の配置など人事配置に当たり配慮	0.14	0.13	0.10	0.09	0.00	0.06	0.09	0.00
	ICT機器等の共同調達や施設点検・修繕の共同発注など事務処理面で連携	0.10	0.04	0.02	0.01	0.00	0.06	0.00	0.00
	教科指導やICT活用等の各種研修会・研究会を市区町村と共同開催	0.04	0.03	0.02	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00
小規模校の教育の充実の観点からの市区町村立学校・都道府県立学校間の連携	通級に通う児童生徒や、日本語指導が必要な児童生徒を合同で支援体制	0.04	0.03	0.02	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
	授業交流や出張授業を連携	0.07	0.06	0.09	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00
	学校行事(体育祭、文化祭など)を連携開催	0.03	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	生徒会同士が交流	0.03	0.04	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
	部活動で共同活動するなど交流	0.04	0.05	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	通常学級と特別支援学級、特別支援学校とのインクルーシブ教育	0.03	0.03	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
	ICT機器や教材の相互利用	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小中高の一貫教育に係る接続カリキュラムを連携して開発	0.02	0.01	0.01	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
	中学校卒業後の進路情報を共有	0.05	0.02	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
	高校説明会・進学相談会を共同開催	0.01	0.01	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
生徒指導や教育相談に関する協議等の場を設置	0.05	0.03	0.04	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	
中高生が合同でボランティア活動を実施	0.02	0.01	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	
対象自治体数	359	156	126	75	23	18	43	16	

<考察>

- 回答割合で見ると、30万人以上、中核市及び政令市で連携をしているとの回答割合が高くなっています。
- 人的連携・支援(教職員加配など)は、多くの自治体で実施されている状況がみられます。
- また、回答割合は高くありませんが、授業交流や出張授業についても、自治体規模によらず実施されている状況がみられます。
- ICT機器等の共同調達や点検・修繕の共同発注は、町村など小規模自治体で連携が進められている傾向がみられます。
- 全般的に、学校の適正規模・適正配置の検討に当たっての教育委員会間の連携に関する回答割合は高くない一方で、小規模校の教育の充実の観点からの都道府県教育委員会による支援は一定程度行われている状況がみられます。
- また、中核市や政令市では、児童生徒等の将来推計の作成、教育ビジョンの作成及び適正規模・適正配置の方針や再編計画などの作成といった項目で回答割合が比較的高い傾向がみられます。

(自治体規模による傾向分析) 都道府県と市区町村の連携について(市区町村回答)

連携によりどんな効果がありましたか？

(回答実数)

	人口規模	回答数	人口規模								中核市	政令市
			町村	5万人未満	5~10万人	10万~20万人	20万~30万人	30万人以上				
【教育行政の円滑化・効率化に関する効果】	適正規模・適正配置の方針策定のきっかけになった	31	18	7	2	3	0	1	0	0	0	
	周辺自治体との教育面での広域な連携が進むきっかけになった	31	26	1	2	2	0	0	0	0		
	学校運営管理コストが縮減された	10	6	1	1	0	0	0	2	0		
	学校運営管理が簡素化され、事務負担が軽減された	15	9	2	2	2	0	0	0	0		
【教育効果の改善に関する効果】	小中高の切れ目の少ない連続的な教育が可能になった	40	25	7	2	4	0	1	1	0		
	不登校・いじめ対策が進んだ	15	10	1	3	0	0	1	0	0		
	特別支援教育、インクルーシブ教育に対する理解が進んだ	33	23	4	3	2	0	1	0	0		
	児童生徒間の交流が盛んになり、教育環境が向上した	35	16	6	8	3	0	1	1	0		
【地域にとっての効果】	災害時の避難所対策など防災体制が強化された	15	11	2	0	2	0	0	0	0		
	地域との連携が進んだ	54	36	7	7	2	0	1	1	0		
	地域の魅力向上に繋がった	26	17	3	2	2	0	1	1	0		
合計		197	41	32	22	0	7	6	0			

(回答割合)

	人口規模	人口規模							
		町村	5万人未満	5~10万人	10万~20万人	20万~30万人	30万人以上	中核市	政令市
【教育行政の円滑化・効率化に関する効果】	適正規模・適正配置の方針策定のきっかけになった	0.05	0.04	0.02	0.04	0.00	0.06	0.00	0.00
	周辺自治体との教育面での広域な連携が進むきっかけになった	0.07	0.01	0.02	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
	学校運営管理コストが縮減された	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00
	学校運営管理が簡素化され、事務負担が軽減された	0.03	0.01	0.02	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
【教育効果の改善に関する効果】	小中高の切れ目の少ない連続的な教育が可能になった	0.07	0.04	0.02	0.05	0.00	0.06	0.02	0.00
	不登校・いじめ対策が進んだ	0.03	0.01	0.02	0.00	0.00	0.06	0.00	0.00
	特別支援教育、インクルーシブ教育に対する理解が進んだ	0.06	0.03	0.02	0.03	0.00	0.06	0.00	0.00
	児童生徒間の交流が盛んになり、教育環境が向上した	0.04	0.04	0.06	0.04	0.00	0.06	0.02	0.00
【地域にとっての効果】	災害時の避難所対策など防災体制が強化された	0.03	0.01	0.00	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
	地域との連携が進んだ	0.10	0.04	0.06	0.03	0.00	0.06	0.02	0.00
	地域の魅力向上に繋がった	0.05	0.02	0.02	0.03	0.00	0.06	0.02	0.00
対象自治体数		359	156	126	75	23	18	43	16

<考察>

- 回答実数では、町村は、教育行政の円滑化・効率化に関する効果、教育効果の改善に関する効果、地域にとっての効果のすべてにおいて、多様な連携の効果が回答されています。特に、「地域との連携が進んだ」など、地域社会や教育環境の向上に関する効果が多く回答されています。
- 回答割合では、政令市で多くの効果が出ているという結果となっています。
- 10万人以下の自治体では、「地域との連携が進んだ」と回答した割合が高くなっています。
- 全般に、「周辺自治体との教育面での広域な連携」や「小中高の切れ目の少ない連続的な教育」に関する効果の回答割合が高い傾向がみられます。
- この結果から、広域的な連携や学校種を跨いだ取組について、効果があったと認識している自治体が一定数存在することがうかがえます。

(自治体規模による傾向分析) 都道府県と市区町村の連携について(市区町村回答)

連携していない理由は？

(回答実数)

自治体規模	回答数	町村	5万人未満	5~10万人	10万~20万人	20万~30万人	30万人以上	中核市	政令市	
都道府県と市区町村で方針の違いがあるから	50	24	11	6	5	1	0	1	2	■
調整や協議が複雑・面倒で時間と人手がかかるから	102	45	23	14	7	4	1	7	1	■
連携に関する予算が不足しているから	44	26	6	6	3	1	1	1	0	■
市区町村から都道府県に連携を提案し難いから	71	34	12	12	6	1	2	2	2	■
都道府県に連携を相談できる窓口がないから	55	17	11	13	7	2	0	4	1	■
連携できると考えていないから	85	30	21	15	8	3	2	4	2	■
何を連携できるかわからないから	338	134	66	58	35	13	5	22	5	■
連携に先立つ協議の時間を作ることが難しいから	74	39	12	10	5	1	3	3	1	■
連携にメリットを感じられないから	87	28	16	18	8	2	2	9	4	■
連携のデメリットが大きいため	3	0	1	2	0	0	0	0	0	■
平時からのコミュニケーションが不足しているから	26	8	4	5	6	0	0	2	1	■
施設の維持管理費が増加するから	9	5	1	2	0	0	0	1	0	■
セキュリティや安全面で懸念があるから	13	3	2	5	2	0	0	1	0	■
児童生徒、保護者、地域等の合意が得られないから	22	9	4	4	3	1	0	1	0	■
自治体組織内、議会等の合意が得られないから	14	9	2	3	0	0	0	0	0	■
指定管理者、包括管理者等の合意が得られないから	0	0	0	0	0	0	0	0	0	■
PFI期間中であり、SPCの合意が得られないから	0	0	0	0	0	0	0	0	0	■
具体的な進め方がわからないから	205	102	31	38	19	8	0	6	1	■
合計		513	223	211	114	37	16	64	20	

(回答割合)

自治体規模	町村	5万人未満	5~10万人	10万~20万人	20万~30万人	30万人以上	中核市	政令市
都道府県と市区町村で方針の違いがあるから	0.07	0.07	0.05	0.07	0.04	0.00	0.02	0.13
調整や協議が複雑・面倒で時間と人手がかかるから	0.13	0.15	0.11	0.09	0.17	0.06	0.16	0.06
連携に関する予算が不足しているから	0.07	0.04	0.05	0.04	0.04	0.06	0.02	0.00
市区町村から都道府県に連携を提案し難いから	0.09	0.08	0.10	0.08	0.04	0.11	0.05	0.13
都道府県に連携を相談できる窓口がないから	0.05	0.07	0.10	0.09	0.09	0.00	0.09	0.06
連携できると考えていないから	0.08	0.13	0.12	0.11	0.13	0.11	0.09	0.13
何を連携できるかわからないから	0.37	0.42	0.46	0.47	0.57	0.28	0.51	0.31
連携に先立つ協議の時間を作ることが難しいから	0.11	0.08	0.08	0.07	0.04	0.17	0.07	0.06
連携にメリットを感じられないから	0.08	0.10	0.14	0.11	0.09	0.11	0.21	0.25
連携のデメリットが大きいため	0.00	0.01	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平時からのコミュニケーションが不足しているから	0.02	0.03	0.04	0.08	0.00	0.00	0.05	0.06
施設の維持管理費が増加するから	0.01	0.01	0.02	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00
セキュリティや安全面で懸念があるから	0.01	0.01	0.04	0.03	0.00	0.00	0.02	0.00
児童生徒、保護者、地域等の合意が得られないから	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.00	0.02	0.00
自治体組織内、議会等の合意が得られないから	0.03	0.01	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
指定管理者、包括管理者等の合意が得られないから	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
PFI期間中であり、SPCの合意が得られないから	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
具体的な進め方がわからないから	0.28	0.20	0.30	0.25	0.35	0.00	0.14	0.06
対象自治体数	359	156	126	75	23	18	43	16

<考察>

- 「何を連携できるかわからない」「具体的な進め方がわからない」は、ほぼ全ての自治体で回答割合が高くなっています。
- また、「調整や協議が複雑・面倒で時間と人手がかかるから」「連携に先立つ協議の時間を作ることが難しいから」「連携にメリットを感じられないから」も一定の割合で回答されています。
- さらに、「市区町村から都道府県に連携を提案し難いから」についても一定割合の回答がみられます。
- 政令市では、「連携に関する予算が不足しているから」との回答割合が高い傾向がみられます。
- このことから、連携の進め方や取組内容に関する情報提供に加え、調整・協議に係る負担の軽減が課題となっている可能性があります。

(自治体規模による傾向分析) 都道府県と市区町村の連携について(市区町村回答)

連携するためにはどんなことが必要ですか？

(回答実数)

自治体規模	回答数	町村	5万人未満	5~10万人	10万~20万人	20万~30万人	30万人以上	中核市	政令市	
自治体間の相互理解の促進	395	175	79	60	33	10	11	22	5	
教職員間の理解の促進	253	134	44	38	20	5	6	6	0	
生徒や保護者への十分な説明	298	150	60	43	20	6	8	10	1	
自治体組織内や議会への十分な説明	277	134	57	40	21	7	7	10	1	
連携に関する予算の確保	330	159	68	48	23	8	9	11	4	
連携に関する職員の確保	359	162	76	56	29	11	8	14	3	
都道府県からの働きかけや主体的な取組	376	169	70	58	35	10	10	21	3	
市区町村からの働きかけや主体的な取組	120	57	20	18	9	3	6	6	1	
都道府県に相談窓口の設置	203	84	35	34	22	5	6	14	3	
連携することのメリットの周知	468	189	91	76	48	17	14	25	8	
合計		1413	600	471	260	82	85	139	29	

(回答割合)

自治体規模	町村	5万人未満	5~10万人	10万~20万人	20万~30万人	30万人以上	中核市	政令市
自治体間の相互理解の促進	0.49	0.51	0.48	0.44	0.43	0.61	0.51	0.31
教職員間の理解の促進	0.37	0.28	0.30	0.27	0.22	0.33	0.14	0.00
生徒や保護者への十分な説明	0.42	0.38	0.34	0.27	0.26	0.44	0.23	0.06
自治体組織内や議会への十分な説明	0.37	0.37	0.32	0.28	0.30	0.39	0.23	0.06
連携に関する予算の確保	0.44	0.44	0.38	0.31	0.35	0.50	0.26	0.25
連携に関する職員の確保	0.45	0.49	0.44	0.39	0.48	0.44	0.33	0.19
都道府県からの働きかけや主体的な取組	0.47	0.45	0.46	0.47	0.43	0.56	0.49	0.19
市区町村からの働きかけや主体的な取組	0.16	0.13	0.14	0.12	0.13	0.33	0.14	0.06
都道府県に相談窓口の設置	0.23	0.22	0.27	0.29	0.22	0.33	0.33	0.19
連携することのメリットの周知	0.53	0.58	0.60	0.64	0.74	0.78	0.58	0.50
対象自治体数	359	156	126	75	23	18	43	16

<考察>

- 回答が最も多いのは、「連携することのメリットの周知」であり、すべての規模の自治体で回答されています。特に30万人以上の市では80%弱の自治体が回答しているほか、それ以外の自治体でも半数以上が回答しており、連携のメリット(効果)の周知を求める傾向がみられます。
- 次に、「自治体間の相互理解の促進」及び「都道府県からの働きかけや主体的な取組」を回答する割合が高くなっています。
- 「連携に関する予算の確保」及び「連携に関する職員の確保」については、主に10万人未満の自治体で回答率が高い傾向がみられます。
- 30万人以上の自治体は回答の絶対数は少ないものの、連携を実施している割合が高く、連携していない理由に関する回答は少ない一方で、連携を進めるために必要なことに関する回答が多くみられます。
- このことから、連携を進めるための情報提供や体制整備に関する支援が求められている可能性があります。

(再編段階による分析) 都道府県と市区町村の連携について(市区町村回答)

再編計画段階と連携の内容

(回答実数)

再編計画段階	回答数	第0段階 (未検討)	第1段階 (基本方針 策定中)	第2段階 (再編計画 未着手)	第3段階 (再編計画 作成中)	第4段階 (再編計画 策定済み)	第5段階 (開校準備 中:実行段 階)	第6段階 (開校済み: 未検証)	第7段階 (開校済み: 検証済み)	
学校の 適正規 模・適 正配置 の検討 に当 たった の教育 委員会 間の連 携	児童生徒等の 将来推計の作成 について、連携したり、市区町村を支援	22	11	3	3	0	0	2	1	2
	教育ビジョンの作成 について、連携したり、市区町村を支援している	19	9	2	2	0	1	2	1	2
	適正規模・適正配置の方針や再編計画などの作成の連携・支援	22	7	4	3	0	0	6	0	2
	小中学校の再編等に伴う 住民関係者との合意形成 を連携して進めている	6	1	0	0	0	0	4	0	1
	都道府県と市区町村の学校 施設建物情報を一元化 し、複合化・共用化の検討	4	1	0	1	0	0	1	0	1
	適正規模・適正配置に関する都道府県作成の マニュアル等 について 情報共有	15	5	4	0	0	0	4	0	2
	都道府県が施設整備 交付金や補助金ガイドライン 整備など、財源の 情報共有	9	3	2	0	1	0	1	0	2
	適正規模・適正配置の知見を有する 職員の派遣 等、人事面で市区町村を支援	16	4	3	0	1	2	3	2	1
	都道府県主催で適正規模・適正配置に関する 研修会 への参加を呼び掛け	8	2	2	2	0	0	2	0	0
	小規模校の教育の充実の観点からの都道府県教育委員会による支援	63	27	9	3	3	1	12	6	2
小規模校の教育の充実の観点からの市区町村立学校・都道府県立学校間の連携	教職員の配置 など人事配置に当たり配慮	32	17	6	1	1	1	3	2	1
	ICT機器等の共同調達 や施設 点検・修繕の共同発注 など事務処理面で連携	19	7	3	1	2	0	2	3	1
	教科指導やICT活用等の 各種研修会・研究会 を市区町村と共同開催	16	7	5	1	0	0	2	1	0
	通級に通う児童生徒や、日本語指導 が必要な児童生徒を合同で支援体制	34	11	8	2	1	0	9	3	0
	授業交流や出張授業 を連携	11	2	2	0	2	0	3	2	0
	生徒会同士が交流	14	5	2	0	1	0	2	3	1
	部活動で共同活動 するなど交流	19	6	3	1	2	0	4	3	0
	通常学級と特別支援学級、特別支援学校との インクルーシブ教育	15	5	4	0	1	1	3	1	0
	ICT機器や教材の相互利用	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	小中高の一貫教育 に係る接続カリキュラムを連携して開発	6	2	0	1	0	0	1	2	0
中学校卒業後の進路情報を共有	中学校卒業後の 進路情報を共有	17	10	4	2	0	0	1	0	0
	高校説明会・進学相談会 を共同開催	7	4	1	1	0	0	0	1	0
	生徒指導や教育相談 に関する協議等の場を設置	19	7	4	1	0	0	5	2	0
	中高生が合同で ボランティア活動 を実施	8	2	0	1	1	0	1	2	1
合計		155	71	26	16	6	74	35	19	

<考察>

- 適正規模・適正配置の方針を検討する前段階での連携については、効果があるとの回答がある一方で、再編計画策定時における連携効果については、回答が少なくなっています。
- 一方、再編計画が策定され実行段階に入ると、回答数が増加し、効果があったとの回答が多くなっています。特に、教育環境の向上や、適正規模・適正配置の方針策定のきっかけにつながったとの回答が多くみられます。
- このことから、再編計画策定時における連携についても、取組を進める余地がある可能性があります。

(再編段階による分析) 都道府県と市区町村の連携について(市区町村回答)

再編計画段階と連携の内容

(回答割合)

再編計画段階	第0段階 (未検討)	第1段階 (基本方針 策定中)	第2段階 (再編計画 未着手)	第3段階 (再編計画 作成中)	第4段階 (再編計画 策定済み)	第5段階 (開校準備 中:実行段 階)	第6段階 (開校済み: 未検証)	第7段階 (開校済み: 検証済み)	
学校の 適正規 模・適 正配置 の検討 に当 たつて の教育 委員会 間の連 携	児童生徒等の 将来推計の作成 について、連携したり、市区町村を支援	0.05	0.03	0.04	0.00	0.00	0.03	0.04	0.08
	教育ビジョンの作成 について、連携したり、市区町村を支援している	0.04	0.02	0.03	0.00	0.06	0.03	0.04	0.08
	適正規模・適正配置の 方針や再編計画などの作成 の連携・支援	0.03	0.05	0.04	0.00	0.00	0.10	0.00	0.08
	小中学校の再編に伴う 住民等関係者との合意形成 を連携して進めている	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00	0.04
	都道府県と市区町村の学校 施設建物情報を一元化 し、複合化・共用化の検討	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.02	0.00	0.04
	適正規模・適正配置に関する都道府県作成の マニュアル等について情報共有	0.02	0.05	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00	0.08
	都道府県が施設整備 交付金や補助金ガイドライン 整備など、財源の情報共有	0.01	0.02	0.00	0.03	0.00	0.02	0.00	0.08
	適正規模・適正配置の知見を有する 職員の派遣 等、人事面で市区町村を支援	0.02	0.03	0.00	0.03	0.13	0.05	0.07	0.04
	都道府県主催で適正規模・適正配置に関する 研修会 への参加を呼び掛け	0.01	0.02	0.03	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00
	小規模校の教育の充実の観点からの都道府県教育委員会による支援	教職員の配置 など人事配置に当たり配慮	0.13	0.10	0.04	0.10	0.06	0.19	0.21
ICT機器等の共同調達 や 施設点検・修繕の共同発注 など事務処理面で連携		0.08	0.07	0.01	0.03	0.06	0.05	0.07	0.04
教科指導やICT活用等の 各種研修会・研究会 を市区町村と共同開催		0.03	0.03	0.01	0.07	0.00	0.03	0.11	0.04
通級に通う児童生徒や、日本語指導 が必要な児童生徒を合同で支援体制		0.03	0.06	0.01	0.00	0.00	0.03	0.04	0.00
小規模校の教育の充実の観点からの市区町村立学校・都道府県立学校間の連携	授業交流や出張授業 を連携	0.05	0.09	0.03	0.03	0.00	0.15	0.11	0.00
	学校行事(体育祭、文化祭など) を連携開催	0.01	0.02	0.00	0.07	0.00	0.05	0.07	0.00
	生徒会同士が交流	0.02	0.02	0.00	0.03	0.00	0.03	0.11	0.04
	部活動で共同活動 するなど交流	0.03	0.03	0.01	0.07	0.00	0.06	0.11	0.00
	通常学級と特別支援学級、特別支援学校との インクルーシブ教育	0.02	0.05	0.00	0.03	0.06	0.05	0.04	0.00
	ICT機器や教材の相互利用	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00
	小中高の一貫教育 に係る接続カリキュラムを連携して開発	0.01	0.00	0.01	0.00	0.00	0.02	0.07	0.00
	中学校卒業後の 進路情報を共有	0.05	0.05	0.03	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00
	高校説明会・進学相談会 を共同開催	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.04	0.00
	生徒指導や教育相談 に関する協議等の場を設置	0.03	0.05	0.01	0.00	0.00	0.08	0.07	0.00
中高生が合同で ボランティア活動 を実施	0.01	0.00	0.01	0.03	0.00	0.02	0.07	0.04	
対象自治体数	204	87	71	29	16	62	28	26	

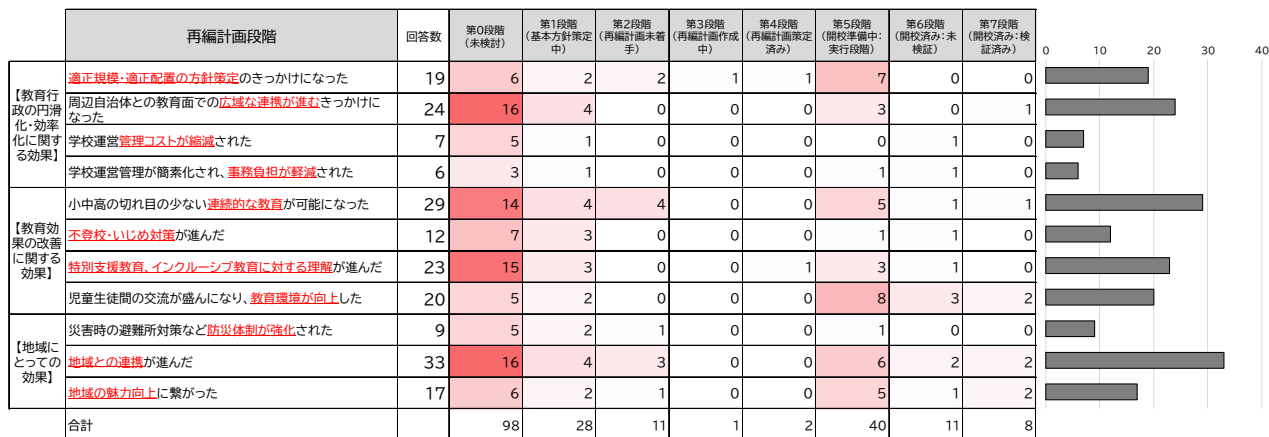
<考察>

- 「教職員の配置など人事配置に当たり配慮すること」や、「ICT機器等の共同調達や施設点検・修繕の共同発注など事務処理面で連携すること」など、小規模校の教育の充実の観点からの都道府県教育委員会による支援は、再編計画の段階に依らず実施されています。
- 第5段階(開校準備中・実行段階)及び第6段階(開校済み・未検証)においては、「授業交流や出張授業を連携して実施すること」、「部活動で共同活動するなど交流を行うこと」、「学校行事(体育祭、文化祭など)を連携開催すること」、「生徒会同士が交流すること」など、小規模校の教育の充実の観点からの市区町村立学校と都道府県立学校の連携が多く実施されています。
- また、再編計画の進捗に伴い、学校間及び生徒間の交流に関する取組が増加している傾向がみられます。
- 第7段階(開校済み・検証済み)では、「児童生徒等の将来推計の作成について連携したり、市区町村を支援したりしていること」、「教育ビジョンの作成について連携したり、市区町村を支援していること」、「適正規模・適正配置の方針や再編計画などの作成に関する連携・支援」など、学校の適正規模・適正配置の検討に当たっての教育委員会間の連携に関する回答割合が高くなる傾向がみられます。

(再編段階による分析) 都道府県と市区町村の連携について(市区町村回答)

再編計画段階と連携の効果

(回答実数)



(回答割合)

再編計画段階	第0段階 (未検討)	第1段階 (基本方針策定中)	第2段階 (再編計画着手)	第3段階 (再編計画作成中)	第4段階 (再編計画策定済み)	第5段階 (開校準備中:実行段階)	第6段階 (開校済み:未検証)	第7段階 (開校済み:検証済み)
【教育行政の円滑化・効率化に関する効果】	適正規模・適正配置の方針策定のきっかけになった	0.03	0.02	0.03	0.03	0.06	0.11	0.00
	周辺自治体との教育面での広域な連携が進むきっかけになった	0.08	0.05	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00
	学校運営管理コストが縮減された	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04
	学校運営管理が簡素化され、事務負担が軽減された	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.02	0.04
【教育効果の改善に関する効果】	小中高の切れ目の少ない連続的な教育が可能になった	0.07	0.05	0.06	0.00	0.00	0.08	0.04
	不登校・いじめ対策が進んだ	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.02	0.04
	特別支援教育、インクルーシブ教育に対する理解が進んだ	0.07	0.03	0.00	0.00	0.06	0.05	0.04
	児童生徒間の交流が盛んになり、教育環境が向上した	0.02	0.02	0.00	0.00	0.00	0.13	0.11
【地域にとっての効果】	災害時の避難所対策など防災体制が強化された	0.02	0.02	0.01	0.00	0.00	0.02	0.00
	地域との連携が進んだ	0.08	0.05	0.04	0.00	0.00	0.10	0.07
	地域の魅力向上につながった	0.03	0.02	0.01	0.00	0.00	0.08	0.04
対象自治体数	204	87	71	29	16	62	28	26

<考察>

- 連携効果は、「第5段階(再編計画・実行段階)」において最も多く、数値も高くなっています。
- 一方で、第1段階(基本方針策定中)及び第2段階(再編計画着手)といった初期段階では、効果に関する回答は相対的に少なくなっています。
- 「適正規模・適正配置の方針策定のきっかけになった」「周辺自治体との教育面での広域な連携が進むきっかけになった」などについては、第5段階(再編計画・実行段階)で回答割合が高い傾向がみられます。
- また、「地域との連携が進んだ」「地域の魅力向上につながった」など、地域に関する効果については、第6段階(検証中・未検証)や第7段階(検証済・検証中)で回答割合が高い傾向がみられます。
- 第3段階(再編計画作成中)や第4段階(再編計画完成・調整)では、全体的に回答割合が低い傾向がみられます。
- このことから、再編計画の進捗段階によって、連携の効果として認識される内容や程度に違いが生じている可能性があります。

(再編段階による分析)

都道府県と市区町村の連携について(市区町村回答)

再編計画段階と連携をしていない理由

(回答実数)

再編計画段階	回答数	第0段階 (未検討)	第1段階 (基本方針 策定中)	第2段階 (再編計画 未着手)	第3段階 (再編計画 作成中)	第4段階 (再編計画 策定済み)	第5段階 (開校準備 中:実行段 階)	第6段階 (開校済み: 未検証)	第7段階 (開校済み: 検証済み)
都道府県と市区町村で方針の違いがあるから	29	9	7	5	3	0	1	1	3
調整や協議が複雑・面倒で時間と人手がかかるから	70	27	13	7	4	1	9	3	6
連携に関する予算が不足しているから	34	18	4	3	2	0	3	2	2
市区町村から都道府県に連携を提案し難いから	43	14	10	5	3	0	6	3	2
都道府県に連携を相談できる窓口がないから	33	7	7	6	4	3	2	1	3
連携できると考えていないから	60	14	11	6	9	3	9	4	4
何を連携できるかわからないから	213	75	38	34	14	11	22	10	9
連携に先立つ協議の時間を作ることが難しいから	52	24	10	4	2	1	6	3	2
連携にメリットを感じられないから	60	21	7	9	3	2	10	5	3
連携のデメリットが大きすぎるから	3	1	1	0	0	0	0	0	1
平時からのコミュニケーションが不足しているから	18	4	8	4	0	0	2	0	0
施設の維持管理費が増加するから	6	5	0	0	0	0	0	0	1
セキュリティや安全面で懸念があるから	8	4	0	2	1	0	0	0	1
児童生徒、保護者、地域等の合意が得られないから	15	9	2	2	0	0	0	0	2
自治体組織内、議会等の合意が得られないから	7	6	1	0	0	0	0	0	0
指定管理者、包括管理者等の合意が得られないから	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PFI期間中であり、SPCの合意が得られないから	0	0	0	0	0	0	0	0	0
具体の進め方がわからないから	130	50	21	16	12	6	12	8	5
合計		288	140	103	57	27	82	40	44

<考察>

- 「何を連携できるかわからない」は、すべての再編計画段階で最も回答数が多く、特に第0段階(未検討)で75件、第1段階(基本方針策定中)で38件となっています。
- 次に、「具体の進め方がわからないから」が多く、第0段階(未検討)で50件、第1段階(基本方針策定中)で21件となっています。
- 「調整や協議が複雑・面倒で時間と人手がかかるから」、「連携に先立つ協議の時間を作ることが難しいから」、「市区町村から都道府県に連携を提案し難いから」などの項目は、初期段階(第0～第2段階)で回答数が多い傾向がみられます。
- また、「連携できると考えていない」「連携にメリットを感じられない」といった項目についても一定数の回答があり、特に第0段階(未検討)で回答数が多くなっています。
- 一方で、第5段階(再編計画・実行段階)以降では、全体の回答数は減少するものの、「連携に先立つ協議の時間を作ることが難しい」、「調整や協議が複雑・面倒で時間と人手がかかるから」といった項目が引き続き挙げられています。
- このことから、初期段階では連携の内容や進め方が整理されていないことが課題として認識されている可能性があります。
- また、再編計画が進んだ段階においても、協議や調整に係る負担が課題として残っている可能性があります。

(再編段階による分析) 都道府県と市区町村の連携について(市区町村回答)

再編計画段階と連携をしていない理由

(回答割合)

再編計画段階	第0段階 (未検討)	第1段階 (基本方針 策定中)	第2段階 (再編計画 未着手)	第3段階 (再編計画 作成中)	第4段階 (再編計画 策定済み)	第5段階 (開校準備 中:実行段 階)	第6段階 (開校済み: 未検証)	第7段階 (開校済み: 検証済み)
都道府県と市区町村で方針の違いがあるから	0.04	0.08	0.07	0.10	0.00	0.02	0.04	0.12
調整や協議が複雑・面倒で時間と人手がかかるから	0.13	0.15	0.10	0.14	0.06	0.15	0.11	0.23
連携に関する予算が不足しているから	0.09	0.05	0.04	0.07	0.00	0.05	0.07	0.08
市区町村から都道府県に連携を提案し難いから	0.07	0.11	0.07	0.10	0.00	0.10	0.11	0.08
都道府県に連携を相談できる窓口がないから	0.03	0.08	0.08	0.14	0.19	0.03	0.04	0.12
連携できると考えていないから	0.07	0.13	0.08	0.31	0.19	0.15	0.14	0.15
何を連携できるかわからないから	0.37	0.44	0.48	0.48	0.69	0.35	0.36	0.35
連携に先立つ協議の時間を作ることが難しいから	0.12	0.11	0.06	0.07	0.06	0.10	0.11	0.08
連携にメリットを感じられないから	0.10	0.08	0.13	0.10	0.13	0.16	0.18	0.12
連携のデメリットが大きいため	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04
平時からのコミュニケーションが不足しているから	0.02	0.09	0.06	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00
施設の維持管理費が増加するから	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04
セキュリティや安全面で懸念があるから	0.02	0.00	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.04
児童生徒、保護者、地域等の合意が得られないから	0.04	0.02	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08
自治体組織内、議会等の合意が得られないから	0.03	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
指定管理者、包括管理者等の合意が得られないから	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
PFI期間中であり、SPCの合意が得られないから	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
具体的な進め方がわからないから	0.25	0.24	0.23	0.41	0.38	0.19	0.29	0.19
対象自治体数	204	87	71	29	16	62	28	26

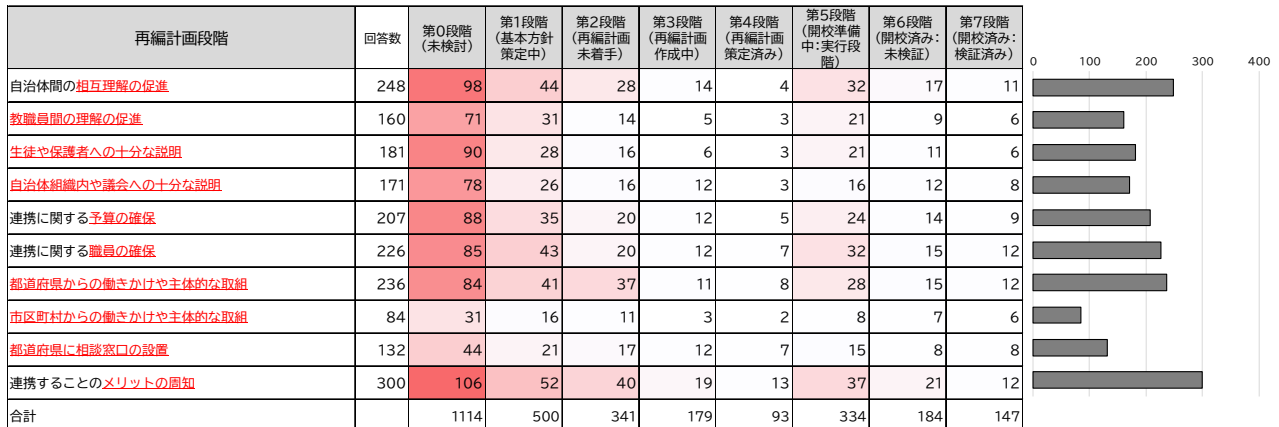
<考察>

- 「何を連携できるかわからない」は、すべての段階で最も高い割合を占めており、特に第4段階(再編計画策定済み)では0.69と高くなっています。
- 「連携できると考えていない」は、第3段階(再編計画作成中)で0.31と高くなっています。
- 「調整や協議が複雑・面倒で時間と人手がかかる」は、全段階で0.10前後以上と比較的高い割合となっています。
- 「都道府県に相談できる窓口がない」、「都道府県に連携を提案し難い」といった項目は、特に第1～第4段階で割合が高い傾向がみられます。
- このことから、連携の具体的な内容や進め方が十分に整理されていない自治体が一定数存在する可能性があります。
- また、調整や協議に係る負担が、再編計画の進捗段階に関わらず課題として認識されている可能性があります。
- さらに、相談窓口の有無や支援体制の分かりやすさが、連携の進展に影響している可能性があります。

(再編段階による分析) 都道府県と市区町村の連携について(市区町村回答)

再編計画段階と連携するために必要なこと

(回答実数)



(回答割合)

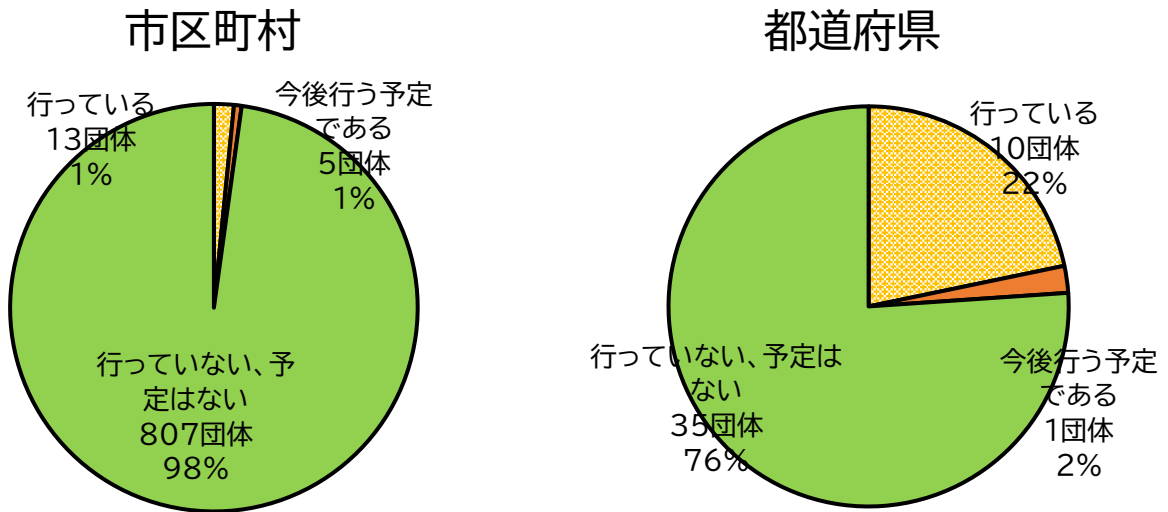
再編計画段階	第0段階 (未検討)	第1段階 (基本方針 策定中)	第2段階 (再編計画 未着手)	第3段階 (再編計画 作成中)	第4段階 (再編計画 策定済み)	第5段階 (開校準備 中:実行段 階)	第6段階 (開校済み: 未検証)	第7段階 (開校済み: 検証済み)
自治体間の相互理解の促進	0.48	0.51	0.39	0.48	0.25	0.52	0.61	0.42
教職員間の理解の促進	0.35	0.36	0.20	0.17	0.19	0.34	0.32	0.23
生徒や保護者への十分な説明	0.44	0.32	0.23	0.21	0.19	0.34	0.39	0.23
自治体組織内や議会への十分な説明	0.38	0.30	0.23	0.41	0.19	0.26	0.43	0.31
連携に関する予算の確保	0.43	0.40	0.28	0.41	0.31	0.39	0.50	0.35
連携に関する職員の確保	0.42	0.49	0.28	0.41	0.44	0.52	0.54	0.46
都道府県からの働きかけや主体的な取組	0.41	0.47	0.52	0.38	0.50	0.45	0.54	0.46
市区町村からの働きかけや主体的な取組	0.15	0.18	0.15	0.10	0.13	0.13	0.25	0.23
都道府県に相談窓口の設置	0.22	0.24	0.24	0.41	0.44	0.24	0.29	0.31
連携することのメリットの周知	0.52	0.60	0.56	0.66	0.81	0.60	0.75	0.46
対象自治体数	204	87	71	29	16	62	28	26

<考察>

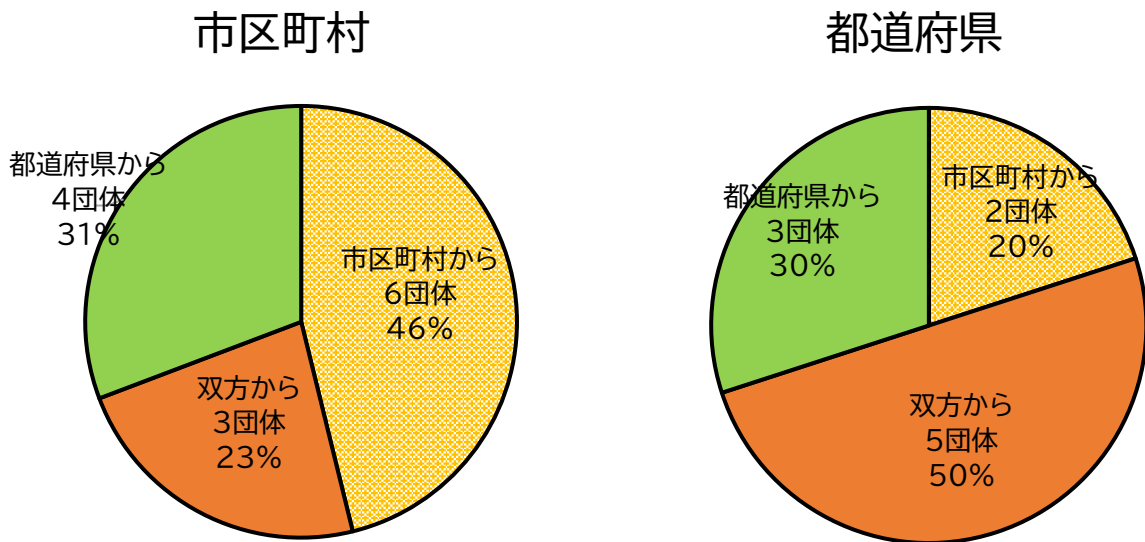
- 「連携することのメリットの周知」は、すべての再編計画段階で最も回答数、回答割合ともに多く、第0段階(未検討)で106件、第1段階(基本方針策定中)で52件となっています。
- 「自治体間の相互理解の促進」、「生徒や保護者への十分な説明」、「自治体組織内や議会への十分な説明」は、いずれも初期段階(第0～第1段階)で回答数が多くなっています。
- 「連携に関する予算の確保」、「連携に関する職員の確保」は全段階で回答数が多く、第5段階(開校準備中・実行段階)以降でも一定数の回答がみられます。
- 「市区町村からの働きかけや主体的な取組」は、相対的に回答数、回答割合が少なくなっています。
- 「都道府県に相談窓口の設置」については、全段階で一定の回答がみられます。
- 「都道府県からの働きかけや主体的な取組」は、第2段階(再編計画未着手)や第4段階(再編計画策定済み)で回答割合が0.50を超えています。
- このことから、連携の促進に向けては、メリットの周知や合意形成に関する取組に加え、体制面・支援面の整備が求められている可能性があります。
- また、都道府県の主体的な取組を求める回答が一定数みられることから、再編計画の節目となる段階において、都道府県の関与が重要と認識されている可能性があります。

3 都道府県立学校と市区町村立学校の複合化・共用化

(1) 学校施設の複合化・共用化をしていますか？



(2) 働きかけ・呼びかけはどちらから行いましたか？



<考察>

- 市区町村回答では、1%(13団体)が都道府県立学校と複合化・共用化していると回答しており、1%(5団体)が今後連携する予定であると回答しています。一方で、「行っていない、予定はない」は98%(807団体)となっています。
- 都道府県回答では、「行っている」が2%(1団体)、「今後行う予定である」が22%(10団体)、「行っていない、予定はない」が76%(35団体)となっています。
- 複合化・共用化への働きかけについては、市区町村回答では「市区町村から」が46%と最も多く、次いで「都道府県から」が31%、「双方から」が23%となっています。
- 都道府県回答では、「双方から」が最も多く、次いで「都道府県から」となっています。

(3)複合化・共用化している学校施設は？

回答数: 825 46



<その他>







- ・ 給食センター
- ・ 野球場, サッカー場
- ・ 外部トイレ
- ・ 駐輪場・プール付属舎・渡り廊下

<考察>

- ・ 市区町村の回答では、グラウンド(11団体)や体育館(10団体)といった体育施設の複合化・共用化が多い結果でした。
- ・ 校舎を複合化・共用化している事例は、市区町村で9団体ありました。
- ・ 駐車場(7団体)、プール(5団体)以外にも、給食センター、外部トイレという回答もありました。

(4) 学校施設を複合化・共用化したことの効果は？

回答数: 825 46

アンケート設問	市区町村	都道府県	合計	
教育環境の向上(施設機能の高機能化・多機能化により、多様な学習機会の提供)	3	4	7	
異なる学齢の連携強化(異校種と複合化することで、18歳までの一貫した教育環境を整備)	3	2	5	
インクルーシブ教育の充実(特別支援学校との複合化で、障害を持つ児童生徒への支援環境が向上)	4	7	11	
交流学習の促進(地域住民との交流等で社会や地域への理解の醸成)	2	4	6	
地域コミュニティの活性化(文化、スポーツ活動の活性化)	0	1	1	
地域の魅力向上(複合施設が地域の新たなシンボルとなり、地域全体の魅力向上)	0	1	1	
避難所の機能強化(複合災害に対応できる避難所として機能を向上)	0	1	1	
防災訓練の充実(防災教育や訓練の質が向上)	0	1	1	
公共交通の利用促進(複合化・共用化により、公共交通機関の利用者数が増加)	0	0	0	
コスト削減・効率化(建設・施設運営コスト等の削減)	7	5	12	
公共財産の有効活用(空き教室のスペースを有効活用し、多機能的に利用)	6	4	10	
環境への配慮(施設を集中させ、土地利用を最適化し、環境負荷を低減等)	0	2	2	

<その他回答>

- 「異なる学齢の連携強化」については、小中高連携の行事を複数行っているが、中高一貫校とは異なる。

<考察>

- 「コスト削減・効率化(建設・施設運営コスト等の削減)」は12団体で最も多く回答されています。
- 次に、「公共財産の有効活用(空き教室のスペースを有効活用し、多機能的に利用)」(10団体)が多く回答されています。
- 教育面では、「インクルーシブ教育の充実(特別支援学校との複合化で、障害を持つ児童生徒への支援環境が向上)」(11団体)が多く、うち都道府県の7団体が効果があったと回答しています。
- また、「教育環境の向上(施設機能の高機能化・多機能化により、多様な学習機会の提供)」(7団体)についても回答がみられます。
- このほか、「交流学習の促進(地域住民との交流等で社会や地域への理解の醸成)」(6団体)、「異なる学齢の連携強化(異校種と複合化することで、18歳までの一貫した教育環境を整備)」(5団体)についても回答がみられます。
- このことから、複合化・共用化の効果としては、コスト削減や施設の有効活用に加え、特別支援学校との連携を含むインクルーシブ教育の充実が挙げられている可能性があります。

(5)学校施設を複合化・共用化したときの課題は？

<実際の課題>

- 市町村教育委員会と、使用に当たっての留意点や予算面などでの調整が生じた。
- 県と市町の費用負担割合をどのように決めるか。
- 工事期間中の生徒の動線の確保
- 停電期間中の調整
- 特別支援学校との複合化のためバリアフリー化箇所の検討
- 光熱費等の維持費について、県と市で整理し、それぞれで契約書を作成している。
- 中学校および高等学校の校舎の老朽化と高等学校の統廃合問題があり、校舎一体型連携校となることで問題の解決に繋がった。
- セキュリティや光熱費の負担割合など
- 保健室等の配置検討。共用部分(昇降口、体育館、プール等)の使用時間の調整。
- 学校間の調整が必要となる。
- 使用範囲、使用ルールの調整

<心配される課題>

- 費用負担
- 環境の変化に対する地域住民の理解
- 工事に伴う騒音等による児童生徒の学習環境に及ぼす影響
- 施設の管理区分についての調整(使用範囲・費用負担割合など)
- 費用負担方法など
- 時間割の編成において、施設設備の共有等に限りがある。

<考察>

- 都道府県と市区町村間で、使用範囲、ルール、費用に関する調整の負担が多く挙げられました。
- 複合化に伴う工事での安全対策や学校運営への影響も課題となっています。
- 施設の老朽化と高校の統廃合については、校舎一体型連携校で解決したという回答がありました。
- 地域住民への理解を懸念する回答がありました。

(6)都道府県と市区町村で複合化・共用化を進めていない理由を教えてください

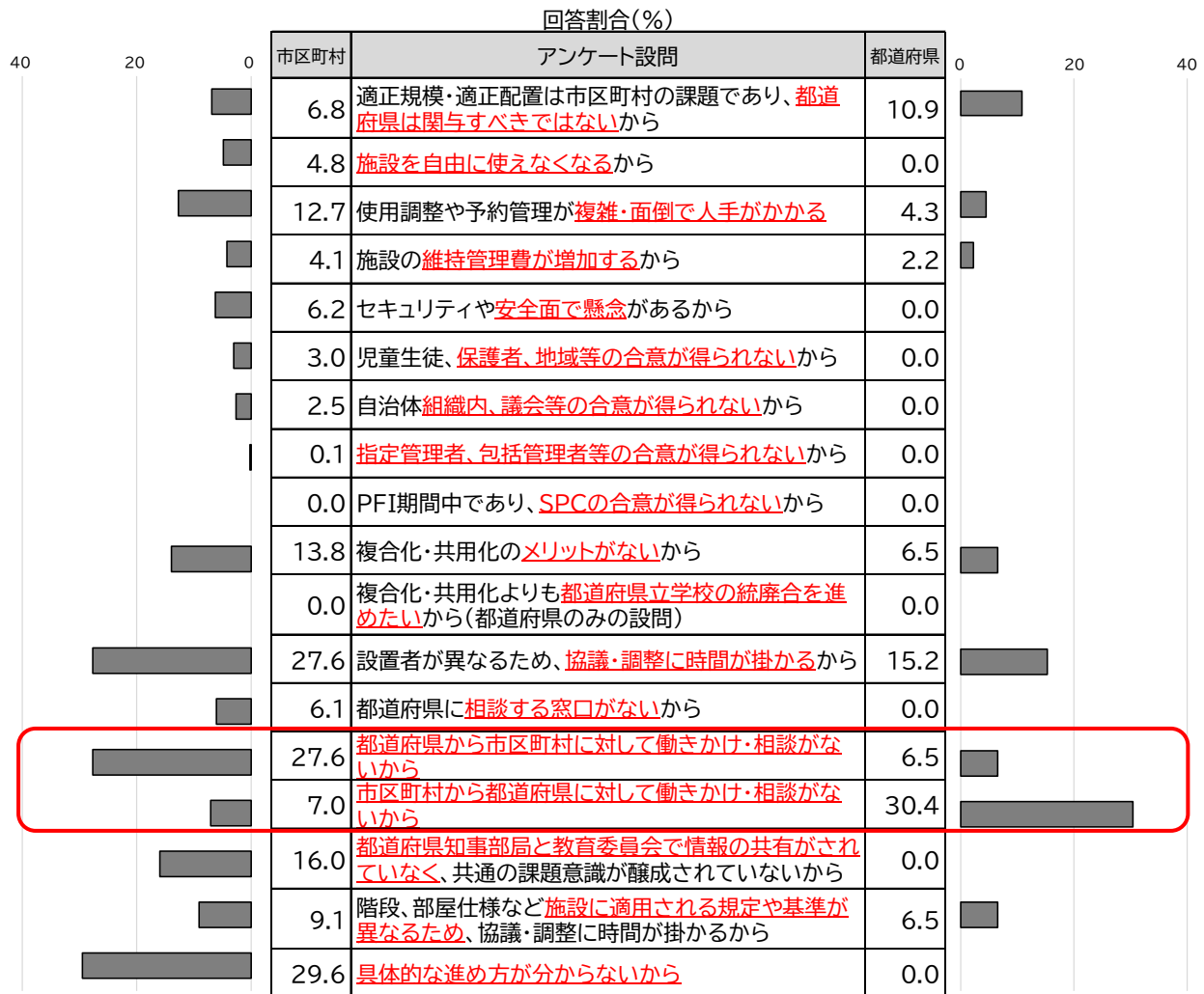
回答数: 825 46

アンケート設問	市区町村	都道府県	合計	
適正規模・適正配置は市区町村の課題であり、 都道府県は関与すべきではない から	56	5	61	
施設を自由に使えなくなる から	40	0	40	
使用調整や予約管理が 複雑・面倒で人手がかかる	105	2	107	
施設の 維持管理費が増加する から	34	1	35	
セキュリティや 安全面で懸念 があるから	51	0	51	
児童生徒、 保護者、地域等の合意が得られない から	25	0	25	
自治体 組織内、議会等の合意が得られない から	21	0	21	
指定管理者、包括管理者等の合意が得られない から	1	0	1	
PFI期間中であり、 SPCの合意が得られない から	0	0	0	
複合化・共用化の メリットがない から	114	3	117	
複合化・共用化よりも 都道府県立学校の統廃合を進めたい から(都道府県のみ設問)	0	0	0	
設置者が異なるため、 協議・調整に時間が掛かる から	228	7	235	
都道府県に 相談する窓口がない から	50	0	50	
都道府県から市区町村に対して働きかけ・相談がない から	228	3	231	
市区町村から都道府県に対して働きかけ・相談がない から	58	14	72	
都道府県知事部局と教育委員会で情報の共有がされていなく、共通の課題意識が醸成されていない から	132	0	132	
階段、部屋仕様など 施設に適用される規定や基準が異なるため、協議・調整に時間が掛かる から	75	3	78	
具体的な進め方が分からない から	244	0	244	

<考察>

- 市区町村の回答では、244団体が「具体的な進め方が分からないから」と回答しています。
- 次に、235団体が「設置者が異なるため、協議・調整に時間が掛かるから」、231団体が「都道府県から市区町村に対して働きかけ・相談がないから」と回答しています。
- 一方、都道府県の回答では、「市区町村から都道府県に対して働きかけ・相談がないから」という回答が多くみられます。
- このことから、複合化・共用化を進めていない理由として、市区町村と都道府県の双方で、相手方からの働きかけや相談が不足していると捉えている可能性があります。

(6) 都道府県と市区町村で複合化・共用化を進めていない理由を教えてください

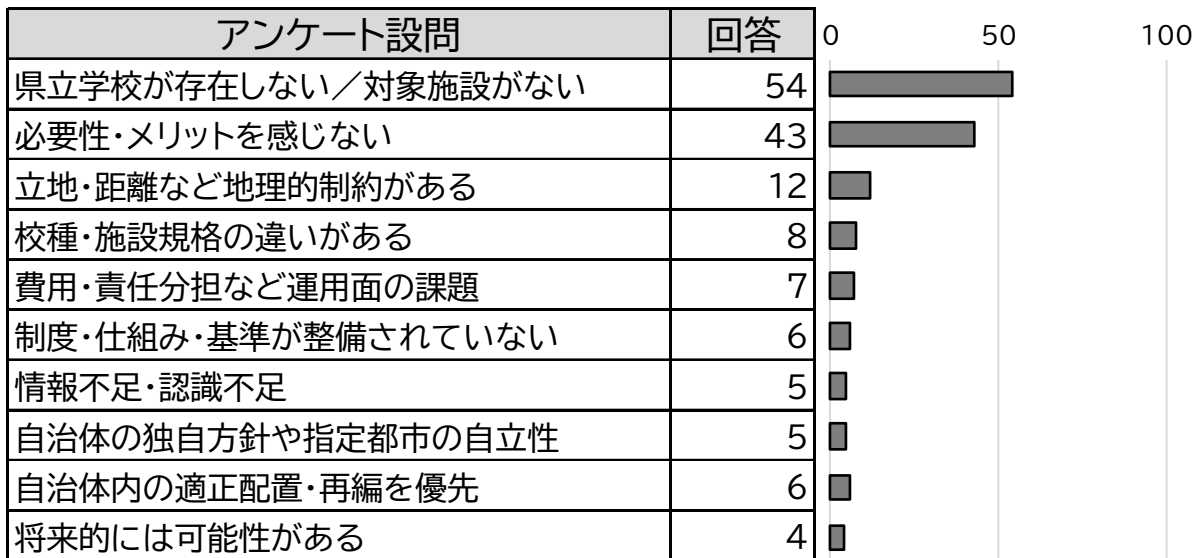


<考察>

- ・ 市区町村と都道府県の回答割合では、「都道府県から市区町村に対して働きかけ・相談がないから」が市区町村27.6%に対し、都道府県は6.5%となっています。
- ・ 一方で、「市区町村から都道府県に対して働きかけ・相談がないから」は市区町村7.0%に対し、都道府県は30.4%となっています。
- ・ 「設置者が異なるため、協議・調整に時間が掛かる」は市区町村27.6%、都道府県15.2%となっており、両者ともに回答割合が高くなっています。
- ・ また、「使用調整や予約管理が複雑・面倒で人手がかかる」は市区町村12.7%、都道府県4.3%となっています。
- ・ 「具体的な進め方が分からない」は市区町村29.6%が回答しているのに対し、都道府県では回答がありません。
- ・ このことから、複合化・共用化に関する働きかけや相談の状況について、市区町村と都道府県で認識に差がみられる可能性があります。
- ・ また、協議・調整に要する負担が、複合化・共用化を進める上での課題として捉えられている可能性があります。
- ・ さらに、具体的な進め方に関する情報提供や共有が求められている可能性があります。

(6)都道府県と市区町村で複合化・共用化を進めていない理由を教えてください

<その他回答(要約)>



1 県立学校が存在しない／対象施設がない(54件)

代表意見:町内に県立学校がなく、複合化・共用化は物理的に不可能である。

2 必要性・メリットを感じない(43件)

代表意見:現状で課題がなく、複合化・共用化の必要性や効果を感じていない。

3 立地・距離など地理的制約(12件)

代表意見:県立学校と市町村立学校が離れており、通学や移動の面から共用化は困難。

4 校種・施設規格の違い(8件)

代表意見:小中と高校・特別支援では施設の規格や運営形態が異なり、単純な共用は難しい。

5 費用・責任分担など運用面の課題(7件)

代表意見:維持管理費の分担や事故時の責任所在が不明確で、協議の労力が大きい。

6 制度・仕組み・基準が未整備(6件)

代表意見:複合化・共用化の前提となる仕組みや連携の基準が存在せず、進めにくい。

7 情報不足・認識不足(5件)

代表意見:複合化・共用化という仕組み自体を知らなかった、効果が分からない。

8 自治体の独自方針・指定都市の自立性(5件)

代表意見:指定都市として県と独立した教育委員会を持ち、県との連携は不要。

9 自治体内の適正配置・再編を優先(6件)

代表意見:まずは小中学校の適正規模・配置の検討を進めており、県立との複合化は未検討。

10 将来的には可能性あり(4件)

代表意見:現時点で具体化していないが、今後の学校構想や再編次第で検討の余地がある。

(7)都道府県立学校と市区町村立学校で施設面での一時的な共用を行ったことがありますか？

回答数： 825 46

アンケート設問	市区町村	都道府県	合計
事故・故障、施設改修・修繕工事時に施設を貸借した	10	0	10
災害時の協定等に基づき施設を貸借した(避難所含む)	15	0	15
連携型中高一貫教育として施設を貸借した	5	0	5
運動会等の行事で施設を貸借した	9	0	9
特別授業等で施設を貸借した	11	0	11
部活動で施設を貸借した	26	0	26
共用したことはない	655	1	656

<その他回答>

- ・ 震災の影響によりA高等学校が休校となっているので、施設をお借りして、町内で閉校した小中学校の物品を保管させていただいている。現在は、必要に応じて取り出している。
- ・ 部活動の地域移行にあたり、一時的に中学校吹奏楽部の活動の受け皿を県立高校の活動が担い、県立高校にて活動した。
- ・ 町立中学校の運動会で県立大学の駐車場を借用した。
- ・ B中学校は、令和5年度末に閉校するまでC特別支援学校と校舎や屋内運動場などを共用していた。
- ・ 市教委研修を県立学校で実施した
- ・ 施設の改修期間に、体育等の授業のため施設を貸与市の行事のため、施設を借用
- ・ 市立小中学校と県立特別支援学校で交流会を行っている。
- ・ 一部地域において連携型中高一貫教育に取り組んでいる中学校があるので、その連携において施設を一部共用している場合がある(詳細は不明)。
- ・ 県立学校が廃止になる際に校舎を転用した。

<考察>

- ・ 一時的な共用は、多くの自治体で行っていないという回答となっています。
- ・ 「部活動で施設を貸借した」は26団体と最も多く、次いで「災害時の協定等に基づき施設を貸借した(避難所含む)」(15団体)が多くなっています。
- ・ また、「事故・故障、施設改修・修繕工事時に施設を貸借した」は10団体となっています。
- ・ このほか、県立学校の廃校時に市区町村へ校舎を転用したという回答もみられます。
- ・ このことから、学校施設の複合化・共用化に関連する取組には、一時的な施設利用を含め、様々な形態が存在している可能性があります。

(8)都道府県立学校と市区町村立学校の複合化・共用化を促進するためにはどのようなことが必要と考えますか

回答数: 825 46



<考察>

- 「複合化・共用化することのメリットの周知」については、市区町村526団体、都道府県23団体から回答がありました。
- 「自治体間の相互理解の促進」は、市区町村447団体、都道府県31団体から回答があり、都道府県の回答では最も多くなっています。
- 続いて、「複合化・共用化に関する予算の確保」は414団体、「複合化・共用化に関する職員の確保」は333団体から回答されています。
- 「都道府県からの働きかけや主体的な取組」については、市区町村379団体から回答がみられます。
- また、「生徒や保護者への十分な説明」は339団体、「自治体組織内や議会への十分な説明」は311団体から回答されています。
- 都道府県からは、「自治体間の相互理解の促進」に次いで、「複合化・共用化することのメリットの周知」が多く挙げられています。
- このことから、複合化・共用化の推進に向けては、メリットの周知や相互理解の促進に加え、予算や職員体制の確保、関係者への説明等が課題として認識されている可能性があります。

(8)都道府県立学校と市区町村立学校の複合化・共用化を促進するためにはどのようなことが必要と考えますか



<考察>

- アンケート回答数を母数とした回答割合で比較します。
- 特徴的なのは、「都道府県からの働きかけや主体的な取組」が市区町村45.9%に対し、都道府県が10.9%である一方、「市区町村からの働きかけや主体的な取組」が市区町村14.3%に対して都道府県は26.1%であり、異なる傾向がみられる点です。
- このことから、市区町村と都道府県の間で、主体的な取組や働きかけのあり方に関する認識に差がある可能性があります。これは連携と同様の傾向です。
- 都道府県で最も高いのは「自治体間の相互理解の促進」で67.4%となっています。
- 「複合化・共用化に関する予算の確保」と「複合化・共用化に関する職員の確保」は、市区町村、都道府県ともに30～50%程度となっており、市区町村の方がやや高い傾向がみられます。
- 「生徒や保護者への十分な説明」と「自治体組織内や議会への十分な説明」は、市区町村が36～40%程度であるのに対し、都道府県は26～29%程度となっています。
- 「都道府県に相談窓口の設置」は、市区町村が20%強であるのに対し、都道府県は2.2%となっています。
- このことから、複合化・共用化の推進に向けて必要と考える事項について、市区町村と都道府県の間で認識に差がみられる可能性があります。
- また、相談窓口の設置に関する回答割合の差から、市区町村側では、都道府県の相談体制の整備を求める傾向がある可能性があります。

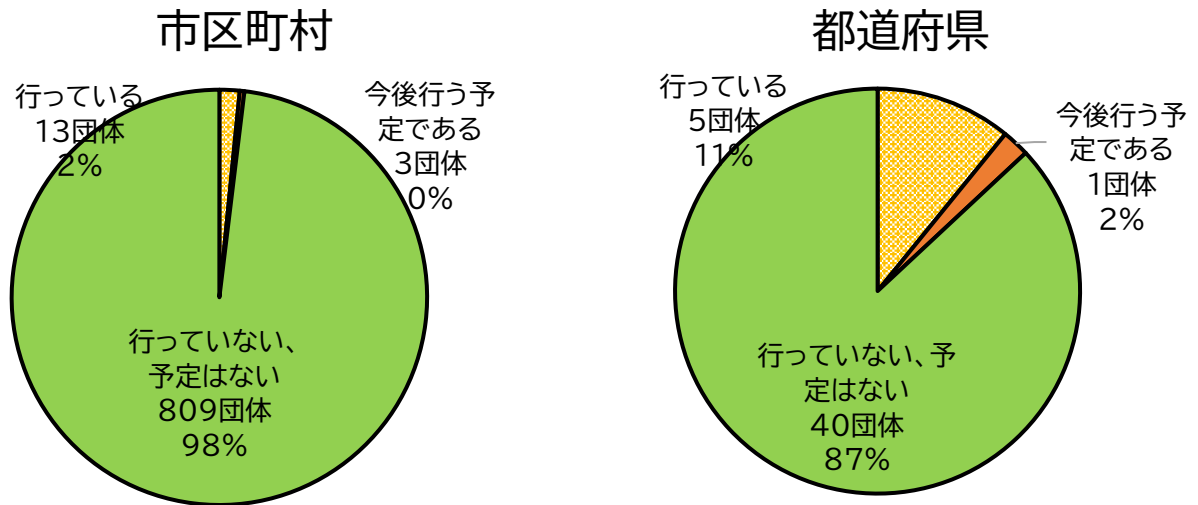
(8)都道府県立学校と市区町村立学校の複合化・共用化を促進するためにはどのようなことが必要と考えますか

<その他回答>

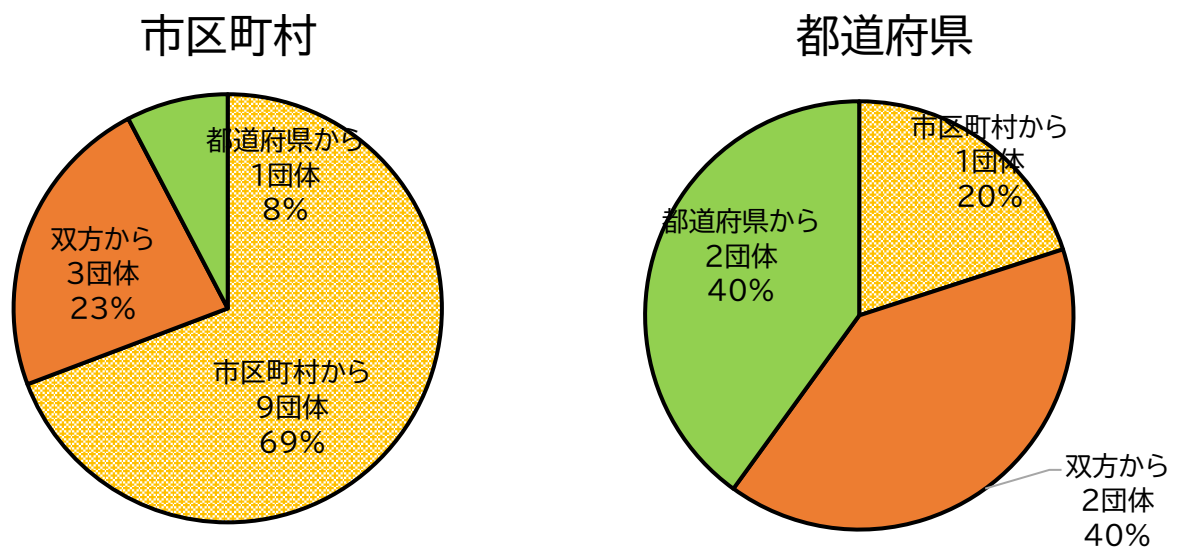
1. 他自治体での取組例の情報共有
2. 県の対象施設が村内にない。他市町村にある県施設を利用する場合には送迎が必要となり、運転手の人員配置や移動により授業時間が削られることを考慮する必要がある。
3. 具体的・先進的事例の紹介
4. 適正な予算と人員の配置
5. 都道府県立学校と市区町村立学校の複合化・共用化のための国の指針
6. 児童生徒の移動手段の確保
7. 都道府県と市区町村との情報共有
8. 複合化・共有化に関する具体的な内容の周知
9. 複合化・共用化することのメリットの創設
10. 地域の方の理解。
11. 市立学校の適正規模・適正配置に関連する施策として、一貫校を含めた県立の小・中・高等学校の設置を期待したい。
12. 小・中・高等学校の一貫教育の推進
13. 維持管理費の支援
14. 県が主催する説明会を開催してほしい。
15. 学校間の距離等、物理的な問題の解消が図られ、複合化、共有化の必要性が生じることで促進される可能性がある。

4 都道府県立公共施設と市区町村立学校の複合化・共用化

(1) 都道府県立の公共施設と市区町村立学校で、施設の複合化・共用化を行っていますか？



(2) 働きかけ・呼びかけはどちらから行いましたか？



<考察>

- 施設の複合化・共用化を「行っていない、予定はない」と回答したのは、市区町村が98%、都道府県が87%となっています。
- 市区町村の回答では、2%(13団体)が都道府県と複合化・共用化していると回答しており、都道府県では11%(5団体)が回答しています。
- 複合化・共用化への働きかけについては、市区町村の回答では69%が「市区町村から」、23%が「双方から」であったのに対し、都道府県では「都道府県から」「双方から」「市区町村から」と回答が分かれています。
- このことから、複合化・共用化の働きかけについては、主体や進め方が自治体によって異なる状況がみられます。

(3)複合化・共用化している公共施設は？

回答数： 825 46

アンケート設問	市区町村	都道府県	合計	
図書館	2	0	2	0
公民館等	2	0	2	5
博物館等	0	0	0	10
水泳プール	2	1	3	
体育館等	9	0	9	
劇場・音楽堂	0	0	0	
文化会館等	1	0	1	
その他の文教施設	1	0	1	
児童福祉施設(放課後児童クラブ、保育所、児童館等)	3	3	6	
老人福祉施設(渡航別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等)	0	0	0	
障害者支援施設等	0	1	1	
その他の社会福祉施設	1	0	1	
文教施設・社会福祉施設以外の施設	0	0	0	

<考察>

- 体育館等が最も多く、9団体が回答しています。
- 続いて、6団体が児童福祉施設(放課後児童クラブ、保育所、児童館等)を回答しています。
- このほか、水泳プールが3団体、図書館および公民館等が各2団体、文化会館等、その他の文教施設、障害者支援施設等、その他の社会教育施設等が各1団体ありました。

(4) 公共施設を複合化・共用化したことの効果は？

回答数: 825 46

アンケート設問	市区町村	都道府県	合計	
教育環境の向上(施設機能の高機能化・多機能化により、多様な学習機会の提供)	7	3	10	■
異なる学齢の連携強化(異校種と複合化することで、18歳までの一貫した教育環境を整備)	0	0	0	
インクルーシブ教育の充実(特別支援学校との複合化で、障害を持つ児童生徒への支援環境が向上)	0	0	0	
交流学習の促進(地域住民との交流等で社会や地域への理解の醸成)	1	0	1	■
地域コミュニティの活性化(文化、スポーツ活動の活性化)	8	2	10	■
地域の魅力向上(複合施設が地域の新たなシンボルとなり、地域全体の魅力向上)	1	0	1	■
避難所の機能強化(複合災害に対応できる避難所として機能を向上)	1	0	1	■
防災訓練の充実(防災教育や訓練の質が向上)	1	0	1	■
公共交通の利用促進(複合化・共用化により、公共交通機関の利用者数が増加)	0	0	0	
コスト削減・効率化(建設・施設運営コストの削減等)	5	1	6	■
公共財産の有効活用(空き教室のスペースを有効活用し、多機能的に利用)	0	1	1	■
環境への配慮(施設を集中させ、土地利用を最適化し、環境負荷を低減等)	0	1	1	■
子ども・高齢者支援(世代間交流の機会提供)	1	0	1	■
子育て支援の充実(保育施設や地域子どもセンターと一体化)	3	0	3	■

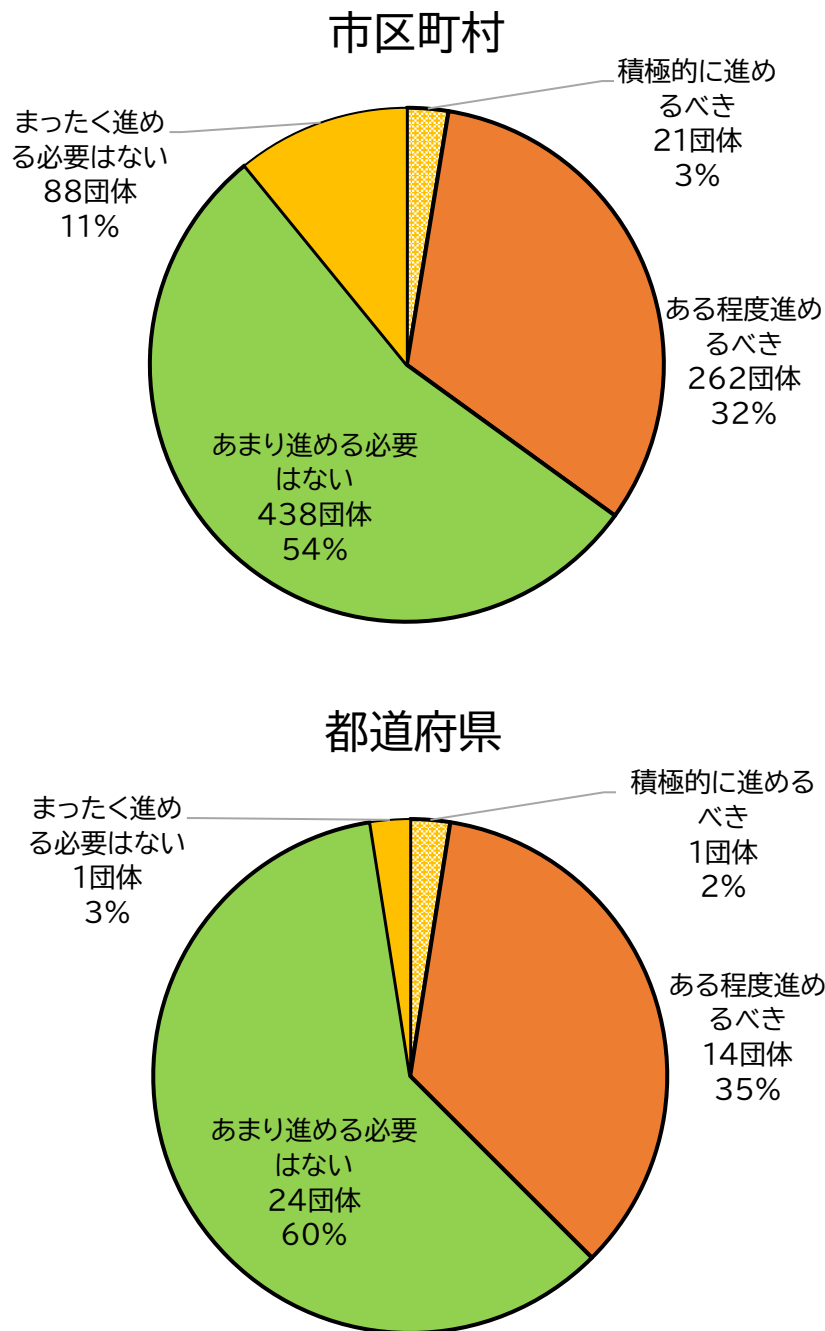
<その他回答>

- ・ 児童自立支援施設に市立小学校分校及び中宇学校分校を設置
- ・ 児童自立支援施設に学校教育を導入
- ・ 長期入院中の子どもの学習支援。

<考察>

- ・ 「教育環境の向上(施設機能の高機能化・多機能化により、多様な学習機会の提供)」および「地域コミュニティの活性化(文化、スポーツ活動の活性化)」は、それぞれ10団体が回答しており、最も多い結果でした。
- ・ 続いて、「コスト削減・効率化(建設・施設運営コストの削減等)」が6団体、「子育て支援の充実(保育施設や地域子どもセンターと一体化)」が3団体でした。
- ・ 共用化・複合化の例は少ないものの、教育環境の向上および地域コミュニティの活性化、コスト削減・効率化に一定の効果があるという結果でした。

(5) 都道府県と市区町村で複合化・共用化を進めることは必要だと考えますか



<考察>

- 市区町村の回答では、「まったく進める必要がない」が11%、「あまり進める必要がない」が54%となっています。
- 都道府県の回答では、「まったく進める必要がない」が3%(1団体)、「あまり進める必要がない」が60%(24団体)となっています。
- 一方で、「積極的に進めるべき」は市区町村3%(21団体)、都道府県2%(1団体)となっており、「ある程度進めるべき」は市区町村32%(262団体)、都道府県35%(14団体)となっています。
- このことから、複合化・共用化の必要性に関する認識は、自治体によって差がみられる可能性があります。

(6)複合化・共用化するときどのような問題がありましたか。

<回答>

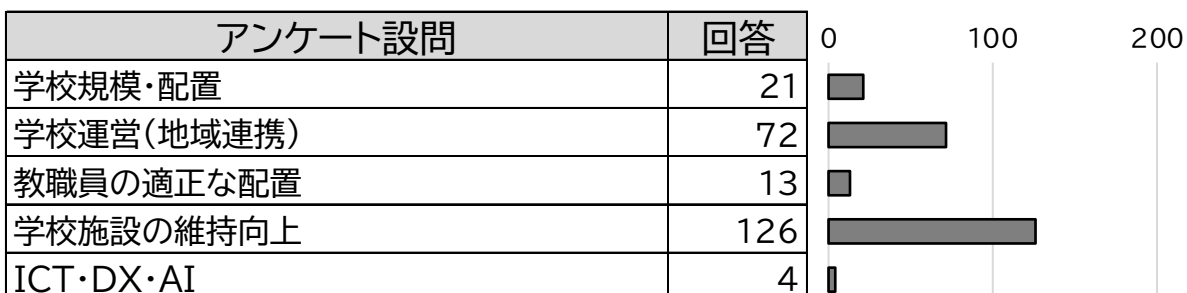
(実際の課題)

1. 物品購入等での予算の問題
2. 児童自立支援施設に設置される学校の管理運営等に関する覚書を、県知事部局と県教育委員会と市教育委員会で作成している。
3. 使用責任と管理の問題
4. 申請書類を作成する事務作業の煩雑さ、場所が重なったときの調整
5. 施設利用者の領域と児童生徒の領域に合わせたセキュリティの確保や出入口の整備
6. セキュリティ対策
7. 利用者の調整
8. 水泳プールの一般利用時間と学校授業時間の時間調整
9. 水泳プールまでの児童の輸送手段
10. 利用料金の算定と支出方法
11. 施設予約の管理
12. 施設管理範囲の明確化

(想定される課題)

1. 現在町内にある施設の老朽化
2. 移動手段の確保、移動に係る費用の確保、移動時間の増加に伴う授業時間の確保複合化・共用化する施設管理者の理解と協力、不特定者の利用に供する際の防犯対策、複合化・共用化するための施設の改修
3. 財産取得の方法等
4. 施設管理費所管の整理、管理者ごとに切り分け可能なセキュリティの確保、工事期間中の児童生徒の教育環境の確保、児童生徒が学校と離れた施設を利用する場合の移動時の安全確保
5. 施設の管理区分や費用負担をどのような割合にするか問題
6. 施設整備にかかる財源の確保
7. 担当部署同士の連携
8. 学校側(児童)の安全確保のため、ハード・ソフト両面でより一層のセキュリティ対策
9. 施設管理が複雑
10. プールの公共・学校利用を検討しているが、移動に係るコストをどう落とすか検討中
11. 主体となる担当部局等が明確にならないため、計画が足踏み状態になってしまう

(複合化・共用化を促進する際に想定される課題)



(6)複合化・共用化するときどのような問題がありましたか。

<回答>

(複合化・共用化を促進する際に想定される課題)

※自由記述には複数の観点に該当する内容が含まれるものがあるため、該当する観点ごとに重複して集計している。

1 学校規模・配置 (21件)

(代表意見)

- 近隣に都道府県立の学校以外の他の公共施設がない。
- 利用する施設が学校の近くに設置されないと、利用することが困難になってしまう。
- 町の面積が広大であり、隣接している建物が少なく、複合化・共用化する場合には、新たに建設するなどコスト面が大きすぎる。
- 通学距離が遠距離になる可能性が高く、スクールバスや保護者の送迎用スペースを確保する必要がある。

2 学校運営(地域連携) (72件)

(代表意見)

- 学校、地域住民等関係者の理解を得ながら進める必要があるため、時間がかかる。
- 自治体間の調整、複合化・共用化に係る職員や予算の確保、住民や議会の理解。
- 設置者が異なるため、協議・調整に時間がかかる。
- 児童生徒、保護者、地域住民、自治体、施設にかかわる全ての人たちの協力や理解。

3 教職員の適正な配置 (13件)

代表意見

- 教職員の理解。
- 担当職員の配置等。
- 技術職の職員の確保。

4 学校施設の維持向上 (126件)

代表意見

- 施設の管理責任をどちらが担うかや維持費用や修繕費用をどのように負担するか等の様々な取り決めを事前に調整する必要がある。
- 施設の維持管理にあたり、管理責任者や維持管理費をどうするか、利用時の調整の仕方など、事前協議に時間がかかる。
- 一般市民が自由に入出入りする施設と学校との複合化・共有化に際し、安全面の確保に懸念がある。
- 施設の管理区分や費用負担をどのような割合にするか問題。
- セキュリティ管理。

5 ICT・DX・AI (4件)

代表意見

- 各自治体間の情報共有に係るシステムの構築。
- 児童生徒の個人情報の保管。

(7) 都道府県立の学校以外の公共施設と市区町村立学校の複合化・共用化を行うと、どのような効果が期待できますか？

回答数： 825 46

アンケート設問	市区町村	都道府県	合計	
教育環境の向上(施設機能の高機能化・多機能化により、多様な学習機会の提供)	176	6	182	
インクルーシブ教育の充実(特別支援学校との複合化で、障害を持つ児童生徒への支援環境が向上)	77	2	79	
交流学習の促進(地域住民との交流等で社会や地域への理解の醸成)	122	4	126	
地域コミュニティの活性化(文化、スポーツ活動の活性化)	150	6	156	
地域の魅力向上(複合施設が地域の新たなシンボルとなり、地域全体の魅力向上)	77	6	83	
避難所の機能強化(複合災害に対応できる避難所として機能を向上)	101	4	105	
防災訓練の充実(防災教育や訓練の質が向上)	44	1	45	
公共交通の利用促進(複合化・共用化により、公共交通機関の利用者数が増加)	28	0	28	
コスト削減・効率化(建設・施設運営コストの削減等)	178	10	188	
公共財産の有効活用(空き教室のスペースを有効活用し、多機能的に利用)	131	8	139	
環境への配慮(施設を集中させ、土地利用を最適化し、環境負荷を低減等)	49	2	51	
子ども・高齢者支援(世代間交流の機会提供)	56	4	60	
子育て支援の充実(保育施設や地域子どもセンターと一体化)	63	1	64	
異なる学齢の連携強化(幼稚園、高校と複合化することで、0~18歳までの一貫した教育環境が整備)	53	1	54	
観光客誘致効果(文化施設等と複合化で、地域外からの来訪者の増加)	8	0	8	

<考察>

- 「コスト削減・効率化(建設・施設運営コストの削減等)」は188団体と最も多く、「教育環境の向上(施設機能の高機能化・多機能化により、多様な学習機会の提供)」は182団体で、次に多い回答となっています。
- 続いて、「地域コミュニティの活性化(文化、スポーツ活動の活性化)」が156団体、「公共財産の有効活用(空き教室のスペースを有効活用し、多機能的に利用)」が139団体となっています。
- また、「コスト削減・効率化」と「教育環境の向上」については、市区町村、都道府県ともに上位の回答となっています。
- このことから、複合化・共用化の効果としては、コスト面や教育環境面に関する項目が重視されている可能性があります。

(8)都道府県と市区町村で複合化・共用化を進めていない理由を教えてください

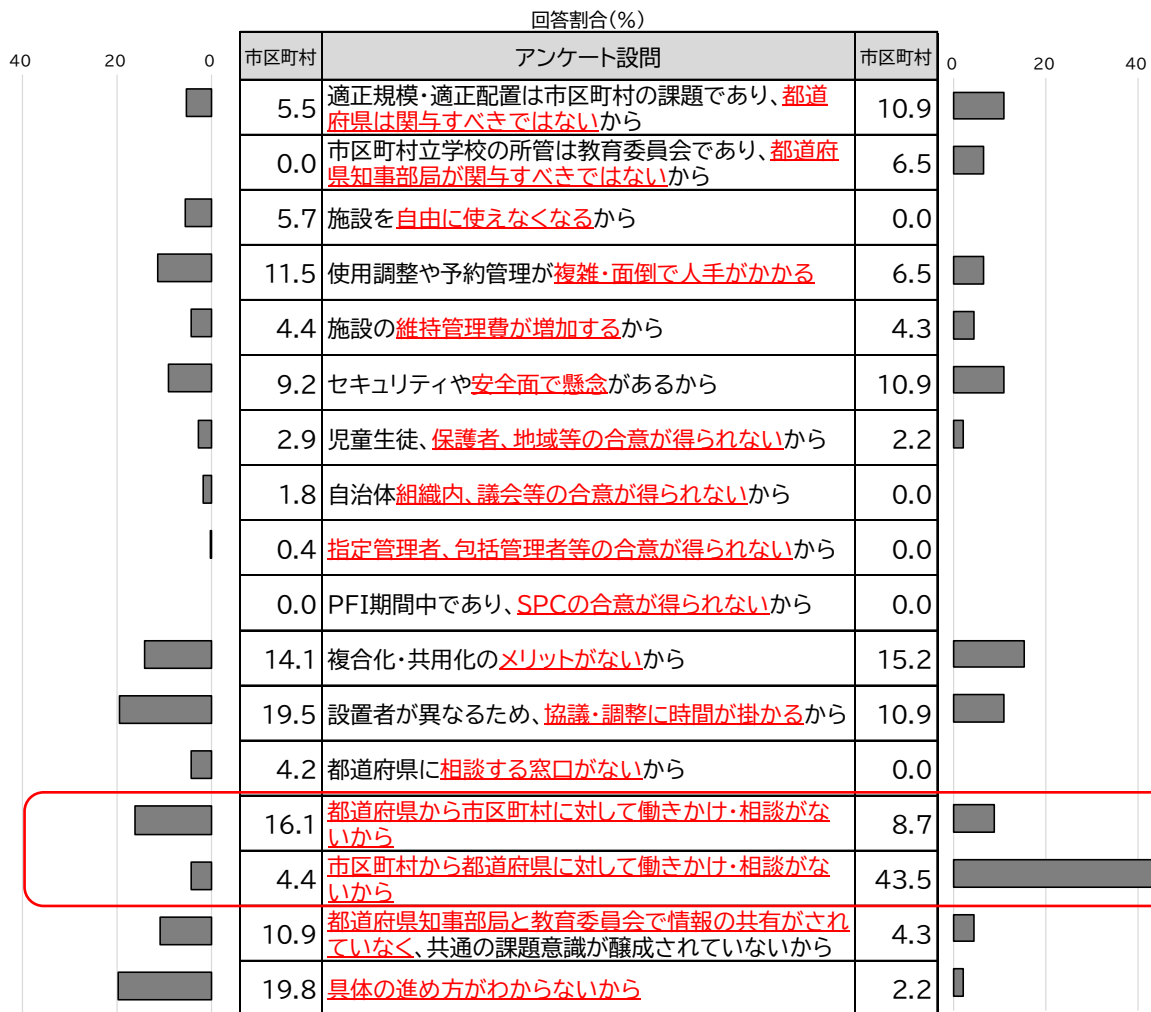
回答数: 825 46

アンケート設問	市区町村	都道府県	合計	
適正規模・適正配置は市区町村の課題であり、 都道府県は関与すべきではない から	45	5	50	
市区町村立学校の所管は教育委員会であり、 都道府県知事部局が関与すべきではない から	0	3	3	
施設を 自由に使えなくなる から	47	0	47	
使用調整や予約管理が 複雑・面倒で人手がかかる	95	3	98	
施設の 維持管理費が増加する から	36	2	38	
セキュリティや 安全面で懸念 があるから	76	5	81	
児童生徒、 保護者、地域等の合意が得られない から	24	1	25	
自治体 組織内、議会等の合意が得られない から	15	0	15	
指定管理者、包括管理者等の合意が得られない から	3	0	3	
PFI期間中であり、 SPCの合意が得られない から	0	0	0	
複合化・共用化の メリットがない から	116	7	123	
設置者が異なるため、 協議・調整に時間が掛かる から	161	5	166	
都道府県に 相談する窓口がない から	35	0	35	
都道府県から市区町村に対して働きかけ・相談がない から	133	4	137	
市区町村から都道府県に対して働きかけ・相談がない から	36	20	56	
都道府県知事部局と教育委員会で情報の共有がされていない 、共通の課題意識が醸成されていないから	90	2	92	
具体の進め方がわからない から	163	1	164	

<考察>

- ・ 市区町村の回答では、「具体の進め方がわからないから」(163団体)や、「設置者が異なるため、協議・調整に時間が掛かるから」(161団体)が多く回答されています。
- ・ また、「使用調整や予約管理が複雑・面倒で人手がかかる」(98団体)についても一定数の回答がみられます。
- ・ さらに、「都道府県から市区町村に対して働きかけ・相談がないから」(133団体)という回答がある一方で、都道府県からは「市区町村から都道府県に対して働きかけ・相談がないから」という回答が多くみられます。
- ・ 「複合化・共用化のメリットがないから」(123団体)についても一定数の回答がみられます。
- ・ 都道府県の回答では、「市区町村から都道府県に対して働きかけ・相談がないから」(20団体)が最も多くなっています。
- ・ このことから、複合化・共用化を進めていない理由として、進め方や調整に関する負担に加え、都道府県と市区町村の間で働きかけの状況に関する認識に差がみられる可能性があります。
- ・ また、メリットに関する情報が十分に共有されていない可能性があります。

(8)都道府県と市区町村で複合化・共用化を進めていない理由を教えてください



<考察>

- 都道府県からは「市区町村から都道府県に対して働きかけ・相談がないから」が43.5%と最多であり、市区町村が主体となる必要があると認識されています。
- 一方で、市区町村は「都道府県から市区町村に対して働きかけ・相談がないから」が16.1%と3番目に多く、都道府県に主体的に動いてもらうことを期待しています。
- また、市区町村は、「具体の進め方がわからないから」が19.8%、「設置者が異なるため、協議・調整に時間がかかるから」が19.5%、「使用調整や予約管理が複雑・面倒で時間がかかる」が多く、情報不足と人手不足が起因していると推定されます。
- 特に小規模な自治体は職員数も限られていることから、都道府県が主体となることに期待していると考えられます。

(9)都道府県立公共施設と市区町村立学校の複合化・共用化を促進するためにはどのようなことが必要と考えますか

回答数: 825 46



<考察>

- 市区町村の回答では、「複合化・共用化することのメリットの周知」(493団体)が最も多く、連携や学校施設の複合化・共用化と同様の傾向となっています。
- 続いて、「自治体間の相互理解の促進」は市区町村417団体、都道府県32団体となっており、都道府県の回答では最も多くなっています。
- また、「複合化・共用化に関する予算の確保」(412団体)、「複合化・共用化に関する職員の確保」(345団体)についても多く回答されています。
- 「生徒や保護者への十分な説明」(338団体)、「自治体組織内や議会への十分な説明」(325団体)についても一定数の回答がみられます。
- さらに、「都道府県の知事部局と教育委員会で情報と課題意識の共有」(278団体)についても多く回答されています。
- このことから、複合化・共用化の推進に向けては、メリットの周知や相互理解の促進に加え、財源・人身体制の確保、合意形成、組織横断的な情報共有が必要と認識されている可能性があります。

(9) 都道府県立公共施設と市区町村立学校の複合化・共用化を促進するためにはどのようなことが必要と考えますか



<考察>

- アンケート回答数を母数とした回答割合で比較すると、「都道府県からの働きかけや主体的な取組」は市区町村の41.2%が回答しており、都道府県の15.2%と差がみられます。
- 一方で、「市区町村からの働きかけや主体的な取組」は都道府県の43.5%に対し、市区町村は14.2%となっており、連携等と同様に認識の差がみられます。
- 「自治体間の相互理解の促進」は都道府県で69.6%と高い回答割合となっており、市区町村も50.5%と半数に達しています。
- 市区町村では、「複合化・共用化することのメリットの周知」が59.8%と最も高くなっています。
- また、「都道府県の知事部局と教育委員会で情報と課題意識の共有」については、市区町村が32.4%で、都道府県の23.9%より高くなっています。
- このことから、複合化・共用化の推進に向けて必要と考える事項については、市区町村と都道府県の間で認識に差がみられる可能性があります。
- これは、連携に関する回答及び学校施設の複合化・共用化と同様の傾向です。

(9) 都道府県立公共施設と市区町村立学校の複合化・共用化を促進するためにはどのようなことが必要と考えますか

<その他回答>



代表的な回答

- 1 事例の共有・成功例の提示(6)
 - 複合化・共用化事例の共有
 - 具体的・先進的事例の紹介
 - 国による先行事例の周知
- 2 メリットの明確化と周知(7)
 - メリットを関係者に周知する必要がある
 - 教育上どのような効果があるか示すべき
- 3 地域住民・学校関係者の合意形成(3)
 - 地域住民の理解・協力が必要
 - 保護者・学校との合意形成
- 4 ルール・手順・制度の整理(4)
 - 基本的なルールや手順の統一見解が必要
 - 考え方の整理が必要
- 5 データベース整備・調査(1)
 - 民間参画可能性などのデータベース整備
- 6 予算・人員配置(2)
 - 適正な予算と人員の配置
- 7 教職員配置(採用数の適正化)(1)
 - 教職員の適正採用

アンケート結果の総括

アンケート結果総括

本調査は、市区町村立学校の適正規模・適正配置の検討に当たり、都道府県と市区町村の連携の実態、効果、課題を把握するとともに、都道府県立学校との複合化・共用化の取組状況を整理し、今後の検討に資する基礎的知見を得ることを目的として実施したものです。

調査結果からは、都道府県と市区町村の連携及び施設の複合化・共用化について、実施している自治体が一定数存在する一方、全体としては取組が限定的である状況が確認されました。

市区町村側では、「何をどのように連携できるのか分からない」「具体的な進め方が分からない」といった回答が多くみられ、連携の必要性を認識しつつも、具体的な取組に結びつきにくい状況がうかがえます。

一方、都道府県側では一定数が連携を実施しているとの回答がみられ、両者の間で連携に対する認識や立場に差が生じている可能性があります。

連携を行っている自治体では、適正規模・適正配置の方針策定や再編計画の検討が円滑に進んだことに加え、教職員配置への配慮、人事交流、研修の共同実施、授業交流や部活動等を通じた児童生徒の交流促進など、様々な効果が挙げられています。

これらの効果は、市区町村単独では対応が難しい分野に関するものも含まれており、都道府県が広域的な視点や専門的知見を提供することで、取組の推進に寄与している可能性があります。

また、学校施設の複合化・共用化については、実施事例は限定的であるものの、施設整備・運営コストの削減、公共財産の有効活用、特別支援教育環境の充実などの効果が挙げられています。

一方で、設置者の違いに伴う使用ルールや費用負担の整理、責任区分の明確化、地域や保護者の理解の確保といった課題も多く回答されており、個々の自治体の判断のみでは進めにくい側面があることがうかがえます。

これらの結果を踏まえると、今後、都道府県には、市区町村の主体性を尊重しつつ、適正規模・適正配置の検討や複合化・共用化を進める上での考え方や進め方を整理し、共有する役割が求められる可能性があります。

具体的には、先進事例の整理や効果・留意点の可視化、相談窓口や横断的な調整体制の整備等を通じて、市区町村が段階的に検討を進められる環境づくりの整備が期待される可能性があります。

なお、本調査結果は、連携や複合化・共用化に関する現状を把握するための基礎資料であり、個別の自治体における具体的な取組の検討に当たっては、地域の実情や既存の施策・計画等を踏まえつつ、他の調査結果や関係資料と併せて総合的に活用することが望まれます。

参考資料

2 都道府県と市区町村の
連携, 複合化・共用化事例

連携事例

事例	自治体	連携の内容	連携の効果
事例1	茨城県 鹿嶋市	学校規模適正化基準策定に県のアドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準策定における論点整理 ● 市の実情を踏まえた検討促進
事例2	静岡県 牧之原市	学校再編計画への県の技術的支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民・庁内の理解促進 ● 実効性の高い再編計画の策定 ● 施設整備・運営コストの削減 ● 防災機能強化・地域活動の活性化
事例3	福岡県	GIGAスクール端末の共同調達	<ul style="list-style-type: none"> ● 端末単価の低減(スケールメリット) ● 仕様書作成・調整の集約による事務負担軽減 ● ICTに不慣れな職員でも対応可能な調達体制の確立 ● 補助金申請・審査・交付手続きの一元化
事例4	熊本県	県による市町村の働き方改革促進の支援(学校業務改善活動の実施)	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務改善モデルの構築・横展開基盤の整備 ● 教職員の時間外勤務削減意識の向上 ● 勤務時間の実質的な縮減 ● 外部専門人材活用による改革推進体制の確立
事例5	鹿児島県	GIGAスクール端末の共同調達と県域アカウントの付与	<ul style="list-style-type: none"> ● 端末単価・調達関連コストの削減 ● 仕様書作成・入札事務の集約による事務負担軽減 ● 県内ICT運用レベルの均等 ● 県域アカウント活用による環境移行の円滑化
事例6	鹿児島県	巡回型通級指導教室の開設	<ul style="list-style-type: none"> ● 最適な学びの場の確保・個別最適な学習機会の拡充 ● 特別支援学級偏重の緩和(通級による指導への移行促進) ● 保護者の送迎・移動負担の軽減 ● 離島・へき地を含む教育機会の均等

複合化・共用化事例

県立学校施設－市区町村立学校施設

事例	自治体	都道府県立学校	市区町村立学校	複合化・共用化の効果
事例1	千葉県 習志野市	習志野特別支援学校(小学部)	袖ヶ浦東小学校(既存校)	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学負担の軽減 ● 共同学習・日常的交流によるインクルーシブ教育の推進 ● 市の施設整備・運営負担の軽減 ● 地域に開かれた学校機能の形成 ● 既存公共施設・跡地の有効活用
事例2	長野県	長野県伊那支援学校	駒ヶ根市立中沢小学校 駒ヶ根市立東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的交流によるインクルーシブ教育の推進 ● 教職員間の連携・相互理解の深まり ● 新規校舎整備を行わず施設整備負担の抑制 ● 通学距離短縮・保護者送迎負担の軽減 ● 地域と連携した支援体制の形成
		長野県小諸支援学校	佐久穂町立佐久西小学校 佐久穂町立佐久中学校	
事例3	長崎県	佐世保特別支援学校北松分校	平戸市立田平中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的交流によるインクルーシブ教育の推進 ● 遠距離通学・寄宿舎利用の回避による通学負担軽減 ● 分校設置による地元就学機会の確保 ● 県市分担による運営負担の軽減 ● 特別支援教育の地域拠点機能の形成 ● 既存校舎活用による公有財産の有効活用
		時和特別支援学校西彼杵分校	西海市立大瀬戸中学校	

県立公共施設－市区町村立学校施設

事例	自治体	都道府県立施設	市区町村立学校	複合化・共用化の効果
事例1	青森県 青森市	自立センターみらい	青森市立横内小中学校合子沢分教室	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設内での学校教育実施体制の確立 ● 生活指導と学校教育の一体的実施 ● 既存公共施設活用による新規施設整備の回避 ● 地域住民との交流機会の創出
事例2	愛知県 春日井市	愛知学園	春日井市立尾東小学校・中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設内での学校教育実施体制の確立 ● 生活指導と学校教育の一体的実施 ● 既存公共施設活用による新規施設整備の回避 ● 施設職員と教職員の連携による個別支援の充実 ● 県市連携による教育・福祉一体型運営体制の構築

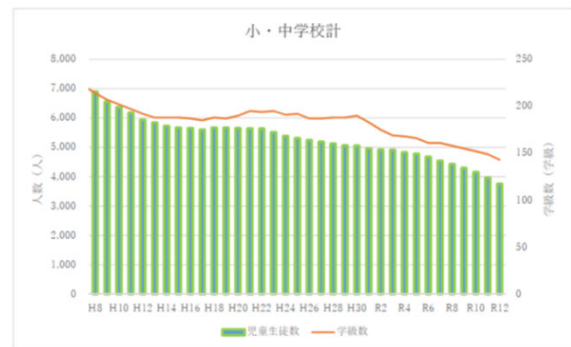
1. 自治体

教育委員会名	茨城県鹿嶋市教育委員会
担当部署	総務就学課
人口規模	5 万人以上, 10 万人未満
児童生徒数(現→5年後)	4,500人 → 3,701人
連携年度	令和6年度

2. 連携の背景・きっかけ

1. 小規模校において「切磋琢磨する機会」や「相互の教え合いの学びスタイル」が制限される, 生活面での相互作用が少なく, 非認知能力の育成が難しいことなどが課題であった。
2. 「令和の新しい学び」を効果的に実践するために学校規模が小さすぎることは課題とし, さらに常態化しつつある過小規模校の保護者からの教育上の不安の声の高まり等を受けて, その教育条件改善のための検討を開始した。この状況を市民に理解していただくための外形基準となる「学校規模適正化基準」の策定作業から開始した。
3. 学校規模適正化基準の策定にあたり茨城県が進める教育施策の方向性や「公立小・中学校の適正

規模について(指針)」との整合性を図ることの他, 県費職員の配置等について茨城県との関係は大きく, 連携することは重要と考えた。



出典: 鹿嶋市学校規模適正化基準策定委員会(第1回)資料(令和6年10月)

3. 連携の内容(学校規模適正化基準の策定にあたり県からのアドバイス)

【学校規模適正化基準】

鹿嶋市立学校において教育基本法における学校教育の目的を達成するため, 児童生徒が集団の中で, 多様な考えに触れ, 認め合い, 協力し合い, 切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばし, 鹿嶋市が進める教育の実現につながる学校規模の基準として定めた。

学校規模適正化基準策定委員会構成員

区分	構成員(委員5人, アドバイザー)
委員	(1)小・中学生の保護者
委員	(2)市民活動団体等の代表者
委員	(3)学識経験者
委員	(4, 5) 学校長代表者(小, 中学校)
アドバイザー	県義務教育課 課長補佐(総括)
事務局	鹿嶋市教育委員会総務就学課

【学校規模適正化基準策定委員会のスケジュール】

年月日	項目	主な内容	県職員の関与
令和6年6月	方針決定	近年の保護者の意見, 令和6年度の児童数等の状況から統合に向けて検討する時期が到来したものと判断。その第一歩として市民への理解を深めるために統合検討基準を明確化	
令和6年9月	予算化		
令和6年9月30日	委員会設置	鹿嶋市学校規模適正化基準策定委員会設置	
令和6年10月8日	委員会第1回	市の現状共有, 基準案の提示, 委員による意見交換	○
令和6年11月12日	委員会第2回	第1回の議論を踏まえた基準案の修正と審議	○
令和6年11月26日	委員会第3回	最終報告書のとりまとめ, 教育長へ報告	○
令和6年12月20日	基準公表	鹿嶋市学校規模適正化基準を定める規則公布	
令和7年2月	検討委員会設置	適正化基準該当校について, 統合などの適正化の具体的な手法を協議	

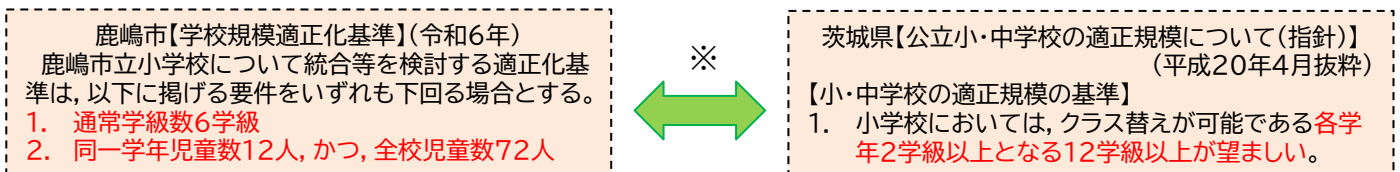
3. 連携の内容(つづき)

【県の関わり】

- 県職員を委員として委嘱することで県に要請したが、判断に加われないということで結果的に「アドバイザー」として関わった。
- 委員会の中では、県の指針との関連や教育的・制度的アドバイスを県からいただいた。
- 旅費は県費負担(アドバイザー扱い)。

【主なアドバイス】

- 小規模校の課題整理と基準設定の妥当性。
- 教員の配置, 教員に求められる働き方改革の視点を踏まえたアドバイス。
- 小規模校の教育的課題(学び合い・集団形成)の補足説明



※ 県のアドバイスにより、基準策定に関する論点の明確化や、市の状況に即した考え方の整理を進めることができた。結果的に県が示す基準を大きく下回る基準となったが、基準策定にあたり多面的な視点を獲得する機会となった。

4. 今後の予定(令和7年11月現在)

1. 基準を下回る2校については12月末に方向性を取りまとめ、令和9～10年度の統合を視野に検討中。
2. 市全体としての「再編計画」策定は現時点では未定。
3. 県との連携強化が必要と認識している。
4. 県有施設の利活用も将来的可能性として検討余地あり。
5. 住民の意見を尊重しつつ、教育条件の保障を最優先する方針。

5. 県との連携について

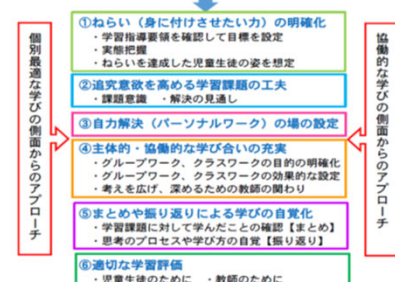
1. 市町村は、県に対し地域の実情を踏まえた助言・支援を求めている。
2. 県の相談窓口が明確になると市町村との連携が一層進むと思われる。
3. 現時点で具体的な連携予定はないが、必要性は感じている。
4. 県施設の利活用(例:産業技術学院跡地)情報等の提供があると良い。
5. 市単独では難しい課題(財産管理・建築・制度調整・予算確保・県有財産に関すること)は県と連携することで円滑な推進もしくは、課題解決の糸口が見つけられる。
6. 教育は市町村が行うが、教員の配置は県が所管しており、連携なしでは成立しない。
7. 国とも一層の対話・協力関係が必要と感じる。

【現在の日常的な連携の実態】

1. 教育長レベル:年2回程度の教育長会議で教育課題を共有。
(他にも、都市教育長協議会や教育委員会連合会研修会など年20回程度実施)
(教育長同士の情報交換会も頻繁に実施)
2. 実務者レベル:オンライン会議が主体化し、以前より交流は減少。
3. 主な連携領域:
 - ✓ 教員配置
 - ✓ 施設の補助金関連

主体的・対話的で深い学びを実現する改善6つの視点

主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善6つの視点
～教科等横断的な問題発見・解決能力の育成を目指して～



出典:鹿嶋市授業改善プロジェクトガイドブック(令和6年版)

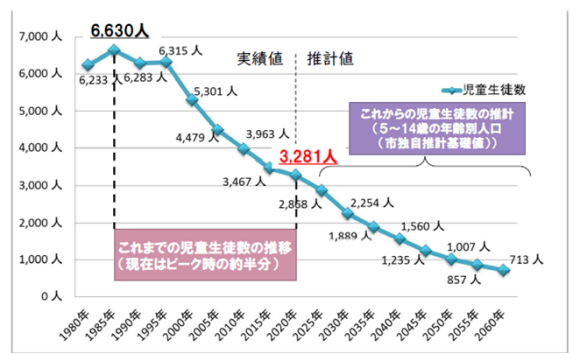
1. 自治体

教育委員会名	静岡県牧之原市教育委員会
担当部署	学校再編推進室
人口規模	2万人以上、5万人未満
児童生徒数(現→5年後)	2,614人 → 2,019人
連携年度	令和元年度～

2. 連携の背景・きっかけ

1. 牧之原市の児童生徒数は、令和2年時点でピーク時の約半数まで減少しており、今後もさらなる減少が見込まれていた。こうした状況に加え、Society5.0をはじめとする社会環境の変化や教育大綱の制定等を契機として、学校再編の検討が開始された。
2. 学校再編に当たっては、目指す教育環境を明確にした上で、教育効果とファシリティマネジメントの両面から総合的に検討する必要がある。しかし、牧之原市には建築を専門とする職員がいないことから、実行性の高い計画を策定するため、進め方や補助金について県に相談し、助言を受けることとした。
3. さらに、建築の専門的知見を十分に取り入れた検討を行うため、県に対し、学校再編計画策定委員会の委員としての参画を依頼した。
4. 大学教員ではなく県職員に依頼した理由は、建築に関する専門知識に加え、行政として求められる視点や考え方を踏まえ、理想論にとどまらない、現実的かつ実務的な議論が期待できる点にあった。

牧之原市の児童生徒数の推移と推計



出典: 牧之原市提供資料(令和7年2月)

3. 連携の内容と課題(学校再編計画策定委員会の委員として県職員の参画)

(連携内容)

1. 静岡県の教育行政経験者で一級建築士である県職員から、専門的な知見に基づく説明や、オープンハウスにおける市民からの質問への対応を受けた。これにより、庁内および市民の理解が深まった。
2. 計画の策定過程において専門的かつ行政的な視点で助言を受けることで、現実的で実行性の高い再編計画を策定することができた。

(課題)

1. 県と市町との連携については、個人対応に依存する側面があり、組織的な連携体制の構築が課題と感じた。
2. 再編計画策定委員会への職員派遣や個別相談においては、派遣元である県庁内の上司の理解や判断に左右されることがあり、年度によって派遣のしやすさに差が生じた。
3. 市町が継続的に相談しやすく、派遣される県職員も円滑に関与できるよう、個人の裁量に依存しない、組織としての安定した支援体制づくりが必要と感じた。

学校再編計画策定体制



出典: 第1回牧之原市学校再編計画策定委員会資料(令和元年9月)

学校再編計画策定委員会 構成

区分	人数
学識経験者	1
学識経験者(県職員)	1
学校関係者	2
自治会関係者	2
保護者	2
公募	2
合計	10

3. 連携による効果(再編計画の進捗効果)

(教育的効果)

1. 学校再編の検討過程で、市統一の教育目標を定め、「キャリア教育を軸とした小中一貫教育とコミュニティ・スクールの体制構築」に取り組むことを決定できた。
2. 市統一のキャリア教育のプログラムを作成、実施するとともに、再編する学校区で小中一貫教育の研究を行い、相互理解を深めることから段階的に取り組んでいる。
3. すべての学校をコミュニティ・スクール化することができ、地域に開かれた学校としてさまざまな連携・関わりができています。
4. 学校再編をきっかけに、就学前との接続の「架け橋期プログラム」や新しい学校づくりをテーマとした高校生対象のワークショップを行うなど就学前から高校までを見据えた連携を進めている。

(経済的効果)

1. 基本構想・基本計画段階において、事業費を含めた用地選定や施設規模の検討を行うに当たり、県から補助金制度に関する助言を受けることで、実効性の高い計画とすることができた。
2. 市立小中学校10校を2校に集約したことで、施設の維持管理費や運営費を大幅に削減することができる。
3. 全校を個別に建替える場合と比較して、建築費用を抑制できるほか、避難所機能の集約により、地域施設としての重複投資を回避することができる。
4. 県職員から専門的な助言を得ることで設計会社への指示が明確となり、施設規模・仕様の適正化を通じて過剰な整備や不要なコストの抑制につなげることができている。

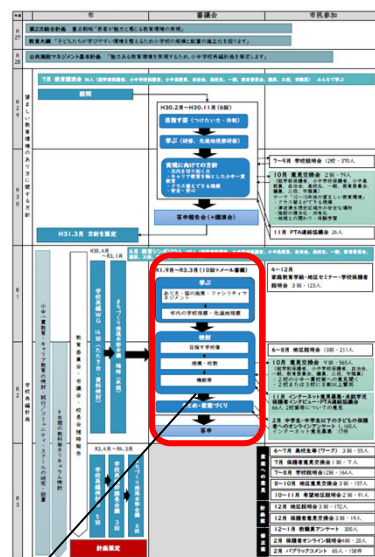
(地域的効果)

1. 新校舎は、津波浸水の想定区域外に整備し、避難所機能は強化されて、市民活動の拠点としての活用が可能となる。
2. エアコン、Wi-Fi、調理室などの設備を備え、特別教室を1階に集約することで、地域住民が利用しやすい施設配置となる。
3. 老朽化した公共施設の代替として機能移転が可能となり、市民活動の継続性が確保される。さらに、地域活動室を設置し、一体的なコミュニティ・スクールの充実を図る。
4. 県職員も参加して説明会やアンケートを複数回実施することで地域住民との合意形成を図り、学校と地域、地域住民同士の交流が活発化し、地域福祉や地域活動の再構築に寄与できる。

(公有財産の活用)

1. 学校跡地については、主に民間への売却を想定している。
2. 公有財産の処分や利活用については、既存の市の規程に基づき、手続きや優先順位を整理した上で運用している。
3. 首長部局と協議を行い、老朽化した市民活動施設の代替として新校舎を活用する可能性についても検討した。

【学校再編計画策定委員会のスケジュール】



出典: 牧之原市提供資料

学校再編計画策定委員会

4. 連携を進めるポイント

1. 県に対しては、目指すところを明確にし、そのために何をどのように進めるかのスキームをしっかりと示すこと。また、熱意を持って進めていることが連携できた要因である。
2. 県も忙しいため、やる気があるところに集中支援をするなど弾力的に連携を行っていただければと思う。

5. 今後の県との連携に対する期待

1. 学校再編に本気で取り組む自治体に対しては、県による重点的な支援を行うなど、その他の自治体と差別化を図ることで、結果として公平性が確保されるべきではないか。
2. 義務教育学校の再編・開校にあたっては、新たな教育プログラムの作成、学校経営方針の検討、開校準備に係る追加業務などが発生し、現行体制では教職員の負担が多くなる。国の統合加配制度は、統合前の学校数に関わらず「校区当たり1人」の加配にとどまっており、2校統合でも5校統合でも同条件となるため、大規模な再編を行う牧之原市の実態に見合っていないことから、県が、教職員加配の人数を増やす、期間を延長するなどの補填する支援を行ってくれることを期待する。
3. 学校再編や義務教育学校の開校準備には、既存教職員のみでの対応には限界があり、働き方改革の観点からも困難であるため、専門的知識を有する外部人材(研究員・専門家)の関与が不可欠である。
4. 今後、学校再編や義務教育学校の設置に取り組む自治体は増加すると予想するが、市側だけでなく県側にも十分なノウハウが蓄積されていない。県には広域的な視点でのマニュアル整備や支援体制構築など、シンクタンク的な役割を担うことを期待したい。

1. 自治体

教育委員会名	福岡県教育委員会
担当部署	施設課、義務教育課
人口規模	—
児童生徒数(現→5年後)	—
連携年度	令和6年度～

2. 連携の背景・きっかけ

1. 令和元年度に導入した端末の更新時期が到来している。
2. 福岡県は、更新希望の市町村を年度ごとに取りまとめ、共同調達を実施。
3. 市町村の更新年度は異なるため、共同調達は今後も毎年度実施する予定。

3. 連携の内容(GIGAスクール推進協議会による端末の共同調達)

(共同調達の進め方)

1. 県の役割
 - 市町村から、端末、付属品の仕様などの聞き取り調査を行い、要望をとりまとめる。
 - 最低スペック基準を満たすものの中で、要望を集約し、仕様書を作成する。
 - 仕様書に基づき、公告して調達する業者を選定する(入札またはプロポーザル)
2. 市町村の役割
 - 県が選定した事業者と個別に契約を行う。
 - 端末費用支払いは市町村が行う。
3. 共同調達について
 - タブレット端末の仕様は市町村共通で、市町村の個別要望の適否を業者側に事前確認してから仕様に取り入れるようにしている。
 - 特殊な仕様要望は共同調達から外し、個別調達とする場合もある。
 - 令和7年度はプロポーザル方式により業者選定を実施した。
 - 市町村からの要望のタイミングにばらつきがあるため、年度ごとに要望を取りまとめて実施している。
 - 県立学校(高校、特別支援学校等)は共同調達の対象外としている。
 - 既存端末の廃棄処分は、共同調達の対象外としている。

【共同調達について】

1. 福岡県GIGAスクール推進協議会(以下、「本協議会」と言う。)の実施する共同調達とは、本協議会の構成団体である1以上の市町村(学校組合)教育委員会(以下、「共同調達参加団体」と言う。)が、共同で物品の調達を行うことを言う。
2. 共同調達に係る受託候補者の選定(本要領におけるプロポーザル)は、本協議会が執り行い、調達物品に係る契約は各共同調達参加団体と選定された受託候補者の間で個別に締結するものとする。
3. 本プロポーザルは、共同調達参加団体の指定する端末の形状(コンバーチブルタイプまたはデタッチャブルタイプ)ごとに別の案件として実施する。そのため、プロポーザルに参加を希望する事業者は、案件ごとに参加申請書の提出や企画提案書の作成、プレゼンテーションを実施すること。
4. 本要領に係る物品の共同調達参加団体は、以下の市町の各教育委員会である。(総数8団体)
 コンバーチブルタイプ:大野城市、太宰府市、宮若市、水巻町
 デタッチャブルタイプ:芦屋町、岡垣町、遠賀町、上毛町

(学習用タブレット端末(Windows)の共同調達 公募型プロポーザル実施要領から抜粋、一部加工)

4. 連携の内容(スケジュールと効果)

1. 共同調達に参加する市町村は全60市町村のうち、令和7年度は30~40団体。
2. 端末数は年間約8万台(※年度により変動)。
3. スケールメリットにより端末単価が低減。
4. 県が仕様書作成・調整を行うことで、ICTに詳しくない職員でも仕様を固めることができ、市町村の事務負担が軽減。
5. 既存端末の廃棄・処分は共同調達の対象外とし、市町村が個別に対応。
6. 大規模調達による経済効果と、事務軽減効果が特に大きい。
7. 補助金の申請・審査・交付手続きは県が実施し、市町村の申請を受け付ける。

【共同調達に係るスケジュール例】

	項目	スケジュール
仕様書作成	市町村への更新意向調査(事前調査)	令和6年9月~12月
	要望内容の整理・業者への確認	令和7年1月
	仕様書作成	令和7年2月
	調達方式の決定	令和7年2月
(公告・選定)	公募開始	令和7年4月4日
	(2)質問書の提出期限	令和7年4月11日(金)
	(3)参加申請書提出期限	令和7年4月11日(金)
	企画提案書の提出期限	令和7年4月28日
	プレゼンテーション	令和7年4月30日~5月2日
	審査結果の通知(契約業者の決定)	令和7年5月上旬~5月中旬
	契約締結(市町村)	令和7年5月以降

5. 課題

1. 仕様調整に非常に時間がかかる
 - 付属品・設定仕様が市町村ごとに異なり、業者が対応できず「共同調達できない」ケースが発生した場合の調整に負担が大きい。
 - 希望をすべて拾い上げる必要があり、要望の調整が多く、毎年度の共同調達が重作業になっている
2. 今後の端末更新(いわゆる「サードGIGA」)は国の補助制度の動向に左右される。
3. 共同調達を継続できるかどうか国の方針次第で見通しが立てにくい。
4. 既存端末の廃棄は市町村が個別対応となっている。

6. ICT機器以外の共同調達等

1. タブレット端末以外のICT機器(電子黒板等)の共同調達は実施していない。
2. 消防点検・法定点検・空調点検などの施設管理は市町村ごとに発注しており、共同調達の仕組みはない。

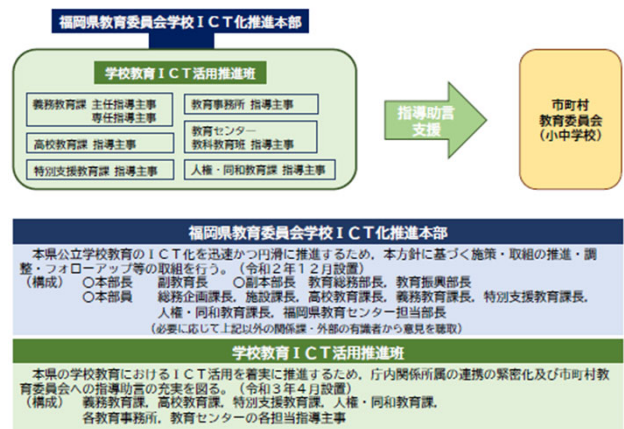
7. ICT活用指導力向上のための教員研修の支援(令和3年度~)

- 市町村・学校によってICT活用の進捗状況や水準に差異があること、導入している機器・OS・学習支援ソフト等に違いがあること、課題意識を持っているテーマが異なることなどから、研修で取り扱う内容・水準へのニーズが多様化している



- ✓ ICTを活用した授業づくり等に関する研修を実施する市町村・学校の求めに応じて、県の「学校教育ICT活用推進班」から、研修講師を派遣する等の支援体制を継続していく

【福岡県教育委員会における学校教育ICT活用推進体制】



1. 自治体

教育委員会名	熊本県教育委員会
担当部署	教育政策課
人口規模	—
児童生徒数(現→5年後)	—
連携年度	令和元年度～

2. 連携の背景・きっかけ

1. 学校教育の改善・充実が求められている一方で、教員の長時間勤務が深刻な課題であった
2. 平成31年3月に、教育委員会が服務監督権者として主体的に働き方改革に取り組み、方針・計画の策定や学校現場に課している業務負担の見直しを行うべきであるとする文部科学省事務次官通知が発出された
3. 熊本県では、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、教職員、保護者、地域が一体となって働き方改革に取り組み、子供たちの充実した学びの確保と、教職員のワーク・ライフ・バランスの両立を目的とし「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」を策定した
4. 同プランには、時間外在校等時間の実態、教員アンケート結果、学校や市町村教育委員会からの意見等を踏まえ、学校の働き方改革に効果のある取り組みを設定した
5. その中に教職員の意識改革の具体的手段の一つとして民間活力による働き方改革の支援(当初は、アドバイザーによる働き方点検)を取組みの一つに位置付けた

3. 連携の内容(働き方改革推進プラン)

熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期）（令和6年度～令和9年度）

【プランの対象】

- 県立学校(県立中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校)の服務監督権者として実施する、県立学校の働き方改革の促進に関する方針、取組み
- 市町村立学校(熊本市立を除く)の働き方改革の促進に関する支援 等の取組み

【基本目標】

1. 教職員のウェルビーイングの向上
2. 時間外在校等時間の縮減

【基本方針】

1. 人材の確保・活用
 - ✓ 教職員の確保
 - ✓ 支援人材・専門人材の確保・拡充
2. 業務の削減・効率化
 - ✓ 校務DX(校務支援システム見直し、生成AI活用)
 - ✓ 部活動改革、授業時数点検・見直し、文書削減等
3. 教職員の意識改革
 - ✓ 民間による業務分析・課題解決
 - ✓ 年休・男性育休促進等
4. 勤務時間の適正管理等
 - ✓ 勤務管理徹底、時差出勤導入
 - ✓ 勤務インターバル制度導入検討等

5. 保護者等の理解促進

- ✓ 保護者等からの過剰な苦情・不当要求対応支援
- ✓ 外部団体等への効率化協力依頼等

6. 教職員の健康サポート

- ✓ メンタルヘルス相談
- ✓ 労安衛法の周知等

熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期）
【方針3】 教職員の意識改革

- ✓ 前例や慣例にとらわれず現在の業務を改めて見直し、削減可能な業務の洗い出しや精選を進めるための意識改革を進めていきます。
- ✓ 休暇等の取得促進について管理職を中心に推進するとともに、一斉に休む学校閉庁日等に加え、休暇や勤務時間を意識・管理する働き方の意識改革を進めます。

出典:熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期）
(令和6年11月)

3. 連携の内容(働き方改革支援アドバイザーの派遣)

【目的】

学校の働き方改革について専門的知見を持つ者を「働き方改革支援アドバイザー」として派遣し、派遣校等の主体的な業務改善等の取組みを支援する

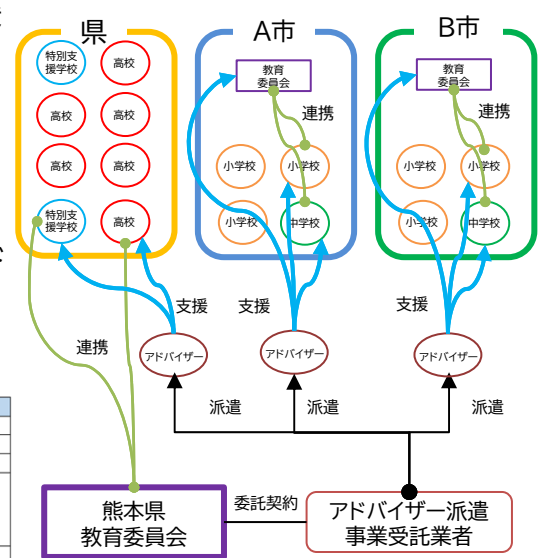
【派遣対象】

派遣を希望する**学校**又は**市町村教育委員会**(派遣校等)

【事業概要】(市町村連携)

「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン(第2期)」に基づき、市町村教育委員会及び市町村立学校が学校の業務改善を円滑かつ実効的に進めるために、きめ細やかな助言、支援等を行う働き方改革支援アドバイザーを派遣

民間アドバイザー派遣事業概念



学校業務改善活動の活動ステップ

業務改善テーマの例

ステップ(概ねの時期)	活動(例)
1 方針設定(4月～5月)	「学校業務改善推進チーム」の設置 勤務時間の分析、働き方の観察を踏まえた問題意識の共有 学校業務改善活動についての教職員への方針提示
2 課題の見える化(6月)	現状把握(教職員アンケート調査など) 教職員全員でアイデアを出し合う(教職員ワークショップの実施)
3 業務改善テーマの選定(7月)	改善テーマの設定と実行の体制づくり
4 改善活動の実践(8月～)	改善活動の実践(3月末まで)
5 次年度教育計画への反映(12～2月)	今年度のふりかえり(校務分掌・校内研修・学校行事等) 次年度教育計画への改善アイデア(行事の見直し等)の反映
6 ふりかえり(3月)	今年度の業務改善活動のふりかえりと引き継ぎ

モデル校(小学校)

業務量を減らすこと	6つの着眼点	業務改善テーマの候補
①業務の校外移管 ②業務の廃止・統合・簡素化 ③業務分担の見直し ④業務の効率化	①業務の校外移管	PTAとの役割分担の見直し(学校新聞等)
	②業務の廃止・統合・簡素化	校務分掌や行事の見直し(授業参観)
	③業務分担の見直し	教員間での学びあい・協力・調整
	④業務の効率化	情報共有の改善(チャット活用、会議進行)
作業時間を増やすこと 時間的余裕を見出すこと	⑤時短の見直し	データ共有の改善(教材データの共有) 学校ルールブックの作成 消耗品の整理整頓と計画的な備品購入
	⑥意識・ワークスタイルの改善	休憩・休暇がとりやすい職場づくり

出典:「教職員のための学校業務改善ハンドブック(令和7年3月)」熊本県

4. 働き方改革支援アドバイザー派遣事業

【業務内容】(令和7年度)

- アドバイザーの選定
- 業務実施計画書の作成
- 教職員のための学校業務改善ハンドブックの説明会
- アドバイザーによる学校業務改善の支援
- 派遣実績報告書(成果物)の作成

学校業務改善年間スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
アドバイザー派遣事業	派遣校募集 希望者申請 審査(応募者多数の場合)日程調整											
委託業者	公募 プロポーザル 審査・決定 契約			アドバイザー 派遣計画	ハンドブック等 説明会							実績報告

働き方改革支援アドバイザー派遣事業費等

年度	節細節名	事業名	予算金額
令和5年	報償費、旅費	働き方改革支援アドバイザー派遣事業	6,450千円
令和6年	委託料	業務分析・改善モデル構築等事業及び働き方改革支援アドバイザー派遣事業	7,527千円
令和7年	委託料	働き方改革支援アドバイザー派遣事業	5,775千円

出典:熊本県提供資料

働き方改革支援アドバイザー派遣実績

派遣先	単位:校、団体						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県立	5	6	4	4	1	4	3
市町村立	2	8	12	5	31	6	4
市町村教委	-	-	-	-	1	3	4
計	7	14	16	9	33	13	11

出典:熊本県提供資料

R1～R5は県から直接アドバイザーを派遣、R6以降は業務委託

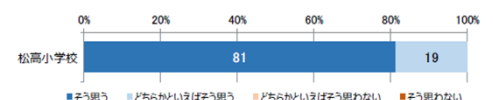
5. 連携の成功ポイントと効果

【成功のポイント】

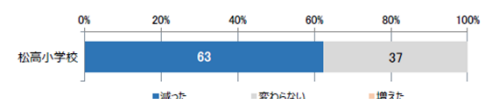
- 県主導で、県立学校、市町村立学校に加えて、市町村教育委員会もアドバイザーを活用できる仕組みとしたこと
- 市町村教育委員会にワークショップへの出席を促し、学校単独では対応困難な課題を把握してもらい、また、アドバイザーから課題解決に向けた助言等を行う仕組みとしたこと
- アドバイザー派遣に加え、業務の負担要因を把握するための業務分析を実施し、その進め方を「教職員のための学校業務改善ハンドブック」として整理・公表したこと
- 改善の成果事例集を作成し、県内全体への横展開を図っていること
- 教職員全員でアイデアを出し合う教職員ワークショップを実施したこと

改善効果例

あなたは、昨年度に比べて、時間外在校等時間(平日の放課後、土日)を減らそうという意識は高まりましたか。



あなたは、昨年度に比べて、トータルの勤務時間(平日の放課後、土日、持ち帰りを含む)はどのように変化しましたか。



出典:「学校業務改善事例集(小学校・中学校編)(令和6年度)」熊本県

GIGAスクール端末の共同調達

連携

複合化
(学校)

複合化
(公共)

1. 自治体

教育委員会名	鹿児島県教育委員会
担当部署	総務福利課教育DX推進室
人口規模	—
児童生徒数(現→5年後)	—
連携年度	令和2～10年度

2. 連携の背景・きっかけ

1. 文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」により令和2年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークが整備された。
2. 整備から5年経過し、地方自治体が行う端末の整備・更新を対象とした基金の補助要件として共同調達等が規定されている(GIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン)。

3. 連携の内容(GIGAスクール端末の共同調達)

(共同調達の進め方)

1. 県が市町村の希望端末(OSやモデル)を事前に調査。
2. 需要を集計し、県でOSごとに共通仕様書を策定。
3. プロポーザル方式で共同調達業者を選定。
 - 業者は OS及び通信方式ごとに端末候補を提案。
 - 基本パッケージは(55,000円)とした。文科省の補助金上限(補助額2/3)
 - 追加機能(アプリ)を必要とする自治体には追加パッケージ, 応用パッケージの2段階を設定し、各自治体の財政状況等に応じて選択できるようにした。
 - 応用パッケージでは AIドリル、授業支援アプリ等の追加が可能。
4. 共同調達業者との契約主体は各自治体。
5. 県はプロポーザルの統括・仕様書作成を実施。
6. 共同調達期間は令和7～8年度の有効期間で設定。

(端末の運用・保守について)

1. 保守はプロポーザルで選定した業者が一括して対応。
2. 既存端末の回収・廃棄業務も新端末導入時の委託業務範囲とした。
3. 端末の「利用開始までの設定」は全て業者が対応。

【共同調達に係る協議会の設置】

共同調達に係る会議体について

- 設置の目的 ICTによる学校教育の充実・発展と、これによるGIGAスクール構想の更なる推進に連携・共同して取り組む
- かごしま「GIGAスクール」推進協議会 全体イメージ

協議会 県教育長 及び 各市町村教育長

○ 協議会の総意を示すべき案件等について審議・議決

役員会 会長、副会長、理事

○ 事業計画・事業報告の承認、会則の変更、事業部会の設置、その他重要事項を決定

事業部会 かごしま教育の情報化推進連絡協議会* (既存)

○ 共通仕様書検討・作成に係る助言
○ GIGAスクール構想加速化推進に係る助言

作業部会 かごしま「GIGAスクール」推進市町村連携部会* (新規)

○ 調達に係る申請事務に係る業務
○ 調達仕様書の内容等に関する意見等の提出
○ GIGAスクール構想加速化推進に係る諸調査等に係る業務
○ GIGAスクール構想加速化推進に係る情報交換・協議 等

事務局：県教育庁高校教育課 学校教育ICT推進班

月	令和6年度実施概要
5	○ 第1回かごしま教育の情報化推進連絡協議会 → 共同調達の流れや県としての方向性等について確認
6	○ 市町村の端末整備に関する需要調査①(県調査) → 参加意向, 更新時期, 端末数, 希望OS等の調査を実施 ○ 文部科学省需要調査 ○ 第1回かごしま「GIGAスクール」推進協議会 ○ 第1回 かごしま「GIGAスクール」推進市町村連携部会 → 各自治体教育長及び担当者への説明, 端末整備の意見収集
7	○ 第2回かごしま「教育の情報化」推進連絡協議会 ○ 市町村連携部会 ネットワーク要件に関する学習会 → 担当者を対象にネットワーク環境整備に関する研修会を実施
8	○ 第2回かごしま「GIGAスクール」推進市町村連携部会 → 端末や各種アプリ等について企業プレゼンを実施
9	○ 第3回 かごしま「GIGAスクール」推進市町村連携部会 → 共通仕様書についての意見収集
11	○ 市町村の端末整備に関する需要調査②(県調査) ○ 第2回かごしま「GIGAスクール」推進協議会
12	○ 市町村の端末整備に関する需要調査③(県調査)
1	○ プロポーザル実施及び業者決定
2	

4. 連携の効果

1. 経済的効果

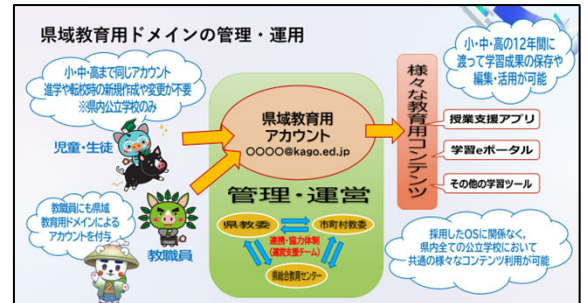
- 共同調達により端末単価が低減。
- 運搬費や調整コストが軽減(特に離島地域で効果が大きい)。
- 廃棄業務を委託業務範囲としたことで市町村の負担が軽減。

2. 行政効率の効果

- 自治体が慣れない仕様書作成や入札事務を行わないことで事務処理が低減。
- 情報共有が進み、県内のICT運用レベルが均質化。

3. 教育的効果

- 共同調達と同時に、全児童生徒、教職員に県域アカウントを付与したことで、データ移行等がスムーズ。
- 進学・転校した場合もデータが引き継がれる。
- 教員の異動時もスムーズに環境移行が可能。



県域アカウントによる教育的効果

5. 苦労した点・課題

1. 市町村のニーズが多様で、予算に収まらない要望も多いことから、要望調整・合意形成に時間がかかる。
2. 端末廃棄や保守契約などの要望を可能とする選択パッケージの整理に時間を要した。

6. 工夫した点・成功のポイント

(県から市町村への丁寧な説明)

1. 共同調達のメリット・デメリット、経緯や調達方法についてを丁寧に説明
2. 応用パッケージの選択肢や内容についても市町村ごとに説明
3. 市町村の要望に可能な限り対応
4. 予算枠内での調整が必要な場合は業者と協議しながら対応

(パッケージの柔軟性)

1. 市町村のニーズに応じて、パッケージの内容を柔軟に調整
- (教育委員会間の情報共有)
1. 県教育委員会が共同調達を主導
 2. 共同調達に関する資料や情報は随時共有
 3. 教育委員会同士の連携が重要な成功要因

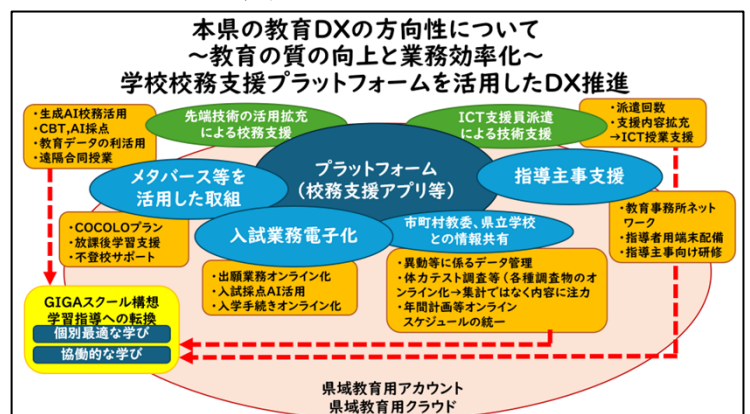
7. 今後の予定(校務支援システムの共同調達による導入)

【現状】

- 校務支援システムは自治体、学校種ごとに契約しており、統一されていない。
- ICT活用が進む一方、システムが多様で統一性がなく、県域で異動する教職員の負担が大きく、業務効率化が進んでいない。
- 県立学校と小中学校のシステム連携が課題。

【方向性】

- クラウド対応の校務支援システムを県域で共同調達により導入することを目指し、令和7年度中にプロポーザルを実施し、市町村ごとの契約時期に応じて、令和8年度から順次導入を可能とする。
- 業務の一元化が可能なクラウド環境を構築し、業務効率化を図る。



巡回型通級指導教室の開設

連携

複合化
(学校)

複合化
(公共)

1. 自治体

教育委員会名	鹿児島県教育委員会
担当部署	特別支援教育課
人口規模	—
児童生徒数(現→5年後)	—
連携年度	令和6年度～8年度(モデル事業)

2. 連携の背景・きっかけ

- 特別支援学級・通級による指導の現状
 - 特別支援学級在籍児童生徒数の増加に比べ、通級による指導の対象児童生徒数は伸びが緩やか
 - 自校通級、他校通級は実施済みであった一方、巡回型の通級による指導は未実施
- 通級による指導が広がらない要因
 - 通級による指導に対する市町村教育委員会、保護者、教職員の理解が不足、指導者の専門性が不足
 - 自校に通級指導教室がない場合、他校の通級指導教室までの移動・送迎が困難
- 市町村での課題
 - 通級による指導が必要な児童生徒のニーズの把握が難しく、見通しを立てづらい
 - 市町村によって支援体制の差が大きい

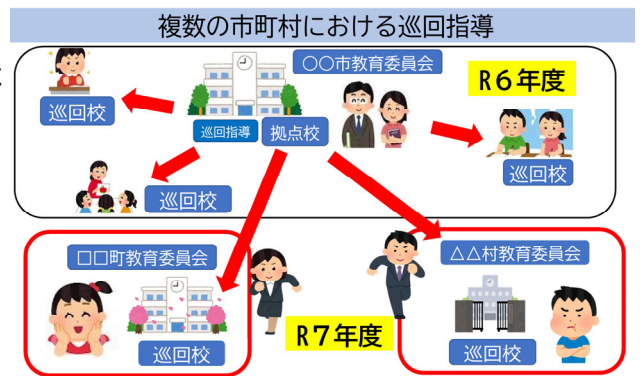
3. 連携の内容(モデル事業の実施)

【目的】

県内3地区で巡回型の通級による指導を実施し、課題と改善策を検討・共有することで、市町村による主体的な導入を促進する。

【内容】

- モデル地区3市の3校(各拠点校に加配教員1人配置)における巡回型の通級による指導の実施
モデル校:薩摩川内市立亀山小学校、鹿屋市立鹿屋小学校、奄美市立名瀬小学校
- 通級による指導についての理解促進や対象者の把握、合理的配慮の提供の現状把握や周知のための学校訪問
- 研修等
特別支援教育に関する専門性向上(通級による指導や自立活動の趣旨・目的及び概要、通級による指導の対象となる障害の種別に関する専門的な知識・技能等)に向けた研修等を年間を通じて設定
 - 巡回型の通級による指導スキルアップ研修会(オンライン) 年間3回
 - 連絡協議会(対面、オンライン) 年間2回



モデル事業の実施状況

	薩摩川内市			鹿屋市			奄美市
巡回指導担当教員数	3名			3名			1名
巡回指導児童数・学校数	A 10人 B 11人 C 13人 計 34人	6校 4校 4校 10校		A 17人(中④) B 4人 C 1人 計 22人	4校 2校 1校 7校		A 9人 7校
巡回児童総数・学校総数	計 34人 10校			計 22人 7校			計 9人 7校
1週間の巡回指導時数	A 10 5 15時間			A 17 0 17時間			A 9 3 12時間
1週間の総授業時数	B 11 3 14時間 C 13 2 15時間			B 4 7 11時間 C 11 1 12時間			
1週間の巡回日数	A 4日 B 4日 C 4日			A 4日 B 2日 C 1日			A 4日
巡回のエリア(最も近い・遠い場所)	3キロ 10分 2.5キロ 3.5分			1.6キロ 5分 9キロ 20分			12.7キロ 25分 43.5キロ 70分
保護者、在籍学級担任、特支コーディネーター等との連携について(〇:加入、●:課題)	<input type="radio"/> 連絡調整のために校務支援システムの活用 <input type="radio"/> 巡回校の校内研修への参加 <input checked="" type="radio"/> 保護者との情報交換			<input type="radio"/> 保護者への授業参観の呼び掛け <input type="radio"/> 担任との交流の場の設定 <input checked="" type="radio"/> 担任との情報交換			<input type="radio"/> 保護者、学校職員への授業参観の呼び掛け <input checked="" type="radio"/> 巡回校の特別支援体制の整備、関心度
指導形態	個別指導 複数教師と2~3人の小集団			個別指導			個別指導

3. 連携の内容(モデル事業の実施)

【市町村教育委員会への情報提供】

令和6年度

1. モデル事業1年目の報告書作成・配付
2. 連絡協議会における情報提供

令和7年度

1. 通級による指導マニュアルの作成作業
2. 指導主事等会議における協議
3. 連絡協議会における情報提供

令和8年度(予定)

1. 通級による指導マニュアルの配付
2. 多様な学びの場に関するシンポジウム開催
3. 連絡協議会における情報提供

4. 連携の効果

1. 教育的効果

- 児童生徒に「最もふさわしい学びの場」を提供しやすくなる
- 個別最適な学びが実現

2. 経済的効果

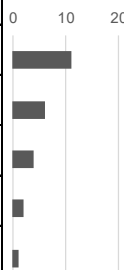
- 遠隔地への通級が減り、保護者の負担が軽減

3. 地域的効果

- 離島・へき地における学びの保障につながる
- 学校間連携により、地域教育力の向上が期待できる

保護者アンケート調査の結果

回 答	回答数
保護者の送迎の負担がない	11
子供の移動の負担がない	6
これまで移動のため受けられなかった在籍学級の授業を受けることができる	4
子供の指導の様子を見ることができる	2
指導者と連絡がとりやすい	1



5. モデル事業で見えてきた課題

1. 事前準備

- 年度末に教員の配置が決まるため、十分な準備期間が確保しにくい

2. 費用面

- サテライト会場の使用料等、予算の確保

3. 移動に係る負担

- 巡回に係る移動時間が長くなるケースがあり、担当教員の負担が大きい

4. 通級による指導が必要であるという判断の難しさ

- 通級による指導が必要であるという判断基準が教職員や保護者に理解されにくい
- 市町村によって判断が異なる

保護者アンケートから

- 指導場所の違いにより、トランポリンなどの教材が使えず、指導の工夫が必要
- 指導担当者との情報共有手段がファイル1冊のみで、週1回では不十分
- 子供の通級指導中の様子が保護者に伝わりにくく、情報が子供経由のみ
- 送迎がないため、指導者と保護者が直接話す機会がなく、日常の変化を共有しづらい

6. 今後の予定

1. モデル事業終了後の展望

- 県内全域への展開を視野に検討
- 通級による指導マニュアルを策定し標準化

2. 市町村と県の連携強化

- ニーズ把握と情報共有の仕組みを強化
- 市町村が主体的に取り組めるよう県が助言、研修を実施
- 離島地域については特に手厚い支援を継続

市立小学校への県立特別支援学校(小学部)の複合化

連携

複合化
(学校)複合化
(公共)

1. 自治体

教育委員会名	習志野市教育委員会
担当部署	教育総務課
人口規模	10万～20万人
児童生徒数(現→5年後)	12,787人 → 11,637人
連携年度	検討・協議:平成19～24年度、複合化:平成27年度～

2. 連携の背景・きっかけ

- 市内の児童が隣の八千代市の県立特別支援学校まで約1時間かけてスクールバス通学しており、渋滞時はさらに長時間かかり通学負担が大きかった。
- 児童の通学負担の軽減と、特別支援教育のニーズが増加したことへの対応が必要となり、市から県へ強く要望した結果、県が特別支援学校の新設を決定した。
- 袖ヶ浦東小学校の校舎内にあった袖ヶ浦東幼稚園が閉園になり、跡地への新設が可能となった。

3. 複合化の内容

【複合化施設】

- 習志野市立袖ヶ浦東小学校(既存校)
- 千葉県立習志野特別支援学校(小学部)

【施設の概要(特別支援学校)※設置時点】

- 開校 平成27年4月
- 想定規模 小学部児童 42人規模
- 想定学級数 8学級(普通学級6、重複学級2)

【複合化の基本的な枠組み】

- 新築ではなく、既存小学校内施設(旧袖ヶ浦東幼稚園跡施設等)を活用
- 特別支援学校は「分校」ではなく「本校」として設置

【施設の使い方(複合化・共用化の内容)】

- 専用:特別支援学校専用教室等(行政財産の無償貸付)
- 共用:体育館、特別教室、グラウンド(行政財産の使用許可(公益性を踏まえ使用料免除))
- 小学校の既存機能を維持したまま複合化を実施

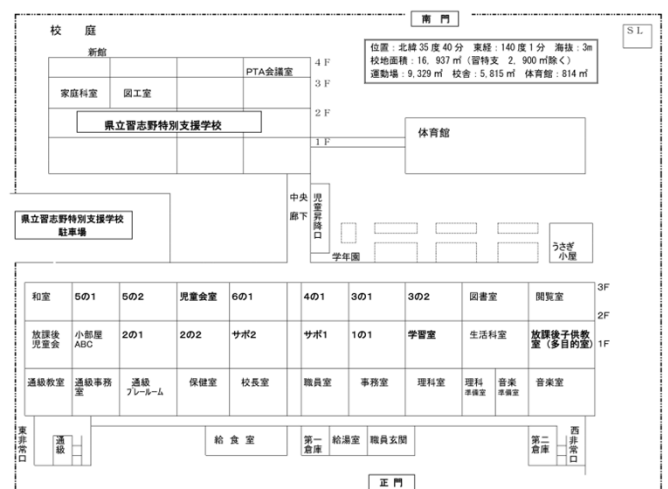
【運営ルール・調整体制】

- 使用貸借契約書、学校運営についての覚書を締結し、施設使用・費用負担・管理区分を明文化
- 体育館・グラウンド等の使用について調整のためのルールを設定
- 月1回程度、小学校と特別支援学校の教職員間で定例的な調整(スケジュール調整等)を実施

【給食】

- 給食は市の給食センター方式を共用
- 同一メニューを基本とし、必要に応じて二次調理で対応
- 小学校児童と特別支援学校児童が同じ給食を食べる運用

配置図



【主な改修工事】

- ✓ エレベーター設置
- ✓ トイレ改修
- ✓ 空調設備の設置
- ✓ 段差解消のバリアフリー
- ✓ 手すり等安全対策等

出典:習志野市教育委員会提供資料

4. 複合化までの経緯

【市から県への働きかけ・検討開始段階】

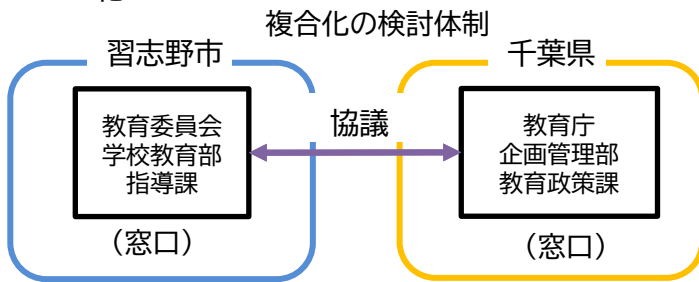
- 市内には特別支援学校がなく、平成19年度から千葉県に要望を出していた
- 県立八千代特別支援学校が過密で、その緩和という背景もあった
- 市内設置の必要性を県に伝えていた

【検討・計画段階】

- 平成19年度から21年度にかけて要望を行い、その後、県で検討が始まった
- 県立特別支援学校整備計画が策定され、その流れの中で市との協議が行われた
- 新築ではなく、既存施設を活用する方向で検討が進められた

【地域・議会調整段階】

- 地区まちづくり会議で概要を説明
- 町会長、民生・児童委員に対して説明
- 地域住民説明会を複数回行い、経緯や今後のスケジュールを説明
- 市議会・県議会での説明や請願採択を経て事業化



複合化までの経緯

時期	経緯
平成19～21年度	千葉県教育委員会等へ要望
平成23年3月	「県立特別支援学校整備計画」を県教育委員会が策定
平成23年10月	県議会において、習志野市に特別支援学校の開設についての請願が採択される
平成25年6月	袖ヶ浦東地区まちづくり会議で「特別支援学校開設について」概要説明
平成25年7月	県補正予算にて、開設のための改修工事に伴う設計費を予算計上される
平成25年11月	袖ヶ浦東地区まちづくり会議において、「県立特別支援学校の開設に係る地域住民説明会」の開催を説明
平成25年12月	袖ヶ浦4、5、6丁目町会長及び民生・児童委員に対して、「特別支援学校開設について」概要説明 地域住民説明会の開催(これまでの経緯、新設の概要及び今後のスケジュール等について) 平成25年習志野市議会第4回定例会で「習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」が議決され、袖ヶ浦東幼稚園の廃園届を県に提出
平成26年2月	平成26年習志野市議会第1回定例会の重要事項説明において、市議会議員に対して「(仮称)県立習志野特別支援学校の開設について」概要説明
平成26年3月	袖ヶ浦東幼稚園廃園
平成26年6月	袖ヶ浦東地区まちづくり会議において、「学校保護者説明会」の開催を説明
平成26年7月	保護者説明会の開催(今後のスケジュール等について) 県からの教育財産の使用許可申請書を受け、教育財産の使用許可通知
平成26年10月	平成26年第10回教育委員会において、教育財産の無償貸付契約(建物の専有部分)について議案を議決
平成26年12月	平成26年習志野市議会第4回定例会において、教育財産の無償貸付契約(建物の専有部分)に関する議案を議決
平成27年4月	県と教育財産の無償貸付契約(建物の専有部分)を締結。 県からの教育財産の使用許可申請書(建物の共有部分)を受け、教育財産の使用許可及び免除通知 県立習志野特別支援学校の開校

工事設計平成25年度

工事(平成26年8月～平成27年3月)

出典:習志野市教育委員会 平成26年第6回定例会資料 一部加筆・加工

5. 複合化の効果

1. 教育的効果

- 県立習志野特別支援学校(小学部)が市内に設置され、児童の通学先が市内となり通学負担軽減
- 学年単位での共同学習(例:小学校3年生と特別支援学校3年生)を実施
- 日常的に児童同士が同じ空間で学校生活。いつでも行き来できる環境にあり、互いの作品を見合ったり、音楽を聴き合ったりしている。
- 教職員間で日常的な連携・情報共有
- 給食を同一給食センターから提供し、同一メニューを基本(必要に応じ二次調理を実施)

2. 経済的効果

- 特別支援学校設置に伴う改修工事費は千葉県が負担
- 維持管理費等を一部千葉県が負担することにより、市の施設運営に係る負担が軽減

3. 地域的効果

- 地域内に障がいのある児童が通学する学校が設置
- 開校前に地域住民説明会を実施し、地域に開かれた学校

4. 公有財産の活用

- 閉園した袖ヶ浦東幼稚園跡施設を活用
- 既存小学校施設(校舎・体育館・グラウンド)を活用

6. 行政財産(教育財産)の貸付等について

【専用部分の扱い】

- 特別支援学校が専用で使用する部分については、行政財産の「無償貸付」として整理している
- 無償貸付にあたっては、市議会の議決を経ている

【共用部分の扱い】

- 体育館、グラウンド等の共用部分については、行政財産の「使用許可」として整理している
- 共用部分の使用については、公益性を踏まえ、使用料を免除している

【改修工事時の扱い】

- 平成26年度の改修工事においても、行政財産の使用許可により対応している
- 改修工事は千葉県が実施している

1. 自治体

教育委員会名	長野県教育委員会
担当部署	特別支援教育課
人口規模	—
児童生徒数(現→5年後)	—
連携年度	平成18年度～

2. 連携の背景・きっかけ

- 平成15年度より養護学校地域化推進協議会を立ち上げ、平成16年に「ノーマライゼーション理念」に基づき、障がいのある子どもと障がいのない子どもが地域で共に学ぶことができる教育環境づくりを進めることを目的として進めてきた。
- 当時、特別支援学校(旧養護学校)の後期課程生徒が増加し、教室不足の懸念もあったため、「地域化」を掲げ、市町村に対し分教室設置を呼びかけ、保護者や市町村が、子どもたちを地元で学ばせたいという要望とも合致した。

3. 複合化の内容

【長野県特別支援学校整備基本方針】

2 学びの改革 (2) 身近な地域での学びの充実 ② 分教室の設置 今後の方向性

《小・中学部分教室》

○ 児童生徒の著しい遠距離通学の負担を解消し、身近な地域で専門的な教育が受けられるようにするために、市町村と連携して地元の学校の空き教室等を活用した分教室の設置を推進します。

出典：長野県特別支援学校整備基本方針 2021年(令和3年)3月

1. 制度的枠組み・執行体制

- 県教育委員会、市町村教育委員会、設置校(小中学校)、特別支援学校の4者で協議。
- 「分教室設置協議会」を各地域で設置。
- 県のモデル事業として、駒ヶ根市と佐久穂町で実施。
- 協議会方式により設計・改修・運営方法を検討し、役割分担を明確化。
- 協定書を締結(施設利用・Wi-Fi・給食等)。
- 施設の改修費は県と市町村で協議。分教室の児童生徒の健康・安全の責任は県が負う。
- 学校給食費(備品・修繕費、人件費)は市負担、消耗品費等の管理経費は食数に応じて算出。

2. 校舎・設備の改修等

- 特別支援学校が恒常的に使用する普通教室等(専用)を小中学校内に設置。
- 音楽室・理科室、体育館・校庭・昇降口は共用し、児童生徒動線は調整。
- 冷暖房設備:小中学校と同時期(令和元年前後)に整備。

3. 給食

- 設置校の給食を特別支援児童生徒も同じメニューで利用。
- 調理・配膳体制も共通(自校・センター方式)。

長野県特別支援教育 分教室の設置

県立学校	市町立学校	複合化開始
長野県伊那支援学校	駒ヶ根市立中沢小学校 駒ヶ根市立東中学校	平成20年 平成22年
長野県小諸支援学校	佐久穂町立佐久西小学校 佐久穂町立佐久中学校	平成18年 平成18年

3. 複合化の内容



※ 校舎、体育館、プール、グラウンド、駐車場を共用

出典：長野県提供資料

4. 複合化の効果

1. 教育的効果

- 通常学級と特別支援の児童生徒が、授業や学校行事等を通じて日常的に関わる機会が生まれている。
- 特に、運動会や音楽会などの行事については、小中学校と特別支援学校の教職員が共同で企画・運営する取組が行われており、児童生徒同士の関わりに加え、教職員同士の相互理解や連携が深まっている。
- これらの教育的効果については、定量的な指標による検証ではなく、現場における実践を通じた認識として把握されている。

2. 経済的効果

- 新たな校舎整備を行うことなく対応が可能となり、施設整備に係る負担の抑制が図られている。

- また、既存施設を活用することにより、比較的早期に学習環境を整備することができた点も、運営上の効果として認識されている。

3. 地域的効果

- 特別支援学校の分教室を地元の小中学校内に設置したことで、通学距離の短縮や保護者の送迎負担の軽減につながっている。
- また、地域の学校を学びの場とすることで、児童生徒が地域の行事や学校生活に関わる機会が生まれ、学校・地域・関係機関が連携して支援を行う体制づくりが進められている。

5. 課題・工夫した点・要望

1. 運用面

- 教員の兼務(養護教諭不在)により健康診断は本校で実施するため、児童生徒はスクールバスで本校へ移動(健診・行事対応)が必要。
- 教員用ネットワーク(LAN)は市と県で別であり、児童生徒用ギガスクール対応は協定により市のものを共用。
- 行事調整は学校間で日程を調整(1日ずらしなど柔軟に対応)。

2. 合意形成・地域との調整

- 地域の要望を基本とし、県と市町で協議を重ね実施。
- 保護者への説明会を複数回実施。
- 入学先は保護者選択制(分教室または本校)。

3. 教室の改修費用の負担

- 改修費について、手続きが簡易で、市町村の負担が少ない使いやすい補助金があると良い。

6. 今後の予定・他の自治体へのアドバイス

1. 引き続き、地元のニーズと市町村からの要望等により、必要に応じて市町村の小中学校に分教室の設置を進めていく。
2. 市町村の理解がまず欠かせない。小中学校内に特別支援学校ができることに小中学校では戸惑いもあったと思うが、インクルーシブ教育の重要性が高まる中、長い年月をかけて分教室があることのメリットを十分に感じていただけたところまで来たと感じている。徐々に良い関係をつくっていくことが必要。

1. 自治体

教育委員会名	長崎県教育委員会
担当部署	教育環境整備課、特別支援教育課
人口規模	—
児童生徒数(現→5年後)	—
連携年度	令和3年度～、令和7年度～

2. 連携の背景・きっかけ

1. 近隣に特別支援学校がなく、遠距離通学や寄宿舎生活という負担が生じていた。
2. 保護者から「小中学校段階において地元で学ばせたい」という強い要望があった。
3. 長崎県特別支援教育推進基本計画第4次実施計画(平成30年)で分校の開設が明記された。
4. 新校舎建設に比べて既存校舎活用は費用面や工期面で有効と認識された。
5. 通学負担の軽減を図りたい市側と、効率的な整備を進めたい県の意向が一致した。

3. 複合化の内容

1 配置形態

- 既存の市立中学校校舎の余裕教室を活用し、県立特別支援学校分校の教室として改修している。
- 校舎内では、特別支援学校が専用で使用する区域と、中学校と共用する区域を整理し、体育館・プール・グラウンド等は共用施設として運用している。
- また、工事期間中や供用開始後の安全確保のため、児童生徒の動線分離や仮設通路の設置などについて、県と市で調整を行っている。

2 改修工事(県負担)

- 特別支援学校の設置に伴う改修工事については県が主体となって実施しており、校舎内外のバリアフリー化を含め、児童生徒の安全な移動や利用に配慮した整備が行われている。
- 具体的には、スロープ設置や動線上の段差解消などについて、各市と協議しながら検討・対応している。

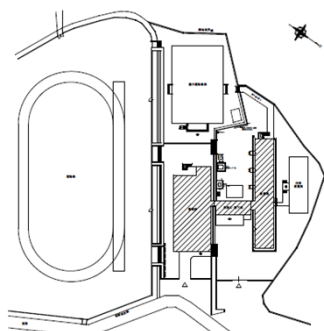
3 市の役割分担

- 市は、特別支援学校分校の設置に先立ち、既存備品の撤去や教室確保に伴う移設工事を担当している。
- また、校舎や敷地が中学校と共用となることから、体育館やグラウンド等の利用調整、敷地管理について、学校および県と連携しながら対応している。

長崎県立特別支援学校 分校の設置

県立学校	市立学校	複合化開始
佐世保特別支援学校北松分校	平戸市立田平中学校	令和3年4月
時和特別支援学校西彼杵分校	西海市立大瀬戸中学校	令和7年4月
虹の原特別支援学校対馬分校	対馬市立厳原中学校	計画中

3. 複合化の内容



※ 校舎、体育館、プール、グラウンド、駐車場を共用



【時和特別支援学校西彼杵分校】

平面図(一部)

出典:長崎県提供資料

4. 複合化の効果

1. 教育的効果

- 特別支援学校の児童生徒と中学校の生徒が、日常的に自然な形で触れ合う環境が整備されている。
- 体育的行事、文化的行事、体験活動等において、合同で取り組む機会が設けられている。
- 近隣に特別支援学校が設置されていなかった地域において、寄宿舎への入舎や遠距離通学を回避でき、通学負担の軽減が図られた。
- 市立中学校内に分校を設置することで、地元で学ぶ選択肢が確保されている。

2. 経済的効果

- 特別支援学校分校の運営費を県と市で分担し、それぞれの運営費用の削減につながっている。

3. 地域的効果

- 開設した特別支援学校分校が、地域における特別支援教育のセンター的役割を担っている。地域の学校からの相談対応や研修等への協力を担う拠点として機能している。
- 地域施設での校外学習や、地域住民をゲストティーチャーとして招く活動に取り組みやすくなっている。

4. 公有財産有効活用

- 既存の中学校の余裕教室や施設を活用することで、施設の有効活用につながっている。

5. 課題・工夫した点

1. 工事の動線確保・安全対策・バリアフリー

- 仮設通路の設置や動線の整理を行い、工事期間中も安全に移動できるよう配慮した。
- 雨天時の移動についても想定し、濡れずに移動できるルートの確保を検討した。
- 停電の実施時期や時間帯について、学校行事等への影響を最小限とするよう、学校と事前調整を行った。
- 校舎配置や利用動線を踏まえ、スロープ設置等の対応について、県・市・学校で協議しながら対応した。

2. 開校前の不安軽減に向けた対応

- 工期が開校直前まで及ぶことを想定しつつ、開校式前に校舎公開日を設け、児童生徒や保護者が新しい校舎に親しみと安心感を持てるよう計画した。

3. 横断的な検討体制

- 県教育委員会内の関係課(教育環境整備課、総務課、体育保健課、特別支援教育課)が、それぞれの所掌に応じて市教育委員会等と協議・検討を行う体制を構築した。

【長崎県の特別支援教育推進における基本方針】

○ 障害のある子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生きていくために、「生きる力」の育成を目指し、自立や社会参加に向け、一人一人の障害の状態やニーズに応じた教育の充実を図ります。

○ 障害のある子どもたちが地域社会の一員として、できる限り身近な地域で専門的な教育を受けられるようにするとともに、学校教育と関係機関等が連携・協働し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した指導や支援の充実を図ります。

○ 障害のあるなしやその他の個々の違いを認め合い、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の実現に向けて、**全ての学校において「インクルーシブ教育システム」構築**に向けた特別支援教育を推進するとともに、県民への理解・啓発に取り組みます。

出典:第二期長崎県特別支援教育推進基本計画(令和3年9月)

1. 自治体

教育委員会名	青森県教育委員会、青森市教育委員会
担当部署	県(義務教育課)、市(教育委員会)
人口規模(青森市)	20万人～30万人(中核市)
児童生徒数(現→5年後) 青森市	16,189人 → 14,061人
連携年度	平成11年度～

2. 連携の背景・きっかけ

1. 青森県の教護院である「青森県立青森学園」では、入所児童への学校教育が導入されていなかった。
2. 教護院から児童自立支援施設への過渡期で、教護院側から学校教育の導入が強く望まれていた。
3. 平成9年の児童福祉法改正により、児童自立支援施設(旧教護院)入所児童に対して学校教育を実施することが義務化され、これを受けて学校教育導入の検討が開始された。
4. 検討にあたっては、県児童家庭課、県教育関係部局、青森市教育委員会など関係機関が協議を行った。(青森学園あり方検討分科会)
5. 平成10年度から施設の名称を「青森県立子ども自立センターみらい」に変更。また、学校教育の実施形態として、分教室方式が選択された。
6. 平成11年4月、青森市立横内小学校及び横内中学校の分教室として、「合子沢分教室」が施設内に設置され、既存施設を活用して運営されている。
7. 分教室設置にあたり、行政財産の使用許可を受け、毎年度更新する仕組みが採られている。
8. 学校教育の導入にあたっては、検討会議を重ね、導入時期や運営方法、関係機関の役割分担を整理した上で実施された。

子ども自立センターみらいと横内小中学校合子沢分教室の複合化の流れ

年月	機関等	背景・経緯
平成9年9月11日	国	「児童福祉法等の一部を改正する法律」公布。 児童自立支援施設入所児童に対する学校教育の導入が義務化。
平成9年度	青森県健康福祉部等	法改正を受け、児童自立支援施設における学校教育導入について検討開始。 (青森学園あり方検討分科会)
平成10年度	青森県児童家庭課等	学校教育実施促進に向けた検討会議を開始。(学校教育実施促進検討会) 導入方法、教育内容、運営体制、経費負担区分等について協議。 先進事例の調査・共有を実施。 分教室方式により学校教育を実施する方針を決定。
平成11年4月	青森県・青森市	青森県立子ども自立センターみらい内に、青森市立横内小学校・横内中学校の 「合子沢分教室」を設置。 学校教育を開始。
平成11年度以降	青森市教育委員会	県有施設(子ども自立センターみらい)の行政財産について、使用許可申請を 行い、分教室として継続使用。

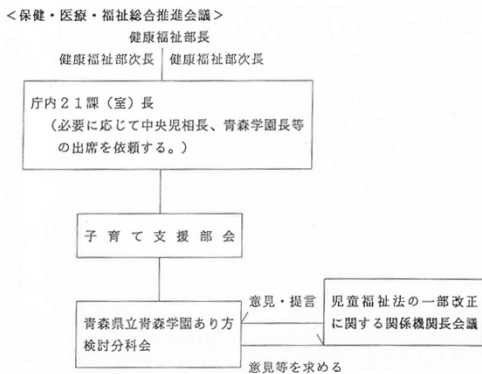
3. 分教室設置に伴う課題

1. 児童自立支援施設という生活の場と、学校教育を同一施設内で運営するため調整が必要であった。
2. 教育委員会と児童福祉部局という異なる行政分野間での連携・役割整理が求められた。
3. 施設共用に伴い、教室・設備の使用区分や管理方法の整理が必要であった。
4. 学校教育を実施するための教職員配置や指導体制の確保が課題であった。
5. 生活指導と学校教育を両立させる教育内容・運営方法について継続的な検討が必要であった。

4. 複合化の内容

【検討体制】

青森学園あり方検討分科会の位置づけ



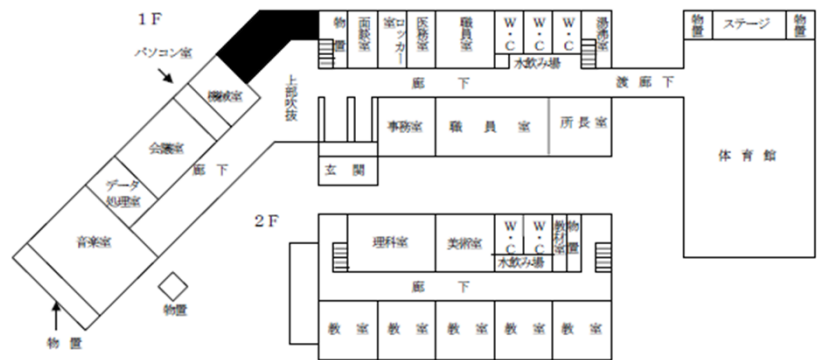
青森学園あり方検討分科会構成メンバー

青森県立あすなろ検討分科会構成メンバー(計16名)
青森県児童家庭課長補佐2名(うち1名会長)
青森県家庭福祉班長
健康福祉政策課主事
職業安定課地方職業指導官
職業能力開発課指導班長
教育庁学務課主幹
教育庁指導課主任指導主事
東地方福祉事務所福祉推進課長
中央(弘前、八戸)児童相談所業務課長
青森学園指導課長、同主幹
事務局(児童家庭課総括主査2名)

学校教育実施促進検討会議構成メンバー

学校教育実施促進検討会議構成メンバー(計13名)
青森市教育委員会 学務課長他2名
青森県教育委員会 義務教育班長他2名
中央児童相談所業務課長
子ども自立センターみらい 総務課長、指導課長
児童家庭課 課長他3名

1. 子ども自立センターみらいが保有する普通教室、特別教室、体育館、グラウンド、会議室などの設備や教育上必要となる現有備品などの行政財産については、使用許可申請に基づいて貸し出し。
2. 毎年、教育委員会による使用許可申請によって貸し出しを更新している。



【校舎 体育館 平面図】

5. 複合化の効果

1. 児童自立支援施設入所児童に対し、施設内において学校教育を実施する体制が整備されている。
2. 分教室において、生活指導と学校教育を組み合わせた教育活動が実施されている。
3. 既存の施設を活用することにより、新たな学校施設の整備を行うことなく対応している。
4. 本取組は法改正を契機として導入されたものであり、経済的効果を目的とした設置ではない。
5. 地域行事やボランティア活動への参加を通じて、地域住民との交流が行われている。

6. 課題・工夫した点

1. 児童自立支援施設入所児童に対する学校教育の導入に当たり、必要な制度設計について整理が行われた。
2. 児童福祉分野と学校教育分野との役割分担及び実施体制について、検討会議を通じて協議が重ねられた。
3. 県、市及び関係機関が参加する複数回の検討会議において、課題の共有や運営方法に関する調整が行われた。
4. 分教室の設置に際しては、定員や管理規則等を含む学校運営体制について整理が行われた。
5. 分教室においては、個別指導及び生活指導を通じて、児童の社会適応性の育成を図る教育が実施されている。

7. 複合化の検討

1. 児童福祉法の改正を契機として、分教室の設置を含む施設機能の見直しが行われた。
2. 検討分科会等を設置し、複数年度にわたる段階的な検討プロセスが整理された。
3. 児童福祉部局と教育委員会との役割分担について、明確な整理が行われた。
4. 分教室については、継続的な検討及び見直しを前提とした位置付けとされている。

1. 自治体

教育委員会名	愛知県教育委員会、春日井市教育委員会
担当部署	県(教育委員会)、市(教育委員会、尾東小中学校)
人口規模(春日井市)	30万人以上
児童生徒数(現→5年後) 春日井市	23,930人 → 21,843人
連携年度	平成30年度～

2. 連携の背景・きっかけ

1. 愛知県の児童自立支援施設である愛知学園内では、入所児童への学校教育の導入が課題となっていた。
2. 従来は「原籍校」に籍を置いたまま施設内で教育を受ける形が多く、正規の学校教育との整合性に課題があった。
3. 県と春日井市の合意により、尾東小・中学校を併設する形で平成30年度から学校教育を導入。

3. 複合化の内容

1. 愛知学園(児童自立支援施設)内に、市立尾東小学校・中学校を併設。
2. 全児童生徒は愛知学園の入所児童生徒であり、全員が寮生活を行う。
3. 小学校4～6年、中学校1～3年が対象。定員36名(男子2寮・女子1寮、各12名)。
4. 令和7年10月28日現在の在籍:男子18名・女子5名(計23名)。
5. 学校部分は春日井市立であり、教育課程・教職員配置は市教育委員会および県教育委員会が所管。
6. 愛知学園の生活指導部門は県福祉局が管轄。
7. 教育部門と福祉部門の複合化。
8. 法的には「市立学校」であるが、設置地および施設は県有財産(愛知学園内)。
9. 協定書を締結し、施設利用・管理責任・費用負担を定めた。
10. 教育部分の経費は県が負担(建物維持費、光熱費等)。
11. 教員人件費は県費負担教職員として配置。
12. 設置調整は県教育委員会・福祉局・春日井市教育委員会の三者で協議。

愛知学園と尾東小・中学校の複合化の流れ

年月	背景・経緯
平成9年	児童福祉法改正 (児童自立支援施設の長は、学校教育に規定する保護者に準じて、入所児童を就学させなければならない)
平成25年9月	厚生労働省、文部科学省から愛知学園に通知 「学校教育を早期に実施するよう積極的に取り組まれない」
～	春日井市、県健康福祉部(現:福祉局)、県教育委員会で検討を重ねる
平成29年6月	愛知学園学校教育準備委員会設置
平成30年4月1日	愛知学園内に春日井市立尾東小・中学校開校

3. 複合化の内容(つづき)

1. 施設の構成と管理
 - 建物および敷地はすべて愛知県が所有する県有財産であり、学校機能は愛知学園内に専用区画として設けられている。
 - 普通教室、特別教室、職員室等は市立学校の専用部分として使用され、体育館、運動場、プール等は愛知学園と調整の上で共用されている。
 - 施設の改修・修繕・維持管理並びに教材・授業用備品等は県が負担し、学校医に係る経費及び団体・大会等負担金等は市が負担している。
 - 施設利用や管理責任、費用負担については協定書(覚書)により整理され、県福祉局が所管している。
2. 教育体制・学級編成
 - 教職員は校長を含め県費負担で配置されている。
 - 学級編成は、小学校4～6年生の複式学級と、中学校各学年1クラスとしている。
 - 児童生徒は概ね1年前後で入退所し、在籍者は随時入れ替わる。
 - 教育課程は市立学校に準拠し、施設の特性を踏まえた生活指導と連動した教育を実施している。
 - 寮生活での状況は、学校と愛知学園の職員間で日常的に共有され、生活支援と教育支援の一体的な対応が図られている。
 - ICT環境(GIGAスクール端末等)は市教育委員会が整備・運用している。

4. 複合化の効果

1. 教育的効果
 - 授業において、愛知学園職員が教員の指導補助に当たることで、児童生徒が安心して学習できる環境が確保されている。
 - 教職員と愛知学園職員は、朝夕の打ち合わせ等を通じて情報共有を行い、個々の児童生徒の状況に応じた支援・指導が可能となっている。
 - 教職員が寮での生活指導を参観することで、生活面の様子を教育活動に生かしている。
 - 教育と生活指導の連携により、安定した学校生活の形成につながっている。
2. 経済的・社会的効果
 - 県・市の教育委員会と県福祉局が連携した包括的な支援体制が構築されている。
2. 経済的・社会的効果
 - 既存の県有施設を活用することで、新たな校舍整備を行うことなく学校機能を導入している。
 - 市としても新設校舍を建設せずに教育機会を提供できている。
 - 県と市が役割分担し、教育と福祉を一体的に提供する仕組みが整備されている。

5. 課題・工夫した点

1. 課題・苦労した点
 - 設置に向けて、県と市の管理責任や経費負担の整理に時間を要した。
 - 愛知学園が福祉局所管の県有施設であるため、県と市の教育委員会との調整が必要であった。
 - 県有財産の使用や協定書締結など、制度面の整理が求められた。
 - 入所児童の入退所が随時発生するため、年度途中での学籍管理や評価が難しい面がある。
 - 児童自立支援施設の特性から、教職員には専門性の高い対応が求められる
2. 工夫・成功要因
 - 県(教育・福祉)と市が十分に協議を重ね、知事・市長レベルの合意を基礎に制度設計を行った。
 - 現場では、教職員と学園職員が日常的に情報共有を行い、共通理解を形成している。
 - 協定書により、施設管理・運営および責任分担を明確化したことが、安定した運営につながっている。
 - 県教育委員会が教員配置や制度面で調整を行ったことが、円滑な運営に寄与している。
3. 合意形成・地域調整
 - 設置に当たっては、県知事と市長の合意を基礎とし、教育委員会間で運用面の協議を重ねた。
 - 施設が学園敷地内で完結するため、周辺地域への影響は限定的である。
 - 保護者や関係機関とは、必要に応じて連携を図っている。
 - 県知事のリーダーシップによるところもあった。

6. 協定等

1. 基本協定:愛知県と春日井市
2. 施設の使用に関する細目協定:愛知県健康福祉部(現:福祉局)と春日井市教育委員会
3. 教職員の人事:愛知県教育委員会と春日井市教育委員会

参考資料

3 都道府県と市区町村の意見交換会（静岡県）
詳細

静岡県意見交換会

市町と県が連携しながら学校再編等の検討を進める事例として、静岡県の事例があります。例えば、牧之原市では、学校再編に関する審議会等に県職員が参画し、市の検討に助言を行うなど、県が市町の取組を支援する形での連携が図られてきました。また、伊豆地域においては、生徒数の減少が進む県立高等学校の施設について、市町が教育施策や防災などの地域施策の観点から活用を検討する動きがあり、県と市町が連携の可能性を模索した経緯もあります。

このように、学校を取り巻く課題が複雑化する中で、市区町村単独では検討や調整が難しい論点が生じる場合もあることから、都道府県と市区町村が課題認識を共有し、今後の連携の在り方を整理することが課題解決に向けて有効と考えられます。

こうした背景を踏まえ、静岡県では、市町との連携に関する取組を整理し、課題や期待される役割を共有し、今後の取組につなげることを目的の一つとして、実務者会及び幹部会による意見交換会を実施しました。

実務者会は、学校再編や施設整備等に関する検討を担当する実務レベルの職員が参加し、課題の整理や具体的な対応方策、運用上の論点等について意見交換を行いました。続いて行われた幹部会は、教育委員会や関係部局の幹部職員が参加し、実務者会で整理された課題等を踏まえながら、今後の方向性や連携の枠組み、施策推進に向けた基本的な考え方について意見交換を行いました。

実務者会では、県の取組状況や全国の先進事例、アンケート結果を共有するとともに、市町からは建築・設備分野の専門職員不足、再編経験の乏しさ、住民合意形成の負担などの課題が挙げられました。

幹部会では、学校再編は数値基準のみで判断できず、教育の質や地域性、防災面を含めた総合的な判断の必要性が共有され、計画初期段階からの助言、技術的支援、合意形成支援、情報集約など、県に期待される役割が議論されました。

今後は、再編の進捗段階に応じた支援内容の明確化と、市町が早期に相談できる体制整備を進め、県と市町が継続的に連携して検討を重ねていく方針が共有されました。

(ア) 意見交換会概要

		実務者会(対面, オンライン)	幹部会(対面, オンライン)
目的		少子化時代に対応した小中学校の適正配置と教育の維持向上に係る在り方や課題, 必要な方策についてソフト・ハードの両面から意見交換を行い, 知見の共有や今後の取組につなげる	
実施日		令和7年9月17日	令和7年10月16日
出席	市町 教育委員会 (全35市町)	学校教育, 学校施設担当課長他 (8市町出席)	教育長他教育委員会幹部職員 (9市町出席)
	県 教育委員会	教育部参事, 義務教育課長, 教育施設課長他	教育長, 教育部長, 教育監, 部参事, 義務教育課長, 高校教育課長, 特別支援教育課長, 教育施設課長他
コーディネーター		静岡大学教育学部准教授	—
アドバイザー		(株)ファインコラボレート研究所	静岡大学教育学部准教授 (株)ファインコラボレート研究所
意見交換議題		<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の適正規模・適正配置に向けた連携方策 ● その他の連携方策 	(実務者会での意見報告) <ul style="list-style-type: none"> ● 県から市町への支援(県に期待する役割) ● 県と市町との連携協力

(イ) 実務者会での主な意見

項目	主な意見
連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と市町の連携が十分に進んでいるとは言えない ● 連携の具体のメリットが見えにくい ● どの段階で県に相談すれば良いかわからない ● 県からの技術職員の派遣や補助金に関する助言により住民説明や合意形成が円滑に進んだ
市町が抱える課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画初期段階における「教育の在り方」と施設再編の整理が難しい ● 再編方針の示し方によって、住民理解や合意形成の成否が左右される ● 建築・設備に関する専門的判断を行う体制が市町内にない ● 小規模校を地域に残す判断と教育効果の整理が難しい ● 特別支援教育の増加や施設老朽化への対応が喫緊の課題となっている ● 津波や土砂災害など、防災面を含めた総合的判断が必要である
市町単独での課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築・設備分野の専門職員が不足している ● 学校再編や新校整備の経験が不足している ● 住民合意形成に多大な時間と労力を要する ● 通学環境, 防災, 教職員配置などの複合的な課題がある
県に期待する連携支援(まとめ)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画方針段階での支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 適正規模・適正配置の考え方の整理 ● 「学びの在り方」と施設再編を結び付けた視点の提示 ● 大規模校・小規模校に関する考え方の整理 2. 技術的な支援(ハード面) <ul style="list-style-type: none"> ● 建築士等の技術職員派遣, 建築設備に関する専門的助言 ● 長寿命化, 複合化・共用化, 空き教室活用等の知見提供 3. 合意形成や運営面の支援(ソフト面) <ul style="list-style-type: none"> ● 住民説明や意見交換の進め方に関する助言 ● 地域学習や社会教育との接続に関する支援 ● 教職員配置や心理的負担への配慮に関する視点の共有 4. 情報集約と自治体間の橋渡し機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 文部科学省以外も含めた補助金情報の整理提供 ● 県内外の先進事例の集約共有 ● 市町が相談しやすい窓口や体制の明確化

(ウ) 幹部会での主な意見

項目	主な意見
共通認識	<p>1. 適正規模・適正配置は喫緊の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少は全国及び静岡県において想定を上回るペースで進行しており、学校の適正規模・適正配置は、小中学校のみならず高等学校や特別支援学校を含めた共通課題である <p>2. 数値基準だけでは対応できない課題がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校規模の基準や将来推計といった数値的整理に加え、以下の観点を踏まえた総合的な判断が必要 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 教育の質を確保する観点 ✓ 教育の空白を生じさせない配慮 ✓ 地域性や防災面への配慮 <p>3. 市町単独での課題への対応の限界</p>
市町からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 合意形成の重要性と丁寧な進め方が必要 ● 小学校再編については地域への影響が大きく、より慎重な検討が求められる ● 学校施設の老朽化が著しく、教育環境や防災面からも早急な対応が必要 ● 専門家の関与や県・国の支援も不可欠
県からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の適正規模・適正配置は、単発ではなく、継続的な議論と整理が必要 ● 学校再編の進捗や課題は市町ごとに異なるため、段階や状況に応じた意見交換や支援が重要 ● 実務者会及び幹部会での意見は、今後の県の支援の在り方を検討する重要な材料 ● 市町からの「相談先が分かりにくい」との声を踏まえ、県の相談体制(窓口)を整理する必要がある ● 学校再編は教育施設/補助金/人事等が関係するため、ソフト/ハードを横断する相談窓口が必要 ● 再編検討の初期段階から、市町が気軽に相談できる体制の整備が重要 ● 県教育委員会内の関係課(義務教育課, 教育施設課等)の連携を強化し、市町支援の役割を明確にする必要 ● 学校再編では住民理解と合意形成が不可欠であり、その進め方について県が助言できる余地がある ● 単なる統合ではなく、子どもたちにとってより良い新たな学校をつくるという発想で合意形成を図る必要がある ● 今後も意見交換会等を活用し、県と市町が継続的に意見交換しながら「一緒に考える」関係を続けていきたい ● 今回の意見交換を踏まえ、県として対応や支援の方向性を整理し、市町と共有していく

(工) 意見交換会まとめ

今回、静岡県と市町が実施した意見交換会は、学校再編や適正規模・適正配置にとどまらず、学校運営、施設整備、通学環境、教職員配置等、市町が直面する多様かつ複合的な課題を共有する有効な場となりました。

特に、市町単独では対応が難しい専門的知見の活用、制度設計の整理、財政面・技術面の助言、住民合意形成への支援などにおいて、継続的、かつ、市町の状況に応じた都道府県の連携・支援の有効性が確認され、市町の課題解決を後押しする実践的な枠組みであることが示されました。

少子化の進行や学校施設の老朽化、教職員不足、地域コミュニティの変化などの課題は、全国の多くの自治体に共通するものであり、本意見交換会で構築された県と市町の連携による検討手法は、他地域においても有効に機能すると考えられます。

このため、静岡県での取組を一過性の事例にとどめることなく、意見交換会の運営方法や支援内容、連携体制を整理・共有し、全国の都道府県・市町村に展開していくことが重要です。

国においても、こうした取組を好事例として位置付け、横展開を後押しすることで、市町の課題解決力の向上と持続可能な教育環境の整備につながるものと期待されます。